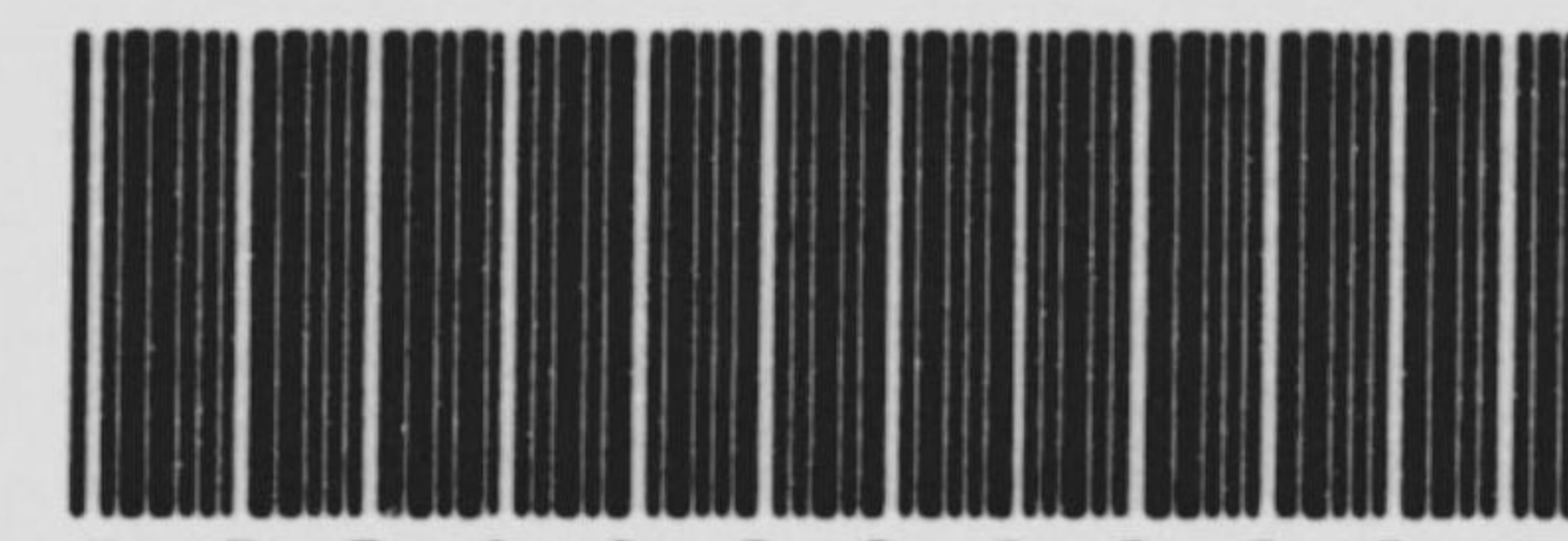


330.36

N249



0019292000

0019292-000

330.36-N249


内外経済問題辞典


大阪毎日・東京日日新聞社エコノミスト部・著

一元社

1938

ADA





IT4V-8



内外
經濟問題辭典

大阪毎日・東京日日新聞社
エコノミスト部 著

一元社 版

330.36
N24p



696312

序

正にスツルム・ウント・ドラングの時代である。経済の社会においても、新しい問題や困難な事件が踵をついで出沒し、その目まぐるしさは應接に遑がない。本書は、おこがましい企てではあるが、時代の要求に應ずる新しい経済問題の解説書として登場したつもりである。

エコノミスト同人は満洲事變の前後に「國際經濟問題解説」と題する一卷を公刊し、その後、前著の姉妹篇として「内外經濟問題解説」を出版した。内容は必ずしも具足してゐなかつたに拘らず、ともに同人の志望が酬いられて、エコノミストの編著としては比較的多くの發行部數を得た經驗をもつてゐる。

本書は前二卷の「問題解説」が時勢の求めに投じたことに刺戟されて企劃したのであるが、さすがに生みの苦しさは従來の比ではなかつた。公務の餘暇を窃んで筆をとつたとは

いへ、同人全員を總動員してなほ且つ一年有餘を要した。エコノミスト同人の編著にしてこれだけの長期間を要したものは曾つてなかつた。しかしそのおかげで、最近の重要問題は單に内地のみならず、滿洲、支那、歐米諸國に亘つて殆んど漏れなく網羅したつもりである。

○同人の編著は汗牛充棟とまではゆかぬが、既に相當の部數に上つた。しかしいはゆる辭典ものは今回を以て嚆矢とする。勞多くして功の成りがたきを身に泌みて痛感した。いま稿成り梓に上せられるに當つて、從來經驗しなかつた生みの喜びを感じる。

昭和十三年十月

木村 孫 八 郎 識

凡 例

- 一、最近數年間に登場した重要問題を網羅解説するに努めた。現在表面上問題になつてゐない事件でも、未解決の儘になつてゐるもの、或ひは現在の情勢に大きな影響を残してゐるものなどは、つとめてとり上げることにした。
- 二、問題の扱ひ方は、現状を解説するのみでなく、出来る限り發端にまで溯つて敘述するにつとめた。
- 三、滿洲及び支那に關聯するものは滿支篇に入れたが、我國自體の問題としての滿支に關するものは、内國篇に入れてゐる。また外國に關するものの中でも、我國と比較するために敘述したものの如きは、内國篇に編入されてゐる。
- 四、問題の配列の順序は、強ひて一定の基準に當て簞めず、自由な態度をとつた。蓋し普通の著作の如く順を逐うて通讀するといふ性質のものでなく、各問題は個々に獨立せるものだからである。

内 外 内 國 經 濟 問 題 辭 典 目 次

内 國 篇

【政治關係】	一	本營令	八	議案	一四
血盟團事件	一	内閣參議制	八	行政機構改革の軍部案	一四
輪廓—原因—結末	一	設置理由—意義—臨時内閣參議 官制—參議類振	八	經緯及内容—提案趣旨	一四
五・一五事件	二	國家總動員法	八	官吏制度改正問題	一五
輪廓—原因—結末	二	内容—平時の總動員規定—戰時 の總動員規定—各部門の統制方 法—成立經緯	八	經緯—要項	一五
神兵隊事件	三	國民精神總動員	一〇	日獨伊防共協定	一六
輪廓—原因—計畫の概要—結末	三	運動開始—國民精神總動員中央 聯盟	一〇	目的—日獨協定—日獨伊協定	一六
國體明徴問題	四	企畫院	二	防共陣營の活動	一七
美濃部事件—林内閣聲明	四	沿革—職能—構成—戰時下の機 能強化	二	伊國の滿洲國承認—帝國のフラ ンコ政府承認—滿洲とスペイン の相互承認—海外防共機關設置 —伊使節團の來訪—伊經濟使節 團の來朝	一七
永田事件	四	内閣情報部	二	【滿・支事變】	一九
輪廓—原因	四	沿革—職能—民間の參與	二	滿洲事變	一九
二・二六事件	五	國策研究會	三	發端—原因—經過—結果	一九
輪廓—經過—原因—その經濟影 響	五	目的—事業—活動狀況	三	上海事變	二〇
大本營	七	國力充實四ヶ年計畫	三	發端—事變の對象—停戰協定成 立	二〇
目的—政府と大本營の聯絡—大	七	目標—企畫院案概要—政務官會	三		

目 次

支那事變……………三〇

發端—原因—不擴大方針一擲—
對支不動方針確立……………三〇

戰時體制・準戰時體制……………三三

兩者之相異點—特殊の戰時體制
長期戰體制……………三三

經濟的意義—長期戰體制的發展
—見透し……………三三

對支和平四條項……………三五

內容—獨逸の和平斡旋經緯
大陸政策……………三六

意義—最近の推移
對滿事務局……………三六

沿革—職能—構成
日滿經濟共同委員會……………三七

目的—協定全支
【財政問題】……………三六

我財政機構……………三六

豫算—豫算編成、決算—豫算の
種類—會計年度及地方財政
我租稅機構……………三九

沿革—種類—地方稅の種類—稅
務の機關……………三九

我財政の發展……………三〇

大戰後の膨脹時代—收縮期に入
る—剩餘金の變遷—歳入歳出の
増加內容……………三〇

我財政の發展(續)……………三一

準戰財政時代—歳出膨脹因—歳
入の増加內容……………三一

支那事變下の財政……………三三

戰時財政の輪廓—長期戰對應の
財政—軍事費と増稅……………三三

公債の累増……………三四

赤字増大と公債—今後なほ増發
公債か増稅か……………三五

戰時財源調達法—公債と増稅
支那事變増稅……………三六

本稅の特徵—増稅の要綱
支那事變新稅……………三七

新稅の種類—新稅の要綱—増收
の内容……………三七

減免稅と部分的改正……………三九

臨時減免稅—部分的改正
地方財政の狀況……………四〇

歳出の膨脹—稅收入の減退……………四〇

【金融問題】……………四二

金融統制の趨勢……………四二

自主から強權へ—強權統制への
第一歩—短期戰統制から長期戰
統制へ—資金調整の再編成—起
債統制の強化……………四二

公債消化政策……………四三

意義—公債消化の經過—消化策
の積極化—積極から消極へ—事
變と消化策—インフレ策への轉
換—消化實況……………四三

短期公債發行問題……………四六

賀屋藏相の言明—短期債發行の
理由—財政の反對意見……………四七

國債優遇問題……………四七

沿革—效果……………四七

日銀制度改革問題……………四八

沿革—改革の中心—改革の事情
日銀機能の變化……………四九

商業金融機關として—政府の金
融機關化—工業金融機能の強化
日銀の見返り擔保制……………五〇

問題の焦點—沿革—制度の現狀……………五〇

—改正の目標……………五二

日銀條令改正延期……………五二

大藏當局の見解—改正反對論
保證準備擴張問題……………五三

沿革—問題の新段階
臨時資金調整法……………五三

制定の趣旨—運用の目標—法の
意義—二本建の統制—法の内容
の適用範圍—事業資金調整標準
—調整の實績……………五三

臨時資金調整委員會……………五五

沿革及官制—委員の顔振—業績
事業資金の豫算制度……………五七

資金豫算の意味—資金豫算編成
方法—影響……………五七

調整法とインフレ……………五七

調整法のインフレの根據—興銀
と日銀の役割……………五七

インフレ問題の現段階……………六〇

事變前のインフレ停滯と原因—
準戰時・戰時のインフレ停滯—
インフレ不發の原因……………六〇

大藏省顧問制度……………六〇

設置の趣旨—官制及顔振……………六〇

金融評議會……………六〇

沿革—組織及び顔振
日銀參與理事制度……………六一

沿革—機能—業績
日銀金融懇話會……………六一

沿革—事變下の使命—機能
日銀及正金の重役交換……………六二

舊制—新制度と發生理由
日銀産業家懇談會……………六三

目標—經過
金融自主的統制機關……………六四

定義—發生の理由—機關の組織
對滿投資統制機關……………六四

滿炭シ團成立—シ團メンバー
年末金融對策の變遷……………六五

對策の四段階—第一段階—第二
段階—第三段階—第四段階
戰時・準戰時金融……………六六

時局金融の意味—準戰時的局金
融—事變後の時局金融—興銀の
時局金融對策—興銀の時局融資
額……………六六

擔保付社債信託制の改革……………六六

問題の經緯—社債發行期限の延……………六六

【爲替問題】……………七三

圓爲替の推移……………七三

概觀—激落時代—小康時代—安
定時代—金ブロック崩壊後の圓
爲替—危大豫算出現と圓價低落
—一志二片堅持時代……………七三

爲替政策の概觀……………七五

爲替政策の意義—本邦爲替政策
の變遷—主要爲替政策と一志二
片主義……………七五

爲替管理の強化……………七七

強化の階程—爲替許可制—爲替
管理の軍事化—爲替の計畫化
資金逃避防止法……………八〇

沿革—機能—實績
外國爲替管理法……………八〇
—本法成立までの経過—本法要綱
—本法の効果……………八二
爲替の正金集中策……………八三
爲替政策と正金の立場—正金集中
中の原因—正金集中の實情
民間爲替協定……………八三
協定成立まで—協定内容—協定の
再強化—協定の實績……………八四
爲替取引—一元化問題……………八四
問題の發端—爲替銀行の言ひ分
—爲替政策の矛盾……………八六
爲替管理機關……………八六
委員會—爲替局參與制度
金政策の變遷……………八六
變遷の四段階—高橋金政策—馬
場金政策—結城金政策—賀屋金
政策……………八七
金買上政策……………八七
買上方法の變遷—買上値段の引
上げ—買上の實績……………八八
金現送……………八八
意義—在外正貨と金現送の關係

—金現送の軍事的意義
金準備の評價替……………九〇
評價替の實行—評價替を促した
原因—評價替法の骨子—評價替
の方法—公式の兌換停止—評價
替と其の處分……………九二
金資金特別會計……………九三
沿革—機能—業績
外貨評價委員會……………九三
沿革—官制
對米對英爲替協定……………九三
對米協定成立経過—對米協定内
容—對英細目協定成立……………九四
【物價問題】……………九四
物價と物價指數……………九四
物價の性質—物價指數
通貨・財・物價……………九四
物價變動の四大要因—爲替相場
—通貨數量—信用の膨脹・收縮
—物資需要の増減—物資供給の
増減—物資配給組織……………九六
租税及獨占と物價……………九六
直接税・間接税と物價—直接税

の轉嫁と物價—獨占の發展—獨
占と物價……………九七
物價の種別……………九七
卸賣物價と小賣物價—小賣物價
と生計費—工業物價と農産物價
—生産財物價と消費財物價—國
際商品物價と國內商品物價
物價政策……………九八
意味—物價對策の諸手段
物價對策委員會……………九九
沿革—物價對策委員會委員—委
員會の答申……………九九
公定價格……………一〇〇
意味と其の必要—公定價格の實例
暴利取締令……………一〇一
沿革・効果—對象商品
支那事變と物價……………一〇一
物價統制策の効果—戰爭と小賣
物價……………一〇一
【貿易及關稅】……………一〇三
貿易の歴史的發展……………一〇三
第一期—第二期—第三期—第四
期……………一〇三

再禁後の貿易……………一〇四
概要—輸出の激増—輸入の増大
貿易發展の社會的基礎……………一〇四
概要—輸出伸張の基礎—輸出單
價の騰貴……………一〇六
我國の貿易構成の變化……………一〇六
概要—輸出の構成變化—輸入の
構成變化……………一〇七
輸出市場の構成變化……………一〇七
概要—市場構成の推移
輸出入單價問題……………一〇八
單價の推移—今後の見透し
生産と貿易の關係……………一〇九
概要—生産總額と輸出の比率
我貿易の國際的地位……………一〇九
概要—わが國の割合は五分—數
量上の飛躍……………一一〇
貿易收支の推移……………一一二
過去の實績—兩禁止以來の貿易
收支—入超の意義、役割……………一一二
日英の綿業戰……………一一三
發端—經過—邦品制覇の理由
準戰時と貿易……………一一三
概要—輸入の激増—國際貸借—

の不安
戰時下の貿易……………一二四
概要—入超六億三千萬圓—輸入
激増の内容—軍需用資材の輸入
激増……………一二五
事變と日支貿易……………一二五
對支貿易減少—對北支輸出の増
加—綜合影響……………一二六
輸出振興方策……………一二六
沿革—内容—効果
貿易振興の諸施設……………一二七
沿革—輸入補償制度—貿易斡旋
所の設置—海外商社の信用調査
—海外市場調査團の派遣—貿易
練習生の育成—見本市の助成—
工業品の輸出化—輸出品包装の
改善—輸出品検査の勵行……………一二九
我國の關稅制度……………一二九
沿革—最近の改正—改正の影響
輸出統制税……………一三〇
沿革—經過—貿易統計税
複關稅制度……………一三一
眼目—内容—効果
關稅制度の擴充工作……………一三一

目的—爲替補償税—求償主義的
複關稅制度—關稅獨裁權……………一三三
邦品の輸入防遏……………一三三
概要—關稅障壁の強化—直接的
制限方策……………一三三
貿易調節及通商擁護法……………一三三
沿革—内容—發効の實例
輸出入臨時措置法……………一三四
沿革—内容—輸入禁制品
貿易組合法……………一三五
沿革—内容—効果
戰時貿易政策の特徴……………一三六
貿易政策の戰時的變遷—再禁止
以來の貿易政策……………一三七
爲替清算協定……………一三七
沿革—實例—効果
日印通商問題……………一三七
發端—第一次協定—第二次協定
—協定改訂の效果……………一三九
日加通商問題……………一三九
發端—通商擁護法の發効—協定
の大綱と効果……………一四〇
日蘭通商問題……………一四〇
經緯—新協定の經濟的背景……………一四〇

日濠通商問題……………一三三
 發端—大正七年以外は—經過—
 日濠協定の成立—日濠協定の影
 響……………一三五
 日埃會商……………一三三
 日埃貿易—會商の經過……………
 【統制經濟】……………一三五
 生産力擴充問題……………一三五
 生産力擴充第一期—生産力擴充
 と賀屋三原則—生産力擴充の第
 三期……………一三六
 物の經濟……………一三六
 物の經濟の意味—物の經濟の具
 體的な方向—物の經濟と新興産業
 重要産業統制法……………一三六
 劃期的立法—統制法の主要内容
 —統制委員會—發働の實例—統
 制法指定産業……………一三八
 工業組合法……………一三八
 沿革・性質—法の重要内容—工
 業組合聯合會および中央會—工
 業組合の實績—指定産業
 輸出組合法……………一四〇

沿革・性質—指定商品
 事業別單行統制法……………一四〇
 單行統制法の意義—主要な單行
 統制法……………一四二
 軍需工業の統制問題……………一四二
 現況—平時の軍需工業統制—我
 國軍需工業—軍需工業國營論
 —國營論の是非……………一四三
 軍需工業動員法……………一四三
 初めて發働さる—内容—一部工
 場の管理實施……………一四五
 産業統制機關……………一四五
 國家統制機關と民間自治機關—
 主要なる國家統制機關—國家統
 制と民間參劃……………一四六
 産業合理局……………一四六
 沿革—機構・目的—合理的臨時
 附屬委員會—産業合理局顧問—
 合理局の實績……………一四七
 中央經濟會議……………一四七
 沿革・目的—企業審議會—企業
 審議會委員……………一四八
 朝鮮經濟會議……………一四八
 沿革・目的—朝鮮經濟の最近發

展—朝鮮經濟會議委員—分科會
 の決議……………一四九
 消費統制の問題……………一四九
 戰時經濟と消費統制—法令によ
 る主なる消費統制……………一五一
 配給統制……………一五一
 戰時經濟と配給統制—法令によ
 る主なる配給統制……………一五三
 【取引市場】……………一五三
 取引所制度……………一五三
 沿革—監督と保護—強制擔保・
 任意擔保・共同擔保—株式組織
 と會員組織……………一五四
 取引所制度改正問題……………一五四
 商工省案—改革所要點……………
 共管問題……………一五四
 意義—贊否對立……………一五四
 長期清算取引……………一五四
 語義—立會方法……………一五五
 短期清算取引……………一五五
 直取引の後身—特色……………一五五
 實物取引……………一五五
 特色—取引所との關係—實物清

算—スゲ正
 國債取引……………一五五
 語義—長期清算取引—實物取引
 公定相場……………一五五
 意味—内容……………一五五
 取引員……………一五五
 語義—資格—免許—種類……………
 取引員組合……………一五七
 語義—役員—任務……………一五七
 身元保證金……………一五七
 語義—金額—差等—會員組織取
 引所の場合……………一五七
 長短合併問題……………一五七
 意味—長所……………一五七
 賣買證據金……………一五七
 本證據金—追證據金—定時増證
 據金—臨時増證據金—豫納證據
 金—割増本證據金……………一五八
 委託證據金……………一五八
 語義—標準—處分玉……………一五八
 賣買手數料・検査手數料……………一五八
 賣買手數料・検査手數料……………
 委託手數料……………一五八
 語義—玉割り—本建手數料—現

落手數料
 二重上場禁止問題……………一五九
 語義—禁止問題……………一五九
 代行會社……………一五九
 業務—代行尻……………一五九
 ザラバ取引……………一五九
 語義—取引方法—値段と出合
 受渡標準値段……………一六〇
 語義—値洗ひ制—無いこと爲替
 —二度勘定……………一六〇
 マラソン金融の廢止……………一六〇
 語義—禁止—早受制を惡用……………
 限月短縮及復舊問題……………一六一
 限月の意義—限月短縮—限月復
 舊……………一六一
 過當取引抑制問題……………一六一
 語義—他の意味—對策難……………
 吞行爲廢止……………一六三
 意味—禁止の實體……………一六三
 取引業務類似……………一六三
 その種々相—合百の沿革……………
 取引所取引の決濟……………一六三
 清算—受渡し—解合—肩替り……………
 清算米……………一六三

語義—限月・建値—格付取引—
 立會……………一六三
 銘柄別清算取引……………一六三
 意味—沿革……………一六三
 正米市場……………一六三
 内容—全國數……………一六三
 棉花・綿絲清算取引……………一六四
 棉花取引—綿絲清算取引……………
 繭取引……………一六四
 乾繭取引—在目取引—正量取引
 —沼津市場……………一六四
 生絲清算取引……………一六四
 オツバ取引……………一六四
 語義—制度……………一六四
 人絹取引所……………一六五
 三市場—制度……………一六五
 砂糖取引所……………一六五
 二大市場—制度……………一六五
 豆粕市場……………一六五
 大連市場—神戸市場—インボイ
 ス—正玉取引……………一六五
 紐育株式取引所……………一六五
 沿革—仲買人—取引機構—貸株
 市場と資金市場—取引清算會社

—主力株
カーヴ市場……………一六六
沿革—機能—取引機構
金塊市場……………一六七
ロンドン—其他の市場—我國
銀塊市場……………一六七
ロンドン市場—米國市場—品位
と建値—東洋市場
電氣銅市場……………一六八
英國市場—米國市場—我國
外國の棉花・綿絲市場……………一六八
ニューヨーク米棉市場—ボンベ
イ印棉市場—上海綿絲市場
紐育生絲取引所……………一六八
沿革—取扱商—定期取引—現物
取引
外國の砂糖市場……………一六九
紐育—倫敦—爪哇
外國の小麥市場……………一六九
シカゴ—其他

【電力事業】

電氣事業の獨占性……………一七〇
獨占の基礎—獨占の現状—供給

權から見た電力獨占
電氣事業の發展……………一七二
發展の方向—電燈時代から工業
電化時代へ—電力事業の集中・
獨占—火力時代から水力時代へ
—近距離送電から長距離送電へ
電氣の原料化……………一七三
電氣利用の三方法—電氣原料化
の利益
電氣事業法……………一七三
沿革—改正法の主要内容—電氣
委員會
電力國家管理……………一七三
電力統制問題の沿革—頼母木民
有國營論—永井國家管理案—國
家管理案反對論
電力聯盟……………一七五
沿革—機構—内容—聯盟顧問

【燃料工業】

石油國策……………一七七
乏しい石油資源—石油國策の沿
革—石油國策の概貌
石油統制……………一七九

石油業法—石油聯合會
石油資源開發法……………一七九
沿革—目的—主要内容
代用燃料……………一七九
代用燃料の種類—無水酒精—シ
エル・オイル—合成石油—低溫
乾餾
石炭油化工業……………一八〇
石炭油化の方法—油化法の難點
—諸外國の油化工業
日本の人造石油事業……………一八一
人造石油の二法律—帝國燃料興
業會社—石炭の特別開發—民間
人造石油事業
【重工業】……………一八三
重要礦物増産法……………一八三
本法の三大眼目—主要條文—施
行令及び同規則
探礦獎勵交付金……………一八四
沿革—探礦獎勵金交付規則
重要物産の免稅……………一八五
免稅範圍の擴大—免稅の新範圍
貧礦處理の諸方法……………一八五

主な貧鐵處理法—クルップ式直
接製鋼法—バッセー式直接法—
鞍山式還元焙燒法—磁力選鐵法
其他—砂鐵の精鍊法
産金の増加策……………一九二
目標—内容
産金法……………一九二
成立経緯—内容
日本産金振興株式會社……………一九三
輪廓—會社の目的及特典—事業
計畫—事業費
金の使用制限……………一九四
目的—金使用規則の概要
鐵鋼配給の切符制度……………一九四
切符制の採用—鐵鋼配給統制規
則—鐵鋼配給の順位
鐵鋼調査令……………一九六
目的—商工省令要綱—本法適用
の範圍
鋼材販賣統制策……………一九七
目的—内容
鐵鋼工作物築造制限……………一九九
要旨—運用方針—制限更に強化
鉄鐵鑄物の製造制限……………一九九

理由—製造制限物品—範圍を擴
大
輸入屑鐵共買會……………二〇〇
成立経緯—規約概要
白金の使用制限……………二〇二
目的—規則全文
石炭増産五ヶ年計畫……………二〇二
石炭需要の増大—増産五ヶ年計
畫—將來の見透し
石炭の需給統制計畫……………二〇三
輪廓—新統制計畫
石炭生産配給協議會……………二〇四
経緯—石炭生産統制協議會要綱
—石炭配給統制協議會要綱
鋼製品製造制限……………二〇五
輪廓—製造制限品目
銅の需要と配給機構……………二〇五
需給—銅の配給機構—効果
銅の消費節約……………二〇七
理由と規則—使用制限の擴大—
効果
非鐵金屬の需給状態……………二〇八
アルミニウム—ニッケル—亜
鉛—錫—鉛

非鐵金屬の輸入許可制……………二二二
十六品目に許可制
非鐵金屬の使用制限……………二二三
経緯—製造禁止品目
工作機械製造事業法……………二二三
目的と内容—施行規則
工作機械の供給制限……………二二四
輪廓—供給制限規則要綱
S型工作機械……………二二四
確立政策—S型工作機械とは—
政府發表
國產自動車工業……………二二六
保護政策史—自動車製造業法—
業界保護策
本邦の航空機工業……………二二八
航空兵力の劣勢—主要航空機製
造會社—部分品製造會社—航空
機の研究機關
航空機製造事業法……………二二九
成立経緯—本法の骨子
軍需工業の生産力……………二三三
軍需工業生産力の發展—受註の
未消化
陸軍の軍需産業轉換策……………二三三

理由—陸軍省發表……………二三四
 日本産業の重心移動……………二三四
 機構編成替の意味—事變前の工業構成—事變の編成替への影響
 固定資産の堪久年數……………二二六
 固資償却の短縮—業種別堪久年數
 物資總動員計畫……………二三八
 經緯—政府聲明—使用制限品
 造船景氣……………二二九
 原因—建造能力の擴充—將來の見透し

【海運業】

日本海運の世界的地位……………二二二
 世界の現勢—日本の地位
 太平洋航路の爭覇戰……………二二三
 貨客船より貨物船へ—各國の就航船舶—覇業成る
 他の航路における邦船の現狀……………二二三
 概要—東洋水路では優勢
 對支航權の確立問題……………二二四
 其の理由—不振の理由—今後の

見透し
 不定期遠洋航路……………二二五
 活動の分野—活動旺盛の理由—將來の見透し
 日英海運爭覇戰……………二二六
 日本の進出—日英の對立—日本側の態度
 日濠海運會商……………二二七
 發端—問題の重要性—二箇年の存續の協定成立
 貿易と海運の關係……………二二八
 海運の重要性—わが貿易の發展と海運界
 國際貸借と海運收入……………二二九
 概要—海運收入の細別—爲替の騰落と海運收入
 準戰時の海運收支……………二四〇
 海運收支の改善—純收入の内容—改善の理由
 各國の海運保護政策……………二四二
 理由—内容—列強の保護政策
 我國の保護政策……………二四三
 發端—保護政策の發展—保護政策の轉換

船質改善助成施設……………二四四
 目的—内容—効果
 第二、第三次助成施設……………二四六
 理由—内容—第三次助成施設
 優秀船主義……………二四七
 理由—内容—規模
 海事金融施設……………二四八
 理由—内容—結果
 自荷自船主義……………二四九
 擡頭の必然性—自荷自船主義の實例
 支那事變と海運統制……………二五〇
 自主聯盟の成立と意義—船舶管理法の實施
 特殊船の建造増……………二五一
 油輪船の建造—捕鯨母船の建造
 戰爭と海運の任務……………二五三
 軍事的重要性—海運の戰時的任務—商船隊擴張の要
 臨時船舶管理法……………二五三
 理由—運用方針—内容
 戰時下の遠洋航路……………二五四
 遠洋航路の凋落—本邦遠洋配船の減退—遠洋航路助成復活

【農業】

對支國策海運會社……………二五五
 設立の理由—國策會社案の内容
 —對支海運助成策
 海運自治聯盟の活動……………二五六
 自治聯盟の使命—運賃船舶料の協定—配船統制
 事變と農業生産力……………二五九
 戰爭と農村—勞力の不足—勞力不足の結果
 事變と蠶絲業……………二六〇
 養蠶業の重要性—生産費と採算—養蠶經營の窮境—絲價安の重壓轉嫁
 戰時農業生産力の維持策……………二六三
 根本觀念—具體策—効果
 事變と農山漁村對策……………二六四
 經緯—應召者を出した農山漁村對策
 農林水産物の販賣統制……………二六五
 經緯—實行具體策—農林水産物販賣連絡委員會
 農地調整法……………二六六

輪廓—兩院で修正—主要條文
 農業保險法……………二六七
 農業保險の必要—要綱—運用
 過小農經營と過剩農家……………二六九
 標準耕地面積—不足耕地—過剩農家—過剩農家打開策
 自作農創設維持……………二七一
 實績—自作農創設に對する批判
 —制展上の缺陷
 農業移民の障害と打開策……………二七三
 農業移民の障害—農村青年の考—移民に對する具體的意見
 東亞農林協議會……………二七四
 目的—協議事項—成果及び意義
 —其他の成果
 農村負債の發生時期……………二七五
 農家負債—負債の發生時期
 農村負債整理組合法實績……………二七六
 二億圓を償還
 臨時農村負債處理法……………二七七
 目的—要綱
 農村及都市の團體負擔……………二七七
 調査の目的—最近の調査
 農村と都市の財政比較……………二七八

調査方法—最近の調査概要
 過剩釜の整理實績……………二七九
 内容—實績
 小作爭議の概況……………二七九
 原因—小作爭議の激増
 飼料配給統制法……………二八〇
 飼料費三億圓—本法の概要
 農産物の軍需供出……………二八三
 概要—軍需糧秣の供出實績—副業品の道府縣供出品目
 米穀應急措置法……………二八三
 成立經緯—法文概要
 林政の改革案……………二八三
 理由—具體案要綱
 硫安増産法……………二八四
 制定趣旨—骨子
 硫安の需給五ヶ年計畫……………二八五
 硫安の生産概況—硫安増産計畫
 最近の肥料政策……………二八六
 第一步—臨時肥料配給統制法—法文
 戰時下の肥料問題……………二八七
 肥料問題の重要性—肥料の軍事轉用

加里鹽の輸入・販賣統制 …… 二九〇
 統制實施—統制省令
 産組の第二次擴充計畫 …… 二九〇
 第一次計畫の實績—第一次計畫の缺陷—第二次計畫の目標—意義
 産組の物動計畫遂行策 …… 二九二
 農林省の方針—産組の方針
 産組の國民貯金運動 …… 二九三
 經緯—國民貯蓄方針
 産業組合自治監査法 …… 二九四
 制定理由—本法の内容
 産組の實情調査 …… 二九四
 農林省發表

【麥酒・小麥・製粉】 …… 二九七
 麥酒業の獨占形態 …… 二九七
 再禁前の業界—カルテルの成立—新協定の内容
 麥酒業の發達概要 …… 二九八
 發育期—濫賣戰時代—獨占體の完成
 準戰時と麥酒の販賣高 …… 二九九
 再禁止以後—準戰時と販賣高

準戰期の麥酒値上問題 …… 三〇〇
 發端—結城増徴と値上
 事變下の販賣狀況 …… 三〇〇
 販賣高の激増—麥酒の輸出
 戰時と麥酒値上 …… 三〇一
 特別物品税と値上—材料高による値上—値上抑制の影響
 小麥増殖五ヶ年計畫 …… 三〇三
 目標—政府の増産獎勵施設—成果
 原料小麥の需給狀態 …… 三〇三
 増産計畫成功—外麥輸入の激減
 小麥粉の需給狀態 …… 三〇四
 生産能力—小麥粉の需要狀態—原料小麥の消費高
 戰時下の外麥事情 …… 三〇五
 三七・三八年年度收穫高—一九三七年の外麥相場—三八・三九年度の收穫高
 戰時下の内麥相場 …… 三〇六
 準戰時下の相場—十三年年度相場—十三年年度收穫と市價
 製粉業の發達概要 …… 三〇七
 第一期—第二期—大資本の制覇

過程
 カルテルの結成と解體 …… 三〇八
 發端—カルテルの結成—共販組合の崩壊
 輸出工業への進出 …… 三〇九
 對滿輸出—事變と北支輸出の激増—北支輸出の將來
 北支の製粉業 …… 三一〇
 支那の外麥輸入—北支の土着製粉業—北支の外粉輸入
 製粉資本の滿支進出 …… 三一三
 滿洲國進出—北支の土着製粉業—日本資本の北支進出

【中小商工業】 …… 三二三
 商業組合及中央會 …… 三二三
 沿革—商業組合の事業—組合の發展狀況—金融狀況—商業組合法の改正
 工業組合及中央會 …… 三二四
 沿革—要綱—工業組合の現況
 綿工聯の概況 …… 三二五
 沿革—目的—事業—組織—紡聯と綿工聯の勢力

商店法 …… 三二六
 目的—規定内容
 産組進出と反産運動 …… 三二六
 産組の進出—中小商業との對立
 商工相談所 …… 三二七
 目的—現狀—東京市商工相談所
 中小商工業振興資金 …… 三二七
 沿革—融通の形式—融通利率—償還方法及期限—資金の用途—貸付限度
 商工組合中央金庫 …… 三二九
 沿革—機能—利用狀況
 庶民金庫の概況 …… 三三〇
 目的—事業規模—機能
 東京信用保證協會 …… 三三〇
 沿革—内容—業務の現況
 獨逸の保證協會制 …… 三三三
 概要—組織及び目的—出資及び責任—事業—收支決算
 サラリーマン金融 …… 三三三
 概要—サラリーマン金融の現況
 無盡業の概況 …… 三三四
 機能—無盡業法改正法案
 モーリス・プラン …… 三三四

意義—日本のモーリス式金融
 質屋の概況 …… 三三五
 沿革—質屋の金利—公設質屋
 軍需工業下請斡旋中央會 …… 三三六
 目的—事業
 小賣商の現狀 …… 三三六
 概要—小賣店數
 倉庫業法 …… 三三七
 沿革—目的
 應召商工業者援護 …… 三三七
 沿革—具體案
 百貨店法 …… 三三八
 沿革—要綱

【社會施設】 …… 三三一
 厚生省の生誕 …… 三三一
 沿革—本省の機構
 傷兵保護院 …… 三三一
 目的—事業内容
 入營者職業保障法 …… 三三三
 沿革—改正の主點
 母子保護法 …… 三三三
 目的—要綱
 小兒保險 …… 三三三

沿革—要綱
 家産法 …… 三三三
 目的—沿革—日本の現狀
 國民健康保險法 …… 三三四
 沿革—内容
 簡易保險法改正 …… 三三四
 改正の目的—効果及將來
 漁船保險法 …… 三三五
 沿革—同法の概要
 恩給金庫法 …… 三三六
 意義—機構—業務—恩給債券
 恩給法改正 …… 三三七
 沿革及現狀—恩給法の改正
 失業保險 …… 三三八
 意義—沿革—組織及現狀
 労働者災害扶助法 …… 三三九
 適用範圍—内容
 退職積立金及退職手當法 …… 三四〇
 目的—適用範圍—退職積立金—退職手當積立金—準備積立金
 失業者更生訓練施設 …… 三四三
 沿革及目的—内容實績
 職業紹介所法改正 …… 三四三
 沿革—現狀—國營化へ

社會事業法 三四四
 目的—要綱 三四四
 最低賃銀法 三四五
 概説—沿革—濠洲の實例—英國の實例 三四五
 青年學校教育義務制 三四六
 意義—義務制概要 三四六
 方面委員制度 三四七
 沿革—現況—制度の法制化 三四七
 セツトルメント 三四七
 沿革—我國の現況 三四七

【纖維工業】

紡績業の地位 三四九
 世界第三位—使用原棉 三四九
 米棉の概況 三四九
 産額の發展—主産地及關係業者—特質—市場と市價—日本の需要 三四九
 印棉の概況 三五〇
 産額及特質—種類と市價 三五〇
 日印綿業協定 三五二
 日英綿業協定—新協定の内容 三五二
 埃及棉の概況 三五二

産額及特質—市場 三五三
 東亞の棉花 三五三
 朝鮮棉—滿洲棉—北支棉 三五三
 紡績業の現況 三五三
 日本紡績業の優秀性—在華紡績綿業統制 三五五
 大日本紡績聯合會—日本棉花同業會—日本紡績物工業組合聯合會 三五五
 戰時綿業管理 三五六
 綿業リンク制—輸出綿製品配給統制規則—綿製品製造制限令—綿製品加工制限令—綿製品の販賣制限令—纖維製品販賣價格取締規則 三五六
 人絹工業 三五八
 發明まで—人絹の製造 三五八
 日本の人絹工業 三六一
 世界的地位—輸出業としての地位—人絹事業の統制 三六一
 人絹リンク制 三六一
 戰時人絹統制—リンク制要綱—人絹公定價格制 三六一
 人絹業の發達 三六一

沿革—人絹の製造方法 三六六
 我人絹業統制 三六六
 ス・フ同業會—人絹の戰時統制 三六六
 パルプ工業 三六七
 パルプ國策—パルプ増産五ヶ年計畫—滿洲パルプの増産—補助パルプ工業 三六七
 紡績聯合會 三六九
 沿革—機能—組織 三六九
 日本人絹聯合會 三七〇
 沿革—機能—組織 三七〇
 綿工聯 三七一
 沿革—機能—組織 三七一
 日本羊毛工業會 三七一
 沿革—機能—組織 三七一

【製糖業】

世界糖界の現況 三七三
 國際砂糖協定—需給狀態 三七三
 倫敦糖價 三七四
 昨年の實勢—今後の糖價 三七四
 爪哇糖の需給 三七四
 供給過剩懸念—輸出の今後 三七四
 最近の砂糖消費 三七五

事變と消費—消費の推移 三七五
 十三年度の産糖協定 三七五
 協定要點—協定の内容—期間の延長 三七五
 關稅引下げの影響 三七六
 引下げ前後—引下げと影響 三七六
 事變と原價増嵩 三七七
 砂糖の生産費—事變と原價増嵩 三七七
 對滿輸出 三七七
 滿洲國の新稅率—十二・十三年度需給 三七七
 對支輸出 三七八
 支那での邦糖—支那の輸入高 三七八
 事變と北支輸出 三七九
 北支新政と對北支輸出—最近の輸出情況 三七九
 消費稅増徴の影響 三八〇
 増徴の内容—増稅の影響 三八〇
 戰時下の砂糖相場 三八二
 輸出増で需給硬化—内地市價の堅調 三八二

【米穀問題】

米穀政策の變遷 三八三

米穀法—米穀法の要旨 三八四
 目的—内容—効果 三八四
 米穀統制法の破綻 三八五
 戰時米穀策の立遅れ—米穀統制法の破綻—戰時米穀政策 三八五
 米穀應急措置法 三八六
 目的—要旨 三八六
 過去の需給狀態 三八七
 過去の供給不足—外地米の移入—近來の内地需給 三八七
 食糧品の需給狀態 三八八
 自給自足品—不足品と過剩品 三八八
 米穀の鮮臺依存性 三八九
 内地生産の停滞—鮮臺米の生産増—依存性の強化 三八九
 朝鮮米の輸出 三八九
 最近の移出餘力—移出餘力の推移 三八九
 臺灣米の移出力 三九一
 移出力の推移—十二年産米の移出力—産米の増加と移出力増 三九一
 臺灣米管理問題 三九二
 發端—妥協案要旨—管理案の細 三九二

【水産業】

戰争と食料品物價 三九三
 歐洲大戰の経路—其の經濟的理由—事變下の食料品價格 三九三
 戰時下の米價 三九四
 米價の昂騰—高米價抑制策 三九四
 戰時下の需給推算 三九四
 當初の豫想—其後の推算 三九四
 米穀配給機構の統制 三九五
 配給機構の複雑性—米穀會社案—戰時配給機構の骨子 三九五

制の内容

南水洋捕鯨事業 四〇二

現況—國際捕鯨協定 四〇二

漁礦油免稅制廢止 四〇三

經緯—年額二百萬圓—要項 四〇三

機船底曳網漁船整理 四〇三

經緯—整理方法 四〇三

【銀行及信託業】 四〇五

銀行合同の趨勢 四〇五

銀行數の激減—金融資本の獨占 四〇五

強化—銀行合同政策の變化 四〇六

大銀行の地方進出 四〇六

中小商工金融の地方進出—大銀行の地方支店設置鼓勵 四〇六

特融期限延長と整理狀況 四〇六

特別融通の意味—整理の進捗 四〇七

勸農合併の進捗 四〇七

勸農合併論の擡頭—合併狀況 四〇七

地方銀行協會 四〇七

沿革—目的 四〇七

貯蓄運動と貯銀の立場 四〇八

貯蓄銀行の陳情—大藏當局の見解—妥協成る 四〇八

爲替銀行の取引許可制 四〇九

許可實施の主旨—改正要綱—許可制實施の意味 四〇九

戰時下の銀行界 四一〇

生産力擴充と銀行界—戰時下の銀行業績—六大銀行の預金原價—貸付割引の激増—預金増加と質的變化—その他の主要勘定 四一〇

金利平準化運動 四一二

運動擡頭の原因—金利調整問題—利子均衡化の効果 四一二

普通銀行金利の調整 四一五

都鄙金利の平準化—其他の調整問題 四一五

貯銀の利子調整問題 四一六

貯銀利子の割高—無稅據置貯金激増—資産運用狀況 四一六

信託—銀行の分野確立問題 四一七

信託創業以來の對立—金錢信託と銀行の脅威—大藏省の分野確立案 四一七

信託配當の調整問題 四一八

信託經營危機の原因—經營難打開策 四一八

金錢信託の二本建制 四二〇

二本建の意味—二本建の起源—二本建を促した原因 四二〇

【保險業】 四二二

戰時下の生保界 四二二

當面の諸問題—死亡率への影響—契約高への影響—金融統制の影響 四二二

貯蓄運動と生保會社 四二三

生保會社の不利—公債割當問題 四二三

保險行政の強化發展 四二四

保險院の出現—保險院の事務—生保行政の移管—民間側の反對—保險院の業務 四二四

保險國營問題 四二五

國營案の議會提出—國營論の論據—世界の生保經營形態 四二五

戰時下の損害保險界 四二六

海上保險への影響—英國との對立—日英海保妥協成立—海上戰時保險の制限問題 四二六

航空保險 四二八

沿革—航空保險概要 四二八

【化學工業】 四二二

斯業の軍事的性格 四二二

化學工業の量的重大化—單需工業としての特色—化學工業動員對策 四二二

化學工業コンツェルン 四二三

三井系—三菱系—住友系—日窒系—森コンツェルン—日産系—日曹系 四二三

オイル・シエール工業 四二三

オイル・シエール資源—オイル・シエールの用途—同工業の探算 四二三

曹達工業の地位 四二四

曹達工業の重要性—曹達工業略史 四二四

工業鹽の問題 四二五

需給の現況—自給策 四二五

硫酸工業 四二六

硫酸工業の重要性—生産並に販賣—硫酸の資源問題 四二六

油脂工業 四二八

油脂工業の重要性—原料問題—製造過程及び用途 四二八

グリセリン工業 四二八

斯工業の發達—用途 四二八

パルプ工業 四二九

パルプの重要性—パルプの種類及原料—パルプ資源 四二九

染料工業 四三〇

我染料工業の發達—我國染料工業の現狀—日本染料發展の制約條件—染料工業の軍事的意義—製造過程と製品 四三〇

火藥工業 四三三

民間火藥工業發展の困難性—我國火藥工業の現狀 四三三

硫酸工業 四三四

硫酸の性質と用途—硫酸需給問題—硫酸自給問題—價格統制の問題 四三四

過磷酸肥料工業 四四六

發展停滯と原料問題—統制の發展—需給と價格問題 四四六

カーバイト工業 四四七

本邦の生産狀態—用途と將來性—統制問題 四四七

石灰窒素工業 四四八

生産狀態—石灰窒素の特徴—使用獎勵の眞因 四四八

セルロイド工業 四四九

世界第一—製法—生産と輸出—輸出と將來性 四四九

硝酸工業 四五〇

硝酸の工業的意義—製法の發展—我國の硝酸工業 四五〇

製紙工業 四五一

我國の發達—洋紙の種類—原料問題 四五一

セメント聯合會 四五一

沿革—機能—組織 四五一

【労働問題】 四五五

國際労働機關 四五五

沿革—國勞同盟の組織 四五五

國際労働統計官會議 四五六

目的及沿革—會議の構成—條約原案 四五六

國際労働條約 四五七

國際會議の所産—成立條約鳥瞰 四五七

八時間労働制とは 四五八

沿革—法制—八時間制の種類 四五八

實質賃銀 四九九
 意義—實質賃銀の低下 四九九
 團體交渉権 四六〇
 意義—我國の團體交渉権 四六〇
 鑛夫勞務扶助規則 四六〇
 沿革—内容—改正規則 四六一
 飯場制度 四六一
 概要—頭役の地位—納屋頭 四六一
 尾去澤事件と鑛毒問題 四六一
 事件顛末—鑛毒問題 四六一
 臨時工問題 四六二
 意義—臨時工の賃銀—その對策 四六二
 勞働爭議の近況 四六三
 勞働市場の活況—爭議の實狀— 四六三
 爭議原因 四六四
 勞働爭議調停法 四六四
 沿革—適用範圍—調停委員會 四六四
 メーデー禁止 四六四
 沿革—禁止 四六四
 左翼合法派の解消 四六五
 概要—社大の轉向 四六五
 陸軍工廠の勞働組合禁止 四六五
 禁止理由—工廠従業員の勢力— 四六五
 陸軍の對策

滿支篇

思想犯保護觀察制度 四六六
 目的—保護觀察の機關—保護觀察の方法 四六六
 熟練工の養成工作 四六七
 目的—第一次計畫案—鑛山技術 四六七
 勞働者養成—第二次計畫案

【總觀】 四六九
 東亞プロツク 四六九
 意義—經濟的基礎—プロツク構 四六九
 成の發展 四六九
 東亞プロツクと日本の地位 四七〇
 東亞プロツクの性格—滿洲開發 四七〇
 の意義—内地經濟との關係—盟 四七〇
 主日本の指導原理 四七〇
 英國の極東政策 四七二
 初期の政策—蔣政權との握手— 四七二
 滿洲事變と英國—上海事變と英 四七二
 國—極東政策の轉換—對支援助 四七二
 の積極化—最近の段階—極東軍 四七二
 事工作の發展

滿洲國

米國の極東政策 四七五
 門戶開放主義の意味—大戰後の 四七五
 政策—銀政策の失敗—一石二鳥 四七五
 の政策—スチムソン・ドクトリ 四七五
 ン—支那事變と米國 四七五
 ソ聯の極東政策 四七七
 特異性—カラハン宣言—支那共 四七七
 産黨の結成—國共離反—戰術の 四七七
 轉換—新政策の意義 四七七
 支那事變と獨伊 四七九
 獨の態度—伊の態度 四七九
 新東亞一大政權の握手 四八〇
 中華聯合委員會の成立—陣容— 四八〇
 聯合委員會組織大綱 四八〇

【滿洲國】 四八一
 日滿プロツク 四八一
 意義—農業への影響—工業發展 四八一
 の方向 四八一
 滿洲經濟の基礎構成 四八二
 農業の特異的地位—農村の購買 四八二
 力—列國資本の侵入 四八二
 日滿物資相互供給 四八五
 經緯—日滿の相互支援

産業五ヶ年計畫 四八六
 目標—計畫案の概要—初年度の 四八六
 實績 四八六
 産業五ヶ年計畫擴充 四八九
 經緯—計畫内容 四八九
 滿洲國綿業統制 四九一
 根本方針—決定方法 四九一
 滿洲興業銀行 四九一
 設立經緯—陣容—營業内容—資 四九一
 金の調達方法—兩銀行合併 四九一
 國家總動員法 四九三
 日本より先に成立—内容 四九三
 國家防衛法 四九五
 目的—主要條文 四九五
 新滿獨通商協定 四九六
 正式調印 四九六

【北支那】 四九七
 中華民國臨時政府 四九七
 成立—組織—經濟建設計畫 四九七
 北支經濟の基礎構成 四九八
 自然的條件—土地問題—農業經 四九八
 營—小作料の高率—農村破局— 四九八
 高利貸の跳梁

開發四ヶ年計畫 五〇一
 輪廓 五〇一
 北支の鑛産資源 五〇二
 鐵と石炭—石炭資源—鐵鑛資源 五〇二
 北支の農産資源 五〇五
 耕地及農家數—農産物—棉花 五〇五
 林・畜・水産資源 五〇七
 林産—畜産—水産 五〇七
 鑛産物の開發方針 五〇七
 概要 五〇七
 北支鐵鋼開發計畫 五〇八
 輪廓—計畫大綱 五〇八
 北支棉花の増産計畫 五〇八
 目標—最終年度の需給 五〇八
 鹽業開發計畫 五〇九
 目標—長蘆鹽開發方針—日本の 五〇九
 立場 五〇九
 日華經濟協議會 五〇〇
 目的—覺書骨子—共同聲明—運 五〇〇
 用方針 五〇〇
 北支那開發株式會社 五〇一
 設立趣意—事業目的—事業資金 五〇一
 —事業計畫—特典 五〇一
 塘沽停戰協定 五〇三

内容 五二三
 梅津—何應欽協定 五二三
 要點 五二三
 土肥原—秦德純協定 五二三
 協定要項 五二三
 冀東防共自治政府 五二四
 組織大綱—冀東政府と日滿關係 五二四
 冀察政務委員會 五二五
 輪廓—本質 五二五
 蒙疆經濟の基礎構成 五二六
 沿革—蒙古經濟の發展—半農半 五二六
 牧地域の狀態—王侯貴族の地位 五二六
 蒙疆振興五ヶ年計畫 五二九
 概要—郵電政振興計畫 五二九
 北支の英國權益 五三〇
 金融より出發—鐵道借款—鑛山 五三〇
 權益—その他の權益 五三〇
 北支の米國權益 五三三
 文化事業が先驅—自動車事業そ 五三三
 の他 五三三
 北支の獨逸權益 五三四
 大戰後は喪失—鐵道借款 五三四
 北支の佛國權益 五三四
 鐵道及鑛山—その他 五三四

北支開發の子會社 五三五
 大要 五三七

【中南支】 五三七
 中華民國維新政府 五三七
 輪廓—成立宣言—機構 五三七
 中支經濟の基礎構成 五三八
 手工業の没落—民族資本と外國資本—中支の工業的地位—外國資本の搾取 五三九
 中支經濟の復興計畫 五三九
 概要—事變前の水準復歸—電氣及水道—鑛業—獨占權—一般工業 五四〇
 中支那振興株式會社 五三三
 目的—事業目的と資金—事業計畫—特典 五三三
 中支の鐵鋼開發會社 五三四
 輪廓—資金 五三四
 占領地工場の共營方針 五三四
 經緯—陸海軍當局談—占領地の營業取締 五三四
 上海海關の接收 五三五
 接收の經過—英勢力の後退—海關接收の内容 五三七
 上海の日本權益 五三七
 概觀—金融、倉庫、海運—紡績及製造工業—貿易業及一般商業 五三八
 長江の經濟的意義—海運業—鑛業—製造工業—其他の商權 五三九
 漢口の經濟的地位 五四〇
 集散地—漢口の商權 五四〇
 海南島 五四三
 日本との關係—支那事變と新問題—面積及人口—經濟資源 五四三
 中支の英國權益 五四五
 概觀—金融機關及投資會社—交通及公共事業—紡績その他の製造業—貿易及一般商業 五四五
 中支の米國權益 五五七
 概觀—金融及運輸機關—電力、電話及電信事業—製造工業及貿易—航空事業 五五七
 中支の獨佛權益 五五八
 ドイツ—フランス 五五八
 上海都市建設計畫 五五九
 大上海建設布告—新政府布告 五五九

【舊支那】 五五一
 國民政府の容共合作史 五五一
 蔣介石の初期—國共離反と修復 五五一
 支那の國家統一運動 五五三
 國權回復運動—滿洲事變—統一運動の發展—抗日容共政策 五五三
 蔣介石の國軍整備 五五四
 浙江財閥と結合—滿洲事變と共產軍討伐—中央軍の整備 五五四
 支那の抗日團體 五五六
 沿革—惡性化す—北支の抗日團體 五五六
 中國共產軍 五五七
 勢力—西安事件の意義 五五七
 藍衣社とC・C團 五五八
 藍衣社—C・C團 五五八
 資本主義工業の發展 五五九
 歐洲大戰中—世界恐慌の打撃—幣制改革と支那產業 五五九
 經濟建設五ヶ年計畫 五六一
 內容大綱 五六一
 支那の近代工業 五六二
 概觀—紡績業—製粉及燐寸工業 五六二

—機械工業及化學工業

國民政府の幣制改革 五三三
 骨子—補助手段—英國の援助 五三三
 幣制統一の明暗 五三四
 幣制改革の成果—新幣制の成功面—新幣制の禍根—事變と幣制の危機 五三四
 華僑 五六六
 意味—華僑の分布—華僑の經濟實力—華僑と國民政府 五六六
 雲南の政治・經濟 五六八
 雲南の地位—經濟狀態—雲南の資源 五六八

【國際政治】 五七一
 國際政局の動向 五七一
 危局の展開—危局發展の根源—悲觀される世界平和 五七一
 國家群の一大對立 五七三
 ハウス大佐の投石—防共協定の成立—コミンテルンとは—英獨 五七三

外國篇

噴火山上の歐洲 五七三
 ドイツの攻勢—佛ソ相互援助協約—イタリーの南方進出—スベイン革命、ニヨン會議 五七三
 スベイン革命の背景 五七四
 革命の前夜—勞資對立と農村の階級的對立—右翼と軍部 五七四
 スベイン革命の進展 五七五
 革命の一年—不干渉體制の曲折—フランコ政府の成立へ 五七五
 平和機構の崩壊 五七六
 ヴエルサイエニ體制—國際聯盟—ロカルノ體制 五七六
 世界的軍備擴張 五七七
 ワシントン軍縮—ロンドン軍縮—小ロンドン條約—軍擴への邁進 五七七
 九國條約の收穫 五七九
 聯盟の決議—九國條約—不戰條約—九國會議—遂に無期休會 五七九
 ダニューブ會議の收穫 五八〇
 會議の共同宣言—國際情勢への諸影響 五八〇

【國際經濟一般】 五八二
 世界經濟恐慌 五八二
 まづ米國恐慌—世界恐慌の展開—その深刻度 五八二
 世界經濟回復 五八三
 回復への轉換—回復の諸原因—回復期の主要指標—回復の不均衡性 五八三
 恐慌再來論 五八四
 回復の問題から回復抑制の問題へ—恐慌再來説の擡頭—英米の景氣反動—反動景氣の行方 五八四
 景氣の周期的循環 五八六
 景氣變動の經路—周期性循環説と不規則的昇降説—周期短縮の歴史的傾向—周期八年説—アルゲマイネ・クリーゼ—デプレッション・パニック、ブーム、リセッション 五八六
 經濟政策の二潮流 五八七
 恐慌と國民主義的政策—國際主義的政策の提唱—三三年の世界經濟會議—國際主義政策の難關 五八七

新世界經濟會議 五八八
 經濟的軍縮運動—ゼーランド報
 告—實現は困難—所有者國側の
 新世界政策 五九二
 資源補給問題 五九三
 資源不足國の狀態—資源不足對
 策の種々相 五九三
 軍擴の經濟影響 五九三
 經濟現勢との關係—軍費が通常
 財源による場合—公債で調達の
 場合—軍費支出方向との關係
 經濟プロツク概観 五九四
 プロツク經濟とは—汎米プロツ
 ク—歐洲の二大プロツク
 國際貿易政策概観 五九四
 恐慌下の新動向—ソーシアル・
 ダンピング—輸入割當政策—バ
 ーター・システム—爲替清算制
 度 五九六
 農業恐慌・回復・反動 五九六
 深刻な恐慌—回復への轉換—變
 調期に入る—農産調節の困難
 賠償戦債問題 五九八
 歐洲戦果の二大痛—ドゥズ賠償
 案—ヤング賠償案—フーヴァ・

モラトリアム—ローザンヌ賠償
 協定—賠償問題の経緯 六〇一
【國際金融】 六〇一
 世界金融恐慌 六〇一
 金融恐慌の發端—金本位制の世
 界的動搖—ドルの没落—世界の
 金停日誌 六〇二
 金本位制度概観 六〇三
 金本位制度とは—金貨本位制度
 —過度的金本位制度—金核本位
 制度—金塊本位制度—金爲替本
 位制度 六〇三
 平價切下げと影響 六〇三
 切下げの意味—切下げ目標と影
 響—主なる切下げ例 六〇五
 金プロツクの崩壊 六〇五
 成立事情—崩壊の端緒—全面的
 崩壊—
 爲替平衡資金制 六〇六
 設定目標—英國の制度—米國そ
 の他の例—わが資金特別會計
 國際聯盟金委員會 六〇七
 目的・構成—報告書要旨

金問題の推移 六〇七
 問題の繼起—金不足論—金偏在
 論—金過剩論 六〇九
 金の世界的需給 六〇九
 世界産金の激増—金の供給増加
 —工農用需要の減退—貨幣用の
 吸収増加—依然たる金偏在
 銀問題の推移 六一一
 倫敦協定の消滅—協定廢止理由
 —米國の新銀政策—銀政策年誌
 國際決済銀行 六一三
 創設・機構—機能
 三國爲替安定協定 六一三
 成立の契機—協定の内容—協定
 の効果 六一五
【北米合衆國】 六一五
 恒久中立法 六一五
 成立の經過—法の骨子
 戰時動員體制 六一六
 沿革—産業動員機關—戰時産業
 統制 六一八
 武器輸出禁制發動 六一八
 日支兩國への發動—禁輸の品目

比島獨立問題 六一八
 沿革—タイディングス・マクダ
 ファイ・アクト—獨立延期問題
 恐慌後の經濟情勢 六二〇
 フーヴァ恐慌—ルーズヴェルト恐
 慌—ルーズヴェルト景氣の諸相
 産業復興法の登場 六二二
 立法の目標—法の骨子—輿論の
 一斑 六二二
 産業復興法の退却 六二三
 NRAの功過—大審院の違憲判
 決—延長から消滅へ 六二三
 農業調整法 六二四
 ニュー・デイルの二大根幹—
 農業調整法の内容—AAAの崩
 壊—AAAの功罪 六二六
 土地保全法 六二六
 AAAの代用法として—その農
 政的意義—AAAとの比較
 加工税の改廢 六二八
 創設—廢止と復活要求
 司法制度改革問題 六二九
 問題の生起—判事の更任—憲法
 運用法の修正—問題の推移

景氣發展と政府資金 六三〇
 一九三五年前の狀態—一九三五
 年以後—政府資金に代つたもの
 軍人恩給即時拂法 六三一
 沿革—内容—影響
 過剩準備と信用統制 六三三
 信用統制の背景—法定準備率の
 引上げ—政府預金の準備發行集
 中—金不妊化政策
 一九三七年—八年の景氣反
 動 六三四
 回復から反動へ—價格部門の反
 動—一般經濟活動の萎縮—農村
 の豊作飢饉 六三六
 景氣反動の要因 六三六
 樂觀的見解—投資活動の不振—
 人爲的景氣—軍人ボーナスの弊
 —商品プーム—株式プーム—政
 府のプーム抑制策—物價高によ
 る購買力萎縮
 四大景氣對策 六三八
 不況議會教書
 ニュー・デイル排撃論 六三九
 産業資本家の反對—反對理由

景氣反動と軍擴 六三九
 三八年一般教書—新教書の特異
 性—國防特別教書
 軍擴の經濟効果 六四一
 軍擴の景氣策的目標—その効果
 景氣反動と住宅建築 六四三
 目標—内容
 景氣反動と新農業法 六四三
 骨子—その他の規定
 景氣反動と弱小層 六四三
 失業増加と救済—中小商工業救
 済 六四三
 不活動資金解放 六四三
 金政策の變更—金不活動化政策
 とは 六四三
 景氣反動と物價均衡 六四四
 物價均衡策の意味—効果—物價
 と賃銀の關係
 大インフレ政策再現 六四五
 不況退治特別教書—大インフレ
 計畫案—効果
 大軍擴下の財政 六四六
 最近の財政情勢
 財政の累年実績 六四七

戦前戦後の大變化—恐慌後の赤字財政—經濟回復と財政
貨幣及銀行制度の變遷……………六四八
幣制の變化—聯邦準備制度—銀行狀態—一九三五年銀行法
傳統的保護通商政策……………六五〇
世界的高關稅—保護政策採用の經過—保護政策の緩和
世界戦後の通商關稅政策……………六五三
大戦時の經濟發展—大戦後の保護政策強化
恐慌下の通商政策……………六五三
フーヴァ治下の關稅引上—ルー・ズヴェルトの關稅政策—ニュー・デイールと通商關稅政策
互惠通商政策の效果……………六五五
互惠關稅法の延長—その效果—互惠政策の國際性……………六五七
I.W.W……………六五八
發生—組織—政策—現勢……………六五七
A.F.L……………六五七
沿革—組織—現狀と政策—A.F.Lの凋落……………六五七
C.I.Oの進出……………六五七

沿革—政策目標—C.I.Oの活躍—指導者ルイス
ワグナー—勞働法……………六五九
沿革—內容—經緯—その影響
米國社會保險……………六六〇
沿革—內容
景氣回復期の諸問題……………六六一
株價の動き—生産回復遅々—棉花生産情勢—利潤減と國民所得—貿易好轉の表裏—金保有の増大……………六六一

【英國】……………六六三
總動員施設……………六六三
特色—帝國國防委員會—國防大學と國防調整大臣
經濟動員施設……………六六四
經濟審議委員會—供給局—國防ステートメント—軍需工場統制要綱—軍需工業の保護助成
老大な軍備擴張……………六六六
國防白書—五ヶ年繼續軍擴計畫—大英帝國の統一的國防—三八年年度國防費……………六六六

軍擴の國際背景……………六六八
武裝的平和—歐洲均衡勢力の動搖—新ロカールノ案行願み—集團的平和機構の崩壊—協定外交と軍擴
英伊、英佛協定……………六七二
英伊協定の內容—英伊協定の影響—英佛協定の內容
保護主義・プロツキズム……………六七四
自由主義の終焉—バアルフォワ報告—帝國十字軍運動
オタワ協定の內容・成果……………六七五
協定の內容—協定の成果
英帝國會議的發展……………六七七
英帝國會議—ウエストミンスター法
大英聯邦の構成……………六七八
聯邦の版圖—帝國內領域の法的地位—印度の特殊地位
英加、英濠、英印關係……………六七九
英加關係—英濠關係—英印關係—印度の工業化
對米通商協定問題……………六八一
協定の重要性—兩者の要求—協

定の骨子
經濟情勢の推移……………六八二
恐慌から回復へ—經濟回復の支柱—軍擴と景氣
三七一—三八年の景氣反動……………六八四
經濟活動の收縮—景氣反動の諸原因
最近の準戰財政……………六八六
軍費膨脹と歳入不足—軍費捻出の途
爲替平衡資金制度……………六九〇
創設目標—資金操作の方法—資金操作と金融市場—該制度の偉力
スターリング・ブロック……………六九二
意義—ブロック諸國—日本の磅りんク……………六九二

【ドイツ】……………六九三
再軍備と國家總動員……………六九三
ヴェルサイユの彈壓—ナチスの再軍備
經濟統制の基本體系……………六九四
統制經濟の典型國—世界恐慌と

ナチスの進出—ナチ政權の第一使命—ナチス前の産業統制—産業團體の國家機關化—産業の統制的編成替
勞働振興と資金調達……………六九七
勞働振興政策—勞働手形、租稅證券
勞働振興策の成果……………六九八
失業者の減少—作爲的就業減少
金融統制の發展……………六九八
低金利の誘導—信用統制の實行—公債への投資強制
對外債務の處理……………七〇〇
短資の据置—長期債の處理—支拂停止實施と特例—最近の支拂狀況
輸出振興及輸入統制……………七〇二
封鎖馬克制度—追加輸出、爲替清算、アスキ・マルク—輸入統制の諸相
貿易統制策の功罪……………七〇四
外國爲替の缺乏を激化—多邊的貿易の破壊—原料輸入上の不利
農業保護と農業統制……………七〇五

農地世襲法—農民負債の整理—農産物の價格統制
勞働奉仕及勞働統制……………七〇八
勞働奉仕制度—農業補助勞働制度—結婚獎勵制度その他—全般勞働統制
生産活動の復興と難關……………七〇九
生産擴充の發展—重工業の活況—原料不足その他
貿易の發展と外國爲替……………七一
貿易の大勢の推移—貿易收支と外國爲替難—外國爲替の吸收策—最近の貿易變調
財政負擔の増大問題……………七二三
財政狀態は不發表—歳入増加と經費節減—債務増加の實際—起債難の問題
植民地の返還要求……………七二四
ヴェルサイユの最後の伽—割取された獨逸領域—ドイツの生命の問題—植民地領域の經濟價值
原料自給四年計畫……………七二六
目標—原料不足の實情—計畫遂行の機構—計畫の缺陷

原料自給の發展……………七二八
 ナチス政府の助成—纖維代用原料—バルブの代用品—人造ゴム—礦物性油の代用品—農産品の自給力
 三八年の内政改革……………七三二
 國防軍の改組—ナチスと國防軍—外交・經濟分野の革新
 オーストリア合邦……………七三四
 合邦の成立—合邦と平和條約—ナチス綱領と合邦問題
 合邦前後の塊太利經濟……………七三六
 大戰後のオーストリア—ドイツとの經濟關係—合邦後の經濟工作—ドイツへの經濟的贈與
 チェッコ問題の經濟背景……………七三八
 チェッコ問題の據頭—チェッコ經濟の特典—小數民族問題の經濟地盤—輕工業の發展—重工業とドイツ資本—恐慌とドイツ資本

戰後の國防強化—戰後陸軍力の脆弱性—ドイツ武裝化への對抗
 對戰準備の進展……………七三四
 軍の近代化—軍需品の豫備蓄積—工業動員準備
 軍需工業の國營化……………七三五
 國營化の方法—航空事業の國營化—國營化と工業動員—空軍工廠の建設—一般兵器工業の國營化
 國家總動員法……………七三七
 政府の聲明—總動員法の内容—佛國のヒンターランド
 全國經濟會議……………七三八
 その職能—會議の構成—經濟參謀本部として
 恐慌・平價切下げ……………七三九
 一九二八年の切下げと經濟安定—平價死守と恐慌—平價切下げ斷行
 切下効果解消と新金政策……………七三九
 貿易回復難—資金の回歸難—フランスの再動搖—金保有者保護政策—新政策の効果

切下げ政策の變更……………七四二
 切下げ限度の撤廢
 フラン動搖と物價高……………七四三
 切下げ實際率の不足—物價の國際的割高—物價高の原因
 フラン動搖と赤字財政……………七四三
 準戰體制とフラン—尨大な赤字公債—赤字財政の要因—フラン對策の對立
 フラン安定の技術問題……………七四五
 釘付政策と爲替管理—自由か統制か
 第一シヨ内閣とフラン……………七四六
 自由フラン策の効果—財政補強とフラン—金準備の再評價—經濟復興政策
 國內相剋と労働者問題……………七四八
 左右對立と其緩和—生産力擴充と四十時間労働制—第一次シヨ—タン内閣崩壊—労働者勢力の増大
 人戰政權の退場……………七五〇
 第二次シヨ—タン内閣の治績—第二次ブルム内閣の失脚—ダラ

【ソ聯】……………七五九
 肅清工作の意義……………七五九
 肅清と政治經濟の再編成—ソ聯の國際的政治地位
 第一・第二五ヶ年計畫成果……………七五九
 計畫經濟の目標—計畫實現への嚮進—政治壓迫と犠牲—國民經濟機構の變質—計畫經濟の參謀本部—ゴスプランと其肅清—人民の敵の根據
 經濟發展と財政の關係……………七六二
 財務委員會の機能—豫算による再分配—大衆貯蓄の動員—財政膨脹と經濟發展
 財政と金融機關の關係……………七六五

國立銀行の役割—財政收入の源泉—財政支出の内容—工業利潤と財政—工業への信用配分
 貿易政策及貿易機關……………七六七
 貿易獨占の重要性—貿易政策及貿易機關
 最近の貿易情勢……………七六八
 貿易後退と内容變化—國際貿易の變化—對米貿易關係—國際金融上の地位
 工業生産の發展……………七七〇
 工業生産の後退傾向—量より質への轉向—新統制指導部—國防・重工業の發展—重工業發展の犠牲者—金生産の異常發展—輕工業の立遅れ
 工業建設の目標……………七七三
 巨大企業の建設—巨大計畫の中止—地域的工業分散の意義
 礦物資源の開發……………七七四
 地質學者の活動—組織的な開發計畫—開發事業の成果
 豊富な礦物資源……………七七五
 石炭埋藏の豊富—世界最大の石

油資源—鐵礦は世界資源の半分—尨大な非鐵金屬—非金屬礦相次いで發見
 農業革命の發展……………七七七
 土地國有と其失敗—ネップ時代の農業政策—クラク及國營農場
 農業の集團化政策……………七七九
 スターリン農業綱領—農業集團化への進撃—クラク追放—傳統的農業生活の破壊—アルテルへの轉換
 農業統制と農民慰撫……………七八一
 アルテル下の農民窮乏—農民のサボタージ—政府の強壓策—政治部の創設と任務—穀類稅創設の意義—集團農場一應の勝利
 集團化と農民生活……………七八三
 個人農業及國營農場—都市と農村の聯絡
 スタハノフ運動……………七八四
 沿革—實情
 【イタリ】……………七八五
 對戰準備・東阿戰爭……………七八五

武装された國民—東阿戦争の意義—エチオピア戦費—國家總動員

經濟統制の基本法……………七六七

聯盟の經濟制裁と統制經濟—労働憲章の内容—労働憲章の目標

經濟統制の機構……………七六八

組合組織—協同組合全國會議—組合法の誕生

經濟統制方針の變遷……………七九〇

産業保護政策—基本工業の管理—農業保護政策

國家財政の近情……………七九二

—特別會計の赤字

東阿戦費の捻出—最近の歳出入

通貨及び會社統制……………七九三

恐慌と金融統制—爲替管理—非常時的金融政策—伊太利銀行改組—リラの切下げ

嚴格な労働統制……………七九四

労働統制の基本方針—組合の組織—罷業禁止—勞資の協力

貿易及原料消費統制……………七九五

貿易の國家獨占—原料の消費統

制—貿易の近況—貿易の前途

原料自給政策……………七九六

經濟自立宣言—原料品の生産増加—農産自給から工産自給へ—金屬品代用—燃料の代用品—纖維の代用品

エチオピア開發計畫……………七九九

統治權の宣言—道路網の建設—貿易の統制—農業の開發—鑛業資源の開發

目次(終)

内國篇

【政治關係】

血盟團事件

〔輪廊〕滿洲事變が勃發して間もなくの昭和七年二月九日、折から總選挙騒ぎの中で前藏相井上準之助氏が小沼正なるものにピストルで射殺された事件が起きた。更にその後一ヶ月もたぬ三月五日、三井合名理事長團琢磨男がまたもや菱沼五郎なるものに狙撃された。檢察機關ではこれら相互に連絡あるものとにらみ、極力捜査に當つた結果、遂に背後に恐るべき暗殺陰謀事件のあることが判明した。即ち前記兩氏の外暗殺人物として狙つた人々は、西園寺公望公、徳川家達公、牧野伸顯伯、首相犬養毅、鐵相床次竹二郎、前首相若槻禮次郎、前外相幣原喜重郎、郷誠之助男、三井系池田成彬、住友系八代則彦、その他にも内定せる名士數名あり、全部で約二十名暗殺の豫定であつた。これらは幸ひ未然に摘發さ

政治關係

れて事無きを得たが、人心に與へた社會不安の念は甚大なるものがあつた。〔原因〕團男を射殺して捕はれた直後犯人菱沼は次の如く自供した。『腐敗しきつてゐる既成政黨を打破する目的でやつたもので、既成政黨の背後には必ず大財閥の巨頭がついてゐるから、まづその財閥の巨頭からやる計畫を立てた。團男爵をやつたのは今の財閥の中心は三井で、三井の中心人物は團男爵だから同氏を血祭に上げたのだ。』云々。なほ同事件の調書に現はれた彼等の計畫、行動と起訴事實の概要を示せば次の如し。『今回の一味は共產主義に對して擡頭して來た國家社會主義的ないはゆるフアツシヨに刺戟され、極端に反動化し血を以て一切を解決せんとするに至つたもので、其首領となつたのは怪僧井上日召であつた。日召はまづ茨城縣でその行動隊を養成することに努め、次いで國家主義鼓吹者で「自治民範」の著者權藤成郷氏に接近し、同氏の下に集まる若者の中から行動隊員を物色し、茨城時代以來參謀役となつてゐた元訓導古内榮司と共に資金の調達、ピストルの入手、友誼團體との連絡に暗躍し、昨年末(昭和六年)に至り準備一切が成つたので、こゝに暗殺すべき人物を選定し總選挙を期して決行する指令を發したのである。〔下略〕〔結末〕昭和九年十一月二十二日、東京地方裁判所にて次の如く判決あり、一同悉く

服罪した。罪名は伊藤廣の殺人幫助を除く外何れも殺人。

△無期懲役 井上日昭、小沼正、豊沼五郎。△懲役十五年 古内榮司、四元義隆。△懲役八年 池袋正凱郎。△懲役六年 久木田祐弘、田中邦雄、田倉利之。△懲役四年 星子義、森一、黒澤大二。△懲役三年 伊藤廣。

五・一五事件

〔輪廊〕血盟團事件の記憶がまださめやらぬ昭和七年五月十五日、再び帝都に國家革新を目指す徒の襲撃事件が起きた。即ち十五日午後五時半頃を期して首相官邸、警視廳、牧野内府邸、政友會本部、日本銀行、三菱銀行等に陸海軍將校を交へた數名の壯漢が自動車に乗つて押かけ、何れもピストル、手榴弾を使用して襲撃行爲に出で、時の首相犬養毅を射殺した外、前記各所に爆破による被害を若干生ぜしめた。このため犬養内閣は倒壊し、代つて齋藤實子を主班とする所謂學國一致内閣が生誕し事後の拾収に當つたが、この事件は其の後に續發した數次の不祥事件にも直接間接の影響を及ぼした。〔原因〕五・一五事件に關する海軍々法會議の公訴狀に左の如き一節あり、大體本件發生の原因を擱んである。即ち『被告等はいづれも直接又は間接に故海軍少佐藤井齊より思想上その感化指導を受けたるものなる所、右齊は海軍兵學校時代より日本を盟主としてアジア民族の大同團結を計り白色民族の横暴を懲し、以て道義を世界に布かんと

するの所謂大アジア主義を抱懐し、被告古賀清志、同村上格之等を指導して共に同志擴大に努め居りしが、昭和五年軍縮會議問題に附隨して統帥權干犯問題起り世論沸騰するや、これを以て政黨財閥及び君側重臣の結托により斯る非違を敢てしたるものとなし、大いに之を憤ると共に現代日本に於ては政黨政治家、財閥及び特權階級いづれも腐敗墮落して國家觀念なく、日本をして政治、外交、經濟、軍備、思想等各種の方面行詰りを生じ國家滅亡の恐あるに至らしめたりとし、これが革新の要ある』を痛感し同志相計つて遂に事を起すに至つたとある。なほ法廷に於ける陳述で古賀中尉は『我々はまづ破壊を考へた。我々は建設の役をしようとは思はなかつた。たゞ破壊すれば何人か建設の役をやつてくれるといふ見透しはあつた。従つて指導理論といふやうなものは知らぬが、まづ戒嚴令を布いて軍政府を樹立することを考へた。』と述べてゐる。〔結末〕五・一五事件の結末は次の如くに落着いたが、軍關係の判決理由の主眼は『動機は諒とするも軍紀紊亂重し』といふにあつた。

陸軍側―被告十一名は全部反亂罪の罪名で禁錮四年。
海軍側―被告十名は反亂罪並に反亂豫備罪の罪名であるが、刑は各人により異り、最高禁錮十五年より最低同一年二年間執行猶豫であつた。
民間側―主犯關係の愛郷黨頭橋孝三郎は一審（無期懲役）に服罪し、從犯

として連座した數名は控訴して大審院まで持つて行つたが、結局大川周明（禁錮五年）、頭山秀三（同三年）、木間憲一郎（同四年）、吉岡實敬（懲役四月、三年間執行猶豫）の判決があつた。

神兵隊事件

〔輪廊〕昭和八年七月十一日、山口海軍關議開會中の首相官邸並に警視廳の爆撃を行ひ、之に呼應して前田虎雄氏を司令とする地上部隊の蹶起、首相官邸・内大臣官邸・各政黨本部・財閥各社等の襲撃により一學國家革新の斷行を圖らんとした事件をいふ。計畫未然に發覺し、被告四十九名は現行刑法制定後最初の内亂豫備罪として目下（昭和十三年六月）公判續行中である。〔原因〕神兵隊事件の真相については、昭和十年九月十六日司法當局が左の如く發表してゐる。（前略）被告人天野辰夫等がかねてより現下の我國は明治維新以來歐米の物質文明と共に輸入せられた自由主義、個人主義、唯物主義の思想により政治、經濟、法律その他社會諸般の組織制度毒害せられ、日本精神は忘却せられ、日本民族の將來は危殆に瀕し一大改革を要するものと思考してゐた。（中略）而していはゆる血盟團、五・一五事件の同志が相次で蹶起したに拘らず、政黨財閥特權階級は益々相結び國家を紊り國威を失墜したものと斷定し、ロンドン條約の締結、國際聯盟の脱退等により惹起

せらるるものと豫想すべき未曾有の國際的非常時に直面し、皇國をこの危局より救ひ永遠無窮の發展を遂げしむる爲には最後の蹶起し、齋藤内閣を打倒し一舉に國家政治の中樞機構を破壊し帝都を動亂して戒嚴下に置き、大詔發を奏請して特異の内閣を組織し、皇道を指導原理として帝國憲法をはじめ國家統治に關する諸般の法律、制度、組織を根本的に改廢し、一君萬民、祭政・政の天皇政治を確立し、神武肇國の皇政を復古し所謂昭和維新を斷行し以て憲法の大綱に一大變革を行はんと企てた。〔計畫の大要〕その目的達成のため、内閣總理大臣官邸における關議開催時を期し、同志故海軍中佐山口三郎をして飛行機により内閣總理大臣官邸及び警視廳に爆弾を投下せしめ、之を合圖に被告人前田虎雄を總指揮者とする地上部隊は夫々數十名づゝ隊伍を組み内閣總理大臣官邸、警視廳、牧野内大臣、山本海軍大將、鈴木立憲政友會總裁、若槻立憲民政黨總裁等の官邸又は私邸、立憲政友會本部、立憲民政黨本部などを襲撃して之に放火し、且齋藤首相以下各大臣、藤沼警視廳總監等を殺害し、警視廳、日本勸業銀行等を占據して本部となし、戒嚴令施行に至るまで之を死守し、以て政府顛覆その他朝憲を紊亂することを目的とし暴動を起さん事を企て昭和八年五月頃より諸般の準備を了したのである。

〔結末〕第一回公判開廷の時から深刻な波瀾を見せ、昭和十三年六月に至るもまだ解決しない。これは要するに、當初殺人放火豫備として進められ、一應終了した豫審が検事の意見によつて内亂豫備罪の問題として、被告側の言葉に従へば、『内亂の豫断の下に』再度の取調が行はれ、結局内亂豫備罪として公判に付せられるに至つたといふ點が紛糾の根本問題となつてゐる。

國體明徴問題

〔美濃部事件〕昭和十年春の貴族院豫算總會における三室戸子の質問が導火線になつて、長年我國憲法論の指導的立場にあつた美濃部博士は、天皇機關論者の先頭として一切の公職から追放され、問題はさらに國體明徴問題として政治問題にまで發展したが、この問題は今日でもなほ依然餘燼を残してゐる。最近では矢内原帝大教授の辭職、河合榮次郎、田中耕太郎、宮澤俊義の各東大教授が問題となつた。美濃部博士は起訴猶豫とはなつたが、『依願免貴族院議員』の形式で貴族院議員の職を退き、なほ自發的に一切の公職より退いた。しかし『私の學説を翻すとか自分の著書の間違つてゐたことを認めるとかいふ問題ではなく、唯貴族院の今日の空氣に於て私が議員としての職分を盡すことが甚だ困難となつた事を深く感じたがために他なりません』といふ聲明

護人の暴露戰術等々により俄然大化し、遂に二・二六事件勃發の近因をなすに至つた。〔原因〕永田事件の發生原因並に動機等は陸軍省より次の如く發表された。

〔相澤中佐は豫てより我國の世狀を以て建國の精神に悖り各部内に懸弊累積してその前途顧る憂慮すべきものありとし、速に之を革新して國體の眞姿を顯現せざるべからずと思惟しありしが、昭和八年夏頃より國家の革新は軍部が國體觀念に透徹して一致結束して邁進せざるべからざるに拘らず陸軍の情勢はその期待に反するものありとし、先づ部内の革新を斷行せざるべからずとの意見を抱懐するに至れり。而して昭和九年三月、永田少將の陸軍省軍務局長就任以來同少將が故らに國家革新運動を阻止するものなりとの一部の者の言を信じ、同少將に不満の念を抱き居りたる處、同年十一月反亂陰謀被疑事件起り、之に關聯して村中孝次、磯部淺一が停職處分に附せられたる同年七月中旬、教育總監の更迭を見るに及び一部の者の言説所謂怪文書の記事等に依り、右は全く永田少將の策動に基くものとし、尙七月十九日同少將に面談し辭職を勸告し置きたるも其の後之が實現を見ざるを知り、同少將を此處放任するに於ては陸軍の革新は到底期し難く從て皇軍の前途憂慮に堪へざるものありとなし、八月十日福山發、單身上京し同十二日陸軍省軍務局長室に於て急遽執務中の永田少將に迫り、これを殺害するに至りたるものなり。昭和十年十一月三日陸軍省發表〕

二・二六事件

〔輪廊〕永田事件の公判中で帝都の人心は極度の緊張を示してゐる折も折昭和十一年二月二十六日の早曉突如わが國未曾有の不祥事件が勃發した。すなはち午前五時ごろを期して一部の青年

が問題となり、陸軍當局をはじめ在郷軍人（パンフレットを全國に配布）政黨各方面より猛烈に反對され、遂に前記聲明を取消す騒ぎを演じた。〔林内閣聲明〕天皇機關説撲滅、國體明徴顯現の政府聲明は昭和十年八月四日發表されたが、さらに趣旨徹底を期するため同年十月十六日左の再聲明があつた。『曩に政府は國體の本義に關し所信を披瀝し以て國民の嚮ふ所を明にし愈々その精華を發揚せんことを期したり、抑々我國體に於ける統治權の主體が天皇にましますことは我國體の本義にして、帝國臣民の絶對不動の信念なり、（中略）統治權の主體は天皇にましますとして、國家なりとし天皇は國家の機關なりとなすが如き所謂天皇機關説は神聖なる我國體に戻り其本義を愆るの甚しきものにして嚴に之を芟除せざるべからず、（中略）政府は右の信念に基き重ねて意のあるところを闡明し以て國體觀念を愈々明徴ならしめ眞實績を收むる爲全幅の力を効さんことを期す』

永田事件

〔輪廊〕昭和十年八月十二日午前九時四十分、陸軍省軍務局長永田鐵山少將が軍務局長室で執務中、陸軍歩兵中佐相澤三郎のため軍刀を以て殺害された事件をいふ。これがため時の陸相林銑十郎大將は責を負つて辭職し、川島義之大將がこれに代つた。更に相澤中佐の公判開かれるや、眞崎大將の證人出廷、満井辯

將校が國體擁護を目的に蹶起、左の諸個所を襲撃したのである。首相官邸（岡田首相即死と發表せられたるも二月二十九日に至り即死したるは弟松尾傳藏大佐で首相は生存の旨訂正發表）齋藤内大臣私邸（内大臣即死）渡邊教育總監私邸（教育總監即死）牧野前内大臣宿舎（湯河原伊東屋旅館、牧野伯爵不明、後無事の旨發表）鈴木侍從長官邸（侍從長重傷）高橋大藏大臣私邸（大藏大臣負傷、二月二十七日大藏省より死去の旨發表）東京朝日新聞社。〔經過〕之に對し政府並びに軍當局は大いに驚き、取敢へず各般の應急處置を講じて治安維持に努むるところあつた。即ち二十六日午後三時第一師管に戰時警備を下命する一方、第一、第二兩艦隊を東京灣および大阪灣に回航せしめ、また横須賀警備戰隊をして東京港警備を命じた。同時に東京警備司令部では午後十時告諭を發表、軍隊出動の目的を闡明すると共に、一般に對し秩序維持に協力すべきことを要望した。一方内閣では二十六日午後宮中にて緊急閣議を開き、後藤内相が内閣總理大臣臨時代理を兼任するに決し（二月二十九日岡田首相生存の公表とともに兼任解除）上奏御裁可を仰いで發表されたが、同夜の宮中閣議の結果、内閣は總辭職を執行するに至つた。（二十七日岡田商相は高橋藏相の後任として大藏大臣の兼任を命ぜられ直ちに兼任農相の辭表をも捧呈。また時局の重大性に鑑み、二十六日深更宮中にて樞密院會議が開かれ、つひに二十七日午前二

時半に至り戒嚴令を公布する旨發表された。しかしして戒嚴區域は東京市内臨戦地境、戒嚴司令官は東京警備司令官香椎浩平中將、同參謀長安井藤治少將、戒嚴司令部は九段軍人會館とそれと決定された。その後叛亂部隊と鎮壓部隊とは不氣味な對峙を續け、一時は流血の慘事を見るまでの危機に立ち至つたが、當局者の適切な處置と就中奉勅命令の發動により、懸念された最悪の場合も起らず、二十九日には全く鎮定された。なほ戒嚴令は七月十日解除された。

〔原因〕これが原因は全く深刻にして複雑、簡單にはいへないが、軍法會議の判決理由書の中の動機と原因の個所で次の如く述べてゐる。『前略』夙に世相の頹廢人心の輕佻を慨し國家の前途に憂心を覺えありしが就中昭和五年のロンドン條約問題、昭和六年の滿洲事變等を契機とする一部識者の警世的意見、軍内に起れる滿洲事變の根本的解決要望の機運等に刺戟せられ、遂次内外の情勢緊迫し我國の現状は今や默視し得ざるものあり、爲に國民精神の作興、國防軍備の充實、國民生活の安定等方に國運の一大飛躍的進展を策せざるべからざるの秋に當面しあるものとなし時艱の克服打開に多大の熱意を抱持するに至れり。〔中略〕此の非常時局に對し當局の措置徹底を缺き内治外交共に萎靡して振はず、政黨は黨利に墮して國家の危急を顧みず財閥亦私慾

に汲々として國民の窮狀を思はず、特にロンドン條約成立の経緯に於て統帥權干犯の所爲ありと斷じ、斯くの如きは畢竟元老、重臣、官僚、軍閥、政黨、財閥等所謂特權階級が國體の本義に悖り大權の尊嚴を輕んずるの致せる所なりとなし、一君萬民たるべき皇國本然の眞姿を顯現せんがため速にこれら所謂特權階級を打倒して急激に國家を革新するの必要あることを痛感するに至れり。〔中略〕而も之等は國法を超越する存在なりと臆斷し、合法的に之が打倒を企圖すとも到底其の目的を達し得ざるに由り宜しく國法を超越し軍の一部を僭用し、直接行動を以て之等に天誅を加へざるべからず、而も此の行動は現下非常時に處する獨斷的義舉なりと斷じ、更に之を契機として國體の明徴、國防の充實、國民生活の安定を庶幾し軍上層部を推進して所謂昭和維新の實現を齎さしめることを企圖せるものなり。〔その經濟影響〕二・二六事件が直接經濟界に及ぼした影響は各方面によつて輕重あり、また地區により異なるが、東京商工會議所では事件當時の二月二十六日より三月三日にいたる間の東京市物價および商況、證券市場、爲替金融市場、交通および運輸關係、工場方面につき調査し、その結果を三月九日發表した。そのうち物價、證券市場、交通、運輸に關する大要左の如し。

〔卸賣取引〕 各市場とも見送りととなり、恩恵取引は勿論新規商談絶無状態を呈したが、直接影響としては取引の幅度の不振と月末決済不能程度であつた。

〔卸賣物價〕 大體保合ながらも氣配は軟弱傾向にあり、重要商品五十三品について見れば總平均では二層下落、昂騰六品、保合三十一品、下落十六品である。

〔小賣商〕 九の内、櫻田本郷町、赤坂、四谷方面の一部は直接危險區域のため商内全く不能となり影響甚大なりしも、これに反し山の手方面は食料品の賣行良好で殊に目白公設市場の如きは平日の二倍の賣上げ増加である。〔百貨店〕 例年二月は最も閑散期であるが、事件當日より引續き降雪のため客足著しく減少し、平日の賣上高に比し約二割方の減収となり二月二十九日の臨時休業による損失を計上すれば相當額の減収となつた。しかし三月一日よりは豫期以上の好調をつげてゐるから悲觀を要せず。

〔證券市場〕 東株取引高に關しては本年は昨年比し増加し、本年は一日平均賣買高四十萬株見當なるも、今回の立會休止により相當減少され、また取引所と取引員收入についても同様で、最近取引所の株式手数料收入一日平均二萬一千五百九圓、取引員收入はその五、六倍であるが、立會休止で收入は皆無である。しかし實際は何れも市場再開後の取引如何にか、つてゐる。

〔交通運輸〕 市電および市營バスは事件後四日間を通じて豫定より五萬八千圓の減収、東京鐵道局管内の省線では旅客收入は二月廿六、七兩日は昨年同日比し増加、同廿八日は二割減、同廿九日は四割減を示した。

〔工場〕 直接影響を受けたのは事件地域近接の品川中心の工場地帯であるが、その程度はインフレーションで彌補を行つてゐる工場に二月二十八日の早退け、同二十九日の一斉休業を行つたからその他は軍需工業などの

特殊工場の損害である。

大本營

〔目的〕大本營の本務に就ては陸海軍當局が發表した次の談話に明かである。

『抑々大本營は大本營令明示の如く、大體の下に於ける最高の統帥部にして、陸海軍の統帥幕僚及び附屬諸機關を以て編成せられ、帷幄の機務に奉仕し作戰を參畫し陸海兩軍策應協同を圖るを以て本務とし、陸海軍大臣亦軍政の處理のため所要の隨員を從へて大本營に在るものなり。即ち大本營の設置は専ら統帥大權の發動に基き、平時統帥部と陸海軍省とに分掌せらるる統帥關係事項の處理を一元化するを本旨とする純然たる統帥の府にして、之が設置に依り統帥と國務との職域、責任の分界に何等の變化も生ずるものに非ず。これを要するに、支那事變下に大本營が設置せられるに至つたのは、長期作戰の覺悟を以て本格的に武力を行使せんがため統帥部を戰時態勢に移すを適當と認められたことによる。〔政府と大本營の聯絡〕大本營と政府との聯絡に就ては、閉議申合せ事項として左の如く決定してゐる。(イ)大本營と政府との聯絡については、政府と大本營のメンバーとの間に『臨時會談』の協議體を作り、臨時これを開くこととする。この兩者の會談は、特に名稱を附せずまた官制にもよらず事實上の會談とする。(ロ)臨時會談

は參謀總長、軍令部總長の外陸海軍大臣、總理大臣及び所要の關係を以て構成するが、閣僚の銜衡については内閣書記官長、陸海軍軍務局長において討議すべき事項と共に人選をなすこととする。但し實際の運用に就ては參謀總長、軍令部總長は出席されず、參謀次長、軍令部次長が主として出席する。(ハ)特に重要な事項の場合は御前會議を奏請し參謀總長、軍令部總長の外陸海軍大臣及び特旨によつては思召により閣僚も列席することもある。御前會議は總理大臣より奏請する場合と參謀總長、軍令部總長より奏請する場合とある。(ニ)右協議體の幹事は内閣書記官長、陸海軍兩軍務局長がこれに當る。「大本營令」從來は明治三十六年十二月二十八日勅令第二九三號を以て公布せられた「戰時大本營條例」があつたが、今回はこれを廢止し、昭和十二年十一月十七日軍令第一號を以て「大本營令」が新に制定せられたのである。大本營令の全文は次の三ヶ條である。

- 第一條 天皇ノ大義下ニ最高ノ統帥部ヲ置キ之ヲ大本營ト稱ス、大本營ハ戰時又ハ事變ニ際シ必要ニ應ジ之ヲ置ク
- 第二條 參謀總長及軍令部總長ハ各其ノ幕僚ヲ長トシテ惟輕ノ機務ニ奉仕シ作戰ヲ參畫シ終局ノ目的ニ格ヘ陸海兩軍ノ策應協同ヲ圖ルヲ任トス
- 第三條 大本營ノ編制及勤務ハ別ニ之ヲ定ム

定し、次に平時に於ける總動員規定を述べ、さらに戰時または事變に於ける總動員規定があり、最後に補償規定が附随してゐる。しかし簡單であるに拘らず本法案は、發生的にまた内容的にも軍需工業動員法を土臺となし、資金調整法、輸出入臨時措置法、船舶管理法などの戰時財經立法を集約的に攝取・包括し、さらに労働對策、價格政策、言論對策など、おほよそ物心兩様の總動員に必要な法規が全部織込んである。本法案の規定する國家總動員の内容は、軍需工業動員法のそれより遙かに廣汎かつ深刻であつて、國防目的達成のためには人的および物的資源が統制運用出来ることになつてゐる。また軍需工業動員法では同じ物的資源でも、物資および工場設備の範圍であつたが、國家總動員法案では「動員業務」といふ對象が設けられ、運輸通信の業務、金融業務、衛生、教育訓練、試験研究、情報宣傳、警備の業務および總動員關係物資の業務自體が強權的に統制されることになるのである。「平時の總動員規定」平時における總動員は、次に來るべき戰時總動員の準備規定である。平時に發動する規定に於ても、軍需工業動員法と同様設備、事業の報告命令、動員準備の獎勵、補償、臨檢調査の規定のあることは勿論であるが、更に職業能力の調査、技術教育、試験研究に對する命令、物資保有義務および

内閣參議制

〔設置理由〕内閣參議は支那事變が長期戰化し、内外の時局愈々重大となつたので、時局收拾並に内閣強化を目標として臨時に設けられたもの。官制は昭和十二年十月十三日の樞府定例會議で可決、即日公布された。なほこれが理由に就き内閣より次の如く發表された。「内外の時局重大なるを以て茲に臨時内閣參議を置き臨時内閣の籌畫に參せしめんとす。〔意義〕支那事變下に設けられた參議制度に就ては、一般にわが内閣制度に一大エポックを畫したものと云はれ、國務大臣と行政長官との分離の先驅であり、國務院の創設などに對しても重要示唆を示すものであるといはれてゐる。

〔臨時内閣參議官制〕

- 第一條 支那事變に關する重要國務に付内閣の籌畫に參せしむル爲臨時内閣參議若干名を置く、内閣參議は之を勅命す
- 第二條 内閣參議は國務大臣の禮遇を受く
- 附則 本令は公布の日より之を施行す

〔參議顧問〕昭和十二年十月十五日次の諸氏に正式發令された。
宇垣一成、町田忠治、安保清種、荒木貞夫、末次信正、前田米藏、秋田清松、岡洋右、郷誠之助、池田成彬。

國家總動員法

〔内容〕本法案は法案要綱が全部で五十條。先づ總動員の定義について規

び總動員演習に關する強制規定が新らしく設けられてゐる。また平時に於ける總動員規定により労働争議の豫防、解決、禁止が自由に命令出来るやうになつてゐる。また労働者の使用、解雇、賃銀その他の労働條件についても「他の法令の規定にも拘らず」必要な命令が發せらるやうになつてゐる。従つて一朝有事の際労働力保持のためには、工場法の規定なんかは無視して、婦女子および幼年者の深坑および深夜労働を行はせ得る。「戰時の總動員規定」戰時または事變に於て發動される總動員法には、先づ劈頭に國家總動員に必要な「帝國臣民を徵用して總動員業務に従事せしめる」ことが出来る規定が設けられてゐる。先の軍需工場動員法では、未だ軍需工場および設備を動員する場合従業員を供用することおよび兵に關係のあるものを軍事輸送機關並びに軍需工業等の事務に徵發し得る規定だけしかなく、今度の總動員法案では帝國臣民全般が、必要とあれば徵用出来るやうになつた。「各部門の統制方法」つぎに戰時總動員規定を業務別に分類して、戰時總動員法が如何に統制運用せんとするかを簡單に解説してみよう。(イ)金融ならびに資金統制—資金調整法では政府の目的に適つてをれば運用は「自治的統制」に委されてゐるが、總動員法では必要とあれば自治的運用は許されなく

なるばかりでなく、場合によつては金融業務自体までも統制運用される。次に調整法でも時局に緊要なる事業設備の費用に充てるためには、株金の全額拂込前でも増資が出来ることになつてゐたが、總動員法案では拂込金を超えても、なほ社債が發行出来る。(ロ)輸出入貿易の統制—これまでの輸出入臨時措置法と船舶管理法とを吸収したやうな規定ができてゐる。凡そ總動員に必要であれば輸出乃至輸入の禁制が自由に出来ると同時に、自由に輸出入税の増減も出来るのである。(ハ)産業統制—本法案による産業統制では、これまで自治的統制が許されない。即ち總動員業務に關係ある事業には、強制的に統制組合を設立させる。なほこの統制組合は、動員目的達成に都合のよいやうに、自由な組合せで作られる點が特色だ。今までの業別組合や地域別組合とおよそ性質がちがふ。(ニ)價格統制—第十九條で政府は『國家總動員のため必要あるときは勅令の定むるところにより物價、運賃、保管料、保険料、賃貸料、加工賃その他に關し必要な命令をなすことを得』と規定してある。〔成立経緯〕本案は戦時下の第七十三議會に提出されたが、その成案に至るまでには頗る迂餘曲折があり、その結果次の諸點が修正された。即ち原案の第二十條(集會多業運動制限禁止に關するもの)、第二十三條(新聞紙の發行停止等に關するもの)及び同罰則たる第四十一條、第四十二條を緩和する外、第五十條として國家總動員審議會を設くるの項を加へたのである。國家總動員審議會は首相を會長とし、貴族兩院代表者、各省關係官及び臨時委員合計約三十名を以て組織され、本法施行に關する重要事項(軍機に關するものを除く)につき政府の諮問に應ずるものである。なほ本法の成立により、軍需工業動員法は本法に擴大統合される結果、これは廢止されるに至つた。

國民精神總動員

〔運動開始〕近衛内閣は昭和十二年九月九日、國民に對する告諭、官吏に對する訓令を發して國民精神總動員に乗り出すにいたつた。内閣告諭左の如し。

『第七十二回帝國議會開院式に當り優渥なる勅語を賜ひ帝國の橋本所を明にし國民の進むべき道を示させ給へり、聖慮宏遠にして眞に恐懼感激に堪へざるなり、(中略)凡そ雅局を打開し國運の隆昌を圖るの道は我が尊嚴なる國體に基き盡忠報國の精神を益々振起して之を國民日常の業務生活の間に實踐するに在り、今我國民精神の總動員を實施する所以も亦此に存す。古來我が國民は艱難に遭遇するや必ず之を克服し以て國家興隆の成果を收めざるなし、時局に際し國民深く如上の趣旨を體し、忠誠公に奉じ和協心を一にし、日本精神を昂揚して舉國一致の實を擧ぐると共に之を實踐に現して憲法國力の伸張を圖り以て皇運を扶翼し奉る所あるは本大臣の深く國民に期待する所なり』

次いで九月十一日には日比谷公會堂に於いて首相、内相、文相等が大眾に呼びかけ、更に續いて總動員運動を全國的に展開した。〔國民精神總動員中央聯盟〕政府の國民精神總動員に呼應し、昭和十二年十月十二日日比谷公會堂で發會式を擧げた。參加團體は在郷軍人會、大日本聯合青年團、中央教化聯盟等全國七十四の有力教化團體である。役員顔觸左の如し。

△會長 有馬良橘。△理事 松井茂、小泉六一、香坂昌康、藤原銀次郎、伯爵酒井忠正、中川望、月田藤三郎、子爵岡部長景、男爵井田馨楠、小原直、民政黨總務松村謙三、政友會總務今井健彦、内閣書記官長風見章、内務次官廣瀬久忠、文部次官伊東延吉。

企畫院

〔沿革〕重要政策に關する調査機關として、昭和十年五月に内閣審議會並に内閣調査局が設置された。その後昭和十二年五月に至り、該機關の機能が擴大され、名稱も企畫院と改稱された。しかるに同年七月、支那事變勃發し、綜合國力の擴充運用の要益々加はつて來たので、昭和十二年十月に至り、企畫院と内閣資源局を合同改組して、現在の企畫院が設置されるに至つたのである。〔職能〕企畫院は内閣總理大臣の管理に屬し、左の事務を掌る。(イ)平戦時に於ける綜合國力の擴充運用に關し案を起草し、理由を具へて内閣總理大臣に上申すること。

(ロ)各省大臣より閣議に提出する案件にして平戦時に於ける綜合國力の擴充運用に關し重要なもの大綱を審査し意見を具へて内閣總理大臣を経て内閣に上申すること。

(ハ)平戦時に於ける綜合國力の擴充運用に關する重要事項の豫算の統制に關し意見を具へて内閣總理大臣を経て内閣に上申すること。(ニ)國家總動員計畫の設定及遂行に關する各廳事務の調整統一を圖ること。なほこれらの事務を行ふに當つて資料の必要が起きた場合、企畫院は關係各廳に對して提出又は説明を求むることが出来る。〔構成〕企畫院の構成は企畫院官制第二條で定められてゐるが、昭和十二年十月二十五日勅令第六百六號で臨時職員を増置が認められた結果、現在は左の如くになつてゐる。總裁(親任)、次長(勅任)、部長(勅任)六人、秘書官(奏任)專任一人、書記官(奏任)專任十八人、調査官(奏任)三十人、事務官(奏任)專任八人、理事官(奏任)專任二人、技師(奏任)專任十三人、屬(勅任)七十人、技手(勅任)專任二十六人。昭和十三年二月現在の總裁(齋藤正雄)、次長(青木一男)、産業部(部長東榮三)財務部(部長原口武志)總務部(部長横山勇)調査部(部長植村甲牛郎)内政部(部長中村敬之進)交通部(部長原清)〔戦時下の機能強化〕戦時體制となり、企畫院の活動が益々必要となつて來たので、政府では昭和十二年十一月内閣訓令を以て企

畫院を中樞機關とすべき旨を通達した。曰く

『愈々國民精神を昂揚して、國力發揮の源泉を振作すると共に生産力の擴充、需給の調節、配給の適正、國際收支の均衡を圖り、依つて以て綜合國力の擴充運用に邁進なきを期するため政府は企業院をして國家總動員の中樞機關たらしめ、當面の事變に對處すると共に事變後に於ける國力の飛躍的増進に整へんとするものである。當務者は政府の意を體しそれ／＼努力すべし。』

内閣情報部

〔沿革〕情報宣傳が國家にとり重要なものであることはいふまでもあるまい。

ドイツで宣傳省を設けてゐることは周知の通りだが、その他多くの國でも情報宣傳政策を専門的に考究し、又實施上その統制を圖る機關を設けてゐる。わが國でも外務省に情報部、文化事業部などあり、また陸軍省の新聞班、海軍省の軍事普及部、鐵道省の國際觀光局等があつて、夫々の分野で活動してゐる。しかしこれらの機關はその仕事に於て一定の限界があり、また立場が限られてゐて、國家的綜合的見地に基く活動には缺くる所がある。こゝに於て昭和十一年七月、これらの弊を除き眞に國家的綜合的見地に基く國家の情報宣傳政策の確立と統制を圖る目的から、内閣に情報委員會なるものが設置されるに至つた。然るに時代の進運は益々情報宣傳の擴充發展を要請して止まないいで、

昭和十二年九月二十五日、つひに情報委員會の官制が改正されて、現在の内閣情報部となつたのである。〔職能〕内閣情報部は内閣總理大臣の管理に屬するが、その管掌事務は左の如し。

- (イ) 國策遂行の基礎たる情報に關する各廳事務の連絡調整。
- (ロ) 内外報道に關する各廳事務の連絡調整。
- (ハ) 啓發宣傳に關する各廳事務の連絡調整。
- (ニ) 各廳に屬せざる情報蒐集、報道及啓發宣傳の實施。

なほこれら事務を行ふにつき必要がある場合には、内閣情報部は關係各廳に對し情報若しくは資料の提出又は説明を求むることが出来る。〔民間の參與〕情報委員會には無かつた參與制度が官制改正により新設された。これは國家の情報、報道、啓發宣傳といつた様な仕事は何も官廳の役人ばかりによつて行はるべきものでなく、廣く民間の人々によつて行はれて始めてその全きを期し得るといふ趣旨に出たものであらう。參與は情報宣傳の仕事に關し特に學識經驗の深い人々十人を限つて一般民間の中より選ばれるもので、待遇は勅任官、任期は二年である。昭和十二年十一月現在の參與は左の如し。

- 増田義一、藤田均、藤沼庄平、片岡直道、高石眞五郎、野間清治、小林一三、緒方竹虎、吉野伊之助、大谷竹次郎。

國策研究會

〔目的〕國策研究會は昭和十二年一月創立されたもの。近衛内閣の組閣に當り、會員中より多數の閣僚を出したので、その存在を俄かに注目され出した。本會規約第二條によれば『本會は官民の間に廣く同志を求め、常に國策の綜合的調査研究を行ひ、公明にして適正なる政治・經濟上の指導精神を確立すると共に、同志相互の親睦提携を圖るを以て目的とす』とある。〔事業〕本會の事業としては次のものが挙げられる。

(イ) 國策に關する調査研究並に參考資料の蒐集。(ロ) 官公私設各種調査研究團體との聯絡提携。(ハ) 講演會、研究會等の開催。(ニ) 會報並に各種調査研究の報告書、參考資料等の出版。(ホ) 其他本會の目的達成に必要な事業。〔活動狀況〕本會には左の委員會を設け、夫々活潑なる活動を行つてゐる。研究委員會(國策の調査研究に關する事項)、銓衡委員會(會員の銓衡及其身分に關する事項)、財務委員會(資産及處理に關する事項)、監査委員會(本會財務上の監査に關する事項)、編輯委員會(會報其他各種出版物の編輯に關する事項)、事務委員會(他の委員會に關せざる事項並に各委員會の聯絡に關する事項)。會員約三百五十名、會友を合すれば約五百名に達する。本會の常任理事左の如し。

池田宏、今井田清徳、大廳公望、下村宏、堀切善次郎。

國力充實四ヶ年計畫

〔目標〕本案の目標を端的にいへば、要するに『戰爭目的を達成するため國民一體の犠牲的精神により物心兩様の總動員態勢を完成するに必要な施政の方針』とでも稱されやう。これは陸軍に於ける軍備充實六ヶ年計畫及び滿洲國に於ける五ヶ年計畫に對應し、しかも愈々長期戦に入つた今回の事變の最終目的を達成せしむるに必要なあらゆる事項を規定したものである。本案は近衛内閣の下に企業院で立案されたものであり、その具體的内容を第七十三議會の再會場で發表し、同時に一般にも公表する筈であつたが、諸種の事情に鑑み發表は見合はせられた。〔企業院案概要〕右の如き事情で具體數字は公表されなないが、根本精神は大體次の如きものであると報せられてゐる。

〔國體の本義に基き舉國一致、内に國力の充實を圖り、外に帝國の發展を遂ぐるを以て施政の根本方針とし、尙後數年にわたる非常時を目標とし、左記諸政策を斷行す〕(一) 帝國の對外政策は日滿支、提携を鞏固にし、東洋永遠の平和を確立し、世界の平和に貢獻するをもつて基本とす。(二) 日滿兩國不可分關係を堅持し、對滿重要策の完成を期し、對支策の具現に積極的努力をなし、南方に對する經濟發展に努む。(三) 支那事變に對する軍事目的達成に遺憾なからしめ、かつ國防の必要に應ずるため國家總動員態勢を完成すると共に、今後一層軍備の充實をはかる、なほ支那長期抵抗に對處する一切の措置を執る。(四) 尙後四年を目標とし重要産業の振興を

計りて生産力の総合的擴充をなし、日滿の外、更に北支等をも加へて全體計畫の下に國防上重要物資の供給を確保し、且輸出貿易を促進して國際收支を改善し、以て帝國經濟力の充實を期す。(五)今次事變における統後の處理及び戦死傷病者並にその遺族家族に對する扶助援護に遺憾なからしめ、且役員の措置を適切にし、更に在支居留民に復興に必要な措置を講じ、もつて將來における帝國發展の萬全を期す。(六)敵神の國風を振起し國民思想の指導を強化徹底し、日本文化の擴張を圖り、大國民たるの資質を涵養すべく文教の刷新を期す。(七)非常時局に對する國民の覺悟を益々強固し、國民生活の安定及び國民體力の向上に必要な諸政策を斷行する就中、農山漁村の振興並に中小商工業者及び勞務者の厚生に力を致す。(八)軍備充實、産業振興、及び國民生活安定のため物價、金融事業、貿易、勞務等に對し國家的統制を強化すると共に非常時財政計畫を確立す。(九)共產主義、その他國體と相容れざる思想行爲に對しこれが芽除克服を期す。(十)以上の諸政策の遂行を迅速的確ならしむる外、政治行政を刷新し國外諸般の機構をしてこれに適應せしむることを期す。

〔政務官會議案〕なほ企畫院案とは別に政務官會議でも同性質の案を提出した。この政務官會議案は企畫院原案が平戰時に跨るものなるに反し、専ら目前の戰時對策に中心を置いた所に特色がある。なほ實際の運用に當つては、この兩案を加味修正して行くものと思はれるから、政務官會議施政要綱案の全文も左に示しておかう。

一、國體の本義に基き共產主義を排撃し、國際正義を基調とする世界平和左記諸政策を斷行す。

- (一) 重要國務に關する調査、統轄、豫算の統制、按配等に關する事項を掌る機關を創設し内閣總理大臣の管理に屬す、情報委員會を改組強化し本機關に統合す本機關の長官をして閣員に列せしむることを得
 - (二) 人事行政の統制刷新に關する事項を掌る機關を創設し、内閣總理大臣の管理に屬す。
 - (三) 外務、拓務兩省を統制強化す。内閣に朝鮮及臺灣總督府、南洋廳に關する事務を管理する機關を設置す。
 - (四) 農林、商工兩相を統合し且つ貿易、燃料、電氣等に關する機關を擴大若くは新設し産業行政を合理化す。
 - (五) 文部省に内務省の神社局管掌事項を統合し、特に國民精神の作興、體育の向上を圖る。
 - (六) 内務省を改組し神社局及道路港灣に關する土木、行政の一部を夫々五及七に移管し、内務行政機構を刷新し衛生に關する機關を統合強化す。
 - (七) 航空、鐵道、通信行政を統合し、特に民間航空事業の劃期的飛躍を促進し、船舶港灣行政を統合強化す。
 - (八) 各省は時運に即應するためその内容を整備改善すると共に、各省間に重複、競合せる行政機構、所管事務及研究機關を統合整理す。
- 〔地方行政制度〕
中央行政機構の整備改善及び國運の進展に伴ひ地方行政制度を刷新す。
- 〔議會〕
國運の進展並に議會の現状に鑑み、議院法及選舉法を改正し議會を刷新す。
- (附) 木要綱實施のため先づ必要なる省大臣の臨時攝任を行ふものとす。
- 〔提案趣旨〕 而して中央行政機構の整備改善に關する提案の趣旨を左の如く述べてゐる。

の完成に貢献し、日滿支の鞏固なる提携を樞軸として東亞永遠の平和を確立す。

二、支那事變を契機とする一切の事態に對應するため軍備の充實と國貨の調達とに邁進ならしむ。

三、日滿支を通ずる全體計畫の下に國防上緊切なる物資の供給、重要産業の振興、輸出貿易の伸張、生産力の総合的擴大を圖る。

四、統後の處理、戦死病者とその遺族に對する扶助援護、戦後の復員、在支那人の復興につき適切なる措置を執る。

五、中央地方を通ずる政治行政を刷新し、國家諸般の機構を整備すると共に國民一體の犠牲的精神に依り總動員態勢を完成す。

行政機構改革の軍部案

〔編輯及内容〕二・二六事
件後における革新政策の

波に乗り、中央行政機構の改革に就ては、各方面で論議されてゐたが、果然昭和十一年十一月に至り陸海軍共同提案になる改革案が發表された。軍部では『參考案の範圍のもので絶対的のものでない』と附言してゐるが、一時は各方面に甚大なる渦紋を投げた。全文を掲げれば左の通り。

(陸海軍當局談、陸軍省發表、昭和十一年十一月九日)

(一) 總理大臣の希望に依り政治行政機構の整備改善に關し陸海兩大臣より提出せる意見左のごとし。

國運の進展に伴ひ帝國憲法を基本とし庶政を一新す、これがため先づ政治行政機構の全般にわたり根本的刷新を行ふ、その要項左のごとし。

〔中央行政機構〕

- (一) 主眼。國防の強化、海外發展、産業の振興等國策 策定運用の綜合統制を期するは世運の進展内外の情勢に鑑み最緊要事に屬するも現行中央行政機構によりては官省の對立不統一或は機能の不充分なる等、右目的達成に遺憾餘からずと認めらるるをもつて速にこれが整備改善を行ひ國政の統制強化を期するを主眼とす。
 - (二) 重要國務の綜合統制機關。本機關は重要國務の調査、立案、各省重要政務の統制審議及びこれに伴ふ豫算の統制按配に關する事項を掌る。之が爲内閣調査局情報委員會を改組強化し本機關に統合す本機關の長官をして閣の内外を問はず、總理大臣に形影相伴ひ、十分輔佐の責を盡すことを得しめ、且つ所要に應じ國務大臣として内閣員に列することを得せしむ。
 - (三) 内閣人事行政機構。本機關は各省文官人事の統制均衡に當り中央、地方人事の脈絡を規正す。尙文官任用令を改め自由任用の範圍を擴張して廣く人材の登用を圖り、特に國營事業其他産業の統制指導に任ずる政府機關の役員には、民間堪能の士を任用する等人事行政全般に亘り刷新す。
 - (四) 各省その他の統制新設。各省の統合は對抗政策の強化統一を期し、また交通、産業等の行政各部門に於ける廢擦を排除し、行政機能の統一圓滑を期するに在り、航空、衛生、燃料、電氣、貿易及び船舶港灣等に關する行政機關は世運の進展と國防上の要求に基きこれを擴大強化す航空において特に然り、而して鐵道通信の現業機關は夫々行政機關の管理に關する別個の機關たらしむ。
- 〔編輯〕官吏制度の改正問題は決して新しいことではないが、近衛内閣になつてまたも革新政策の一つとして採りあげられた。即ち近衛首相は貴衆兩院でこれが實現を屢々

言明し、事實法制局でも具體策を立案中といはれる。これが要點は、(イ)文官任用令の改正。(ロ)文官高等試験令の改正。(ハ)文官身分保障令の緩和の三點に置き、時勢に對應して廣く人材を行政の中樞に集め、官僚獨善の弊を矯めることを趣旨とするものである。「要項」(イ)高等試験は各課とも必須課目に國史課を入れること。(ロ)高等試験は人物試験に主きを置くこと。(ハ)總ての勅任文官において技術經驗を要するものについては、特別任用の途を開くこと。(ニ)奏任官についても同様とす。(ホ)待遇官吏の制を廢し全部本官とすること。(ヘ)技術官優遇の途を開くこと。(ト)人物拔擢の方法を考慮し、内閣及び各省に若干名の政務參與(勅任)を置き特別任用とすること。(チ)二十年以上の在官者については文官分限委員會に附せずして休職とすることを得。

日獨伊防共協定

〔目的〕防共協定の目標は、共產主義の破壊工作に對する共同防衛を本旨とするもので、協定の内容は、締約國間に於けるコミンテルンの活動に關する情報の交換、防衛措置に關する協議及び實行、並びにコミンテルンの脅威を受くる第三國に對する共同勸誘に就き規定し、別に附屬議定書に於いて本協定の施行に必要な

具體的方法を定めてゐる。かゝる協定が締結せられるに至つた理由は多々あるであらうが、コミンテルンの活動が近來俄かに活潑となつて來たこともその一つである。即ちコミンテルンは昭和十年夏第七回世界大會を開催し、フアシズム及び帝國主義に對抗するため、第二インターナショナル等との統一戦線結成に邁進する方針を決議すると共に、コミンテルン今後の活動目標は日本、獨逸、波蘭等であることを明かにし、なほ日本と闘争するため支那共產軍を援助すべき旨を決議宣言したのである。防共協定は最初日獨間に締結せられたが、その後約一年を経て伊太利もこれに参加し、こゝに日獨伊三國の防共陣が形成されるいたつた。

〔日獨協定〕

昭和十一年十一月二十五日締結されたもので、その正文は次の三ヶ條より成る。
 『第一條 締約國は共產インターナショナルの活動に付相互に通報し、必要な防衛措置に付協議し、且緊要なる協力に依り右の措置を達成することを約す。第二條 締約國は共產インターナショナルの破壊工作に依りて國內の安寧を脅さるる第三國に對し、本協定の趣旨に依る防衛措置を執り、又は本協定に参加せんことを共同に勸誘すべし。第三條 本協定は日本語及獨逸語の本文を以て正文とす。本協定は署名の日より實施せらるべく、且五年間効力を有

す。締約國は右期間満了前適當の時期に於て爾後に於ける兩國協力の態様に付了解を逐ぐべし。〔日獨伊協定〕昭和十二年十一月六日ローマに於て日獨伊三國議定書が調印されたが、その正文左の如し。

- 第一條 伊太利國は千九百三十六年十一月二十五日日本國及獨逸國間に締結せられたる共產主義インターナショナルに對する協定及附屬議定書に參加す。右協定及附屬議定書の本文は本議定書の附録として添附せらる。
- 第二條 本議定書の三署名國は伊太利國が前條に掲げらるる協定及附屬議定書、原署名國と看做さるることに同意す。本議定書の署名は右協定及附屬議定書の原本の署名に相當するものとす。第三條 本議定書は前記協定及附屬議定書と一體を爲すものとす。第四條 本議定書は日本語伊太利語及獨逸語を以て作成せられ、其の各本文を以て正文とす。本議定書は署名の日より實施せらるべし。

防共陣營の活動

〔伊國の滿洲國承認〕伊太利は三國防共協定の精神に鑑み滿洲國を正式に承認することとなり、昭和十二年十一月二十九日右の旨を滿洲國政府に通告した。これが三國防共協定にとりいかに重大な意義を持つかは、次の外務當局談をみれば明かとならう。『滿伊兩國間の正式外交關係の開始は常に滿伊兩國間の親善關係促進の見地より望ましき事であるのみならず其の有する政治的意義は更に大なるものがある。防共の大目的の爲に堅く握手したる日伊兩國の關係と日滿不可

分の關係とを併せ考慮する時、伊國が今回滿洲國を承認するに至つた事は自然の趨勢ともいひ得るが、右伊國の措置は現實事態を無視する傾向ある國際聯盟等に對しては一大警鐘を與へたものといへやう。尙帝國政府は既に昭和十一年十二月三日在エチオピア公使館を廢し領事館を設置したが、其時から伊國のエチオピア併合は帝國に依り承認せられて居るのである。『帝國のフランコ政府承認』帝國政府はスペインのフランコ政府を承認することになり、昭和十二年十二月一日在京フランコ政府代表者の資格を承認すると共に、同代表を通じ承認の旨をフランコ政府に通告した。なほこれと同時にわが外務省は『今般帝國政府の承認に依つて反共產主義の點に於て一致するフランコ政府との交際が實現することとなつたのは誠に慶賀すべき事であると同時に、帝國と獨伊兩國との間に存する緊密なる關係を愈々鞏固となすことにも鑑み一層其の意義深きを覺える次第である。』との當局談を發表した。『滿洲とスペインの相互承認』昭和十二年十二月二日を期し、滿洲國政府とスペインのフランコ政府は相互に承認することに決し、兩國代表は日本外務省に於て右承認に關する公文書を相互に手交した。なほ當日滿洲國の張國務總理大臣は『今後相共に日獨伊その他防共諸國と相提携して人類の公敵コミンテルンを排撃し

世界文化の擁護に當らんことを期す」との聲明を發した。
 (海外防共機關設置)引續く人民戦線の檢舉に鑑み國外殊にソ聯のコミンテルンの活動状況を注視する必要を生じたので、わが内務省は防共の線に沿ふてベルリン、ローマ、東京に警保局事務官、屬、通譯各一名づゝを常置することとなつた。これらの新設防共事務官はベルリン、ローマの各防共當局と緊密な連絡をとり、相互にソ聯の情報を交換すると共に、日本向け危険文書の嚴重な査閲に當る筈である。なほ前記防共機關は米國にも設置することとなつてゐるから、實現の上は内務省の在外防共事務官は既設の上海哈爾濱、ベルリンと共に新設を加へて合計七つの防共機關となる譯である。「伊使節團の來訪」昭和十三年三月上旬、パウルクチ侯を團長とするイタリーの親善使節團が來朝、わが國朝野と防共を樞軸とする國民的交歡を遂げたが、本使節團の使命については近衛首相に對するムソリニ首相のメッセーヂの中で次の如く述べてゐる。……由來イタリーと日本はその希望を同じくし、光輝ある過去に對する尊崇とその偉大なる將來に處する共通の信仰とを共有し未だ嘗て相反したることなき相互的親交の絆に依り鞏く結合せられ居り又兩國政府及び兩國々民をして人類の最高の神聖なる資財を陷穽に導かんとする破壊的空想に對し人類文化を

守護せしむる協定により今や兩國は更に密接に結合せられたり、新興イタリーの理想及び推進の中心を破壊せんとする傾向に對し争闘の先驅を爲すファシスタ國民黨は本使節團を派遣し以て偉大なる將來を有する日本帝國にとりこの歴史の時機に於て兩國の相互扶助と親交の新たな確證を日本國民に呈せんと欲するものなり。(下略)「伊經濟使節團の來朝」パウルクチ侯を團長とする親善使節團の後をうけて、昭和十三年五月上旬には更にコンテイ氏を團長とする伊經濟使節團が來朝した。前者の來朝が日伊兩國國民の精神的親交に多大の成功を收めたとすれば、後者はこの政治的な親善關係を基礎としその上に日伊滿三國通商關係の調整促進並に滿洲國、北支の産業開發に關する日伊滿の經濟的提携の途を拓いたと稱されやう。なほ經濟使節團の團長は特命全權大使としてイタリー政府を代表し日伊滿三國政府間に取極められるべき諸協定に調印する資格を與へられてをり、使節團一行も銀行家を始め化學、航空、織維、鐵山、機械等各方面の専門家が網羅されてゐる。日伊滿の經濟調整に當つて議題となるものは、(一)滿伊兩國間の一般通商航海條約の締結(二)日滿伊三國間の貿易協定の締結(三)第三國市場における日伊兩國間の摩擦の排除(四)北支におけるイタリーの投資の可能性の研究等。

【滿・支事變】

滿洲事變

(發端)昭和六年九月十八日柳條溝(奉天の東北)に於ける支那軍の滿鐵線路爆破事件に端を發して關東軍はつひに軍事行動を起し、張學良その他支那地方軍閥を滿洲より追ひ出して滿洲帝國生誕の礎地を作るに至つた。支那では之を九・一八事件とよび、國辱記念日としてゐる。(原因)支那に於ける國權回復の思想に胚胎する排日運動は國民政府の計畫的使喚を受け、南滿洲に於けるわが既得權益を無視する態度は逐年露骨となるに至つた。特に張作霖爆死後の張學良は日本との特殊關係を無視して南京政府と握手し、全滿に青天白日旗を翻して徹底的排日政策をとるに至つた。例へばわが日本の土地商權並に鐵道敷設權の拒否、間島における朝鮮人壓迫、邦人企業への妨害、排日教育、日貨ボイコット、滿鐵包圍鐵道計畫等わが權益の破壊は數知れず惹起されるに至つたのである。かゝるうちに昭和六年六月の中村大尉事件、同年七月の萬寶山事件等相次ぐに至り、遂ひに九月十八日の柳條溝爆破事件を導火線としてわが軍事行動による滿洲席卷となり、

滿洲國の生誕となつたものである。(經過)事變起るやわが方は大軍を奉天に集中すると共に、在奉天部隊は奉天城内を占領、在長春及公主嶺部隊は寬城子、南嶺を占領、第二師團長多門中將は混成一旅團を率ゐ吉林に入つた。更に十月下旬より十一月中旬にかけては大興及び昂々溪附近同十二月下旬から翌昭和七年二月上旬にかけては遼西地方及び哈爾濱附近に戰鬪が行はれ、所在の支那軍を各所で打ち破つた。なほ昭和七年一月下旬より同五月上旬にかけては、所謂上海事件があり、五月五日の停戰協定でひとまづ落着いた。しかし北方では張學良正規軍が熱河省に侵入し省主席湯玉麟と共に挑戰的行爲に出たので、わが關東軍は滿洲國軍と連絡をとり、昭和八年二月下旬より同三月上旬にかけて所謂熱河作戦を起し、急速なる機動戦により長城線の要地を占領した。餘勢をかつた我軍は更にこれを灤河の線まで壓迫し、北平、天津を指呼の間に收めるに至つたので支那軍もつひに屈服、昭和八年五月に至つてわが方と停戰協定を締結し、足掛け三年に亘る滿洲事變も茲にひとまづ落着するに至つたのである。(結果)東北政權が潰滅するや、各地で當面の治安維持方法が講ぜられるに至つた。昭和六年九月二十四日には奉天に治安維持會が、同二十八日には吉林省聯盟臨時政府が、十月一日には洮南、同十七日には

狗鹿で各々治安維持會が成立、その後これらを打つて一丸とした聯合の大治安維持會の設置の議が持ちあがり、これはやがて發展して滿蒙國家建設の議となり、つひに昭和七年三月一日、滿洲國政府の名による建國宣言が中外に公表されるに至つたのである。更に同年九月十五日には日滿議定書が取り交され、日本は正式に滿洲國を承認すると共に、日滿兩國政府は共同防衛の盟約を結ぶに至つた。

上海事變

〔發端〕滿洲事變が勃發して以來、長江沿岸特に上海、南京及び漢口などに於ては熾烈な抗日、排日貨運動が起り、在支邦人は非常なる迫害を蒙るやうになつた。折しも昭和七年一月九日に例の「不敬記事記載」事件が起り、それが解決しない一月十八日に上海江灣路妙法寺「日蓮宗」の僧侶二名、信者三名が寒行に出でての歸途上海郊外引翔港街路で支那人職工のため袋叩きに遭つた上虐殺された事件が起つた。支那側は、この事件の解決に誠意を示さないばかりか（イ）抗日會解散絶對反對（ロ）日本海軍の上陸斷然拒絶（ハ）陸海空軍の上海集中對日戰闘準備請願（ニ）自衛團の組織促進を決議し、吳淞、龍華その他の要地に戒嚴令を布いて邦人の通行を禁じ更に上海北部および西部の租界境界線附近に土囊や鐵條網を以て防禦工事を始め、抗日團體及び支那軍隊の對日戰備は着

々進められて行つたのである。そこで一月二十五日村井總領事は上海市長吳鐵城と會見して嚴重に抗議した。その結果二十八日午後吳市長から日本側要求全部承認の回答が来た。かくて日支紛争は日支兩者の協定によつて圓滿なる解決に向はんとしたところ上海抗日聯合會は吳市長の協同的態度に反對して「反日緊急市民大會」を開き大に氣勢を擧げ、そのうち五千の群集は市政府を包圍し市長の態度を攻撃するなど、形勢いよ／＼險惡となつて來た。上海共同租界工部局は戒嚴令を布告し、各國の守備分擔區域を指定した。そこでわが陸戰隊は各國との協定に基き二十九日午前零時開北受持區域の警備につかんとしたところ、支那正規兵（第七十八師）は何等の豫告なしに突如わが軍に向つて發砲、猛烈な攻撃を開始してきた。仍つてわが軍はやむを得ずこれに應戦し、こゝに第一次上海事變が勃發するにいたつたのである。〔事變の對象〕しかしてわが國に發砲攻撃を開始した支那兵は、蔣介石政權に反對して對日強硬論を唱へてゐた廣東派の第十九路軍であり、その總司令が蔣光鼎で、蔡廷楷、戴戟等が首腦者であつた。戰況の經過は省略するが、わが軍は二月二十五日空陸共同で猛烈な總攻撃を行ひ、支那に決定的な打撃を與へた。その結果支那軍は敗退し遂に二十七日支那側は英國東洋艦隊司令長官ケリー提督に

泣き込み、和協の斡旋方を依頼した。そこでケリー提督は二十八日野村第三艦隊司令長官をケント號に請じ、また支那代表をも招き、和協私案を提示した。〔停戰協定成立〕このケリー案を草案として迂餘曲折の後左の停戰協定が成立（同年五月五日發表）第一次上海事變は鎮靜し、我國は六月一日上海派遣軍引揚げの完了を公表した。

第一條 日本國および中國の當局はすでに戰闘中止を命令したるにより昭和七年五月五日より停戰が確定せらるること合意せられる双方の軍はその統制のおよぶ限り一切のかつあらゆる形式の敵對行為を上海の周圍において停止すべし停戰に關して疑ひを生ずるときは右に關する事態は參加友好國の代表により確めらるべし。第二條 中國軍隊は本協定により取扱はるる地域における正常狀態の回復後において追つて取極めるまでその現駐地點に止まるべし。前記地點は本協定第一附屬書に掲げらる。第三條 日本國軍隊は昭和七年一月二十八日の事件前に於けるがごとく共同租界および虹口方面における租界外擴張道路に撤收すべしもつとも收容せらるべき日本國軍隊の數に鑑み若干は前記地域に隣接せる地方に當分の間駐屯せしめるべきものとす前記地方は本協定附屬書に掲げらる。第四條 相互の撤收を確認するため參加友好國を代表する委員を含む共同委員會を設置すべし右委員會はまた撤收日本國軍より交代中國警察への引繼の取進に協力すべく右中國警察は日本國軍の撤收するとき直ちに引繼を受くべし右委員會の構成および手續は本協定第三附屬書の定むる通りなるべし。第五條 本協定はその署名の日より實施せらるべし。

支那事變

〔發端〕蔣介石政權の統一運動が進むにつれ排日、侮日、抗日事件が支那各所に惹起されたが、遂に昭和十二年九月七日夜、わが豐臺駐屯部隊の一部が蘆溝橋北方地區に於て夜間演習中、支那軍隊の不法射撃を受くるに至つて爆發、戰局は北支より中南支に及び、遂に日支間の全面的衝突となつた。〔原因〕これが原因は遠因・近因種々あるが、いま昭和十二年七月十一日に發表された帝國政府の聲明にこれを聞かう。『相續ぐ支那側の侮日行為に對し支那駐屯軍は隱忍靜觀中の所、從來我と提携して北支の治安に任じありし第二十九軍の七月七日夜半蘆溝橋附近に於ける不法射撃に端を發し、該軍と衝突の已むなきに至れり。爲に平津方面の情勢逼迫し、我在留民は正に急殆に瀕するに至りしも、我方は和平解決の望を棄てず、事件不擴大の方針に基き局地的解決に努力し、一旦第二十九軍側に於て和平的解決を承諾したるに不拘突如七月十日夜に至り、彼は不法にも更に我を攻撃し、再び我軍に相當の死傷を生ずるに至らしめ、而も頻りに第一線の兵力を増加し更に西苑の部隊を南進せしめ、中央軍に出動を命ずる等、武力的準備を進むると共に、平和的交渉に應ずるの誠意なく、遂に北平に於ける交渉を全面的に拒否するに至れり。以上の事實に鑑み、今次事件は全く支那側の計畫的武力抗日な

ること最早疑の餘地なし。(中略)政府は本日の開議に於て重大決意を爲し北支派兵に關し政府として執るべき所要の措置をなす事に決せり、然れども東亞平和の維持は帝國の常に顧念する所なるを以て、政府は今後共局面不擴大の爲平和的折衝の望を捨てず、支那側の速なる反省によりて事態の圓滿なる解決を希望す。(下略)「不擴大方針」一擲八月十五日、政府は更に次の如く聲明した。「前略」願れば事變發生以來屢々聲明したる如く、帝國は隱忍を重ね事件の不擴大を方針とし、努めて平和的且局地的に處理せんことを企圖し、平津地方に於ける支那軍屢次の挑戦及不法行動に對しても、我が支那駐屯軍は交通線の確得及我が居留民保護の爲め眞に已むを得ざる自衛行動に出でたるに過ぎず。而も帝國は夙に南京政府に對して挑戰的言動の即時停止と現地解決を妨害せざる様注意を喚起したるにも拘らず、南京政府は我が勸告を聽かざるのみならず、却て益々我方に對し戦備を整へ、嚴存の軍事協定を破りて顧みることなく、軍を北上せしめて、我が駐屯軍を脅威し、又漢口上海其他に於ては兵を集めて愈々挑戰的態度を露骨にし、上海に於ては遂に我に向つて砲火を開き帝國軍艦に對して爆撃を加ふるに至れり。此の如く支那側が帝國を輕侮し不法暴虐至らざるなく全支に亘る我が居留民の生命財産危殆に陥る

に及んでは、帝國としては最早や隱忍其の限度に達し、支那軍の暴戾を膺懲し以て南京政府の反省を促す爲今や斷乎たる措置をとるの已むなきに至れり。(下略)「對支不動方針確立」帝國政府の對支根本國策は、昭和十三年一月十一日の御前會議及び數次に亘る閣議並に同十五日の大本營と政府との連絡會議に於て完全に意見の一致を見た。茲に帝國不動の對支國是が確立され、政府は昭和十三年一月十六日帝國政府今後の對支方針に關し左の如く聲明した。

「帝國政府は南京攻略後なほ國民政府の反省に最後の機會を與ふるため今日に及べり、然るに國民政府は帝國の意を解せず強りに抗戰を策し、内人民塗炭の苦しみを察せず外東亞全局の和平を顧みる所なし、仍て帝國政府は爾後國民政府を對手とせず帝國と直に提携するに足る新編支那政權の成立發展を期待し、是と兩國國交を調整して更生新支那の建設に協力せんとす、元より帝國が支那の領土及主權並に在支列國の權益を尊重するの方針には毫もかはる所なし、今や東亞和平に對する帝國の責任愈々重し、政府は國民が此の重大なる任務遂行のため一層の發奮を冀望して止まず。」

なほ前記聲明文中意味不徹底の個所あるに付同十八日風見書記官長は政府の意向を代表して非公式に左の如く補足した。

「對手とせず」の意味を「否認」よりも弱いやうに解釋する向もあるが、「否認」といへば其眞は「承認」といふことを問題にして考へた場合であるが、此の種のことを一切問題にしないのだから否認よりも一層強いのである

る。また聲明に現れたる帝國の方針は宣戰布告の場合よりも強いものである。何となれば宣戰布告といへば政府並に國民全體を敵として戰ふものであるが、帝國の方針は更生新支那の建設のために自らの手により積極的に一切の經綸を行はんとする深き決意を有するものだからである。

戰時體制・準戰時體制

〔兩者の相異點〕支那事變の展開と共に我國は準戰

體制から戰時體制に入つたといはれるが、この兩者の間に統制の方途について異質的な區別があるのではなく、たゞ程度の差にすぎない。換言すれば統制の方法論に關する限り戰時と準戰時との區別は、たゞ手ごころの強弱如何に存する。勿論戰時統制そのもの場合でも戰爭の規模によつて、持續期間の前後によつて、必ずしも一括的に概言することを許されない。戰時體制の内部における統制の強度の差は、準戰時と戰時初期との差以上に大きいこともある筈である。第二に戰時と準戰時との別は強度の差だけではない。それよりも遙かに重要視されるべきは、個々の統制の間の綜合性如何であらう。必要に應じて實施された各部門の統制政策を上下左右に連絡させて、全體としての統一ある統制機構を建造すること、それが戰時統制の至上命令である。しかし戰時體制下の綜合化や統一化の問題も矢張り、準戰時のそれと程度の差にすぎない。準戰時といへど

も、統制の布告が普及するにつれて、相互の間に自然發生的に綜合化の必要が生ずる。しかし戰時となれば部分的の綜合がさらに一本の體系に脈絡させねばなるまい。個々の環よりいくつかの鎖へ、さらに幾本かの鎖より渾然たる綜合的體系へ、それが準戰時から戰時への移行内容である。

〔特殊の戰時體制〕なほ準戰體制と戰時體制が複合する場合があり、日本の現状はそれである。支那事變の次にはモット大きい戰爭の起つて來る可能性は十分にあり、それに對する準備は一刻といへども等閑に出來ない。故に支那と戰ひつゝ次の戰爭に對する準備を進めねばならぬ。いはゞ戰時と準戰時とが重複してゐるわけであつて、こゝに現代のわが經濟の特殊性がある。

長期戰體制

〔經濟的意義〕短期戰といふも長期戰といふも程度の問題であつて、その區別を機械的にカッチリ決めることは困難であるが、これを經濟的に見れば、大體に於て短期戰は過去の蓄積で戰費を賄ひうる程度の時日の間に戦はれるものであり、長期戰は過去の蓄積を消耗し、それ以上に現在の物資をも多量に動員させざるをえない程度の時日を要する戰爭だと定義づけるであらう。かういふ定義が可能であるならば、日本の戰時狀態は、政府の對支長期戰聲明によつて政治的軍事的に短期

戦から長期戦に轉換したと殆ど時を同じうして、経済的にもまた短期戦経済状態から長期戦経済状態に移つてゐるといふことが出来る。いやむしろ、経済的に短期戦状態から脱して長期戦状態に移行したことを以て、政治的、軍事的に短期戦形態から長期戦形態に轉換したことを説明するのが合理的かも知れない。「長期戦體制の發展」支那事變發生以來戦費を賄つて来た主なものを挙げれば、(イ)武器彈藥被服燃料等の直接軍事品の蓄積(ロ)金(ハ)國民所得中物資減損の銷却に當てられる部分(即ち銷却の延期)(ニ)輸出の抑制等であらう。このうちで最も大きな部分を占めるものは軍事品のストックと金とである。軍事品のストック消耗程度については知るをえないが、金については過去に蓄積した現送用金の利用は大體に於て一段落を告げ、本年度からは新産金の範圍において現送を行ふ旨を政府當局は聲明してゐる。更に昨年末における政府支拂超過が七億三千万圓の巨額に達し、日銀の兌換券は膨脹したが、かくのごとく政府の支拂超過が著しく多くなつた理由は、一つには年末金融對策にも基くであらうが、他面において軍事品の過去のストック消耗とともに政府の物資需要が漸く本格化し出したことにもよるのではないだらうか。以上はもつぱら表面に現れた經濟現象からストックの減少振りを推測した

のであるが、更にこれを政府が最近採り、また採らんとし得る諸政策から見ても、ストック消耗の程度を付度しえないことはない。これを一般的政策について見れば政府の戦時動員の中心が精神的動員から物資動員、經濟動員に移らんとしつゝあることを擧げることが出来る。また金節約の發令、スフの混用、硫安小賣價の公定、資金調整法による事業調整標準の改正、松脂、アラビヤゴムおよび水銀に對する暴利取締令の適用、襪襪、裁斷屑、糸屑、紡績落綿晒綿、彈綿に對する貿易組合法第十八條に基く統制命令の發動等々、いづれも過去蓄積物資の減少を物語るものであらう。「見直し」過去の蓄積が一掃された場合には現在の物資をもつて戦争用物資を賄はねばならぬこといふまでもない。現在の物資をもつて賄ふといふことは、非軍事的消費の軍事的消費への振り替へを意味する。だが長期戦體制への再編成に當つては、今までのごとき餘裕のある「振り替へ」に止つてゐることを許さなくなる。更に長期戦體制への再編成に當つて最も切實な問題となるのは「非軍事的消費」の節約だ。政府は「非常時財政經濟に對する國民の協力について」と題する國民精神總動員資料第三輯パンフレットに於て、非常時財政經濟政策に關して國民の協力を要望する事項として次の七點を擧げてゐる。(一)消費の節約(二)

貯蓄及國債の應募(三)代用品の使用(四)廢品の利用(資源の回收)(五)賣借しみ買占めの自制(六)金の使用節約(七)貿易外支拂勘定の減少。これらの協力事項の目標は要するに非軍事的消費を節して、これを軍事用に振り向けることにあり、その協力方法は今後の長期戦體制下にあつては自治的から強權的とならざるを得ない。

對支和平四條項

〔内容〕わが對支和平交渉は、支那側の暴戾不遜の態度で遂に失敗に歸したが、昭和十三年一月二十二日、議會に於ける外交演説でその内容たる四條項を左の如く公表した。(イ)支那は容共抗日滿政策を放棄し日滿兩國の防共政策に協力すること。(ロ)所要地域に非武装地帯を設け且該地方に特殊の機構を設定すること。(ハ)日滿支三國間に密接なる經濟協定を締結すること。(ニ)支那は帝國に對し所要の賠償をなすこと。〔獨逸の和平轉機〕第七十三議會に於て一議員より發せられたる支那事變和平交渉の經過に關する質問に對し、廣田外相は次の如くその真相を發表した。その主要部分を本社議會速記より摘出すれば左の如し。

〔(前略)この事件の發生以來政府は機會ある毎に支那に反省を求めて參つたのであります、また反省の機會を與へて參つたのであります、しかるに遂に最後の機會すら先方は放棄いたしました、その間において諸外國にお

いても成るべく速かに東亞の事態を安定せしめることがむしう兩國のためにもなり、また列國のためにも利益であるといふことで種々注意をして參つた國があつたのであります、さういふ場合日本としても支那が眞に反省して直接日本と話をする氣持になつて來れば日本はこれに應じてやつて少しも差支へないといふ意見は申してをつたのであります、その結果としてドイツがいろいろ日本の直接談判に對する考へ方を聽いて參りましたので、今回議會で發表いたしました四條件をもつて支那が和を求めて來る時はわが國としてもこれに應ずる、しかしながら表面の形式だけではないけない。日本の指定する場所に編和使節を出せば日本もこれに應じて話すといふことをドイツ側に話してをつたのであります、このドイツの橋渡しによる支那側との話の内容が應々支那側の方面から勝手にいろいろ誤解を交へて世界に流布いたしましたことは事實であります、しかしながらこのドイツ側の仲介は日獨兩國の間には秘密に盡力するといふ條件になつてをつたのであります、結局その不成立に終りました、最後の日に於て日獨兩國政府において發表いたしましたことになつたのであります、それまでいろいろ誤つた情報や日本の國にも參つてをつたやうに思ひます、これらの誤つた情報や日本國民に傳へることは支那に對する交渉その他の點から申しまして、結局有利でないといふことで發表を差控へてをつたやうな次第であります、勿論公表すべき性質のものを公表するのは當然であります、種々外交のことは幾多秘密に屬することがあるのであります、今日までの交渉そのものの經過は或は將來支那との全般的の交渉にもさらに影響を有する問題であると思ひますので、なるべく誤つた理解を國民に持たせまいやうに今日の議會の開會を待つてその事情を説明する方針であつたのであります。』

大陸政策

〔意義〕所謂大陸政策は、廣義國防の觀點からいへばその悉くが戦争準備的なものであることいふまでもない。しかし記述を具體的にするためにはその範圍を制限しなければならぬ。以下には、主として狭義國防の立場から大陸政策、特に戦争資源の開発、擴充の問題に限定して説明する。滿蒙、北支の經營が日本の經濟政策から見て、商品及び資本の輸出地として、移民地として、いづれも重要性を有つものであり、廣義國防政策の一環であることはいふまでもないが、現在及近い將來の問題として、特に關心を持たれてゐるのは大陸資源—軍需資源の開発問題である。事實としても、滿洲國成立以來、今日に至るまでの六ヶ年間に、滿洲經濟の建設工作中最大の注意と精力とが注がれてゐるのはこの狭義軍需資源の開発である。〔最近の推移〕しかしかゝる經濟開發も、決して萬事がスムーズには行かなかつた。經濟工作理論の相剋が絶えず繰返へされたのであつて、今これを簡單にいふと、滿洲國建設以來最近に至るまでの日本の對滿經濟工作の歴史は、いはゆる建國イデオロギーと採算イデオロギーとの相剋の歴史であつたといへやう。滿洲建國イデオロギーが反資本主義的色彩を多分に含んでゐたことは既に一般の知るところである。もつともこの反資本主義的な建國イデオロ

ギーは昭和十年七月十五日調印の日滿經濟共同委員會設立協定が成立するまでは大して表面化した問題とならなかつた。蓋しそれまでは、日滿經濟統制といつても、それは専ら軍事的國防的經濟統制の局面に限られてゐたからである。然るに日滿經濟共同委員會の設立を機會として、日滿經濟統制の方向が從來の軍事的國防的統制から純經濟的統制に轉換して以來、建國精神を反映する國防イデオロギーの支配的だつた時代に沈潜してゐた資本家的、採算的イデオロギーを復活せしめ、かくてこの採算主義と國防的統制時代からの反資本的イデオロギーとの衝突を惹起せしめたのである。もとゞ我國は歐米先進國に比して資本蓄積が少ないのであるから、少し大規模の國內生産力擴充を行ふだけでも直ぐに資本の不足を感じる。まして大陸政策が資金關係で大いに工夫と努力を要するのは當然である。最近日産コンツェルンの滿洲進出となり、滿洲建設工作が一大方向轉換をなすに至つたのも、それだけの根據があつたといつてよからう。

對滿事務局

〔沿革〕昭和九年十二月、いはゆる在滿機關の二位一體制（關東軍司令官、駐滿大使の二位一體）が確立されると共に新設されたものである。昭和九年十二月二十六日（勅令第三百四十七號）に官制が公布され、

同時に時の陸相林銑十郎大將の總裁兼任で成立した。〔職能〕對滿事務局は内閣總理大臣の管理に屬し、以下の事務を掌る。(イ)關東局に關する事務。(ロ)各應對滿行政事務の統一保持に關する事務。(ハ)涉外事項に關するものを除くの外滿洲に於ける拓殖事業の指導獎勵に關する事務。(ニ)南滿洲鐵道株式會社及び滿洲電信電話株式會社の業務の監督。〔構成〕對滿事務局には左の職員を置き得ることになつてゐる。總裁(親任)、次長(勅任)、秘書官(委任)一人、事務官(委任)專任五人、屬(判任)專任十二人、通譯生(判任)專任一人。なほ昭和十三年二月現在の總裁は陸軍大臣杉山元、次長は原邦道である。

日滿經濟共同委員會

〔目的〕日滿兩國不可分の國交を一層緊密にし、兩國の經濟的關係を永久に確固たらしむべく、その合理的融合を實現せんために設けられたものである。日滿經濟共同委員會は、大同元年(昭和七年)九月十五日調印の日本滿洲國間議定書の主旨に據り、康德二年(昭和十年)七月十五日新京で右に關する正式調印を了した。〔協定全文〕日滿經濟共同委員會設置に關する協定全文は左の如くである。

第一條 滿洲國新京に日滿經濟共同委員會を設置す
第二條 委員會は日滿兩國經濟の提携に關する重要事項および日滿合辦特

殊會社の業務の監督に關する重要事項につき日滿兩國政府の諮問に應じ、その意見を兩國政府に具申すべし
第三條 日滿兩國政府は前條の事項については豫めこれを委員會に諮問しその意見を俟つてこれを處理すべきものとす
第四條 委員會は必要に應じ日滿兩國經濟の合理的融合に關する一切の事項につき日滿兩國政府に建議することを得
第五條 委員會の組織ならびに運用については本協定附屬書の定めるところによる
第六條 本協定は署名の日より實施さるべし
〔附屬書〕(一)委員會の委員は八名とし日滿兩國政府は各四名を任命し相互に之を通牒すべし、委員事故ある時は其の代理者に付滿洲國駐留日本帝國特命全權大使、滿洲國國務總理大臣相互協議の上之を出席せしむることを得、代理者は委員の名に於て其の職を行ふ。右の外日滿兩國政府は必要に應じ協議の上各同数の臨時委員を任命することを得。(二)議長は委員中より之を互選す。(三)委員會に幹事若干名を置く、幹事は隨員中より日滿兩國政府各同数を任命するものとす。(四)委員會の議事は過半数を以て之を決す、可否同数なる時は議長の決する所に依る。議長は委員として議決に加はることを妨げず。(五)委員會は日滿兩國政府の承認を経て其の職事規則を定む。

【財政問題】

我財政機構

〔豫算〕一國の豫算は國民に重大な影響を與へる。歳入の大部分が國民の負擔に屬するものであると同時に、歳出はまた國民經濟に甚大の影響を及ぼすものだからである。故に法治國に於ては、すべて豫算を編成することとなつてゐる。そして第一に歳出の最高限度を決しておいて濫費を防止させ、また國民に大打撃を與へるやうな負擔の激増を未然に防ぐ。收支計算を明かにして國民に周知せしめると共に、財政監督を嚴重にしてゐる。更に國策の歸趨を明瞭にし、國民の經濟活動に不測の不安を與へず、その適從するところを知らしめてゐるのである。我國に於ても議會開設以來この意味の豫算制度を採用してゐる。これは帝國憲法を基本とし、會計法、會計規則、その他の法規によつて運用されてゐる。豫算關係の機關は政府、議會、會計検査院等である。

〔豫算編成、決算〕まづ各省から歳出概算を提出して、大藏省がこれを査定し、歳入については大藏省が見積を立てる。そして閣議に附して政府案を決定する。この豫算案は

帝國議會に提出してその協賛を経なければ施行出来ぬ。帝國議會を通過したる豫算は、所定の手続きをして施行される。これを施行するものは政府である。政府は豫算施行後決算を作り、會計検査院の検査を経て帝國議會に提出承諾を求めることとなつてゐる。租税、國債、豫算外國庫の負擔となるべき契約をなす件等の豫算關係のものも、事前に帝國議會の協賛を要する。また我國では豫算超加支出、豫算外支出および財政上の緊急處分等を認めてゐるが、これらは事後において帝國議會の承諾を求めなければならぬ。

〔豫算の種類〕豫算は一般會計豫算、各種特別會計豫算に分れ、本豫算の他追加豫算をも編成し、議會に提出し得る。合法的に帝國議會で協賛を得た豫算を公布豫算または成立豫算といひ、成立豫算と似て非なるものに施行豫算とがある。これは帝國議會の解散その他の事情で豫算が不成立になつた時、わが國では前年度豫算を踏襲することとなつてをり、この場合に施行する豫算をいふのである。だが豫算の不成立になつた場合には、實際問題として實行豫算を編成するのが普通で、これは前年度豫算の款、項、目の金額を超加しない範圍で編成するを要する。豫算は歳入、歳出とも、經常部、臨時部に分れ、また各部を款、項、目に仕分けする。之は一目瞭然たらしめると共に、經費の流用を

禁ずるためである。〔會計年度及地方財政〕會計年度は毎年四月一日に初まり、翌年三月三十一日を以て終る一ケ年と定めてある。だがこれは原則であつて、特別の場合即ち戦時の際の如きは特別の法令によつて、一年以上の長期を一期とする會計年度を決めることも出来る。現に支那事變費を處理してゐる臨時軍事費特別會計の如きがそれである。地方豫算は道府縣會市町村會の協賛を経て、道府縣市町村において施行する。だが課税權その他中央政府の制限を受ける範圍が可なり大きい。

我租税機構

〔沿革と種類〕わが國の租税中最も古い沿革をもつものは地租で、明治元年度における地租税額は二百萬九千圓、租税總額の六三・七パーセントを占め、國税中最重要な地位にあつた。その後國運の進展、國費の膨脹につれて幾多新税が設けられ、結局現下の所得税中心主義が採用されるに至つたのである。尤もこれは國税の話で、このほかに地方税がある。また國税中に内國税と關税があり、内國税を大別して直接税と間接税とに分つ。更に直接税を所得税、財産税、収益税及び流通税に分類し、間接税は主として消費税のことを指稱する。たゞ流通税中には間接税もしくは消費税に屬すべきものもあるから正確な分類は困難である。しかして直接税は

概して餘裕のある資産家に課されるものであり、消費税は大衆の負擔と見られるが、昭和十三年度一般會計豫算に於ては租税収入總額十五億二百萬圓(北支事件特別税を含まず)中、消費税額六億五百萬圓、總額の四割に當つてゐる。直接税中の所得税は、所得に課されるもので、本邦國税制度の中樞をなし、その税額五億三千六百萬圓、租税収入總額の三割六分を占めてゐる。次に財産税の部類に入るものとしては法人資本税あるのみである。これは法人の拂込資本金、積立金に課されるもの、個人の財産税はない。収益税は財産から生ずる収益に課する租税で、現行法では地租、營業收益税、礦業税、資本利子税、外貨債特別税、臨時利得税、利益配當税、公債及私債利子税等がある。また流通税は財産の流通取引に課されるもので、我現行租税中には相續税、印紙税、登録税、取引所税、有價證券移轉税、噸税、物品税、入場税、特別入場税、通行税等がある。さらに消費税としては酒税、清涼飲料税、砂糖消費税、織物消費税、揮發油税等があり、關税も一種の消費税である。〔地方税の種類〕地方税には現在地租附加税、營業收益税附加税、所得税附加税、特別地税及同附加税、家屋税及同附加税、營業税及同附加税、雜種税及附加税および戸數割等がある。地方税収入は昭和十一年度豫算に於て、六億六千四

百萬圓に上つてゐるが、このうち戸數割は一億四千八百萬圓の巨額を占めて第一位にあり、國税に於ける所得税に相當する。昭和九年度における内國税と地方税の合計額は十三億二千二百萬圓で、人口一人當り負擔額は十九圓三十九錢四厘となつてゐる。「**稅務の變遷**」國税中、内國税は稅務署で決定徵收するを原則とする。地方税は自治團體の收入なるを以て、府縣稅ならば府縣知事、市町村稅ならば市町村長が決定し徵收する。稅務署を監督するものは稅務監督局で、東京、大阪、札幌、仙臺、名古屋、廣島、熊本の七ヶ所にある。關稅の徵收は關稅で行ふが、これは横濱、神戸、大阪、長崎、門司、函館の六ヶ所に置かれてゐる。稅務監督局及び關稅の監督は大藏大臣が行ひ、その事務は同省主稅局で扱つてゐる。なほ地方稅の監督は、内務大臣と大藏大臣とで行つてゐる。

我財政の發展

〔大戰後の膨脹時代〕世界大戰當時から滿洲事變までのわが財政狀態は、これを二つに區分出來る。それは大戰勃發の大正三年度から昭和三年度までと、昭和四年度以後とである。前者の十ヶ年間は大體において財政膨脹時代であり、後者の三ヶ年間は收縮時代といへる。まづ歳出について見れば、大正三年度六億四千八百萬圓であつたのが、その後一、二の例

一般會計歳出入表 (百萬圓)

年度	歳入	歳出	差引金
大正三	七三四	六四八	八六
大正四	七〇八	五九三	一一五
大正五	八二二	五九〇	二三二
大正六	一、〇八四	七三五	三九九
大正七	一、四七九	一、〇一七	四六三
大正八	一、八〇八	一、一七三	六三六
大正九	二、〇〇〇	一、三五九	六四〇
大正十	二、〇六五	一、四八九	五七五
大正十一	二、〇八七	一、四二九	六五七
大正十二	二、〇四五	一、五二一	五三四
大正十三	二、二二七	一、六三三	五九四
大正十四	二、〇七一	一、五三四	五四三
昭和一	二、〇五六	一、五七八	四七八
昭和二	二、〇六二	一、七六五	二九七
昭和三	二、〇〇五	一、八一四	一九〇
昭和四	一、八二六	一、七三六	九〇
昭和五	一、五九六	一、五五七	三九
昭和六	一、五三二	一、四七六	五四

甚だしかつたかといふに、最も著しい膨脹を示したのは年金額恩給で、大正三年度三千三百萬圓であつたのが、昭和六年度には一億五千三百萬圓に膨脹した。大正二年度を百とせば、大正三年度百四、昭和六年度四八六となつた。軍事費及び行政費の増加も可なり著しく、軍事費は大正三年度の一億七千萬圓から昭和六年度には四億五千四百萬圓となり、行政費は二億九千六百萬圓から六億四千九百萬圓に膨脹した。いづれ

外もあるが、年々膨脹を告げて、七年度には十億圓を突破し、更に十二年度には十五億圓以上に進み、昭和三年度に十八億一千四百餘萬圓に膨脹した。大正三年度に比し十一億六千六百餘萬圓の激増で、約三倍に増大したのである。この間歳入の膨脹も著しく、七億三千四百萬圓から、二十億五百萬圓となつた。これも三倍近くに増加したのである。歳出の膨脹は、世界大戰、關東大震災、物價高などのほか、國運の發展に伴ふものであり、また歳入の増加は財界好況に伴ふ租稅收入増等による。「**收縮期に入る**」右の如くして膨脹を告げて來たわが財政は、健全財政方針、軍縮協定成立、金解禁及び財界不況等によつて、歳出歳入とも收縮を見るに至つた。即ち昭和六年度には歳出十四億七千六百萬圓、歳入は十五億三千百萬圓に減少したのである。「**剩餘金の變遷**」別表によると、剩餘金は大正十一年度までの前半は大體増加を告げ、十二年以後の後半は大體減退の一途を辿つてゐる。前半の増加は、世界大戰に伴ふ財界好景氣のため租稅收入その他經常歳入が著しく増大した結果であり、後半の減少は、昭和三年度までは歳出の増大が主因であり、四年度以後は財界の不振に伴ふ歳入減が主因となつてゐる。「**歳入歳出の増加内容**」次に世界大戰當時から滿洲事變勃發までの歳出中如何なる費目の増減が

も二倍以上に増大したことになる。一方歳入中、租稅は大正三年度の三億四千三百萬圓から、昭和六年度には倍額以上の七億三千五百萬圓に増加した。また印紙收入は二千八百萬圓から六千五百萬圓に増加を告げ、官業及び官有財産收入は一億三千五百萬圓から四億七千二百萬圓に激増した。前者は倍額以上、後者は三倍以上の膨脹に當る。

我財政の發展(續)

〔準戰財政時代〕滿洲事變以後支那事變勃發前までのわが財政は、準戰財政と稱せらる。その間財政狀態は躍進的膨脹を告げて來た。昭和六年度一般會計歳出は十四億七千六百萬圓、濱口内閣の徹底的緊縮方針によつて編成されたものだが、その後滿洲事變その他のため經費の膨脹を餘儀なくされ、八年度には二十億圓を突破した。そして十一年度豫算は二十二億八千二百萬圓、林内閣で編成した十二年度豫算案は、一躍二十八億圓といふ空前の老犬豫算となつたのである。別表によると九年度分は前年度より縮減してゐるが、之は通信事業關係費目の約二億圓が同年度以降一般會計から分離して特別會計に變更したためで、これを考慮に入れれば、歳出總額は年々膨脹を示し、特に十二年度の膨脹が目立つ。即ち十二年度豫算を、六年度に比すれば約倍額に膨脹してゐる。歳出の増加につれ歳入も膨脹したが、

毎年度の經常部歳出を經常部歳入で賄ひ得られない。數字上では經常部歳出よりも經常部歳入が若干多いが、これは艦船整備費や滿洲事件費の如き經常部歳出に屬すべき經費一般會計歳入歳出（百萬圓）

昭 和 六 年 度	七 年 度	八 年 度	九 年 度	十 年 度	十 一 年 度	十 二 年 度
經常部 歳入 計 一、三二四 臨時部 計 二二六	一、二八七 七五八	一、三九二 九〇四	一、四四五 九〇四	一、五六一 八五三	一、八三〇 八〇〇	一、〇五二 一、〇五二
經常部 歳出 計 一、三二二 臨時部 計 一、四七六	一、一八三 七六七	一、三三三 九四一	一、三三三 九三八	一、三六八 九三七	一、三三〇 九六三	一、四六三 一、四〇八
	一、一九五〇	二、二五四	二、二六三	二、二〇六	二、二八二	二、二八七

（備考）昭和九年度までは決算、十、十一年度は現計、十二年度は豫算第七十議會成立分まで。

を臨時部に計上する關係である。「歳出膨脹因」近年における歳出膨脹の主因は第一軍事費の増加である。第二には公債増發に伴ふ國債費の急増があり、更に十二年度豫算に地方財政調整交付金制度を新設したので、これまた經費膨脹の因となつた。次に歳出膨脹を費途別に見れば昭和七年度までは行政費が總額の四割四分を占めて第一位、軍事費がこれに次ぎ、それから國債費、年金、恩給の順位を示して

るたが、翌八年度に至つて軍事費の膨脹著しく總歳出の三割九分を占めて行政費と肩をならべるに至つた。更に九年度には軍事費の膨脹甚しく、總歳出の四割四分を占めて第一位に据ることとなつた。十二年度豫算案による軍事費は十四億一千百萬圓に達し、總歳出の四割九分を占める。そして行政費は八億七千萬圓（三割）を占めて第二位、國債費は四億六百萬圓（二割四分）で第三位だ。なほ等閑に附せられないのは國債費で、今後飛躍的増大が豫想される。次に年金および恩給は總歳出の六分に過ぎないが、金額は一億八千萬圓に上り年と共に増大の傾向にある。更に大正二年度を基準としたる指數を見ると、軍事費は昭和十二年度に七百三十五、行政費は指數四百二十八、國債費は二百八十四、年金及び恩給が五百六十九となつてゐる。歳入の増加内容）歳入中では租税が主位を占め、十二年度豫算案に於ける總歳入の四割四分に當る。即ち歳入總額二十八億七千二百萬圓中、租税は十二億五千萬圓を占めてゐる。これに次ぐものは公債および借入金で八億二千二百萬圓、總歳入に對する割合は二割九分を示す。第三位は官業および官有財産収入で三億二千四百萬圓、その割合一割一分である。前年度剩餘金は昭和十年度まで繰入れを實行してゐるが、最近では中止してゐる。

支那事變下の財政

〔戰時財政の輪廓〕十二年七月

府は派兵費として一千九萬八千圓の第二豫備金支出を行ひ、次で七月末より八月初めの第七十一議會では、北支事件費五億一千二百十五萬二千圓の協賛があり、また九月初めの第七十二議會において、軍事行動必要費整理のため一般會計より區分して時局の終了までを一會計年度とする臨時軍事費特別會計を新設し、二十億二千二百六十七萬一千圓の計上を見、なほ一般會計でも九百十五萬五千圓の北支事件費を計上した。更に外地特別會計に於て第七十一、七十二兩議會を通じて百四十萬圓の事變費計上、かくて事變勃發後第七十二議會終了までに總計二十五億五千萬圓の事變費が計上された。その財源は約一億圓の北支事件特別税を新設し、うち十二年度分として六千六百五十餘萬圓を事變費財源に振當て、殘額は十三年度分に充當した。この増税による財源以外はすべて公債發行で調達することとなつた。北支事件特別税は、所得特別税、臨時利得特別税、利益配當特別税、公債社債利子特別税及び物品特別税の五つに分れ、大衆課税は極力避けて擔税力の豊富な方面を狙つたものである。〔長期戰對策の財政〕その後支那事變は長期戰化し、政府は十三年度豫算編成に當りこれに對應する用

意に出た。そして第七十三議會に提出された十三年度一般會計豫算は、歳出經常部十六億四千五百三十三萬六千圓、臨時部十二億二千七百二十六萬圓合計二十八億六千七百七十九萬六千圓、歳入經常部二十億二千三百二萬八千圓、臨時部八億四千四百七十六萬八千圓合計二十八億六千七百七十九萬六千圓となつた。十二年度の豫算は追加豫算を加へて三十四億圓餘に上るが、この内には臨時軍事費特別會計に移し整理せられる金額約五億圓を含んでゐるので、これを除いた改算豫算二十九億四千四百餘萬圓と比較せば、十三年度豫算は七千六百餘萬圓の減少となる。十三年度に認められた新規經費六億九千八百餘萬圓中、主要なものは軍事扶助費の増加四千萬圓、軍人援護事業の充實費一千萬圓等事變費のほか、國民總動員經費、徵發候補馬の資質向上經費、液體燃料自給のための内外石油資源調査及び開發のための經費、人造石油製造試験及び事業振興費、アルコール製造工場新經營費、防空および民間航空ならびに技術員養成に關する經費、輸出増進、農村施設經費等も計上された。一方歳入の部では、地租、織物消費稅、關稅等若干の減收を見たものもあるが、所得稅、營業收益稅、酒稅を初め、各稅とも相當増收を計上されてゐる。次に公債發行豫定額は六億九千四百十六萬三千圓で、これに臨時軍事費以

外の特別會計分一億六千六百五十萬圓を加ふると十三年度一般及び特別會計の發行豫定總額は八億六千六百六十三萬三千圓となり、前年度に比し一億九百七十三萬一千圓の減少となる。「軍事費と増税」次に今後の軍事行動に必要な經費は、臨時軍事費特別會計の追加豫算として、總額四十八億五千萬圓に上り、うち陸軍三十二億六千萬圓、海軍十億五千萬圓、豫備費五億五千萬圓と傳へられる。しかしてこれが財源の一部に充つるため、政府は殖民地その他の特別會計よりの財源繰入れを行ふと共に、總額三億圓(北支事件特別税の増収一億圓を加へて)の支那事變特別税を設定實施した。

〔支那事變増税〕「支那事變新税」の項参照) なほこの支那事變特別税法によれば、直接税の増収約二億圓で全體の三分の二、間接税約一億圓で、全體の三分の一に當り、前回の北支事件特別税に比し負擔の大衆化が目立つてゐる。

公債の累増

〔赤字増大と公債〕滿洲事變以來歳出の膨脹甚だしくなるにつれ一般會計の赤字著しく増大を告げその穴埋めとして國債の發行増加を見るに至つた。昭和六年度以前我國一般會計の公債發行最高記録は昭和三年度決算における一億五千七百八萬五千圓(日露戦争當時の軍事公債は臨時軍事費特別會計に屬するものであつたが、昭和七年度に至るや公債發行額は六年度の一億二千萬圓か

増加の一途を辿るであらう。

國債年度末現在高(百萬圓)

年 度	一般會計	特別會計	合 計
昭和 一	三、四四六	一、七三三	五、一七九
二	三、五二八	一、八七九	五、四〇七
三	三、八四五	一、九八六	五、八三一
四	三、八六九	二、〇九〇	五、九五九
五	三、八五一	二、一四〇	五、九九五
六	三、九八一	二、二〇六	六、一八七
七	四、七六〇	二、二九四	七、〇五四
八	五、五九二	二、五五七	八、一四九
九	六、一七六	二、九二二	九、〇九八
十	六、八九四	二、九六〇	九、八五四
十一	七、五三八	三、〇三六	一〇、五七四
十二	八、八五七	三、〇三五	一二、八九二

公債か増税か

〔戦費財源調達法〕戦費財源調達の方法としては(イ)非常時準備金(ロ)戦時増税(ハ)軍事公債(ニ)政府不換紙幣および中央銀行借入(ホ)國民の獻金(ヘ)占領地人民に對する賦金等を擧げ得る。ところで平時に戦争準備金を積立てておくことは戦争規模の小さかつた時代ならば一つの財源となつたであらう

が、近代的大戦争突破に當つては餘り用をなさない。巨額

ら一躍六億五千九百萬圓に激増し、爾來毎年度の發行高七億圓見當を下らない状態である。その結果國債現在高は七年度以降年々七、八億圓乃至十億圓づゝを増加し、十一年度末にはつひに百億圓を突破するに至つた。十二年十二月末現在の百十八億九千二百萬圓を昭和元年度末分に比すれば六十七億二千百萬圓の激増、倍額以上に増加したわけである。しかしてこの十二年末の國債現在高を負擔財源所屬會計別に見ると、一般會計八十八億五千七百萬圓、特別會計三十億三千五百萬圓に上つており、元年度末に比し前者は五十四億一千百萬圓(十六割)後者は十三億一千萬圓(八割)の激増を示してゐる。國債の膨脹は一般會計分において特に激しいことが判る。「今後なほ増税」斯の如く七年度以降に國債の著増を見たのは、滿洲事變の勃發、時局匡救施設國防充實、今次の支那事變勃發等による歳出増加が主因をなすものである。十二年度における公債發行豫定額は、一般會計および臨時軍事費その他の特別會計を合せて三十三億九千四百萬圓の巨額に上る。次に十三年度に於ては一般會計と臨時軍事費以外の特別會計で、合計八億六千餘萬圓發行される豫定であるが、更に臨時軍事費の追加額が四十八億五千萬圓に上り、うち四十四億五千萬圓が支那事件公債の發行で賄はれる筈だから、公債現在高は今後飛躍的

の準備金を平時に積立つことは不可能だからである。しからば政府不換紙幣の發行および中央銀行よりの借入はどうかといふに、大體に於て弊害を伴ふものと思はねばならぬ。また獻金および占領地賦金はほんの戦費の一小部分の支辨に役立つに過ぎぬので、結局増税と公債の二つが、戦費財源調達の方法として有力視せられるわけだ。「公債と増税」戦費財源を増税によるべきか、公債に俟つべきかについては可否の論が少くない。主なる論據を擧ぐれば、第一に増税を可とする論者は、國民に對し戦争の認識を深からしめ精神を緊張せしめて、勤勉と節約とを強制する結果となるのみならず、悪性インフレを未然に防止し得るから、増税をもつて可なりとする。これに對し公債主義者は(イ)戦勝の恩恵は現在の國民のみでなく將來の國民の上に及ぶものだから、戦費の負擔は現在の國民のみならず、將來の國民にも負はしむべきだ。(ロ)公債は生産的不生産的なるを尙はず、長期間について觀察せば、國民に對し殆ど負擔増加の感と與へない。(ハ)増税は財界に打撃を與ふるところが大きく、これがために一方において自然増収を皆無ならしめ、場合によつては増税に伴ふ豫定の増収を擧げ得ない結果になる、といふのである。その可否の論は別としても、戦費の全部を公債で賄ふことは財政の基礎を薄弱

ならしむることとなるので、公債利子その他の經常費は増税に依存すべきだとの論が、最近では有力となつてゐる。かくて近代の戦争費用は、その大部分を公債で調達し、一部分を増税によるといふ方法が採用されつゝある。世界大戦においても各國の戦費は、主として公債によつて賄はれ、増税はその一部の財源として調達されるに過ぎなかつたが、今回の支那事件費の財源調達についても、政府はその大部分を公債によることとし、増税による財源はその一部に充當することとなつてゐる。

支那事變増税

〔本税の特徴〕増收三億圓の支那事變特別税法が、第七十三議會を通過し實施された。増收三億圓といつても、その内には第七十議會で協賛され昭和十二年八月十二日に公布、即日施行された北支事件特別税法による増税一億圓が含まれてゐるのだから、正味の増税は二億圓である。この支那事變特別税の特徴は、

- (イ) 支那事變費財源の一部に充てること、従つて施行期間は事變終了後その翌年の十二月末までとする點。
- (ロ) 事變下の増新税案であるので、酒類及び砂糖に對し初年度より増收を擧ぐるの道を開いたこと。
- (ハ) また戦時増新税なる點に鑑み、課税の大衆化傾向を示したこと。
- (ニ) 財界に悪影響を與へ生産力の擴充を阻害しないやうに努めたこと。

付信託利益については、所得税法、臨時租税増徴法の規定によらず、國債利子年四分以下のもの百分の二、四分を超ゆるもの百分の二・五、國債外の公債利子利率四分五厘以下のもの百分の六・五、四分五厘を超ゆるもの百分の七・五、社債の利子四分五厘以下百分の八、四分五厘を超ゆるもの百分の九・五、その他百分の八、次に乙の外國居住者が内地法人が受くる利息配當等については百分の十二・五七賦課することとなつた。個人所得に對しては所得税額の百分の二十五に相當する税額を増徴される。また免税額千二百圓を千圓に引下げ百分の一の税率を以て課税する。(一) 法人資本税 税率千分の一を千分の二に引上ぐ。(二) 砂糖消費税 砂糖消費税法、臨時租税増徴法の規定にかゝはらず以下の税率による。(イ) 砂糖 第一種砂糖色相和蘭標本第十一號未滿の砂糖甲樽入黒糖および樽入白下糖百斤につき一圓二十錢、乙その他のもの三圓三十錢。第二種砂糖色相和蘭標本第二十二號未滿の砂糖七圓十錢、第三種砂糖色相和蘭標本第二十二號以上の砂糖八圓六十錢。(ロ) 糖蜜 第一種氷砂糖を製造するとき生ずる糖蜜甲糖分を蔗糖として計算したる重量全重量の百分の七十を超えざるもの百斤につき四圓、乙その他のもの八圓七十錢。第二種その他の糖蜜甲糖分を蔗糖として計算したる重量全重量の百分の

(ホ) 公債の消化に支障を及ぼすことのないやう配慮した點。などである。この支那事變特別税は、十三年四月一日より實施された。またこれと同時に北支事件特別税は廢止された。北支事件特別税は所得特別税、臨時利得特別税、利益配當特別税、公社債利子特別税及び物品特別税の五つより成つてゐたが、支那事變特別税は所得税、法人資本税、砂糖消費税及び取引所税の増徴、利益配當税、公債、社債利子税、通行税、入場税、特別入場税及び物品税の新設を以てその内容としてゐる。政府はこのほか臨時利得税の増徴を行ふため、同法中改正法律案及び時局關係に伴ふ負擔輕減のため臨時租税措置法案等をも第七十三議會に提案した。(増税の要綱) 支那事變特別税法によつて増税される税種について、その要綱を示せば次の如くである。(イ) 所得税 法人の普通所得及び清算所得に對しては、臨時租税増徴法の規定にかゝはらず、所得税法規定の税率百分の五を百分の十二・二五、百分の十を百分の二十一・五に引上ぐ。超加所得に對しては所得税法規定の税率を以て算出したる税額の百分の十に相當する税額を増徴す。同族會社の加算税は、臨時租税増徴法の規定にかゝはらず所得税法の規定により算出したる税額の百分の八十三・七五に相當する税額を増徴す。第二種の甲、公社債利子、銀行預金利子、貸

六十を超えざるもの一圓三十錢、乙その他のもの三圓四十錢。(ハ) 糖水 百斤につき七圓二十錢。なほ砂糖消費税の徵收猶豫期間を短縮して三月内に改めた。(四) 取引所税 有價証券賣買取引に對する取引税を、臨時租税増徴法の規定にかゝはらず取引所税法に規定する税率萬分の一・五を萬分の四、萬分の二・五を萬分の六に増徴す。(五) 臨時利得税 之は法人甲種百分の十七・五、個人百分の十一・五の税率で課税する。基本税率と臨時増徴法による税率の上に、北支事件特別税の税率を加算したものだ。なほこのほか新に事變による利益に對し法人百分の三十、個人百分の二十の税率で課税する。

支那事變新税

〔新税の種類〕支那事變特別税法によつて新に起される税種は、利益配當税、公債及社債利子税、通行税、入場税、特別入場税、物品税の六種である。もつともさきに北支事件特別税法によつて利益配當特別税、公社債利子特別税、物品特別税が施行されてゐたのだから、純粹の新税は三種だけである。たゞ支那事變特別税法に於ては北支事件特別税に於けるよりも課税範圍の著しく擴大された物品税の如きものがある。〔新税の要綱〕新税の概要を述べんに(一) 利益配當税 これは利益の配當を受くるものに課税するのだが、所得税

法その他の法律で第二種所得税を免除されてゐるものには本税も免除される。税率は配當金中配當率年七分の割合を以て算出したる金額を越ゆる金額の百分の十となつてゐる。(一)公債及び社債利子税(二)公債社債の利子支拂を受くるものに課される。これも第二種所得税を免除されてゐるものには課されない。税率は利子金額中國債にありては利率年四分國債以外の公社債にありては年四分五厘の割合を以て算出したる金額を越ゆる金額の百分の十と規定されてゐる。(一)通行税(二)本税は汽車、電車、乗合自動車および汽船の乗客に課税されるのであるが(イ)三等乗客で五十キロ未満の時(ロ)陸海軍の團體としての乗車船で、命令の定むるものなるときには免除される。税額は左の通り。

- 五十キロ未満—一等六錢、二等三錢。
- 五十キロ以上—一等十錢、二等五錢、三等二錢。
- 百キロ以上—一等三十錢、二等十五錢、三等五錢。
- 百五十キロ以上—一等六十錢、二等三十錢、三等十錢。
- 二百キロ以上—一等二十錢、二等十錢、三等五錢。
- 三百キロ以上—一等四十錢、二等二十錢、三等十錢。
- 五百キロ以上—一等八十錢、二等四十錢、三等二十錢。
- 八百キロ以上、一等四十錢、二等二十錢、三等十錢。

回数券、定期券、團體契約、貸切契約等の場合にはそれ特別の税額が規定され、右の税額より割引されてゐる。

カー。(乙)ラヂオ聴取機、受信用真空管増幅器、扇風機、暖房用電気瓦斯または石油ストーブ、冷蔵庫、金庫、乗用自動車、化粧品、第三種は修繕品。

つまり贅澤品は勿論第二次的生活必需品にも課税され、中には燐寸の如き生活必需品も含まれてゐる。その税率は次の如し。

- 第一種 (甲)物品価格百分の十五、(乙)百分の十。第二種 (甲)百分の十五、(乙)百分の十。第三種燐寸千本につき五錢、酒類(イ)清酒、白酒、味淋、焼酎、麥酒一石につき五圓(ロ)葡萄酒一石につき十圓(ハ)その他の酒類で精酒及酒精含有飲料税法の適用を受くるもの一石につき七圓。

本税は第一種については小賣業者、第二、三種は製造者から、それ〴〵徴收されるのだが結局は需要者に轉嫁される。この物品税は(一)輸出するもの(二)學術研究用のもの(三)その他命令を以て定むるものは免税される。(増收の内容)支那事變増新税に伴ふ増收額は平年度において三億五百七十餘萬圓である。初年度の十三年度は三億圓を割り、

所得税	増收額	百分比
第一種	二六、八八八	三、三三
第二種	五三、一八四	一、七三

二億九千三百萬圓ばかりとなる。この増新税による平年度増收額を税別に示せば別表の如くである。

る。(一)入場税(二)これは二種に分れており、第一種は演劇活動寫眞、演藝または相撲、野球、拳闘その他の競技で公衆の觀覽に供することを目的とする場所、及び競馬場等に入場するもの、第二種は舞踏場、麻雀場、撞球場、ゴルフ場、スケート場等の設備を利用するものに課税する。その税率は入場料または設備利用のために支拂ふ金額の百分の十である。なほ第一種の場合の入場料が一人一回二十三錢に満たざる場合は入場税は課さないが、回数、定期、貸切契約の場合には課税される。(一)特別入場税(二)これは學生、生徒または非職業者の行ふ運動競技觀覽のために入場するものに課税するもので、税率は入場料の百分の十である。これも回数、定期、貸切契約以外で十九名未満の場合は免除される。(一)物品税(二)これは三種に分れ

- 第一種(甲)寶石、眞珠、貴金屬製品。釐甲製品、珊瑚製品。(乙)時計、萬年筆、金ペンシャーブ、ペンシル、身邊用細貨類、化粧品用具、喫煙用具、帽子杖履傘、皮革製金屬製靴トランク、靴履物、書畫骨董、室内裝飾用品、照明器具、團扇將棋用具、家具、漆器陶磁器硝子製器具。鍍しまたは張りの貴金屬製品、毛皮または毛皮製品、皮革製品。メリヤスレースフェルト製品。
- 第二種(甲)寫眞機寫眞引伸機映寫機、寫眞用乾板フィルム感光紙、蓄音器、蓄音器用レコード、樂器、双眼鏡雙眼鏡、鏡、藥莖丸、ゴルフ用具、娛樂用モーターボートスケールヨット、撞球用具、ネオン管、喫煙用ライター。

第二種	第三種	合計
四、〇七七	五九、六三八	三〇五、七三三
一、三五	一九、五〇	一〇〇、〇〇
三、九二七	一、二八	三、九二七
九、六三四	三、一九	九、八三三
九、七九四	三、〇〇	一三、〇〇
三三〇	〇、〇七	三三〇、〇七
三九、八五一	一三、〇三	五二、八八四
三九、九六七	一三、〇七	五三、〇四三
二、二六八	〇、七四	二、〇四三
八、六三四	二、八三	一〇、四七三
一〇、五七四	三、四五	一三、〇二九
一三〇	〇、〇三	一三〇、〇三
六三、九〇四	二〇、八九	八四、〇〇三

である。

減免税と部分的改正

〔臨時減免税〕第七十三議會通過の税法改正は、支那事變特別税法および臨時利得税法中改正による増税以外に、臨時租税措置法による減税がある。この減税は自作農ならびに中小商工業者がこの事變の影響を受けて、収益の減少

上表によると今回の新増税は大ざつばに見て直接税が大體二億圓、間接税が約一億圓である。そして直接税系統では所得税の増徴が最も激しく、金額にして一億一千六百萬圓、全増收の三割八分餘を占めてゐる。また間接税系統では物品税の六千三百九十萬圓、約二割がその最も増收の著しいもの

を來してゐる。そこで臨時の措置として地租および營業收益税の臨時軽減を行ふといふにある。またこの臨時租税措置法によつて鑛物の産出を助長するために、金、銅、錫、亜鉛等につき新に採掘權を設定した場合には、鑛産税を免除することとし、さらに産出量が、十二年度中に比し超過した場合には、その超過部分に對して鑛産税または特別鑛産税を免除し、また砂金を除く砂鑛區に特別砂鑛區税を創設し、なほステープル・ファイバー等の混用織物に對し織物消費税を免除することとした。「部分的改正」さらに右のほか税法の部分的改正として、臨時租税増徴法中の改正、所得税法中の改正、相續税法中の改正、登録税法中の改正、酒造税法中の改正、酒精および酒精含有飲料税法中の改正、麥酒税法中の改正、大正九年法律第十二號（所得税法の施行に關する法律）中の改正が行はれた。これをたとへば五千圓を超える退職給與金に所得税や相續税を課する。保険金や郵便年金中、五千圓を超える部分に相續税を課する。酒類の販賣を免許營業とするといった風の改正である。

地方財政の状況

「歳出の膨脹」わが國の地方財政は長年に亘つて窮乏状態を續けてゐる。窮乏の主因は一面において歳出の膨脹が激しかつたた

千百萬圓と約十三倍の膨脹に止まつたのだから、地方歳出の膨脹振りは實に物すごいものがある。別表によれば昭和十一年年度の歳出内容(千圓)

金額	比率	指数
教育費	二五%	一二三
土木費	一五%	一〇七
衛生費	七%	一一二
勸業費	六%	一一二
社會事業費	三%	二五二
電氣及瓦斯費	三%	一一三
警察費	六%	一一七
役所及役場費	六%	九九
公債費	一八%	一三五
その他共計	一〇〇	二二九

(備考) 指数は昭和元年を百としたもの。

二臺に縮小されたが、時局匡救費の計上、公債費、教育費、衛生費等を初め各費用の増加によつて再び膨脹傾向に轉じた。表によつて明かな如く地方歳出中王座を占むるものは教育費であつて、總歳出の二五%に當つてゐる。之に次ぐものは公債費の一八%土木費の一五%といふ順序である。

めであり、他面經常歳入たる租税収入が農村の疲弊及び中小商工業者の窮乏等によつて減少を告げたからである。即ち昭和十二年度豫算に於ける歳出は二十億七千八百萬圓で、明治三十一年度の九千八百萬圓の約二十一倍に膨脹してゐる。この間國家歳出は二億一千九百萬圓から二十九億四

地方歳出累年比較(千圓)

昭和	道府縣	市	町村	水利組合	計
元年	四四九、二九九	六四四、四一八	五〇〇、二七九	〇、〇九七	一、六一八、〇九七
二年	四九二、二二四	九三六、三二四	五四〇、七七三	〇、四九八	二、〇〇〇、八〇五
三年	四九一、二六一	八四一、七三五	五六〇、八二二	〇、八八四	一、九三四、六九三
四年	四八九、四八九	六九五、五四七	五二九、六〇九	〇、一三七	一、七三七、七八三
五年	四七八、二三八	七六六、三五〇	四九八、一四七	〇、三三九	一、七七五、〇六五
六年	五〇二、五七三	六三四、四五九	四八八、九三三	〇、三五九	一、六四六、三三八
七年	六三〇、八〇八	七三〇、三九五	五〇三、七三二	〇、七五八	一、九二〇、六八二
八年	七二七、四六五	一、二七〇、三七九	五〇七、〇五九	〇、一七九	二、五五八、〇八四
九年	六五九、〇五七	一、〇四四、四九二	五三九、六三二	〇、四八七	二、二六六、六六八
十年	五〇九、八五八	八四九、八二六	四七六、五六二	〇、三五八	一、八五八、五九四
十一年	五三九、五五三	八五九、二二八	四九六、一九二	〇、三七八	一、九一八、二六九
十二年	五八三、五二一	九四六、二〇四	五三六、二六三	〇、七三三	二、〇七八、九〇五

(備考) 九年度までは決算、十年度以降は豫算。

公債費が案外多いのは地方財政窮乏のため地方債を増設したるに基く。また昭和元年度を百とした指数を見ると、社會事業費が二五で第一位、それから勸業費、公債費の順で、時局匡救のため社會事業費、勸業費の増加したことが目立つ。なほ公債費の膨脹も目覺しく指数は一三五となつてゐる。「税収入の減退」一方地方税収入は、昭和元年度六億六千四百萬圓であつたが、四年度頃から減退傾向となり六年には五億圓臺に激減した。しかし時局匡救施設の實施や農産物高のため、その後増加歩調に轉じ、九年度には再び六億圓臺に回復し、十一年度には六億六千四百萬圓とやつと元年度並みの収入を擧ぐるに至つた。租税収入の増加が思はしくなく、寧ろ減少を示したので、勢ひ歳入に缺陷を生じた。こゝに於てこれが補填のため地方債の發行を見るに至り、増大の一途を辿るやうになつた。即ち昭和元年度末十五億一千三百萬圓であつたものが、十年度末に三十四億二千七百萬圓に激増した。

【金融問題】

金融統制の趨勢

「自主から強權へ」金融部門は、わが國が貿易爲替の統制を樞軸として統制經濟の段階に入つて以來、統制に就て最も自治的色彩の濃い部門であつた。然るに準戰時が純戰時に發展するにつれて、金融部門に對する統制の自治性は漸次うすれて「強權」が漸進的ながら舞臺に登場し出した。「強權統制への第一歩」強權的統制の第一段階は臨時資金調整法の實施である。この法律は「臨時」といふ名稱によつても明かなることく、短期戦を目標とする資金統制法である。従つて同法に於ける統制は比較的寛容であつて、自治的統制を許される範圍も廣かつた。但し資金の調整が法律的統制の下に置かれたといふ點から見れば、この法律の實施とともに金融部門は強權的統制に服したと見られるし、事業會社の資金計畫が許可を要するといふ點から見ても、強權的統制には違ひない。併しこれを金融業者の側面から見ればまだ多分に自治性が残されてゐたのである。例へば資金調整基準甲類に屬する産業に對する貸附は日銀の許可を要する

ことなく、全く民間の自治に委せられてゐた。「短期戦統制から長期戦統制へ」然るに日支戦争は短期戦から長期戦に移り、短期戦を大體の目標として實施された統制は長期戦を目標とする統制に編成替へされねばならなくなつた。かくて金融部門に於ける統制の再編成は

- 一、臨時資金調整法の再編成（イ）資金調整標準の改正、（ロ）資金調整標準甲類の融資に對する届出主義の採用
- 二、起債市場統制の再編成（イ）短資市場對策の變化、（ロ）起債再開の促進（ハ）起債條件の統制（一種の金利統制）
- 三、擔保附社債信託法の改正
- 四、産金獎勵策の徹底化

といふ形をとつて現れるに至つた。「資金調整の再編成」昭和十三年一月十八日の臨時資金調整法委員會に於て、同法に基く事業資金調整標準の改正が決定された。改正の要項は

- （一）非軍事的産業及び生産過剩産業の資金調整標準の格下げが行はれたこと、人造纖維工業はその好例だ。
- （二）軍需關係工業について格上げが行はれた、眞鍮用フィルム乾板および感光紙製造等がそれである。
- （三）調整標準の分類が一層細かくなつて細分された部分について格下げが行はれた。例へば自動車製造業が小型自動車およびその他に分類され、小型自動車は甲から丙に格下げされ、さらに化學工業においても細かい格下げが行はれた。

以上の改正の主旨は、非軍事的産業の資金需要抑制を一層徹底し是等に向けらるべき資金を軍需關係産業方面に流入せしめやうといふにあつた。次に右改正の行はれた一日前の一月十七日、日銀と銀行信託との懇談會に於て、これまで自治的調整に委せられてゐた資金調整標準甲に屬する事業についても、その融資に當つては日銀と協議する旨の申合せが行はれた。「起債統制の強化」二・二六直後の馬場増稅案の出現以來、起債市場は全く行詰りの状態に置かれてゐた。結城日銀總裁はこの起債界の窒息状態打開を焦慮してゐたやうで、越年早々起債が再開され起債市場は明朗化するであらうといふ事を幾度も聲明してゐた。そしてこの聲明を實現せしめる一方策として、昭和十二年末に大規模の短資金融對策が實行された。十二月に於ける政府資金の支拂超過は七億圓以上に達し、このために短資市場は著しく緩和され、歳末最繁忙期においてさへコール翌日物レートは最高七厘五毛に止まり、八厘臺を出現しなかつたほどである。越年後において緩慢状態はさらに徹底されて十六日には早くも五厘五毛のコールレートを出した。この餘裕を驅つて東京電氣、鐘紡社債の發行に成功し、起債市場再開が實現した。この特殊社債がどういふプロセスを経て起債市場再開のトップを切るに至つたかの事情は詳か

ないが、とにかくこの兩社債の發行を契機として、社債發行が統制されるに至つたことは注目に値する。即ち同社債の發行條件は資金調整委員會の同意を得たる上決定されたのである。従つて同社債の利廻りによつて示された金利水準は實際の資金需給關係を反映して現れたものではなく、統制化された金利水準であるが、政府が金利統制の目標をどの程度に置いてゐるかを示したものと見て大きな意義をもつ。さらに今後の起債に就ては起債市場の育成が現下の最大問題であるとの見地から「資金審査基準甲類及び乙類（イ）に屬するものといへども總て起債は日銀資金調整局と協議すべきこととし、濫發を防ぐため日銀當局は起債の時期を豫め指定するほか、條件についても起債者側と協議する。」こととなつた。これがため日銀當局は從來資金調整事務を囑託してゐる興銀福岡理事のほかに、興銀證券課の伊藤、栗栖兩氏を囑託として起債市場の育成持續に萬全を期することとなつたと傳へられる。「擔保附社債信託制度の改正」及び「産金獎勵策の徹底化」は別項目参照

公債消化政策

「意義」我國に於て所謂公債消化政策が國策として重大意義を持つに至つたのは滿洲事變以後のことである。その第一の原因は、滿洲事變以後財政上の赤字は毎年巨額に達したが、その大部

分は増税によらず公債によつて賄はれる建前がとられ、かくて赤字公債の發行額が増大したことであり、第二の原因はこの公債發行を従來の如くシンジケート銀行引受けによる公募の形式をとらず、日本銀行引受の形をとつたことである。公募によると一時に市場から巨額の資金を引揚げデフレーションを惹起せしめるので、まづ日銀がこれを引受けて、政府支拂が進み市場に政府資金が撒布されこれが銀行預金となつて市場に資金が潤澤になつた時に、日本銀行が公債を賣り出せば、財界にショックを與へずに政府の資金需要を賄ひ、かつこれによつてインフレーションを惹起せず済むといふのが、日銀公債引受制度を採用するに至つた論據である。しかしこの制度は、政府資金需要の調達に當つては成るほど財界にショックを與へないが、もし日銀が引受けた公債が賣れず日銀手持ちが多くなると、それだけ通貨の膨脹を來してインフレーションの弊害を醸成せしめるといふ危険がある。かくてこの制度の採用と共に公債消化政策が重要性をもつて來たのである。故に公債消化政策は公債の日銀引受制度と不可分の關係を有するものであり、公債の日銀引受が開始されると同時に國策として重點が置かれるに至つたものと解される。「公債消化の經過」公債消化は、準戦時に入つた昭和十一年以前までは極めて

順調に行はれ、日銀引受公債は大部分市場に消化された。その主原因は、當時に於ては休止生産設備がまだ多く存してゐて、事業の新設擴張のための資金需要が少くないところへ巨額の政府資金が市場に撒布されたため茲に過剰游資を生じ、これが公債消化に向けられたのによる。然るに準戦時に入るに及んで生産設備は殆どフルに動かされて休止設備が少なくなり、かくて設備の新設擴張のための資金需要が増大し、物價騰貴もこれに拍車をかけた。そして資金需要の増大と反比例して預金の増加率は低下しはじめた。かくて過剰游資どころか資金の不足を告げ金利は反騰傾向を呈するに至り、日銀の公債賣却は停滯し、日銀公債手持ちは漸次増大するに至つた。「消化策の積極化」以上の如く公債消化が困難を告げるに至つたので、それにつれて公債消化政策は色々に變つて行つた。公債は消化が行詰まらぬ以前に於ては(イ)國債優遇法(昭和七年實施發行價格による記帳許可)と(ロ)低金利政策が主なる公債消化政策であつた(尤も藤井總相によつて僅かの増税が行はれた)。故高橋藏相時代の政策がこれであつた。しかるに二・二六を契機として準戦時に入り、軍需的資金需要擡頭し、公債消化が停滯するに至るや、馬場藏相は低金利政策の強行によつて公債消化を人為的に促進せしめた。この結果公債に對する思惑需要が擡頭し、

日銀は公債の賣止めを行はざるを得なかつた。實勢を無視した低金利策の強行による公債消化は一時的であつた。その後金利の底入觀、反騰懸念から公債消化は再び停滯し、かくて馬場藏相の下に公債の強制保有策が考究されて金融界を脅かした。増税案も考慮された。以上の如く馬場藏相の下に於ける公債消化策は著しく積極的なものであつた。つまり公債消化策がインフレ防止の殆ど唯一の政策であつた。「積極から消極へ」公債消化のみに専念すると資本を脅かし、資金需要を抑へて産業界を萎縮せしめ、生産力擴充に支障を生ぜしめる許りでなく輸出を減退せしめ輸入を増加せしめて、國際貸借を不利ならしめる。かくて結城藏相池田日銀總裁の下に公債消化政策は變更せしめられて、生産力擴充のためには日銀の消化公債が多少増加してもかまわぬ、インフレ防止のために大切なのは公債消化よりむしろ國際收支の調整であるといふ方針に變つた。この結果金現送が行はれ公債消化政策は著しく消極的となつた。「變と消化策」支那事變發生と共に事變費を含めて十二年度に三十億圓以上の公債發行を見ることがなつたので、賀屋藏相は公債消化を焦つて凡ゆる金融機關を總動員し公債消化を勸奨した。その結果第一回北支事變公債一億圓は國債シンジケート國引受けとなつたほか

(イ)ペーパーボンドの郵便局賣出
(ロ)國債擔保貸付利率の低下
(ハ)當座貸越並にコルレス貸付利率下、當座貸越限度擴張
(ニ)日銀貸出制限の撤廢、貸出最低日歩の適用、貸出期限撤廢、短期貸出日歩片落制の實施
(ホ)興銀を通じての資金融通
(ヘ)公債の買オペレーション

等の金融緩和策並に公債消化策が實行された。「インフレ策への轉換」賀屋藏相は支那事變勃發と共に公債消化を焦り金融を梗塞化せしめ金利を反騰に導いたため非難を蒙り、かくて昭和十二年九月二日の金融評議會に於て次のごとき公債消化政策の轉換を行ふ旨を明かにし、積極的なインフレ政策に乗り出した。「公債消化は重大問題であるが消化に急にして金融界に波紋を與へることは極力避ける。これがため公債公募等は政府資金の撒布により民間資金が潤澤化し寧ろダブつくが如き状態に至つてはじめて公募の方法を採用する」と。「消化實況」大藏省發表によれば昭和九年以降の月別日本銀行公債賣却高は次の通りである。(單位千圓)

月 別	十二年度	十一年度	十年 度	九年 度
四 月	三、四、三〇	三、七、六五	三、三、八六	一、四、二〇〇

月	五	六	七	八	九	十	十一	十二	一	二	三	合 計
公債	六、七四八	八、九六〇	八、六三五	三二、八二八	五、五八一	七、二九九	四三、四三六	六四、一九四	△一六三、三五八	一、一八二	四三、五五四	一、一四五、二二九
地方債	三、八二二	三、九〇〇	三、六二八	一九、三三四	一四七、一四三	四〇、〇〇八	二	一一、八一九	二二、四二〇	一四四、五二一	一七、七四五	九六六、三三二
合計	一〇、五六〇	一二、八六〇	一二、二八三	五二、一六二	一六一、六五四	八三、四三六	四三、四三六	七六、一〇九	三三、八七八	一八八、〇七二	六〇、九二九	二、一二一、五六一

(備考) △印は十三年一月二十五日迄。

短期公債發行問題

〔賀屋藏相の言明〕昭和十三年一月二十三日の衆議院本會議

に於ける小笠原三九郎氏の公債消化問題に關する質問に對し賀屋藏相は

「公債消化については各種の方策を考慮せねばならぬが、其一策として場合によっては本年度に於て歐洲大戰當時に於ける歐洲諸國の例に倣ひ短期公債の發行を考慮してゐる」

旨を言明し、右は公債政策が愈々戰時的色彩を呈して來た

ことを物語るものとして注目を惹いた。「短期債發行の理由」短期債發行に對する大藏當局の理由は(一)巨額の戦費撤布の結果は短期資金の過剰を來し、その結果金融市場に無用の攪亂を惹起する懸念があるが、過剰短資吸収のためには短期公債の發行を便とすること。(二)公債消化を促進するためには長短各種の公債を發行し、需要者の選擇に委せるのが効果的であること等であり、大藏當局としては昭和十四年度以後、大藏省證券と共に償還期限二年三年四年程度のものに適宜發行する方針であるといふ。「財政の互對意見」右短期債發行計畫に關する財界の意見次の如く、大體反對に傾いてゐる。(一)大藏省は公債消化を促進するため長短各種の公債を發行し需要者の選擇に委す方が効果的であると云つてゐる。成程短期公債は市價の變動が長期公債に比して輕微であるから、之が投資家たる金融機關の立場から見れば資金運営上多大の便益を享けることにはなるが、短期公債の發行は長期公債の發行が行詰つた際の最後の切札であることは一般の常識であり、又外國の例を見るも左様であるから、短期公債を發行することは公債全體に對する國民の信認の基礎に動搖を招來する危険を多分に存する。今後尙巨額の公債發行が豫定されてゐる今日、公債政策は極めて慎重なることを要する。(二)巨額の戦費

撤布の結果は短期資金の過剰を來し、その爲めに金融市場に無用の攪亂を惹起する懸念があるから之を短期公債によつて吸収するといふが、我國金融市場の實際は三年乃至五年といふ短期資金と長期資金との區別が左程劃然としてゐないのみでなく、又極く短期の資金であれば大藏省證券並に米穀證券の發行操作によつて十分調整出来るわけで、敢て短期公債の發行をなす必要は認められない。(三)よつて藏相の短期公債論は公債消化方策の一つとして考へ得るといふ位の意味に解釋すべきである。

國債優遇問題

〔沿道〕國債の所有を一般に普及せしめる目的から、國債利子に對する所

得税は昭和十二年四月の所謂結城増税案が實施されるまで免税され、資本利子税が課せられるのみであつた。結城増税以後は國債利子に對しても第二種所得税が課せられることとなつたが、その課税率は地方債、社債、預金等の利子に對する税率よりも低い。國債所有を一般に普及せしめるといふ見地からすれば免税乃至低税率その他官廳工事請負保證金としての國債利用を認めるといふ如き方法による國債優遇策で十分であつたであらう。然し滿洲事變を契機として昭和七年以後國債の發行が著増するに至るや、その信用保持乃至市價維持對策として國債優遇方法を講ぜざるを

得なくなつた。かくて現れたのが第六十二議會を通過し昭和七年實施された國債優遇法である。この法律によつて、從來市價によつて國債債額を財産目録に記載すべきこととなつてゐたのが「商法第二十六條第二項の規定にかゝらず大藏大臣の告示する標準發行價格」によつて記載されることとなつた。但し其取得の際の時價を超越することは出来ない。ところが支那事變の勃發によつて國債の増發見越しから國債市價低落して發行價格を割るに至つたので、その市價維持對策として更に新國債優遇法が講ぜられた。昭和十二年七月十五日から實施された國債抵當貸付及び國債保證割引手形に對する日銀の利下げがそれである。日銀は昭和二年三月の利下以前は商業手形割引歩合と國債抵當貸付歩合とは一本建の同率を採用してゐたが、爾來商業手形優遇の建前から兩者の間に一厘の開きを設けた。然るに國債優遇の見地から國債の歩合を一厘引下げて再び商業手形日歩と同率の九厘にしたものである。この國債優遇案は深井前日銀總裁當時參與會で參與から提案されたが、日銀貸出金利の國債利廻りを下廻ることは、その間の利鞘を稼ぐためのスベキユラチな貸出を誘致し、中央銀行の職能に抵觸するとの理由から拒絶され、池田前日銀總裁の代になつて採用されたといふ曰くつきである。「效果」國債擔保で

日銀から金を借りる場合、日歩一銭ならば年利にして三分六厘五毛で甲種銀行預金利子三分三厘より高いから、國債擔保で日銀から融資を受けることは預金を使ふ場合に比して損である。然るに一厘下げの日歩九厘となると年利にして三分二厘八毛五糸で、銀行預金を使ふより有利である。従つて國債を持つても損はないといふことになり、銀行の國債消化を促し市價の安定を計ると共に銀行をして國債擔保で日銀から融資を仰がしめ生産力擴充金融に積極的に進出せしめやうといふのが、この利下げの狙ひ所であつた。市價安定には或程度の効果を收めたと思はれるが、生産力擴充金融の點では少なくとも今日までのところ成績の見るべきものがない。

日銀制度改革問題

〔沿革〕日銀制度改革の最初の火の手が擧げられたのは昭和八年六月、日本經濟聯盟作成による金融制度改革意見書によつてである。意見書の主要項目は

- (一)日銀職制の改革
- (二)日銀の産業金融援助
- (三)特殊金融機關の職制改革
- (四)産業金融の改善方

等であつた。要するに日銀制度は明治十五年布告の日銀條令によつて規定され、時代にそぐはぬから改正の要ありといふのであつた。當時この意見は大して注目を惹かず、實

際問題としても採り上げられなかつた。然るに昭和十二年林内閣の下に準戰體制の編成が日程に上され、生産力擴充が焦眉の急を告げるに至り、これを金融的に援助する必要が痛感された。かくて日銀制度の準戰的改組が問題となり、偶々右の經聯改革意見がこの目的に合致するものであつたため、こゝに實踐的價値を認められ政府はこの意見に基いて日銀制度の改革に乗り出したのである。〔改革の中心〕改革の對象になつたのは次の二點である。

- (イ)準戰的生産力擴充を積極的に援助し得るやう日銀制度を改正せんとするもので、それには日銀の商業金融中心主義を規定してある日銀條令第十條第十二條を改正し、見返擔保制度による日銀の變則的な工業金融への關涉制度を廢し、堅實なる社債、株式の直接的擔保制を認め、就中勸業、興業その他同種の債券を優遇し、必要によつては政府の認可を得て他の金融機關の株式を所有せしむべしといふにあつた。
- (ロ)日銀の商業金融中心主義は、日銀當局者をして産業金融に無理解ならしめた。これでは生産力擴充にも支障を及ぼすので、日銀の職制を次のごとく改正すべしといふにあつた。即ち理事制並に監事制を改革し、理事は一般金融および産業に精通せるものの中より選任し廣く知識を銀行の内外に求め一層權威ある幹部を組織し、(イ)理事は株主總會これを選舉し政府の認可を受けること(ロ)理事を増員し、内若干名を常任とし他の理事には兼業を許す(ハ)參與制度を廢止すといふのであつた。

林内閣は右の改革を實行するため改革論の中心人物たる

池田成彬氏を昭和十二年二月九日に日銀總裁に起用し、藏相結城豊太郎氏とのコンビの下に改革案を議せしめることとなつた。〔改革の事情〕しかし日銀は見返擔保制によつて現在何等支障なく工業金融を援助して居り、旁々日銀條令第十一條第十二條の改正は凡ゆる角度から慎重に研究する必要がある、加ふるに急激な改正を行つて財界に無用な刺戟を與へることは、非常時に極力避けるべきであるとの主旨から、日銀營業制度の改正は暫く見合せとなり、日銀職制の改革案のみが第七十議會に提出され、その協賛を得て、昭和十二年七月一日から實施された。この結果生れたものが日銀參與理事制(別項参照)である。

日銀機能の變化

〔商業金融機關として〕日本銀行が専ら商業金融を疏通する機關として創立されたものであることは、日本銀行條例の草案が元老院の議に附せられた際における政府の説明に徴しても、また日銀の營業範圍を規定した日銀條例第十一條によつても明白である。そして日銀の商業金融機關としての機能を十分に發揮せしめるために、日銀條令第十一條第十二條に於て工業金融に關涉することを嚴重に制限した。これは一國の中央銀行が盛衰の激しい工業に關涉することによつて中央銀行たるの基礎を危くするといふ考へよりも、むしろ

それによつて日銀の商業金融機關としての機能が壓迫されることを惧れたのによる。昭和六年頃までは日本銀行は、大體に於てその創立當時の使命に基き商業金融の疏通に専念し、従つて商業手形の割引額も相當に多かつた。〔政府の金融機關化〕然るに昭和七年以後は商業金融機關としての日銀の機能は衰へて、これに代つて政府資金の調達機關としての機能が絶對的な重要性をもつに至つた。即ち昭和元年から六年までの保證發行額中に占める商業手形の準備割合は四割六分乃至七割七分の高率を示し、公債政府證券の占める割合は一割四分乃至三割の低率であつたに對し、昭和七年以後は商業手形の保證發行額中に占める割合は二割乃至一割四分に低下し、公債の占める割合は三割一分(政府證券を含む)乃至七割二分に急昇したのである。加ふるに證券(見返擔保となる確實なる株式、公社債)の保證準備額中に占める割合も比較的增加し、商業手形の準備額は絶對的にも減少した。かくの如く日本銀行の商業金融機關としての機能を、相對的にも絶對的にも低下せしめた原因の主なるものは次の如くである。

- (一)相對的に低下せしめた原因はいふまでもなく滿洲事變公債發行以後、日銀が政府融資機關化したことに基く。
- (二)絶對的に低下を齎した要因は(イ)金融資本が高度の發展を遂げて現在

六大銀行に見る如く日銀から殆ど獨立して商業金融を営み得るに至つたこと。(ロ)財政インフレにより巨額の資金が民間に撒布され、民間商業銀行の金融設備が充實して日銀への依存性を少なからしめたこと。(ハ)本の商業制覇が進み獨占過程が發展するにつれて、工業資本は金融資本に隷屬し、商業資本は工業資本化する割合が多くなり、純然たる商業資本の分量が減少しつゝあること等である。

以上のことき事情によつて商業資本の日銀依存性が著しく稀薄化するに至つたので、日本銀行は割引政策をもつて金融市場を統制する力を喪失し、かくてオープン・マーケット・オペレーションによる統制がこれに代つた。「工業金融機能の強化」所謂準戦時に入ると共に、池田前日銀總裁の手によつて日銀機能はもう一つの質的變化を遂げた。それは日銀創立當時嚴重に抑へられてゐた工業金融への積極的進出である。準戦體制の強化に基く生産力の擴大は、そのバックとして工業金融の積極的援護の必要を痛感せしめたが、時局不安なるため金融資本は工業に對して十分なる資金の供給を行ひ得ない。そこで日本銀行は金融資本に代つて積極的に軍需工業への融資を援助し、一面に於て軍部と金融資本との摩擦を排除すると共に、他面商業金融機關として失墜した日銀の財界指導力を自ら工業金融機關化することによつて、回復せんと意圖するに至つたものである。そして日銀の工業金融機關化と關聯して日銀條例の改正が

保品附乃至見返品附手形の割引制度なのである。この制度が旺々に行はれ出したのは明治二十三年の恐慌以後のことである。明治二十三年五月、日本銀行はその割引銀行が約束手形を振出し手形の擔保として株式を提供するならば、この手形の割引をなすこととし實質上は株式を抵當とする貸附であるに拘らず、表面上はどこまでも手形の割引であつて貸附ではない。従つて條例に抵觸するものではないと稱し、まづ手形の擔保品即ち見返品となり得る株券十五種を定めて擔保附手形の割引を初めたものといはれる。その後見返品の範圍は擴張されて現在では國債、地方債、株式、社債、商品倉庫證券のほか、特種關係の手形には土地建物、不動産から書畫骨董等までも包含されてゐる。「制度の現状」要するに日本銀行が割引く手形のうち商業手形以外の手形は全部見返品附手形と稱することが出来る。日銀週報に於て日銀兌換券發行の保證準備中單に手形と記載されてゐるのは商業手形であり、これを割引手形から差引いた残りが見返品附割引手形であり、その額は非常に多い。しかして日銀の商業手形割引が減じて見返品附手形割引が増加した原因として、市中商業銀行の發達と共に、商業手形の割引が日銀定款によつてその最長期限、最小署名等の制度が設けられ、加ふるにその割引手續が比較的煩瑣なるに

問題となつて來た。「日銀條例改正問題」の項参照

日銀の見返り擔保制

擔保制が問題化して來た。日銀制度改革の中心は、生産力擴充政策に應ずるための株式社債見返擔保制度の改革にあるとさへ考へられる。「沿革」日本銀行の見返擔保貸附(正しくは擔保附もしくは保證附手形割引)の制度は日銀創立の主旨たる商業金融中心主義から生れた變則的融資方法である。即ち「日本銀行は設立の當初から純然たる商業金融機關たらしむべきことに重點が置かれ、日銀條例第十一第十二條によつて、その貸出は政府の手形、爲替手形その他の商業手形の割引をなしたまたは買入をなすこと。』及び「公債證書政府發行の手形その他政府の保證に係る各種の證券を抵當として當座勘定貸又は定期貸をなすこと。』を主たるものとし「不動産及び銀行又は諸會社の株券を抵當として貸金をなすこと。』は明瞭に禁じられてゐる。その結果確實なる商業手形が少なく、しかも金融逼迫せる際に日本銀行をして株式等の證券を擔保として融資すれば、經濟界に多大の便益を與へることがわかつてゐても、なか／＼實行出來なかつた。かく條例の規定に抵觸しない方法により株式に對する金融の便を開かうとして考案されたのが、擔

對し、見返品附手形にはかゝる制限がないことなど擧げ得られる。「改正の目標」かうして見ると現在の日銀機構株式社債金融の便益は十分に計り得るのである。例へば株式擔保手形と商業手形との割引率の開き(現在二厘)を縮小するやうな方法により、従つて日銀機構から見る限り、株式社債の事業金融の疏通のために日銀制度をどうしても變へなければならぬといふ理由の發見に苦しむのである。しかし生産力擴充政策に呼應し、日銀制度の改革を行つてまでも事業金融を後援することを強調しようといふのならば、理由がないとはいへぬ。

日銀條例改正延期

「大藏當局の見解」準戦時代に入ると共に生産力擴充、金現送との改正問題は、懸案の戦時下に於る金融關係法規改正案中最も重要なものであるが、この二つの重要改正法案中、日銀條例の改正は第七十三議會には提案見合せとなつた。これに關する大藏當局の見解は次のごとくであると傳へられてゐる。

- (一)今日の非常時局下に於て日本銀行の機能に關する法律を改正することは妥當でない。
- (二)條例の改正がなくとも現在その運用によつて十分その機能を發揮して

をり、時局に對應した業務が完全に遂行されてゐるから、取急ぎ法文を改正しても、それは單に名目上のことで實質には何らの變化があるべきでない。

(二)全體の條例はそのまゝとして問題となつてゐる十一條十二條のみを改正するといふ意見も實際上においてはその運用宜しきを得てゐる以上、これまた急速にこれを行ふ必要も認められぬ。

日銀條例、特に第十一條第十二條の改正については、問題の起つた當時すでに反對論があつた。「改正反對論」その理由は、現行條例の下に於ても形式上は變則ではあるが、見返擔保制によつて生産力擴充に對する時局的金融の役割を十分に果してゐるのであり、また今後もある程度まで支障なく果し得ると考へられることが一つ。第二の理由は、第十一條第十二條の規定は日本銀行をして無謀かつ不健全なる通貨金融政策を回避せしめる一つのブレーキの役目をつとめることが出来る。即ち必要が起つた場合に日銀當局者は第十一條第十二條の規定に基いて通貨金融政策を引締めることが出来ると思ふ。目下のところでは引締めるどころか生産力擴充を助成するために膨脹政策が要望されて居り、この必要がこゝ暫らく續くであらうことは看易き道理であるが、物事をもつと長期にわたつて勘考するならば遠き將來において、さうしたブレーキを必要とする時期がないとはいへないと思ふ。しかもこのブレーキ的機

能は現在の生産擴充に對して何等の支障を齎らさぬものであるとするならば、日銀のかうした機能を保存して置くことは決して無用でないであらう。一步を譲つて日銀條例の改正を認めるとしても、その改正に際しては第十一條第十二條の規定せられた精神、即ち中央銀行の健全性を確保せんとする意圖は何等かの形において残さねばならぬであらう。

保證準備擴張問題

〔沿革〕昭和七年の第六十二議會を通過した兌換銀行券條例の改正によつて、日本銀行の保證準備發行限度は一億二千萬圓から一舉に十億圓に擴張され、同時に限外發行は從來一日現れても發行税を納めねばならなかつたのが繼續して十五日間現はれなければ無税となり、制限外發行税は從來の五分以上から三分以上に引下げられ、その代償として日本銀行納付金制度が實施された。この改正は日本のインフレーション準備體制の整備であるとの見地から重要視された。その後暫く保證準備の問題は起らなかつたが、準戦時に入つて軍事インフレに伴ひ兌換券膨脹が顯著となり、限外發行が頻發するに及んで、保證準備の擴張問題が再び擡頭するに至つた。特にこの問題が表面化したのは昭和十二年三月金現送を開始して以來のことである。金準備評價替が

行はれる以前にあつては、一匁十一圓なり十三圓なりで民間から買上げた金が一匁五圓で金準備に繰入れられる結果、産金を買入れのために通貨を出すことに準備率は低下し、保證發行の餘力が減少することとなつた。しかもこの傾向は巨額の金を現送し金準備が少くなるにつれて一層顯著となり、限外發行の出現は頻々として起るやうになつた。かくて保證準備發行限度を更に十億圓擴張して二十億圓に改訂すべしとの論が有力となつた。ところがこの問題は金準備評價替によつて日銀準備金が一舉に八億百萬圓に増加され、しかも金現送は金資金特別會計の勘定に於て行はれるやうになつた結果、一應當面の問題のほかにおかれただかのごとき觀を呈した。「問題の新段階」然るに支那事變以來兌換券の膨脹は著しく、ことに年末金融對策として撒布された政府資金の流通滯留量は可成りに大きい。このために昭和十三年一月初めの兌換券發行高は十八億臺に上り前年同期に比して約四億圓方も多かつた。しかもこの膨脹は日銀の貸出増に基くものではなく政府資金の撒布によるものだけに回収遅く、十八億圓近くが最低發行高として常態化しないとも限らぬ。さうなると現行保證準備發行限度十億圓に金準備約八億圓を加へた額は十八億圓であるから、すこし金融が繁忙となれば直ぐに限外發行が現れる。

かくて日本銀行の保證發行限度十億圓を十七億圓に擴張する法律案、これを正確にいふと『兌換銀行券の保證發行限度の臨時擴張に關する法律案』が第七十三議會を通過し昭和十三年四月一日に公布實施を見た。この法律案の骨子は(イ)日銀條例の規定による保證準備發行限度を現行の十億圓から七億圓増の十七億圓に擴張すること。(ロ)擴張の期間は支那事變終了後一ヶ年とし他の支那事變立法と同様に臨時措置の建前を採つたにある。日銀の保證發行限度は保證發行制度の實施された明治二十一年七月の七千萬圓から、同二十三年五月に八千五百萬圓に、同三十二年三月に一億二千萬圓に、昭和七年七月に現行の十億圓に漸次擴張され、今回の十七億圓への擴張は第四回目である。

臨時資金調整法

〔制定の趣旨〕賀屋藏相は昭和十二年九月十三日、支那事變後二ヶ月目に開かれた全國手形交換所聯合會の席上、本法制定の主旨を次の如く述べた。

「今回の事變の進展に備へ其の成果を收むるに遺憾なきを期するがために、軍の需要及び國防に關する産業等時局に顧み緊要なる方面に對し其必要とする物資、資金並に勢力の潤澤なる供給を圖ることが最も肝要で、此際物資及び資金の使用につき調整を加ふることが必要となつたのである。政府は此の目的を達成せんが爲第七十二回帝國議會において諸般の緊

急経済法案を提出し其の協賛を得た。」

と。もつて本法制定の主旨が資金の軍事的武装にあることを知るに足りやう。「運用の目標」調整法運用の目標について、同じ會合の席上において賀屋藏相は次のごとく述べてゐる。

『臨時資金調整法に於ては會社の新設増資並に金融機關等の社債の引受、事業設備の新設資金の貸付等につき政府の許可を要することとしたが、この結果銀行等金融機關の業務上直接問題となるのは社債の引受及び事業設備資金の貸付の場合である。臨時資金調整法は一應これ等の場合に金融機關等をして許可を受けしめることとしてゐるが、その實際の運用は出来る限り當業者の自治に俟つ方針で、茲に所謂資金の自治的調整の方法を認めたいのである。』

と。金融の自治的統制がこゝに明かにされてゐる。「法の實義」戰時、準戰時下の我國にとつて最も必要とされるのは、要するに物(努力も含む)である。然も軍需生産手段の擴充と戰爭消耗とのために必要な物なのである。貿易統制法にしても、本法にしても、其究局の目的はかうした法律を通じて如何にして物を増加せしめるかといふ一點にある。特に本法は資金の側面から軍需用以外に用ひられる物資勞力を軍需用に振り向けることをその目的としてゐる。物資が不足し、對外クレデット利用の困難な現狀に於ては、軍需用物資を増加せしめる方法はたゞ一つしかない。それ

は、軍需関係以外の物資勞働の消費を節約してこれを軍需関係の生産、消耗に振り向けることである。尤も金を現送し或は輸出を旺んにしてそれによつて軍需物資の輸入の増大を計り得るが、金現送にも輸出の増大にも限度がある。かくて海外から軍需用物資を輸入するにしたらところで結局は軍需関係以外の物資輸入を抑制してこれを軍需用に振り向けるより仕方がない。本法は資金の側面からこの役割を演ぜんとするものである。「二本建の統制」金融的側面から物資勞力を軍事的に統制する方法に二つある。一つは資金の借手側を統制する方法であり、もう一つは資金の貸手側を統制する方法である。本法はこの二本建で資金需要を統制するものであるが、資金の貸手側即金融機關の統制は自主的に、借手側(事業會社)の統制は強權的に行はれる建前となつてゐる。「法の内容の適用範圍」本法は第七十二議會を通過し、昭和十二年九月二十五日公布、同二十七日から實施された。全文二十一ヶ條よりなるが、本法の主要内容は次の如くである。(一)まづ第一條に於て本法の目的が支那事變に關聯して物資及び資金の需給の適合に資するため國內資金の使用を調整するにある旨を明かにし、第二條に於て金融機關の融資に關して許可を要する旨を規定してゐる。第四條は事業會社資金認可事項を定め、第五

條は認可許可事務を日本銀行をして取扱はしむる旨を規定した。第六條は興銀の社債發行限度擴張に關する規定、第七條は資金特別會計にて興業債券を引受け得る規定、第八條は時局産業は株金全額拂込前と雖も増資し得る規定、第九條は時局産業は商法の規定を超えて社債を募集し得る條文、第十一條に於て金融機關の自治的調整の基準を審議するため臨時資金調整委員會を設けることを定め、第十二條に於て事業會社の資金需要に關する認可許可基準を審議するため臨時資金審査委員會を設ける旨を規定した。第十三條乃至第十五條は二億圓を限度とする勸銀の貯蓄債券發行許可に關する規定である。第十六條は資金狀況調査に關し報告を徴し帳簿検査をなし得ることを定め、第十七條以下は罰則(最高罰金五千圓)である。(二)本法の適用範圍は昭和十二年九月二十四日公布、同二十七日實施の臨時資金調整法施行令なる勅令によつて定められてゐる。實際に於て本法の認可許可の適用を受けるのは資本金五十萬圓以上の事業會社が金融機關を通さずして十萬圓以上の事業設備資金を調達する場合である。よつて十萬圓以下の資金需要及び十萬圓以上であつても金融機關を通して融資を受ける場合の資金需要及び資本金五十萬圓以下の會社の資金需要は本法適用外である。「事業資金調整標準」金融機關の自治的調整

の基準及び事業會社資金需要の認可許可を定める基準として、昭和十二年九月二十一日に臨時資金調整委員會によつて詳細なる事業資金調整標準要綱が決定され、この基準に基いて資金調整が行はれることとなつた。この標準は(イ)軍需との關係、(ロ)國際收支との關係(ハ)現在の生産能力其他の事情を參酌して、その緊要度に應じて資金需要を全産業部門別更に事業別に、甲乙丙、イロハの順に詳細に區分したものである。その後昭和十三年一月十日の資金調整委員會に於て調整基準につき左の如き改正が行はれることとなつた。

- (イ)飽和状態にあるス・フ工業、飛行機工業の審査基準は適宜變更すること。
- (ロ)昭和十二年末を以て經過的事業は全く一段落を告げたが、全産業にわたり昭和十三年度の事業計畫の報告を求め金と物との兩方面より事業の計畫性を強化する。
- (ハ)事業の許可されたもので爲替管理の手前輸入が制限され事業の變更を餘儀なくされることあるも、一應は爲替上の考慮を除外して審査決定する。

〔調整の實績〕昭和十三年一月十八日の臨時資金調整委員會に於て十二年九月二十七日調整法實施以來同年十二月末での實績について次の如く發表した。(單位千圓)

△認められた資金需要
金融機関の貸付額
調整法第四條に基き認可又は許可せる金額
他官廳よりの協議に同意せるもの

計
二七九、六五九
一、七六〇、九七三
七二、一八二
二、一一一、八二四

△抑制された資金需要
調整法第四條に基き不認可又は不認可の金額計畫縮少せるもの
認可申請取下又は計畫取止めのもの

計
三七、八七九
五七、六七五
一九、二五〇
一〇四、八〇四

△生産力擴充に使用された資金
金融機関の貸付、調整法第四條に依る申請の許、認可
可及他官廳よりの協議に同意せる事業設備資金額

業 態 別	金融機関の貸付たるもの	調整法第四條に依り認可したるもの	他官廳より協議に同意せるもの	合 計
鐵 業	三三、五五四	六三、五五六	三四	九六、四三六
工 業	一六三、五六四	六四三、一四八	六七、五八八	八七三、三〇〇
農 林 業	一一九	〇	一一九	二二九
水 産 業	三、八二〇	七〇、三八	〇	一〇、八五八
交 通 業	五九、二七二	一七、八九三	三、二八〇	二四〇、四四三

商 業	雜 業	其他の事業及施設	合計
七、〇九〇	四七、三三八	〇	五四、三六八
三、八三八	一一、八四〇	〇	一五、六六八
一〇、四七〇	四五〇	〇	一〇、九二〇
二七九、六五九	九五〇、二六四	七二、一八二	一、三〇一、一〇五

臨時資金調整委員會

〔沿革及官制〕臨時資金調整法第十一條に

資金使用の調整に關し重要な事項を調査審議する爲臨時資金調整委員會を置く、臨時資金調整委員會に關する規定は勅令を以て之を定む。

とあり、この規定に基いて設けられたものである。同官制は昭和十二年九月十五日勅令第四九八號をもつて公布され即日實施された。

第一條 臨時資金調整委員會は、關係大臣の諮問に應じて資金の調整に關する重要事項を調査審議す、委員會は資金使用の調整に關する事項に付關係各大臣に建議することを得

第二條 委員會は會長一人副會長二人委員を四十人以上を以て之を組織す、前項委員の外必要なる場合に於ては臨時委員を置くことを得

第三條 會長は内閣總理大臣を以て之に立つ副會長は大藏大臣及商工大臣を以て之に充つ

〔委員の額振れ〕本令に基き本令施行當初の委員の額振れは次の如く決定された。

△官廳側(十五名)太田大藏政務次官、石渡大藏次官、中村大藏參事官、木暮商工政務次官、村瀬商工次官、佐藤商工參事官、廣瀬内務次官、井野農

林次官、梅津陸軍次官、山本海軍次官、平澤逓信次官、喜安鐵道次官、森原拓務次官、青木對滿事務局次長、松井資源局長官。
△貴族院側(六名)島津忠重公、兒玉秀雄伯、八條隆正子、矢吹省三男、橋本圭三郎、有吉忠一。

△衆議院側(八名)川崎克、中島彌爾次、前田房之助(以上民政)大口喜六、田邊七六、小笠原三九郎(以上政友)青木精一(第一)河上丈太郎(社大)△民間側(十一名)津島壽一、資冢市松、森廣昭、八代則彦、石黒忠策、門野重九郎、森廣利、津田信吾、平生凱三郎、土方成美、大河内正敏子。
△臨時委員(四名)高橋龜吉、金原賢之助、今村幸男、中村敏之進。

〔業績〕この委員會は専ら資金の貸手側即ち金融業者の側の自治的調整基準を決めることを目的とする。この委員會で行つた最も大きな仕事は、昭和十二年九月二十一日の會議に於て調整法運用に關する許可不許可の業種別細目及び金融機關證券業者の自主的統制基準を決定したことである。

事業資金の豫算制度

〔資金豫算の意味〕臨時資金調整法は實施以來相當の成績を擧げて來たが、これまでも實績を見るに、綜合的に資金調整を行はなかつたために急用資金と不要不急資金との調整に遺憾の點があり、また全體としてどの程度に資金需要を抑制したならば公債消化、時局産業資金需要等の實情から見て適當であるかと判然せず、たゞ事業の緊要度のみから、資金が調整されたに過ぎなかつた。この缺陷を補正

し綜合的に資金の流れを統制する必要に迫られたので、大藏省では昭和十三年度より「資金の豫算」を編成することに決定し、昭和十三年一月四日、これに必要な大藏省令「國內資金調査規則」を公布した。〔資金豫算編成方法〕國內資金調査要綱によれば、資本金五十萬圓以上の會社又は昭和十三年中に資本増加によりそれに達すべき計畫を有する會社が事業設備の新設、擴張、又は改良をなさんとする場合は其事業資金計畫に關する報告書を作成し、二月十五日迄に日本銀行本支店を通じて大藏大臣に提出せしめ、之に據つて大藏省は明年度に於ける事業會社の資金計畫の大體を調査し置き、以て明年度における資金調整の完璧を期せんとするものである。〔影響〕臨時資金調整法の實績を見るに事業の緊急度により資金調整を行つたため、勢ひ調整の仕方は甘くなる傾向をもつてゐたが、資金需要の全體から見て個々の資金調達が統制されることとなり公債消化などが考慮されるとなると、資金需要抑制は一層強化されることとならう。この資金豫算制度を以て金融統制はいよゝ本格化し長期戦時色彩を濃くするものと思はれる。

調整法とインフレ

〔調整法のインフレ的根拠〕軍事的資金需要は調整法で抑へ得る資金需要よりも多く、この超過せる軍事的資金需要を

調整法は興銀を通じて不換紙幣を供給することによつて充
さうとする旨を規定してゐる。つまり資金調整法第八條第
九條及び施行細則第七條に於て

- (一)航空機製造業(二)金屬工機械製造事業(三)兵器及兵器部分品製造事業
- (四)鋼船製造事業(五)製鐵事業(六)産金事業(七)石炭礦業(八)石油工業石
- 油精製業及石油輸入業等の軍事的事業會社

は株金全額拂込前といへども増加し得るし、又は商法第二
百條の規定による制限(社債總額は拂込株式金を超ゆることを得ず、且
前に募集したる社債の拂込まれぬ前に社債を發行することを得ない)を超
えて社債を募集し得る旨を規定し、かくて積極的に誘導さ
れた資金需要を充すために、日本興業銀行の債券發行限度
を従來の五億圓から十億圓に擴張し(調整法第七條)更に金資
金特別會計に於てこの擴張された政府保證の興業債券を引
受け得ることとなつてゐる。そして金資金特別會計は、興
業債券の引受能力に不足を來した場合に已に引受けた事變
公債を日銀に肩替りして貰つて債券の引受餘力をつくる筈
となつてゐる。金資金特別會計の資金は、要するに金準備
を評價替してつくられたものであつて、この資金をもつて
興業債券を引受けることは、取も直さず不換紙幣インフレ
を行ふことに外ならない。「興銀と日銀の役割」それにこの
興業債券は、日銀に於ても國債並みの優遇條件で擔保貸付

けをうけることが出来るし、また興銀は軍事的融資に關し
て

- (一)政府の註文擔保の貸出(二)買戻條件による社債の買入れ(三)貿易
- 商品の滞積(支那事變の影響)による資金極塞の緩和(四)船舶料其他の前携
- ひ(五)普通銀行の貸金の肩替り(六)社債の前貸

等の方法によつて積極的な資金放出策をとつてゐるが、こ
れらの資金を興銀は結局日銀の不換銀行券に仰ぐこととな
つてゐるのである。資金調整法は、一方に於て資金需要を
抑へるから一見デフレ法の如く見えるが、他方に於て抑へ
る以上に軍需的資金需要を勸奨してゐるのであるから、明
かにインフレ法である。

インフレ問題の現段階

〔事變前のインフレ停滯
と原因〕昭和七年に財政

インフレのスタートを切つてから暫くの間は、インフレ
ションの發展に對する見方は多く經濟的側面から行はれ
て、政治的側面からの觀測は殆どなかつたやうだ。つまり
當時のインフレの見方は紙幣インフレションの純經濟的
法則の觀點から行はれ、従つてその前途に對してはインフ
レ法則の貫徹を政治的側面との關聯において把握されな
つたために、徒に機械的公式的にその悪性化が悲觀された
ものであつた。然るに實際に於ては、公式的悲觀とは反對

にインフレションは急速に發展を示さなかつた。昭和九
年ごろからインフレは顯在化し出したとはいへ、その發展
テムポは著しく鈍い。そしてこのインフレ發展の鈍さの原
因については、休止資本設備が活用されたがために生産力
の増大に較べて資金需要が著しく少なくて済み、かくて政
府から撒布された資金は遊資となつて日銀へ還流し、その
ためにインフレションの急速な發展は阻止されたのであ
ると説明されて來た。日銀の所謂マーケットオペレーショ
ンが奏功してゐた間にはかうした純經濟的説明はむしろ正し
かつた。「準戦時・戦時のインフレ停滯」然るに昭和十一年
ごろになると休止資本設備の利用も殆ど飽和點に達し、新
規資金需要が著しく多くなり、日銀のマーケットオペレ
ーションによる公債消化は停滯するに至つた。日滿産業擴充
五ヶ年計畫實行の第一年目たる十二年に入るに及んでかゝ
る傾向は一層強まつた。然も十二年七月八日に支那事變が
起り、準戦時資金需要のほかさらに尤大な純戦時資金需
要が加はり、豫算も公債發行額も通貨も急膨脹した。イン
フレを悪性化に導く純經濟的條件は一〇〇%まで具備され
たのである。然るにインフレションは表面的には發展を
示さなかつた。では準戦時と戦時の兩建の状態に入り、純
經濟的に見てインフレを發展せしむべき要因が一〇〇%ま

で成熟したにもかゝらず、インフレション發展が阻ま
れてゐるのは何故であらうか。この状態はもはや以前の如
き休止資本設備の存在といふやうな純經濟的原因のみをも
つて證明することは出来ない。「インフレ不發の原因」準戦
時、戦時兩建下に於てインフレションの發展を食ひ止め
てゐる原因を突きつめて見れば、要するに(イ)過去の蓄積
を食ふこと(ロ)消費を節約することの二つの方法によつて
不足物資を補つてゐるところにあると思ふ。インフレシ
ョンを誘發せしめる根本原因は非生産的生産品の生産不足
にあるのだから、何等の手段によつてこの非生産的生産品
の生産不足を補へれば、インフレションはその限りに於
てひと先づ發展を阻止される道理である。過去の蓄積を食
ふことと消費節約とが、その不足補給策として採り上げら
れたのである。要するに今日までのところでは、インフレ
の發展を阻止して來たものは過去蓄積の費消(金現送と貯
藏軍需品消費)と經濟統制の強化(平和的消費節約を目的と
する)とであるのだが、過去蓄積の消費によるインフレ阻止
の能力には限度があり、金現送餘力にしても貯藏軍需品の
消費にしても、その今後のインフレ阻止能力には大して期
待をつなぎえないやうだ。とすれば今後インフレの發展を
阻止して行く頼みの唯一の綱は統制をますます強化し行く

ことよりほかにない。

大藏省顧問制度

〔設置の趣旨〕戦時體制に於ける財政金融諸政策の運用を適切ならしめ、財政經濟組織を強化するため大藏大臣の諮問に應ぜしめんとするものである。他面から見れば、これは大藏大臣の上に大藏大臣を設けるやうなもので、大藏大臣の弱體化を表明せるものとも批評された。〔官制及額振れ〕官制は昭和十二年十二月四日公布即日實施された。官制内容は次の如し。

(一)支那事變に處する國內金融及國際金融に關し權要の事項に參畫せしめらるため臨時大藏省に顧問若干人を置く。

(二)大藏省顧問は大藏大臣の奏請により學識經驗ある者の中より之を勅命す。

(三)本令は公布の日より之を施行す。

右官制に基き決定せる顧問次の如し。

總務之助、結城豐太郎、池田成彬、深井英五、各務鎌吉、兒玉謙次。

金融評議會

〔沿革〕二・二六事件後に現れた廣田内閣の馬場藏相は、當時の革新的氣運を反映して財政金融の難局を切抜けるため公債強制保有の如き革新的經濟統制を強行せんと試み、財界特に金融界からその獨善主義を非難された。かくて金融政策に關する官僚

的獨善主義を修正せんとして設けられたものが、金融評議會である。従つて金融評議會設置に對して金融界が好感を抱いたことは當然である。曰く

「公債消化を中心として今後益々金融對策に重大性を加へる時、政府が獨善的に傳へられる如き金融統制立法(例へば公債強制保有の如き)を制定することなく、官民の衆知を集めもつて非常時下に於ける金融制度の改善に當らんとする實意を示したことは税制改革案が何ら經濟界の意向を參酌することなしに立案されたに比べれば一步を進めたものとして歡迎されてもいふことだ。」

昭和十一年十一月二十七日の閣議で本評議會の機構が承認され、委員の人选を終つて同年十二月四日に金融評議會規則が發令された。成立後同議會に附せられた重要問題は日銀制度改正、金準備評價替、臨時資金整調等である。〔組織及び額振れ〕機構の概要は次の如くである。

(一)金融評議會は各種金融制度其他金融に關する重要事項につき大藏大臣の諮問に應ず、金融評議會は前項の事項につき大藏大臣に意見を述べることを得。

(二)金融評議會は會長一人及委員若干人をもつてこれを組織す、但し特別の必要あるときは臨時委員を置くことを得。

發令當時の昭和十一年十二月四日現在の委員左の如し。

△會長馬場藏相 △委員大藏政務次官中島彌四郎次、大藏次官川越久雄、大藏參與官丹下茂十郎、理財局長賀屋興宣、銀行局長和田正彦、日銀總裁深井

るところの參與理事制度が現れたのである。〔機能〕大藏省は參與會の參與理事制度への質的轉換を次のごとく聲明した。

「日本銀行諸制度の運用をして時宜に適はしめ且同行と財界との聯繫を緊密ならしめるため昭和七年法律第十一號をもつて日本銀行參與會を設置したるところ實績に徴するに所期の目的を達成するに十分ならずと認めらるるにより、この際同行の機能を一層發揚せしめるため日本銀行に參與理事を設置し、これに伴ひ日本銀行參與會は廢止するを適當とすること、また理事及び監事は大藏大臣の許可を受けて他の銀行または會社との役員を兼ねることを得ることとするがため日本銀行條例中改正法律案及び日本銀行參與會法廢止法律案を本議會(昭和十二年第七十議會)に提出することとせり。」

參與理事制度の内容は次のごとくである。

(イ)員數一七名以内(ロ)資格—金融業若しくは産業に従事しまたは學識經驗のあるものたること、日本銀行株主たることを要せず(ハ)業務に參與する範圍—重要な業務とすること(ニ)選任方法—株主總會において選舉し大藏大臣これを命ず(ホ)任期—二年(ヘ)兼務制限—その他一任期中他の銀行會社等の常務重役となる場合は大藏大臣の認可を要す。無給。

本制度は昭和十二年七月一日から實施されたが最初の參與理事として松本丞治、結城豐太郎、大久保利賢、森廣藏、八代則彦、各務鎌吉、津田信吾の七氏が選任された。(結城氏が日銀總裁となるに及んで池田成彬氏がその代りに參與理事に就任し

日銀參與理事制度

〔沿革〕日銀參與理事制度は制度の上から見れば從來の日銀參與會の改組されたものである。日銀參與會は昭和七年日鐵保證準備發行限度を一億二千萬圓から十億圓に擴張するに際して設けられたものであつた。當時保證準備發行限度の大擴張の結果政府が放漫な財政政策を採つて通貨の膨脹を招來しはしまいかとの懸念が一般に抱かれてゐた。その結果資本逃避が増大する傾向を示し、國債市價にも不安が萌した。その對策として(一)資本逃避防止法(二)國債優遇法(三)日銀參與會法(昭七第六十二議會通過)が實施されたのである。つまり參與會制度の使命はインフレに對するブレーキの役割を演ずるにあつた。準戰時乃至戰時財政インフレ時代にこの制度が障礙となることはいふまでもない。そこでこれに代つて日銀機能の非常時的運営に適合す

英五、正金領取大久保利賢、勳銀總裁石井光雄、興銀總裁結城豐太郎、鮮銀總裁加藤敬三郎、專銀總裁保田次郎、產銀中銀理事長有馬頼實、東京手形交換所理事長森廣藏、大阪手形交換所委員長八代則彦、東京銀行集會所會長瀧下清、貯蓄銀行協會常任理事瀧澤敬三、信託協會會長今村幸男、生命保險會社協會會長藤田謙、東京株式取引所理事長杉野喜精、大阪株式取引所理事長柴山篤雄、東京商工會議所會頭郷誠之助、大阪商工會議所會頭安宅彌吉、△幹事大藏書記官瀧木武雄、同山路領夫、同鈴木登太郎、同小宮陽同岸喜二雄。

たこの參與理事の會合は月二回定期(第一、第三水曜日)に開催されることになつて居り、この會合を重役總會と稱してゐる。重役總會には參與理事の外總裁、副總裁、理事が出席する。「業績」重役總會の任務は日銀に關する重要な方針を審議するといふことになつてをり、昭和十二年七月十五日に行はれた國債抵當貸付及國債保證割引手形の一厘利下げなどは、まづこの重役總會によつて方針が決められた。

日銀金融懇話會

〔沿革〕昭和十年七月五日に第一回會合を開いたのが始まり、その後隔月例會が開かれてゐる。日本銀行及び大藏當局と市中銀行との意思の疎通を圖るための連絡、懇談は、國債の發行が國債引受シンジケート銀行團の引受の形で行はれてゐた當時にあつては國債發行の都度、日本銀行にシンジケート銀行が集まつて國債發行條件の内示を受けると共に、この集合を機會に日銀當局や大藏當局(大藏省側もこの會合に列席する慣例になつてゐる)から財政金融上の意見を聽いて銀行業務運営上の参考に資すると共に、銀行業者の側からも金融情勢に關する意見を開陳して、日銀の金利政策や政府の公債政策などに参考となるべき材料を提供するといつた方法によつて行はれてゐた。然るに滿洲事變が起るに及んで、事變

公債をはじめその他のいはゆる赤字公債發行が日銀引受の方法によることとなつた。かくて市中銀行は國債を買ふ場合には、日銀のいはゆるオープン・マーケット・オペレーションに基いて個々に日銀へ行つて國債を買ふこととなり、國債引受シンジケート銀行團は存在してゐてもその機能は一時停止の形となつた。このために市中銀行と日銀、大藏の通貨當局との連絡懇談の機會は暫く失はれることとなつた。「事變下の使命」然るに滿洲事變に基く赤字公債は年々巨額の發行を續けて停止するところを知らず、通貨當局は公債消化の見地から金融界の實情を詳にする必要があり、また金融業者は業務の運営上政府の財政方針日銀の通貨政策に就てその大綱を知つて置かねば不安でならなくなつた。そこでこの兩者の意見が一致して時々日銀大藏の通貨財政當局と市中銀行との懇談會を開いて意思の疎通を圖らうではないかといふことになり、この會が生れたのである。つまり國債引受シンジケート銀行團の機能のうち、通貨財政當局と市中銀行との連絡懇談の役割を代行せんとするものが金融懇話會の使命である。第一回懇話會出席者左の通り。

大藏省側―加藤日銀監督

日銀側―深井、清水正副總裁、各理事、營業局長、大阪名古屋各支店長、

審査部主事

民間側―兒玉(正金)、結城(興銀)、松田(鮮銀)、石井(第一)、菊木(三井)、瀨下(三菱)、岡部(安田)、星堂(川百)、八代(住友)、中根(三和)、松島(野村)、恒川(名古屋)、渡邊(愛知)、馬(勸業)、保田(盛銀)

第一回會合のメンバーは大體國債引受シンジケート銀行團のメンバーであつたが、その後有力信託會社 三井、三菱、安田、住友)も參加した。非常時に於て金融業者の全面的協力を求める必要から、政府日銀は貯蓄銀行及び生保會社の代表者ともそれ〴〵懇話會を定期的に開くこととなつた。

〔機能〕この會の成立過程から見ても判るやうに、別段規約といふものはな。その機能は、始め通貨財政當局と民間銀行との意思疎通の機會を得るといふ程度であつたが、支那事變後は民間金融業者の政府日銀の戦時財政金融政策に對する協力機關としての大きな役割を演ずるに至り、同時にこの機關を通じて日銀の金融界に於ける中心的地位は強化された。昭和十二年八月四日の懇話會に於て(イ)公債消化(ロ)生産力擴充(ハ)國際收支の適合等につき政府に協力する旨を申し合せた。

日銀及正金の重役交換

〔審判〕日銀と正金が業務上の連絡をはかるため、機構上に於ても日銀副總裁が正金頭取を兼ね、または

正金頭取が日銀理事を兼ね得ることとなつて連絡はついてゐたが、實際に於ては從來この規定によらず、堀越日銀理事が正金の重役會に參加する慣習によつて連絡を保つて來た。「新制度と發生理由」しかるに爲替政策が重要性を帯びるにつれてこの程度の連絡では不十分であり、加ふるに連絡を一層緊密化するとともに、日銀副總裁をして正金の頭取を兼ねしめるといふ從來の機構上の規定は日銀にとつても、正金にとつても都合が悪いので、横濱正金銀行條令を改正して正金に副頭取二名を置き得ることとし、その一名に日銀理事を任命しうることとした。この正金銀行條令改正案は第七十一特別議會を通過し、同改正法に基いて昭和十二年九月十日付大藏省發令により、日銀理事山内靜吾氏が正金銀行副頭取に任命された。

日銀産業家懇談會

〔目標〕公債消化、生産力擴充資金の供給を圓滑ならしめるために、支那事變後日銀は銀行、信託、生保、貯銀等の金融業者との恒例的懇談會を持つに至つたが、「非常時局下に於て經濟國策の圓滑なる遂行を期するためには、金融界と産業界とが猶一層の緊密なる連絡をとる必要あり。」として懇談の時局協力策を産業家方面にも擴充したものがこの日銀産業家懇談會である。「經過」かくの如きことは今まで

全く前例のなかつたことで、時局の副産物として生れた會の一つとして注目される。定期的ではないが時の情勢に應じて恒例的に開かれることになつてゐる。第一回懇談會は昭和十二年十一月五日、第二回は同十二月二日、日銀に開かれた。

金融自主的統制機關

〔定義〕臨時資金調整法第三條に

金融機關又は證券引受業者前條の貸付又は有價證券の應募引受若くは募集の取扱に關し本法の目的に従ひ政府の適當と認むる方法により自治的に調整を爲すものなるときは之に對し命令の定めるところにより前條の規定を適用せざることを得。

とあり、本條に基いて設けられたものである。〔發生の理由〕實情に通じない官僚の統制によつて金融市場、證券市場に無用の摩擦が惹起されるのを回避するため、金融資本は自ら進んで政府の意嚮を體して資金統制を行ふこととなり、その結果として詳細なる統制基準が作成された。資本と國防擔當者との關係をしつくりさせやうといふのが、自治的統制であるともいへやう。〔機關の組織〕自主的統制を行ふに當つて各種金融機關及び證券業者はそれ／＼次のごととき利益共同機關をその中樞的監督機關とすることとなつた。金融業者及び證券業者はこの中樞機關を通じて、自主

的統制基準に基き、日本銀行本支店と懇談的に資金調整を行ふことを得るわけである。この中樞機關に参加してゐない金融業者及び證券業者は、調整法に基き日銀について許可認可を受けなければならぬ。つまり日本銀行は資金統制の總本山となつたわけである。自主的統制機關は次の如し。

△普通銀行及貯蓄銀行―日本銀行各本支店△信託會社―信託協會△生命保險會社―生命保險會社協會△損害保險會社―保險クラブ△産業組合―産業組合中央金庫及各道府縣用組合聯合會△特殊銀行―各大藏省監理官△商工組合中央金庫―日本興業銀行△證券業者一六三會。

對滿投資統制機關

〔滿炭シ國成立〕對滿投資統制機關設置の要望は豫てから各方面の議に上つてゐたが、支那事變勃發とともに對滿投資の積極化を圖る意味から具體化し、まづその第一着手として滿洲炭礦會社のシンジケート團が昭和十二年九月興銀轉旋の下に成立した。〔シ國メムバー〕興銀では對滿投資の統制をまづ第一に滿洲五ヶ年計畫の核心をなす滿炭會社融資から手を染めるために、滿炭シ國の結成を急いだのであるが、そのメムバーは滿鐵シンジケート團と同一顔振れであつて次の十七行である。

興銀、正金、鮮銀、第一、三井、三菱、安田、第百、住友、三和、野村、

各銀行、三井、三菱、住友、安田各信託。
なほ興銀では前記シンジケート組織とは別個に鮮銀、第一、三井、住友の各銀行と共に鮮滿拓會社に對する社債引受シンジケートをも結成した。

年末金融對策の變遷

〔對策の四段階〕この一、二年歳末になると年末金融對

策が問題となるのが恒例になり出した。特に昭和十二年の戰時年末金融對策は從來のそれと著しく趣を異にしたので注目された。顧ればいはゆる年末金融對策は時勢の變化するにつれ、これ迄に少なくとも四つの變化を遂げてゐる。

〔第一段階〕昭和六年の金本位停止以前にあつては、産業界不況のため遊資過剰を呈し民間銀行の日銀預金は著しく増大した。このために平月は勿論のこと、歳末の金融繁忙期に際してもこの民間預金が引出される程度であつて、市中銀行の日銀への依存度は非常に稀薄でなつた。〔第二段階〕第二期即ち金本位停止後、民間銀行の日銀への預金の形をとつて海外に流出し著しく減少したが、間もなく農村救済インフレが行はれたまた滿洲事變が起つて赤字公債の代り金が市場に撒布された。然るに事業資金需要は大して起らなかつたため、こゝに再び遊資過剰時代を現出したが、今度は日銀に市場資金を吸収すべき手持公債があつたた

め、これを以て所謂マーケットオペレーションを行ひ日銀の金融調整力は從來と異つた形ではあるが一應回復された。しかし大銀行の資力はすでに充實したので年末に際して日銀へ駆けつけるのは中小銀行であつて、大銀行は日銀へ頼らないといふ妙なプライドと習慣が培はれた。この當時の年末金融對策は大藏省證券や米穀證券を歳末繁忙期に際して償還するとか、正金が市場から取つてゐたコールを返済して日銀よりの借人に振り替へるといつた程度のもので、政府が直接金融緩和と工作に乗り出すやうなことはなかつた。〔第三段階〕然るに昭和十一年の二・二六事件を契機として、生産力擴充資金の擡頭、物價騰貴による需金需要の増加、輸入増大に基づく市場資金の吸収等により金融は梗塞氣味を呈し、こゝに金融（とくに短期金融）對策としての預金部資金の出勤といふ新事態が現れた。金融對策としての預金部資金の出勤は歳末に限つた譯でなく、短期市場が梗塞化し、金利反騰し、國債市價を壓迫する氣配が見える時はいつでも行はれた。はじめは國債市價對策として應急的に行はれたものであるが、後には預金部資金運用規則が改正されて、一つの制度と化した。〔第四段階〕戰時に入つた昭和十二年の歳末金融對策は準戰時の十一年度のそれとはまた異つた特徴を示した。の特徴の一つは、これまでの

年末金融対策たる政府證券の償還も行はれたが、それと共に政府の金融対策がかつて見なかつたほどに積極化したことである。即ち年末に際して大蔵省が講じた金融対策として次のごとき方法が擧げられた。

- (一) 興業債券八千萬圓を廿日以後三千萬圓と五千萬圓の二口に分け資金金特別會計で引受け資金を放出した。
- (二) 十五日東京市に對し、預金部資金七百萬圓を融通した。これは年利四分の短期貸付で長期の市債が出るまでの前貸金である。
- (三) コール市場放出のための資金として預金部より興銀に融通した千五百萬圓の貸附金の期限が十五日到来したがこれをそのまゝ繼續した。
- (四) 預金部の満洲國に對する融資一千萬圓の期限が十五日到来したがこれもそのまゝ繼續された。

特徴の第二は例年よりも著しく早く年末金融に對する準備工作が政府日銀當局によつて採られたことであらう。特徴の第三は政府資金の年末支拂超過が五億圓の巨額に達したことである。かくて年末金融緩和策の中心をなすものは政府資金であると看做される。政府資金の支拂超過によつて金融緩和を導くことは紙幣インフレを金融対策とするもので、従來の信用インフレによる年末金融対策と大いに性質を異にする。

戦時・準戦時金融

〔時局金融の意味〕時局金融を分つて二つとする。一つは支

那事變前の準戰的生産力擴充資金の供給であり、もう一つは支那事變發生に伴ふ軍需品生産業者、對支輸出業者及貿易業者に對する資金の供給である。いづれの時局金融に對しても日本興業銀行がその中樞機關として活躍した。そして興銀に對する資金援護には、日銀、預金部、資金特別會計がこれに當つた。〔準戰的時局金融〕近衛内閣の下に生産力擴充が所謂財政經濟三大原則の一つとして確立されたので、昭和十二年五月頃から興銀は積極的に生産力擴充資金の供給に乗り出した。興銀はこの時局融資々金を當時は専ら預金部に仰いだ。この資金を前年末のごとく短資市場に放出することを目的とせず、これを鑛業、金屬工業、機械工業、化學工業、電氣事業、藥業、交通運輸業の如き急速に擴張を必要とする事業を選んで直接に事業會社に融資する建前をと、これにより興銀は(一)生産力擴充の金融的側面よりの積極的援助。(二)普通銀行に對し事業資金の需要が旺盛となり、このために手持公債を賣却せざるを得ない場合はその申込みを興銀に向けて貰ひ、無理な金融繰りのために公債を賣却し、公債市價を暴落せしめないやうにする。(三)かゝる事業會社に對する興銀の貸出は結局各市中銀行に集積し、その手許を緩和することとなるから、自然起債市場不振の打開策ともなる等の効果を期待したの

である。この結果として興銀によつて新しく社債前貸制度なるものが採用された。これは要するに起債市場が行詰つて時局産業會社が起債し得ないため、起債が可能に至るまで資金を手形をもつて前貸する制度であつて、起債市場行詰りから生れた變態的事業融資方法である。〔事變後の時局金融〕支那事變發生と共に時局資金の需要が増大したる上、一億圓の事變公債公募が行はれたため金融市場は著しく梗塞化した。これを打開するため、日銀は十二年八月(一)長期事業資金は預金部資金を動員して興銀經由事業會社に融資する。之でもなほ興銀の資金が不足する場合は、日銀は興銀の引受けた社債擔保に金融を行ひ資金を融通する。(二)短期事業資金は日銀より直接普通銀行、信託會社に融資する。日銀の中央銀行たる性質上、あまり長期のものに貸出し得ないが、普通銀行に對する融資は單に月末金融繁忙時に一時普通銀行の手許を補充するに止めるといふ從來の建前を捨て、手形割引の最長期間を延長し、百日程度までの手形割引に應じ、普通銀行をして短期事業資金に放出せると云ふ方針を採用した。更に日銀は興銀が肩替りした普通銀行の事業貸出に對し融資する外興銀自身の事業貸付手形擔保の手形割引を行ふ外、次の如き時局金融対策を講じた。

- (一) 貸付期限の最短期間短縮(二) 國債抵當貸出日歩引下(三) 社債を見返りとする社債金融に特殊の取扱ひをなすこと(四) 公定貸出日歩は原則として最低率を適用すること(五) 見返り擔保の大擴張(六) 社債前貸手形及び財團抵當貸付手形の割引(七) 公債の買オペレーション(八) 興銀の社債買入に對する融資(九) 事業金融融資期間の特別延長(十) 民間手持米券の買戻等。

興銀は時局金融の資金調達を従來預金部日銀に求めてゐたが、臨時資金調整法によつて五億圓の興業債券を政府保證の下に發行し、これを資金特別會計にて引受けて貰ひ得ることとなつた。〔興銀の時局金融対策〕興銀は時局金融の中樞機關となつたが、同行は事變後の時局金融を敏速圓滑に行ふためその方針を昭和十二年九月十三日の支店長會議において次の如く決定した。

- (一) 註文代金を見返とする軍需品生産業者への融資(軍需品の註文には兵器類の如く發註と同時に三分の一或は三分の二程度の前拂金を支給せられるものもある)全然前拂制度の認められざるものあり、工資及材料代の支拂に甚だ困惑し居るが、斯くては生産能率に影響する所多きを以て、工資材料代其他の支拂に要する範圍内に於て資金の融通を爲し、此方面に於ける金融の梗塞を打開せんとす。本金融に於ても矢張り受註工場の信用及技術が融通の當否を決定する根本となるべし。
- (二) 對支輸出滞貨に對する金融(日支事變の影響により對支輸出業者及輸出品製造業者の受くる打撃甚大にして、滞貨を擁して深刻なる資金難に苦む者多きを以て之等の業者が取引銀行より融通を受けたる場合には倉庫證券擔保付手形再割引の方法により必要な資金を敏速に融通せんとす)

ものにて、商工組合中央金庫とも連絡を取り十分其目的の達成に努めんとす。

尙同行に對する時局産業關係の融資申込は相當額に達したが、これに對しては左の方法により融資することとなつた。

- (一) 從來事業會社に對する資金貸出は先づ融資總額を決定し、之を必要に應じ分割貸出を行ひおろすところ、今後は事情如何によりては一時に全額融資し當該事業會社をして其一部を以て他銀行よりの借入金返済せしめることにより、間接的に市場の緩和を圖る。
- (二) 證券業者の手持證券中興銀の引受關係によらざる社債に就いて之を見返として證券業者に資金の融通を行ふ、其場合證券業者の採算を考慮して利率は最高日歩八厘五毛程度に止む。

〔興銀の時局融資額〕實業興銀總裁の昭和十二年下期定期例株主總會に於ける説明によれば、興銀は資金特別會計の引受其他の方法により、三億九千七百萬元といふ巨額の債券を發行し、昭和十二年下半期中の貸出額は四億二千七百萬元に達したと。尤も昭和十三年度に入つてからは興銀の時局貸出は一服状態を呈するに至つた。即ち十三年二月二十二日現在興銀の總貸出残高は八億二千萬元（對支借款四千七百萬元を除く）で昨年末現在の七億七千九百萬圓より約五千萬圓の増加となつてはゐるが、これを昨年下半年中に於ける貸出額四億二千七百萬元に比べる増勢の鈍化を呈してゐる。

して事業金融の改善に資すべしといふ聲が大きくなり、今次の改正となつたのである。〔社債發行期限の延長〕今回の改正は三つの點を含んでゐる。第一に今までの擔保附社債信託法第三十一條の二によると

「社債の總額を數回に分ち發行する場合においては、その最終の發行は信託書作成の日より五年内にこれを爲すことを要す。」

とあつて、オープン・エンド・モゲージによる社債發行期限は五ヶ年となつてゐる。信託會社側ではこの條項を決める當初十ヶ年を主張したが容れられず、五ヶ年となつたものである。五ヶ年に決めた根據は詳らかではないが、大體その程度でよからうといふ大藏當局の認定によつたもので、確然たる論據はなかつたやうだ。現在になつてはじめて期限延長の必要を認めるに至つたが、しかし今回もまた信託會社側の十ヶ年要望に對して大藏當局は漸進主義を採り、七ヶ年を適當と見て現行より二ヶ年延長の七ヶ年となつた。〔純根抵當式擔保制の採用〕第二の改正點は純根抵當式擔保制の採用である。これはどういふ意味であるかといふに、例へば總額一千万圓のオープン・エンド・モゲージによる財團抵當を設定したとする、そしてそれによつて五百萬圓の社債を發行したとする、さうすると残り五百萬圓が前回發行した社債と同一順位の抵當權をもつて發行しう

る。その主なる理由は左の如く見られる。

- (一) 生産力擴充は依然旺盛ではあるがその資金調達計畫が一應出盡したと。
- (二) 政府支拂進捗により市中銀行方面の手許に餘裕を生じこの方面からの貸出が増加したこと。
- (三) 起債市場の展開によつて以上の傾向が一層強まつたこと。

擔保付社債信託法の改革

〔問題の経緯〕擔保付社債信託法の改正案

が第七十三議會を通過して實施されることとなつた。この改正案は生産力擴充下の事業金融疏通に貢獻するところ相當大きいものと見られる。我國の擔保付社債信託制度については久しい間同一の抵當財産について同一順位の抵當權が認められないために、事業金融の疏通を害ふ點が大きな缺陷となつてゐた。然るに昭和八年の法律改正によつてオープン・エンド・モゲージ制度が認められ、事業會社が現在及び將來にわたつて必要とする社債の全額を豫め制限して、この制限内において數次に分割發行される社債の何れをも同一順位で擔保し得ることとなつた。かくてこれによる社債發行が著しく増加した。然るに現行擔保付社債信託制度にはまだ遺憾の點がある。特に戰時に直面し、生産力擴充が緊要な問題となつてゐる際、この遺憾の點を至急改正

る社債の額である。この場合残五百萬圓の社債を發行せず以前發行した社債五百萬圓のうち二百萬圓を償還したとする、さうなると今度は前回發行した社債と同一順位の抵當權を以て發行し得る社債の額は七百萬圓となるわけである。現行法に於ては社債を償還し、再び社債を發行する場合には前回と同一順位の抵當權に参加することは許されてゐるが、借入金によつて社債を償還した場合、それによつて擔保の一部が空いても、借入金に對してはそれによつて償還された社債が保有してゐたと同一順位の抵當權を認められず、第二順位の抵當權しか認められない。かくて社債に對するレヴオルディング（循環發行）を借入金に對しても認めよといふ要望が強くなつて今回の改正となつたものである。何故最近特にかうした要望が強くなつたかといふに、昨今起債界が全く行詰つて社債による事業金融は姿を消し、所謂社債前貸金の形式で借入金による事業資金調達が一般の傾向となつた。かうした情勢が當分續いてゐるうちに既發行の社債の償還が多く現れて來たとするならば、その時には借入金によつて社債を償還するより外に途がなくなくなる。かうした際にも借入金に對する抵當權が劣弱であるならば勢ひ借入金は困難となり、その結果社債償還に支障を來さないとも限らない。高橋藏相時代の低金利期に澤

山發行された社債の償還期間は七八年から十年くらゐであつて、むしろまだその期限は到來するまでには至つてゐない。しかし一時にさうした償還が殺到して來てから法律の改正を試みやうとしても時局を失すおそれがある。そこで今のうちに借入金によるレヴォルヴィングを法的に認めておかうといふのである。理想からすれば借入金の擔保と社債の擔保とはもう一步進んでオルタネーチヴ(選擇的)にすべきであるといはれる。「株式擔保の社債發行」改正の第三點は株式擔保の社債發行を認めることである。現行法(第四條)によれば社債に附することを得べき物上擔保は左の十一種類に限られてゐる。

- (一)動産質(二)證券ある債權質(三)不動産抵當(四)船舶抵當(五)鐵道抵當
- (六)工場抵當(七)鑛業抵當(八)軌道抵當(九)運河抵當(一〇)漁業財團抵當
- (一一)自動車交通事業抵當

右の物上擔保の種類に一項株式擔保を加へるのである。株式擔保による社債發行は今までは認められてゐない。ところで日産の社債發行についてこれが問題となつた。日産では從來の法律では株式擔保の社債發行が出來ないのでその便法として株式を信託會社に受託し、それによつて得たる證書ある債權質(これは現行法で認められてゐる)を擔保として社債を發行しようとしたが、根本に於てそれは株式擔保な

を限度として日本興業銀行を中心に十二年四月から造船資金の供給を開始せしめた。船舶金融とはいふまでもなく船舶を抵當とする金融である。銀行が船會社の新造船計畫に對して船舶を抵當として資金を融通すれば、これが造船金融といふ形を採つた船舶金融である。船舶金融の普通の金融と異なるところは、抵當となる船舶が動産と不動産の中間に位してゐて、(イ)船價の高低が激甚であり、(ロ)海上危険を伴ひ、(ハ)船舶金融には其取引の安固を妨げる獨特の法規があり、(ニ)船舶はその保管が困難である、等の點に存する。船舶金融のそもそもの起源は古く、紀元前二、三百年前地中海を中心として發達し、我國には豊臣時代の末期から徳川の初期にかけてポルトガル人によつてこの制度が輸入されたといはれる。然し近代的な船舶金融が我國に於て發達したのは歐洲大戰後である。歐洲大戰勃發とともに海運業は未曾有の活況を呈した結果、金融業者中船舶に融資する者俄に激増し、普通銀行では神戸岡崎銀行、第一、川崎、灘商業、岸本の阪神地方諸銀行、特銀では興銀、臺銀、鮮銀の諸行がこの方面に進出した。この情勢に鑑み政府は大正七年日本興業銀行法を改正して、十五年以内における年賦償還又は五年以内における定期償還の方法によつて船舶又は製造中の船舶を抵當とする貸付及造船材料

る故をもつて大藏省が許さず、かくて日産の社債發行は困難となつた。しかるに戰時状態となるにおよんで生産力擴充は刻下の急務となり、軍事的産業に對する資金供給の必要が大となつたため、こゝに株式擔保による社債發行が認められることとなつたものである。

ビルブローカー協會

〔沿革〕東西金融市場に於ける主要ビルブローカー業者は、時局の重大性に鑑み各業者間の協調を圖るため、大藏省當局並に日本銀行の諒解の下にビルブローカー協會を設立することに決定し、昭和十二年十二月十一日東京銀行集會所に設立總會を開催し創立された會員は左の通り、
藤本ビルブローカー、奥山ビルブローカー、柳田ビルブローカー、山根ビルブローカー、上田商店、早川ビルブローカー。

〔機能〕本會の機能は創立總會の次の決議によつてこれを知ることが出来る。決議—本協會々員は時局の重大性に鑑み、國策に順應して業者の協調を密にし、資金疏通の圓滑低金利の維持に寄與し以て金融市場の重要機關として一層の機能を發揮せんことを期す。

船舶金融の新發展

〔沿革〕準戰時非常時の海運國策達成の目的を以て、政府は昭和十二年度から造船金融に積極的になり出し、七千萬圓

又は船舶器具を擔保とする貸付を其業務中に追加し、興銀をして法的に船舶金融に進出せしめる途を開いた。これが政府の船舶金融政策の始まりである。其の後大戰後の海運界の不況に伴ひ船舶金融も不振に陥り、船會社中に不始末を暴露するものも現れ船舶金融は最も危険なる金融業務の一つに算へられるに至り、貸付銀行も興銀其他(實際上於いては殆ど興銀一行)二、三の特銀に制限されるに至つた。然るに最近の非常時局の展開は政府の海運國策の達成を促すに至り、こゝに政府の造船金融策への積極的乗出しを齎すに至つたものである。

〔機能〕新造船金融の條件は

- (一)融通資金の限度を七千萬圓とし、初年度三千万圓、第二年度二千万圓、第三年度及び第四年度各一千万圓。
- (二)貸付利率、從來の五分を三分七厘に引下げる。
- (三)政府の補給金は貸付金額に對し年一分とし、貸付資金の原價が年三分七厘を超える場合は超過額に相當する金額を補給金に併せ補給し、資金原價が三分七厘未満の場合は年三分七厘との差率に相當する金額を補給金額より差引く。
- (四)この造船金融は原則として四千トン以上十三節半以上と新造船に限る。

〔業績〕造船熱の昂揚によりこの反響は豫想外に大きく、融資申込み金額は初年度四千萬圓、二年度四千萬圓、三年度

二千萬圓合計一億圓に達し、限度の七千萬圓を三千万圓も超過するの盛況を示した。なほ本金融規定以下の小船の建造のための普通船建造資金の興銀に對する借入申込みも激増し、興銀の船舶金融業務は著しく繁忙を加へて來たので逓信當局は興銀をして更に船舶金融業務を擴充せしめる建前から同行に船舶課設置を要望してゐるといふ。

大貯蓄運動と金融界

〔貯蓄の目標八十億圓〕對支長期戦費として四十八億圓の老軍軍費を計上するに及んで一ヶ年八十億圓を目標とする一大貯蓄奨励運動が政府によつて開始された。一ヶ年八十億圓の貯蓄といふと國民所得のざつと半分である。賀屋藏相の説明によると八十億圓貯蓄を必要とする理由は次の通りである。

「今後一ヶ年間に發行される國債を消化するためには大體五十億圓又生産力擴充資金は大體三十億圓以上を要する見込みで兩者を併せれば八十億圓以上の資本の増加を必要とする。今後經濟活動の増大に伴つて日本銀行券の或程度の膨脹も必然で數億圓程度は通貨膨脹によつても支辨される譯であるから資金蓄積の目標としては大體に於て八十億圓程度が適當であると考へる。」

〔貯蓄對策〕八十億圓目標の大貯蓄を達成するための政府側の方策は次の如し。(イ)先づ中央地方を通じ統一ある組織

の下に全國に亘り貯蓄奨励の一大國民運動を起す。(ロ)政府は貯蓄奨励に關する事務を擔當せしめるために大藏省に國民貯蓄奨励局を設置し且つ貯蓄奨励に關する重要事項及具體の方策等に付諮問するため國民貯蓄奨励委員(假稱)を置く。(ハ)學國一致の體制を採る爲政府各部門は素より各種自治團體其他民間各方面の協力を得て、政府民間中央地方の密接なる連絡の下に全國に貯蓄奨励の普及徹底を圖る。

(ニ)貯蓄實行の第一線の機關として銀行會社、工場等企業主體又は職場を單位とし、或は官廳を單位とし、或は市町村等の地域を單位とし、或は青年團、婦人會其他の團體を單位とする貯蓄組合を結成し、俸給、給與、賞與等の支拂に當り、その一部を天引して貯蓄せしめ又は毎月収入の一部を貯蓄せしめる等貯蓄實行の斡旋を爲さしめる。〔金融界への影響〕貯蓄運動の金融界への影響は大體二つに分けることができる。一つは政府が郵便局を通じ月掛集金貯蓄によつて積極的に民間貯蓄を引揚げる結果地方中小銀行、信託會社等の預金増加が鈍るであらうこと、第二は八十億貯蓄の中三十億を事業資金に振向け五十億を公債消化に向けることとなつてゐるが事業資金需要は對滿投資、北支開發資金需要を加へれば三十億圓を遙かに突破することは明かである。この結果として資金の梗塞状態を招來するであらう。

【爲替問題】

圓爲替の推移

〔概観〕一九三一年國際金融の王座を占めてゐた英國の金本位停止は我財界に異常のショックを與へ、我國も早晚金本位停止を免れまいとの豫想が民心を支配して、圓爲替の思惑は旺んとなり資本の海外逃避は激増した。然るに若槻内閣は井上藏相の主張に基いて飽くまでも金本位を堅持すべく頑張り、井上藏相は財閥の所謂『弗買』に對して痛烈な非難を浴びせた。しかし若槻内閣が存続したとしても、もはや金本位維持はまつたく不可能の情勢に立ち至つてゐた。若槻内閣は昭和六年十二月十一日議會乗切の成算がなくなつたため總辭職した。これに代つた犬養内閣は、高橋藏相の手によつて直ちに(十二月十三日)金輸出の再禁止を斷行した。このため爲替市場は大混亂を呈し、再禁止の翌十四日には對米四〇弗、月末には遂に三四弗半に急落し、對英もまた二志〇片八分の三と英國金停直前のレートに逆轉した。その後の圓爲替の推移は大體次の六つの時期に區別することが出来る。

- 第一期—昭和六年暮から同七年末に至る激落時代。
- 第二期—昭和八年米國金輸出禁止による對米爲替回復時代。
- 第三期—昭和九年から同十一年九月二十六日佛國金本位の崩解に至る安定期。
- 第四期—金ブロッツク崩解後における米英クロス低落(弱安、弗高)による對米爲替の反落時代。
- 第五期—昭和十一年十二月二十一日實施の爲替管理強化令以後昭和十二年三月金現送。
- 第六期—金現送以來爲替協定により一志二片堅持の時代。

〔激落時代〕この時代は圓價は國內的事情即ち圓自體の材料によつて激落を演じた時期である。この期間に對米爲替は金輸出禁止直前の四九弗八分の三に對して七年十一月末には一九弗八分の七(對米相場最低記録)に著落し、其の間實に二九弗二分の一即ち五九・七%の大巾低落を演じた。尤も金輸再禁から七年六月中旬に至る期間には低落したとはいへまだ三十弗臺を維持し(一方に斐觀材料として(一)上海事變の勃發(二)井上、團、犬養三氏暗殺による社會不安(三)人超増大等立ち現れたが、他面一弗買の利喰賣(四)米國金輸禁止説に基く弗賣(五)日支停戰協定の成立等の強材料が働いたため)この約六割近い暴落は六月以後年末にかけて起つた。これを促した原因は(一)政友會の平價切下論。(二)巨額の滿洲事件費決定による通貨膨脹懸念。(三)國際關係不安と社會不安。(四)保證準備の擴張。(五)輸入ビル

の取極め急増。(六)上海、紐育方面の圓賣の策動などで、十一月末對米爲替は遂に二十弗臺の大關門を割るに至つた。「小慶時代」この期間は昭和八年を中心とする對米爲替反騰時代である。但しこの反騰は左の如き専ら弗側の事情によつたものである。

- (一)米國金融動亂と金輸出禁止。
- (二)景氣回復のためのインフレ政策。
- (三)そのために一時擡頭した英米爲替協定も七月頃には頓挫し、十月下旬ルーズヴェルト大統領の一九二六年基準までの物價吊上げの聲明が行はれ、續いて米國政府は國內産金はかりでなく海外市場の金をも買上げることに決した。

かうした弗側の軟材料が原因となつて米英クロスは暴騰し(磅高、弗安)五弗四十仙を超えるに至つた。かくて圓價は相對的に弗價に對して騰貴し、ひいて對米爲替は十一月頃には三十一弗四分の一の高値を唱へられ、年末には弗の反撥により反落を見せたが、それでも三十弗四分の三見當に落着いた。對英相場は米國の金輸出禁止以來我爲替市場の標準相場となり、政府の爲替政策も弗リンクから磅リンクに移つた。そして八年中の對英相場は平均一志二片六七〇を中心として極めて小幅の變動を示したに過ぎなかつた。この要因は(一)國內物價がさほど騰貴しなかつたため輸出

が増進され千三百萬圓の受取超過を現はしたこと。(二)弗不安により海外の思惑筋の對象が圓から弗に移つたこと。(三)爲替管理法の實施等である。もつとも九月頃輸出入ピルの出廻り關係から一志二片を割つたが間もなく一志二片臺に引返し、下期の平均は一志二片三〇六と前期よりやゝ低い地位に安定した。「安定時代」昭和九年を迎へるに及んで圓爲替は全く安定期に入つた。即ち同年における圓爲替は同年中を通じて對米平均二九弗六八七、對英平均一志二片一四〇を中心極めて僅の變動を見せたに止つた。昭和十年に入つて圓爲替は、銀貨國との關係を別にしては、前年度よりも一段と低い地位にはあるが前年度よりも安定度合を増した、即ち對英相場について見るに、十年度平均は九年平均の一志二片一四に對し一志二片〇三であり、十年度の對磅減價率は四割三分見當、九年度の四割二分見當に比し平均約一分六減價してゐる。對米相場は十年度は九年に比し平均一弗方低落し、減價率は九年の四割から十年は四割三分になつた。尤も十年度の圓は銀貨國(支那)の通貨に對しては急落急騰を演じた。「金ブロック崩壊後の圓爲替」昭和十一年九月の金ブロック崩壊によつて米英クロスは低落即ち磅價の低落、弗價の昂騰が起つた。日本は磅リンク政策をとり、對英一志二片(正金建値)を堅持してゐるため、

對米爲替は主として米英クロスレートの動きによつて變動する。對米爲替が十一年九月の二十九弗から十、十一月頃にかけて二十八弗臺に低落したのは、金ブロック崩壊によつて米英クロスが低落したのによる。「膨大變算出現と圓價低落」金ブロック崩壊後十一月頃までの對米爲替の低落は専ら米英クロスは低落によるものであつた。しかしその後の低落は圓價自身の軟材料によつたもので、對英市中相場が一志二片を割つたことがその證左である。以前の一志二片臺割はほんの一時的で直ぐに二片に回復したが、今回(昭和十一年二月以降)の一志二片臺割は正金の一志二片維持の強硬態度、政府の爲替管理強化にもかゝらず、なか／＼回復しなかつた。けだし從來の一志二片臺割を招來した事情と全く背景を異にするかである。異つた新背景とは、準戦時體制編成に伴ふ尨大な馬場豫算の出現、爲替管理法の強化(十一月二十一日)に對する疑惑、日獨協定に對する英米市場の不評などであつた。そしてかうした環境にあるところへ、日濠協定の好轉が傳へられ、今まで買控へられてゐた羊毛の輸入ピルが殺到したため、脆くも一志二片の關門を割つてしまつたのである。その後一志二片堅持の正金の態度を明確にしたので反撥してバイヤーレートは二片臺を回復したものの、セーラーレートは依然として一片臺に低

迷してゐた。その後圓爲替の軟勢はいよ／＼加はつたので政府は遂に正貨現送によつて頽勢を支へることになつた。「一志二片堅持時代」即ち政府は對策として昭和十二年三月から金現送を開始したが、依然として市中相場は國策相場たる一志二片を割つて居た。そこへたま／＼支那事變が起り軍需品の輸入が増大するにつれて爲替維持の問題はいよ／＼重大性を帯びるに至り、一志二片の國策相場維持に協力すべき民間爲替協定が成立した。昭和十二年八月二十三日から實施され、それ以後は對英賣相場は一志二片に釘付けされるに至つた。尤も協定の出來たのは對英相場についてのみであつて對米相場は協定から除外されてゐるため、對米相場は英米クロスからの裁定相場とかけ離れた變動を生じ、對米爲替に就いても協定を行ふべしとの論が起り昭和十三年春に對米其他全爲替の協定が出來た。

爲替政策の概観

〔爲替政策の意義〕爲替政策を廣義に解すれば中央銀行の常態的職能の一つに數へることが出来る。中央銀行の直接間接の爲替政策を挙げれば(一)一般的通貨政策(二)金利政策(三)オーブン・マーケット政策(四)外國爲替操作等である。爲替政策を廣義に解すれば爲替に影響を與へる意圖を以て實行される政府の變態的非常的政策の總稱であると云ふことが出

来る。この政策には

- (一) 直接的爲替統制策 (二) 爲替市場への出動 (三) 爲替制限 (四) 金政策
- (五) 爲替清算等。
- (六) 間接爲替統制策 (一) 輸入制限 (二) 輸出奨励 (三) パーター協定 (四) 對外貸付の禁止等。

〔本邦爲替政策の變遷〕日本の爲替政策が爲替相場の放任策から人爲的な統制干渉の段階に入ったのは昭和八年の爲替管理法實施以來である。それ以前に資本逃避防止法が實施されてゐるが、同法は資本の海外流出防止を主眼とし爲替相場の安定維持に主力を注がず、従つて爲替相場は低落に委された。爲替管理法實施以來從來弗にリンクしてゐた本邦爲替相場は磅にリンクすることとなり、對英一志二片維持が國策となつた。其の後圓價を支へる日本經濟の實力(正金の外貨手持)が低下するにつれ爲替低落防止策はいよゝゝ擴大強化され、遂に昭和十二年一月八日には輸入爲替の許可制度が實施され、同年三月からは金現送が斷行された。支那事變が起るに及んで爲替管理が一層強化される一方、臨時輸出入品等措置法實施によつて貿易管理が實現されるに至つた。(主要爲替政策と一志二片主義)金本位停止後最近までに實行されて來た圓爲替低落防止政策の主なるものを挙げれば次の如くである。

爲替管理の強化

〔強化の階程〕本邦爲替管理は今日まで大體三階程を経て強化されて來た。第一階程は資本逃避防止を徹底化するための強化である。このために昭和八年五月一日資本逃避防止法が廢されて外國爲替管理法が實施された。第二階程は國際收支を調整するための強化である。このために昭和十二年一月八日に爲替許可制度が實施された。この結果これまで實需にもとづく貨物輸入のための爲替取得は自由であつたが、許可制實施後はそれも制限されるに至つた。第三階程は戰爭準備乃至戰爭遂行のための強化である。このために爲替許可方針は、軍事上急を要するものと否とに區別を設け、前者に優先權を與へ後者に對し禁止または制限の強化を行つた。そして遂には急を要するものにも制限を設ける程度まで發展した。〔爲替許可制〕第一階程の外國爲替管理法は別項に述べたので第二階程以後につき以下に述べる。昭和十一年の二・二六事件後準戰體制の編成期に入り、同年十一月二十七日それを反映した三十億四千萬圓の所謂馬場豫算が閣議で決定された。それに伴ひ輸入の激増が見越されたこと、それに先立つ二日前の十一月二十五日獨防共協定が調印され人民戰線國との貿易の前途に暗影が投ぜられたこと、更に關稅改正に對する見越輸入が現れたこと

- (一) 直接的爲替政策 (イ) 爲替管理法の實施並にその強化 (ロ) 爲替の正金銀行集中政策 (ハ) 金現送策等。
- (二) 間接的爲替政策 (イ) 金準備の評価替と資金特別會計設置 (ロ) 金買上策 (ニ) 産金奨励策 (三) 金使用節約 (ホ) 臨時資金調製法 (ヘ) オープン・マーケット・オペレーション (ト) 貿易政策通商擁護法、貿易行政機構統一、關稅制度改正、貿易統制法、貿易組合法、臨時輸出入品等措置法、爲替清算制度、國內生産力増加政策等。

國策相場一志二片堅持の意義は二つの段階を経て變化してゐる。第一段階に於ては、それは主として對外貿易上の見地から一志二片堅持を有利とするといふにあつた。ところが二・二六事件を契機として準戰時状態に入り、支那事變を轉期として純戰時状態に進むにつれて、一志二片の國策水準の堅持は第二の段階に入った。それは單なる貿易上の利害得失といふよりも、もつと重大な意義をもつに至つたのである。賀屋藏相は第七十三議會で一志二片維持の現階的意義を次の如く明かにしてゐる。

「爲替水準の維持が出来ないと通貨の膨脹を來す。即ちもし爲替水準が下ると輸出入ともに損となり、何等得るところはなし。否それどころでなく、今日爲替相場が下ると各國の通貨に對する信用がなくなり、悪性インフレは目の前に顯れ、通貨大膨脹を來すと思ふ。」

今や一志二片の國策的水準を堅持することは悪性インフレ防止のために絶対必要となつたのである。

等は、對外的支拂手段の貧困化と相俟ち對外爲替相場を壓迫するに至つたので、大藏省ではまづ、同年十二月十七日無爲替輸出その他の形に於ける資本流出防止を一層嚴に取締るため、外國爲替管理法に基く大藏省令の改正を行つた。この改正は既に爲替許可制度に移らんとする過渡的内容を包藏してゐた。次いで昭和十二年一月八日所謂爲替許可制を規定する外國爲替管理法に基く大藏省令の改正が施行期間をまづ六月とし暫定的といふ名目で實施された。この改正省令は輸入貨物代金の決済及外國爲替銀行の海外指圖による支拂の制限に關する外國爲替管理法に基く命令施行の件」と云ふの要綱は次の如くである。

- (一) 輸入貨物代金決済のための爲替取引及信用狀取得は原則として許可を要する。
- (二) 右の取締の對象となる爲替取引には外國爲替買入、外國における圓爲替買却、外國送金及委託支拂等の外本令施行前締結したる外國爲替豫約の實行を含む。
- (三) 左の場合には爲替取引または信用狀取得につき許可を要せず (イ) 一ヶ月を通じて三萬圓相當額以下なる時。(ロ) 許可を受けまたは許可を要せずして取得したる信用狀に基き爲替取引をなす時、本令施行前取得したる信用狀に基く輸入貨物代金決済のための爲替取引は許可を要す。(ハ) 本令施行の際輸入決済の貨物または外國より積出済の貨物に關する荷付手形決済のため必要な時。(ニ) 本令施行後一週間内に外國より積出したる貨物に

關する荷付爲替手形決済のなめ本令施行前既に締結済の外國爲替の豫約の實行をなす。

本令施行と同時に大藏省爲替管理部は、關係者に對し同令の圓滑なる施行に協力を求めるため四項に亘る注意事項を發表した。次いで昭和十二年七月七日次の如き改正が行はれ爲替管理は一段と強化された。

(一)爲替取引或は信用狀の取得は一月三萬圓以下の場合許可を要しないことになつてゐたが、これを一舉一千圓に引下げて自由取引範圍を縮少した。

(二)許可制の施行期限は七月三十一日限となつてゐたのを延長して當分のうち實施とした。

(三)無爲替輸出の取締を更に強化した。

(四)海外旅行者の信用狀取得、爲替送金は一萬圓以下自由となつてゐたのを五千圓以下に引下げた。

(五)株式配當資金を許可事項とした。

更に爲替取引及信用狀取得の自由限度は昭和十二年十二月十一日の省令改正で百圓以下に引下げられた。加ふるに東西の爲替銀行は昭和十三年二月二十一日より横濱正金銀行の〇型信用狀及び市中銀行のこれに準ずるものを除き商業信用狀の發行に對して發行手数料として八分の一(但し最低金額五圓)を新に徴收することとなつたので(從來は銀行サのサービスとして無料)信用狀の自由取得は益々困難となり、

(一)無爲替輸入を自由にして置く時は外國商社等がその賣却代金を以て無爲替輸出を行ふ場合が豫想されるが、その取締りは萬善を期し得ない實情にある。

(二)外國商社が無爲替輸入を行ひその賣却代金を經營費や株式配當に充當する場合現行法で取締り得ない。

かくの如き理由から、無爲替輸入は全部許可を要することとなつた。爲替管理軍事化の強化發展の現れとして、昭和十二年九月の第七十二臨時議會に於て在外資産の動員を中心とする外國爲替管理法の改正法律案が通過し、同月第八十七號改正として實施された。この改正の中心は管理法第四條の改正である。政府は從來から金地金、外國通貨、外國爲替、外貨債權に對する處分命令權はもつてゐたが、外國居住者に對する邦貨表示の債權や通貨、爲替、證券、債權以外の例へば不動産の處分の如き在外資産に對しては處分を命じ得る權限がなかつたところがこの程在外資産は相當多額に上つてゐるのでいよいよ在外資金の動員をするやうな場合にこれを除外すると、その効果を大半減することとなるため、豫めその權限を得て置かうといふのが改正の趣旨である。それと同時に處分の方法についても、從來は所有者が自ら處分するが政府の指定する者に對して賣却することに限られ、例へば證券を寄託せしめて政府がそれを一定の目的に利用するが如き方法を講じえなかつたの

事實上殆ど全部の爲替取引及信用狀取得について許可制が實施されることとなつた。「爲替管理の軍事化」昭和十二年七月支那事變發生と共に、大藏省では爲替許可限度を三萬圓から千圓に引下げたが、同時に七月十三日の省議に於て爲替管理の軍事化方針を次の如く決定した。

(一)鐵鋼其の他の軍需關係品及び棉花、羊毛の如き輸出品原料は除外し、外精製品、食料品その他必ずしも當面急を要せざるもの、高級な裝飾品、化粧品等の所謂奢侈品及び國産品によつて代用し得るもの等を選択する。輸入金額は五・六千萬圓程度の見込。

(二)右商品を不急、不要の程度に従つて二種類に分ち爲替許可の基準率を一定する。

(三)求償協定の如き特殊の事情ある場合には基準率を適宜緩和する。

支那事變の發展と共に、この許可方針は貿易管理にまで發展し、その後は貿易管理法たる臨時輸出入品等措置法を基準として爲替管理が強化されるに至つた。更に第七十一特別議會に無爲替輸入取締に關する外國爲替管理法の改正案が提出され、その協賛を経て昭和十二年八月二十八日の大藏省令と共に實施された。無爲替輸入取締が問題となつた理由左の如し。

(一)輸入爲替許可制によつて輸入統制を行つても在外資金を利用して無爲替輸入を行ふ場合は取締り方法がない。

で、新たに『必要なる處分を爲すべきことを命ずること』を得ることとしてその處分の方法を廣義に擴大した。同時に同法適用を見越す脱法行爲を取締ると共に、金の輸出若くはこの豫備を禁止する旨を規定した大藏省令第七號第一條適用の事件が大審院に於て大藏省の敗訴となつたので、金の密輸出豫備行爲禁止に關する法規を完全にした。在外資産動員に關する今回の改正は即時實施するものではなく、むしろ今後の事態に應ずるため、豫めその權限を得たものである。「爲替の計畫化」日支戦下に於て一志二片の國策的爲替水準維持を目標とする國際收支の調整問題が一層緊迫するに至つたので、大藏省では更に爲替の計畫化案を樹て、昭和十三年一月十一日の閣議で承認を求めた。今後に於ける爲替管理はこのプランに基いて一段と強化される譯であるが、その内容は大體次の如くである。

(一)まづ昭和十二年に一部商品に實施された爲替管理制を全面的に擴大する。

(二)これが實行にあつては十三年中の貿易特に輸出入貿易の大體の見通しをたてこれを中心とする國際收支動定の受取總額を推定し、さらに今後の新産金額を考慮して國際支拂動定に一定限度を設け、之を基礎に輸入商品別に爲替割當を行ひ、輸入統制を強化すると共に爲替相場維持に資する。

(三)爲替の割當に際しても一年を大體四期に分け爲替取決額を決定する筈。

資本逃避防止法

〔沿革〕昭和七年日銀保證準備發行限度を一億二千萬圓より十億圓に擴張するに當り、その結果インフレ見越しの資本逃避が旺盛となるべきことが豫想され、保證準備擴張の前提條件として資本逃避を防退する方法を講ずべしとの議が有力となり、かくて保證準備擴張と同時に實施されたのが本法である。我國における統制經濟立法の先驅として注目し値する。同法の提出され議會は昭和七年齋藤内閣の下における第六十二臨時議會、實施期は昭和七年六月三十日、昭和八年外國爲替管理法が生れると共に廢止された。〔機能〕本法は六條より成り「内外の情勢により資本の内外移動を取締る」ことを目的とし、取締りを受くべき行爲は本法第一條に於て

- (一) 資本を海外に移す目的を以てする。
- (二) 外國通貨および外國爲替の賣買
- (三) 外國に對する送金。
- (四) 外國通貨をもつてする預金取引及び貸借。
- (五) 外國通貨表示の證券、その他の債權の賣買。
- (六) 輸入ならびに外國居住者に對し信用を與ふる行爲。

と定められた。これ等の行爲に就て政府は禁止または制限することが出來たし、前掲諸項に關係ある事項に就て報告を徴し、または帳簿その他の検査を行ふことも出來た。更に政府は外貨、外國爲替または外貨表示の證券その他の債

權を有する者に對して、これを日銀又は政府の指定する者に賣却すべきことを命じ得る權限も與へられた。〔實績〕以上の如く本法は文字通り資本の國外逃避を防止することを目的とした。従つてその效果としては僅かに爲替の思惑賣買を取締り得るに過ぎず、無爲替輸出による資本の逃避、内外公社債の輸出による資本逃避、先物爲替豫約の方法による貿易商の爲替投機信用の利用等々の合法的資本逃避を防止することが出來なかつた。要するに經濟統制に對して當時我國は未経験であつたために同法の條文簡に過ぎ抜穴多く、所期の實績を擧げ得なかつた。その結果同法が實施されてゐるにもかゝらず資本逃避は旺んに行はれたため

に我對外爲替相場は壓迫されて、昭和七年十一月末には對米一九弗八分の七といふ未曾有の安値に陥没した。この對策として昭和八年の第六十四議會の協賛を得て外國爲替管理法が生れ、同法實施(昭和八年五月一日)と同時に本法は廢止された。

外國爲替管理法

〔本法成立までの經過〕前項所述の如く、資本逃避防止法に缺陷多きため、政府は同法の缺陷を補正し一層徹底した取締規則を制定して爲替相場の低落を防止する必要に迫られ、昭和八年の第六十四議會の協賛を経て實施したのが本法である。

(本法實施と同時に資本逃避防止法は廢止された) 本法は昭和八年三月二十八日法律第二十八號を以て公布され五月一日から實施された。なほ本法の施行細則たる大藏省令「外國爲替管理法に基く命令の件」も同時に實施された。本法施行に當り、爲替管理に關する重要事項を議するため爲替管理委員會が設けられ、且大藏省の爲替管理課は管理部に昇格した。その後本法は經濟情勢の變化に伴つて改正強化され、特に昭和十二年一月八日馬場藏相の下に爲替許可制が實施されるに及んで、本法の機能は制定當初の目標たる資本の流出防止を主眼とするよりもむしろ國際收支の調整を主眼とする一種の貿易管理へと質的變化を遂げた。この準戰的變化に次いで支那事變後不急不要品の輸入抑制を目標として戰時的變化を遂げるに至つた。〔爲替管理の強化〕(本

法要綱)昭和八年二月十四日、本法案が議會に提出されるに當り政府の理由書は次の如く述べてゐる。

『政府は資本の國外逃避及び内國爲替の思惑取引を一層嚴重に取締ると共に、國際經濟關係の推移に應じわが國民經濟の利益を擁護するため適當なる外國爲替の管理をなし得べき權限を得る必要あり、これ本法を提出する所なり』と。

本法制定の主旨が資本流出の防止、爲替思惑に基く爲替相場の低落防止にあつたことは、これを以ても明かであ

り、この點施行細則を見ると一層明かである。本法の基本條文は八條より成り、第一條を除いてはそのまゝ資本逃避防止法を受け繼いでゐる。つまり資本逃避防止法第一條を改正して政府の禁止または制限事項を次の如く擴大した點が特色である。

- (一) 外國通貨または外國爲替の取得または處分。
- (二) 通貨、金地金、金の合金若くは金を主たる材料とする物の輸出または金貨幣の購置または毀傷。
- (三) 前二號の方法によらざる對外送金。
- (四) 外國に於てなしたる委託に基き本邦内に於てなす支拂。
- (五) 外國爲替の取匯。
- (六) 外國通貨を以て表示する證券債權、債權の取得、處分。
- (七) 信用狀の發行または取得。
- (八) 外國居住者に信用を與ふる行爲。
- (九) 證券の輸出または輸入。
- (一〇) 價格の全部または一部に付外國爲替を取組まざる貨物の輸出等。

以上の諸項目について『政府は命令の定むるところによりこれを禁止または制限することを得る』こととなつたのである。

その後本省令は屢々改正された。初めは資本逃避を防ぐため、後には國際收支の調整上、以前には貨物の輸入のための爲替取得は自由であつたのを、これをも制限するやう

に改正された。支那事變後は無爲替輸入の取締、在外資産の動員のために管理法が改正され、それにつれて本省令も改正された。(爲替管理の強化)の項参照)「本法の効果」資本逃避の防止、爲替思惑の所縮、爲替相場の安定化といふ本法制定當時の主旨から見れば、本法は殆ど完全に近いほどの効果を挙げた。本法制定後對外爲替相場の變動範圍が著しく狭められ、輸出貿易の振興に大きな功績を獻じた。本法運用の目標が資本流出の防止から對外支拂手段の調整に變化し、爲替許可制が實施されるに及んで財界に多くの摩擦を醸し、爲替取得の困難を見越す思惑需要擡頭し、物價騰貴に拍車をかけて財界に非難の聲が昂まつたが、支那事變を契機として準戦時體制より戦時體制に移行すると共に、外國爲替管理法は爲替許可制を中心として軍事的に改組強化され、不急不要品に對する爲替許可は禁止または著しい制限を蒙ることとなつた。爲替管理法を通じて、本邦の原料輸入が統制されることとなつたので、原料輸入統制を通じて經濟統制は、全面的に擴大強化され、かくて爲替管理法は一般的經濟統制の範圍、程度を規定する基礎をなすものとして注目されるに至つてゐる。

爲替の正金集中策

〔爲替政策と正金の立場〕正金銀行は、直接爲替市場に出動

行はれてゐる。ところで正金銀行は爲替操作によつて圓價の趨勢を喰ひ止め、對英一志二片を堅持するためには豊富な外貨を手持ちして外貨の需要に對し自由に賣り應じなければならぬ。かくて正金銀行は前述の低利資金を利用して、市中相場より一ポイント以下の相場で市場から輸出ビルの買漁つた。市中銀行が百圓に付二十九弗八分の一の相場で輸出ビル(對外債權)を買ふ場合に正金に持つて行けば二十九弗で買つて貰へるとすれば、輸出ビルの所持者は市中銀行で買つて貰ふ場合よりも八分の一だけ少ない弗をもつて百圓を受取り得るのであるから輸出ビルは當然正金銀行に集中する。更に正金は市中銀行より手持外貨證券を遙かに多く持つてゐる。従つてこの證券を擔保として外國から本邦に於けるよりも更に低利で外國資金を借りることが出来る。この金利上の有利な立場を利用して、正金は先物と現物とを問はず一率に一志二片で賣り應ずる。かくて銀行の賣り爲替も當然正金銀行に集中する。このために市中銀行の爲替業務は全く沈衰して仕舞ひ、爲替の賣買は殆ど正金に獨占された形である。正金はこの獨占的立場を利用して爲替の統制を加へんとしてゐるのである。これが謂ふところの爲替の正金集中策である。〔正金集中の實情〕爲替取引がいかに正金に偏在し、そして市中銀行の爲替業務がい

して爲替の賣買を行ひ、所謂爲替操作によつて政府の爲替政策を遂行する日本唯一の銀行である。世界の多くの國に於ては中央銀行がこの爲替操作を行つてゐるが、日本では正金銀行がこれを行つてゐる。しかし正金銀行は半官半民の營利會社であるために民間株主の利益を無視してまで、政府の爲替政策を忠實に遂行することは困難である。尤も營利會社に政府の爲替政策の一部を代行させるのであるから、その代償として政府は正金銀行に對して特權を與へてゐる。即ち正金は二千萬圓を限度として日本銀行から年二分の低利資金を借りることが出来るのである。この低利資金を利用して正金は市場から買取る輸出爲替のレートを低くし、また輸出利附手形の利息を低利に勉強して爲替を通じて、即ち貿易金融を通じて輸出貿易の振興に貢獻して來たのである。だが營利會社である以上政府の政策遂行に當り、どうしても營利に捉はれ易く、政策遂行が圓滑迅速を缺く嫌ひがある。かくて大正七年五月寺内閣の勝田藏相によつて設けられた戦時爲替調節委員會に於て、已に「政府に於て外國爲替を管理すべし」といふ提案がなされた位である。現在の準戦時體制下の爲替統制に當つても、この點が問題になつたことは不思議でない。〔正金集中の原因〕それはとにかく、現在では爲替操作は正金銀行の手によつて

かに不振に陥つたかといふに、昭和十年度に於て日本の爲替取引總額のうち買爲替については正金が全體の四九%を占め、賣爲替について全體の五二%を獨占してゐるのを見てもわかる。

民間爲替協定

〔協定成立まで〕政府は爲替市場の統制を正金銀行に委せて來た。正金銀行は昭和八年五月一日の爲替管理法實施以來現先物を問はず對英一志二片の所謂統制賣を行ひ、爲替市場の安定にとめて來た。しかし正金は外貨手持の不足から賣る場合には必ず一志二片で賣るのだが、すべての買人に直ちに賣り應ずることが出来なかつた。そのために正金から爲替を買へない向は市中爲替銀行に赴いた。かくて市中銀行に買爲替が殺到したために市中銀行の賣レートは正金の一志二片より下廻つた。このために爲替市場統制策として、爲替相場の公定論とか爲替業務の正金獨占論とか、日銀移管論とかが現れるに至つた。ところが支那事變の發生を契機として、一志二片の國策的相場維持に協力すべき民間爲替協定が成立し、昭和十二年八月二十三日から實施されるに至つたのである。協定内容)協定内容左の如し。

- (一)爲替電信賣り對英相場は賣爲替一志二片を下ることを得ず。
- (二)買爲替(信用狀附き九十日拂手形)は一志二片十六分の一を最低とす。

(三)對米相場その他については各行に於て右の對英相場を基準として合理的に協定す。

(四)三ヶ月を超ゆる先物取引は賣買とも原則としてこれを禁ず、但し爲替管理法によつて許可を受けたるものについては例外とす。

(五)對英相場については先物直物とも同値とす。

(六)資金調整を目的とするインターバンク乗換には妥當なる開きを認める

この協定には別に期限罰則等は設けられず、違反に對しては背後に於て大藏省が眼を光らすといふ程度の紳士的自治協定であつた。然し大體に於て正金側の提案が殆ど全部押しつけられた形で市中銀行間には不満を抱く向もあり、協定の前途は早くも危懼されてゐたところ、九月に入つて圓爲替が軟化して來たので九月六日の民間爲替銀行の「外國爲替會」では爲替細目協定を決定して先の協定を強化するに至つた。「協定の再強化」細目協定申合事項次の如し。

- (一)昭和十二年八月二十一日附申合事項中豫約先物取引三ヶ月は三ヶ月先の對應日の前日まで(即ち九十日)の意味に解す。
- (二)買爲替手形の利息採算については次の通り大藏省に答申すること一ヶ月日數十九日、恩惠日三日、印紙税千五百分の一(百五十兩を基準とす)爲替仲買料三十二分の一、割引料年十六分の九等を基準として採算するときは年三分九厘五毛となる。
- (三)野村、名古屋、愛知各銀行及び外國銀行に對し申合事項および大藏省の諒解事項参考のため通知すること一、大藏省諒解事項 (イ)輸出爲替豫約

三ヶ月以上の先物と雖も三ヶ月先物と同一相場ならばこれが取極め差支なきこと。(ロ)本支店間爲替賣買は三ヶ月以上の先物にてもその相場一志二片を下らざる限り差支なきこと。(ハ)銀行間爲替乗換取引は現物と六ヶ月以内の先物との賣買及び先物と先物との賣買(但し乗換期間六ヶ月以内)も相場一志二片以上ならば差支なきこと。

「協定の實績」この爲替協定で先の爲替協定は一應強化されたといへるが、問題は依然として残されてゐる。對英賣一志二片買九十日物信用狀附同十六分の一については協定が出来たが、正金銀行の反對で買爲替一般及び對米爲替については何らの協定も出来てゐない。従つてこの協定の効果は完全とはいへない。そこで爲替相場の維持策として(イ)買爲替の協定(ロ)對米相場の協定(ハ)爲替資金の供給(ニ)爲替銀行の統制強化の四點についての對策を今後必要とされるであらう。(本稿締切後は等協定實現す)

爲替取引一元化問題

〔問題の發端〕昭和十二年四月頃のこと、正金の爲替獨占政策によつて營業を極度に脅かされた市中爲替銀行は、正金の横暴振りを鳴らしその善處方を大藏當局に訴へた。これに對して正金當局の一部の者が

「市中銀行の爲替業務がそんなに儲らないならば止めたらよいだらう、そして爲替取引を正金を主體として一元化したらよいではないか。」

と大藏當局に語つたとか語らないとか、民間爲替銀行の間で問題となり、民間銀行は爲替政策に關する正金の態度を非難攻撃しこゝに爲替政策を中心として正金と民間爲替銀行との間に深刻な對立が醸成された。ファツシヨ的統制が問題となつてゐた頃なので或は一元化は實現されるのではないかと民間銀行は危惧した。ことの真相は正金が殊更に爲替業務の正金一元化を強調した譯でもなし、大藏當局に於てさうしたプランを實施しようとする意嚮をもつてゐた譯でもなかつたやうである。しかしこの問題の發生によつて正金と市中銀行との對立がいかに尖鋭しつゝあるかの實情が暴露され、それを通じて爲替政策の矛盾が明かにされたので、世間ではこれを爲替取引一元化問題と呼んで重大視した。そして正金と市中銀行との摩擦は依然解消されず、ために爲替協定もうまく行かず、本邦爲替政策上の痛となつてゐる。「爲替銀行の言ひ分」民間爲替銀行は爲替政策に對する正金の態度を次の如き論據から論難した。(一)正金自身が一志二片以下の勉強レートを出して輸出ビルを買漁り統制を素してゐる。(二)正金は現先物を問はず一率に一志二片で賣るのは爲替取引の常道に反する。(三)正金がマーケットに出ないことは不當である。(四)政府が金買上値段を引上げて金の増産を計り對外支拂手段の充實につとめないこと

とも正金の政策を不合理ならしめるものである(五)正金は國策を楯にとつて官僚的な態度を示し市銀と協力せんとする行動に出でない。(六)正金は國策に名を籍つて民間銀行の得意を奪取しようとしてゐる。之に對し正金側は次の如く反駁した。(一)一志二片は輸入爲替について維持されてゐればよいので、輸出爲替について輸出奨励上勉強レートを出して差支へない。(二)一志二片維持は國策であり、これからずつと先までも一志二片を堅持するのだから現先物の開きは不要である。(三)正金がマーケットに出ないのは巨額の爲替の買持ちをする必要あり、一々市場に出てカヴァーを取れば却つて市場を動搖させる許りでなく、さうな巨額なカヴァーは取り切れないからである。(四)正金は市銀の非難を蒙ることは意外でむしろ正金の行つてゐる國策にサポートを得るものと思つてゐた。(五)正金と市銀との立場の相違は國策中心と營利中心とから來るものである。(六)爲替政策の矛盾「かうした問題が起るのは要するに本邦の爲替政策が獨逸流の一元的統制に徹底し得ないところに原因がある。強權的統制を強行すれば臆病なる資本を脅して生産力擴充、ひいては準戰體制の編成に支障を與へ、さうかといつて放任策をとれば思惑を刺戟して悪性インフレを誘發する。そこで本邦の爲替政策は正金を中心とする中ぶらり

的統制策に墮せざるを得ない譯である。

爲替管理機關

〔委員會〕昭和八年外國爲替管理法の
替管理委員會が設けられた。その官制は八年五月十六日の
閣議に於て次の如く決定を見た。

(一)外國爲替管理委員會は大藏大臣の監督に屬し、主務大臣の諮問に應じ
外國爲替管理法の施行に關する重要事項を調査審議す、委員會は前項につ
き建議することを得。

(二)委員會は會長一人及び委員十二人以内を以てこれを組織し、必要ある
場合に於ては臨時委員を置くこと。

この官制に基いて任命された委員は次の如くである。

△會長 賀屋藏相 △委員 青木金剛院次長、原對滿事務局長、堀内外務次官
松島外務省通商局長、石渡大藏次官、關原理財局長、入野銀行局長、中
村大藏參事、村瀬商工次官、寺尾商工省貿易局長、藤原拓務次官、植
場拓務省植産局長、結城日銀總裁、津島日銀副總裁。

〔爲替局參與制度〕外國爲替管理委員會官制によれば臨時委
員として學識經驗あるものを任命し得ることとなつてゐた
が、大藏省では爲替管理事務運用の官僚獨善による弊を除
きその圓滑を期するため、右官制を改正して大藏省爲替局
に參與七名以内を置くこととし、昭和十三年一月二十六日
實施した。この參與の名稱は大藏省爲替局參與と稱し、任

引上げは政府海外拂ひのための金現送と不可分の關係にあ
つた。しかしこの方法による時は金買上値段を世界金相場
近くまで引上げることは出来なかつた。けだし政府が外國
爲替を買つて政府の海外拂ひを決済する代りに、金を買つ
てその代用に供する建前なのであるから、金の買上値段は
圓價の外國通貨に對する減價の範圍以上に引上げることは
會計法上許されない。つまり磅や弗はすでに金に對して減
價してゐるのであり、これに對する圓の減價範圍内にしか
金買上値段を引上げることが出来ないのである。このため
に昭和九年四月から金買上法が實施され、産金業者の金
買上値段引上げの要望を満したのである。かくて政府の海
外拂ひのための金現送の効果が無くなり、政府の採算は爲
替を買つても同じとなり、旁々戰爭準備のために金を國內
に保有すべしとの論も現れたので金現送は金買入法實施を
機會に打切られた。〔馬場金政策〕馬場金政策の重點は準戰
體制下に於ける國內金保有強化と國內金融緩和とにあつ
た。この目的のもとに行はれた馬場金政策は金買上値段の
大中引上げ(昭和十一年五月六日一匁に付一圓五十四錢五厘上げの十三圓
十二錢五厘に改訂)であつた。國內金保有策の強化は産金獎
勵と密輸出の防止とをその内容とした。そのうちでも密輸
出の問題が二・二六事件以後特にやかましくなつて來たの

期は二ヶ年、勅任待遇である。第一回の參與として任命さ
れた諸氏左の如し。

日銀理事山内謙吾、横濱正金館取木秀茂、東商會頭門野重九郎、大商會
頭安宅彌吉、日本貿易協會長森村市左衛門男、理化學研究所長大河内正敏
子、東大教授土方成美。

金政策の變遷

〔變遷の四段階〕昭和六年金本位停止
以後の金政策を顧るに、時々客觀

情勢の變化に對應してその目標が異なるにつれ、大體次の四
段階の變遷を遂げてゐる。(一)高橋金政策(二)馬場金政策(三)
結城金政策(四)賀屋金政策。内閣が送り大藏大臣が更迭さ
れるにつれて金政策も變化してゐるところに興味がある。
これを以て見ても、金政策が客觀情勢の變化をいかによく
反映するものなるかを知るに足らう。〔高橋金政策〕故高橋
藏相時代の金政策は産金業者の立場から金買上政策が行は
れ、爲替の安定はその附隨的效果であると看做された。從
つてその金政策は金買上値段の引上げと、政府海外拂ひの
ための金現送となつて現れた。昭和九年四月に金買入法が
實施されて日銀はその金買上値段を世界金相場の近くまで
引上げることが出来るやうになつたが、同法實施前にあつ
ては、政府の海外拂ひに充當するといふ名目でなくては政府
は日銀をして金一匁を五圓以上に買上げしめることは出来
なかつた。かくて金買上法實施以前に於ける金買上値段の

で、當面の問題として専らこの事態に善處するために金買
上値段の引上げが急がれたのである。〔結城金政策〕結城金
政策の特色は金現送政策であり、金政策の重點をはじめ
爲替政策に置いたところにある。即ち昭和十二年三月から
金現送が再開されるに至つたが、けだし一朝有事の際に備
へるため金を國內に豊富に保有して置く必要があるとして
もその有事に至る以前に國際支拂手段の缺乏から圓爲替が
暴落して悪性インフレが顯現して了つたのでは、いかに多
くの金を抱いてゐても全然意味をなさないからである。結
城藏相の金現送策は賀屋藏相にリレーされて今日に至つて
ゐる。〔賀屋金政策〕賀屋藏相となるに及んで、準戰體制
の強化が切實の問題となり、加ふるに日支間に戰爭状態が
展開されるや、爲替政策としての金現送政策は益々重要性
を加へるに至つた。かくて現送用金の充實を計る手段とし
て(イ)金増産政策(ロ)金集中政策(ハ)金準備評價替(ニ)金
使用節約等の金政策が次々に斷行された。(別項參照)

金買上政策

〔買上方法の變遷〕昭和九年四月六日に
金買上法が實施されたが、それ以前に

おいては日本銀行は慣例によつて専ら大産金業者から金を
買上げてゐた。同法實施とともに日本銀行は産金を買上げ
るべき産金業者を正式に指定し、この指金業者以外からは

金を買上げないこととした。昭和九年四月二十四日第一次的に、朝鮮銀行、三井礦山、三菱礦業、古河礦業、藤田礦業、日本礦業、住友礦業、銅生金山の八社が指定され、後に持越金山、朝鮮のオリエンタル・コンソリデーター・マイニング、臺灣銀行の三社が追加され合計十一社となった。是等指定産金業者の産金は殆ど全部日本銀行に納入されて特例以外に市場に出されないこととなった。ところが昭和十二年八月二十五日に、新産金の増産と金の日銀への集中管理を目的とする産金法が實施されるに及んで同法第一條の規定によつて、従來の指定産金業者のみならずいやくも産金業に従事するものはすべて日銀を通じて政府に金を賣却せねばならぬこととなった。そしてこの買上げは日本銀行が、十二年八月二十五日に新しく實施された大藏省令産金買上規則に基いて行はれることとなった。かくして日銀に新産金を集中し貨幣用以外の金需要者即ち工藝用の金需要者に對しては日銀がこれを賣却する建前をとり、以て貨幣用以外の金使用をなるべく節約せしめることとした。この目的のために昭和十二年十二月二十六日に「金使用規則」の大藏省令が實施された。更に現送資金の充實を計る必要から日銀は新産金以外の金地金も民間から買入れることとなつた。そして日銀が買入れた金は金資金特別

會計が設定された結果同勘定に納入されることとなり、かつ金現送も同勘定の下に行はれることとなつたので、従來の如く金買入れ金現送の度毎に日銀の金準備に變化を生ぜしめるやうなことはなくなつた。「買上値段の引上げ」金買上値段は政府によつて買上が開始された昭和七年三月七日の一匁七圓二十五錢を始めとして昭和十二年五月十五日改訂の買上値段一匁十四圓十三錢七厘五毛に至るまで、合計三十四回に亘つて、實に一匁に付九圓十三錢七厘五毛方引上げられた。そして昭和十二年五月十五日の改訂の結果ロンドン金相場との開きは従來の一割から二分七厘に縮小され、買入價格引上げによりわが産金量は二割方増産を期待されるに至つた。なほ朝鮮銀行でもこれに應じ五月十五日より同時に買入價格の引上げを行つたが、鮮銀は朝鮮内で金を買入れ更に日銀に納附する關係上價格は一グラム三圓七十五錢見當(日銀買上値のグラム當り新價格は三圓七十七錢)である。其後昭和十三年五月二日に更に一匁三十錢引上げられ十四圓四十三錢七厘五毛となる。

〔買上の實績〕金集
中政策が積極化されて以來日銀を通じて政府が買上げ

改定期日	價 格	改定期日	價 格
年月日	圓	同上	同上
七・三・七	七・二五	一四	七・四五

四・四	七・一八	二一	七・二三
一八	七・一一	二五	七・一八
三・二	七・二七	九	七・一八
一六	七・二七	三三	七・二七
六・六	七・一八	一三	七・二七
二〇	七・四七	七・一八	七・四七
八・八	七・四四	二九	八・四六
九・九	八・六八	一〇・一八	八・五六
一一・七	八・九〇	二八	九・三七
一二・七	九・四四	八・一・九	九・三三
三〇	九・三七	二・三〇	九・二九
三・二七	九・二五	四・二四	八・八八
一一・三三	九・九四	九・四・七	一一・〇六
一〇・一・一〇	一一・五八	一一・五・六	一一・三・三
一一・五・一五	一二・三三	一二・三・三	一二・三・三

る金量は増加し、昭和十二年一月から十二年末までには五十噸を突破し(十一年度の産金は内地三二・二噸、臺灣一・二噸、朝鮮一七・四噸計四一噸)買上價格にして約一億九千萬圓に達した。

金現送 (意)

金現送とは政府又は中央銀行が對外的支拂手段を調達する一方法として

世界の金融中心市場へ中央銀行の正貨準備若くは政府保有の正貨を輸送することをいふ。日本に於ける正貨は金であるから金現送のことを正貨現送とも呼んでゐる。「在外正貨と金現送の關係」日本に於て金現送が重大な問題となり出したのは昭和六年の金本位停止前後からである。それま

でどうして金現送が大した問題とならなかつたかといふと在外正貨が常に相當にあつたからである。在外正貨とは政府又は中央銀行が國際貸借決済に充當するため正貨若くは正貨と同一の效用ある状態に於て外國で所有する資金をいふのであつて、この制度を設ける主旨は、國際貸借の決済にこれを充當して正貨現送の手續を省略するためである。日本の在外正貨制度は明治二十八年十月、日清戰爭の賠償金として受取つた二億三千万兩(約三億六千万圓)を英蘭銀行や獨逸帝國銀行に預金として預入れて置くことにしたのが初まりである。當時償金を正貨にて内地に取寄せるべしとの議もあつたが、當時の船腹では三億六千万圓の正貨を内地に取り寄せるには數年の歳月を要することであつたため、これを海外に預金することとしたものと云はれる。在外正貨は明治三十八年末には日露戰爭に充てるための外債をこれに繰込まれたため四億四千二百萬圓に急増し、大正二年末には二億一千万圓に減少したが、歐洲大戰以後再び増加し大正八年末には十三億四千三百萬圓となつた。その後は減少の一途を辿り昭和二年には一億八千万圓に減じ、昭和四年三月末には九千九百萬圓と一億圓を割るに至つた。(昭和四年三月以後は發表されず)在外正貨が相當に在る間は政府及び中央銀行は在外正貨を民間に拂下げることによつ

て、國際貸借決済手段に對する民間需要を充すことが出来、従つて正貨を現送する必要がなかつた。然るに在外正貨が枯涸したる上に、昭和六年の金本位停止を見越して所謂弗買が猛烈に行はれ、正金に對して外貨需要が殺到したるため、政府はやむなく日銀の金準備を崩してこれを海外に現送して外貨を調達し、これを以て正金をして外貨を賣らしめたのである。かくてこの當時から正貨の現送といふことが大きな問題となつたのである。昭和六年金本位停止以後は政府はその海外拂に充當するために日銀をして買上げしめた新産金を海外に現送する程度であつた。「金現送の軍事的意義」昭和八年に金買入法が實施されるに及んで軍事上金を國內に保有すべしとの議が有力となり、政府の海外拂の爲めの金現送も打切られるに至つたこと既述の通り。然るに結城前藏相の所謂「生産力擴充」時代に入るに及んで、今度は金現送の軍事的意義が昂揚されるに至り、十二年三月から再び金現送が開始されることになつた。これは要するに、日本軍備の歴史的地理的立ち遅れを克服するために悪性インフレーションを誘發せしめずして急スピードの軍事的生産力擴充を行はんがため、對外クレジット設定困難なる日本の現状から見て、一方に於て國內の非軍事的方面に使用される物資の節約を行ひこれを軍事的方面に

向けると共に、他方に於て正貨を現送して海外から大量の軍事的生産手段を輸入するより外ないことから生じた現である。日支戦以後は生産力擴充といふよりもむしろ當面の軍需用物資を海外から補給するために金現送が行はれてゐる。十二年三月現送を開始して以來今日までの、現送額は發表されないが、十三年度以降の金現送は大體新産金の範圍内に限定されることとなつた點から見て、相當巨額に上つてゐることは想像に難くない。

金準備の評價替

「評價替の實行」第七十一特別議會を通過した金準備評價法に基いて、日本銀行の金準備は昭和十二年八月二十五日に評價替された。同時に朝鮮銀行、臺灣銀行の金準備も評價替された。この結果評價替前の日銀金準備額四億五千萬圓は十四億千五百萬圓となり、このうちから八億百萬圓を日銀金準備に振り當て残額五億千四百萬圓から政府の日銀に對する負債を差引いてこれを新設の金資金特別會計に繰入れた。そして金買入れ、金現送はこの金資金特別會計に於て行はれることとなつたために、日銀の新金準備八億百萬圓は動かないことになつた。なほ鮮銀、臺銀の金準備を評價替して之を政府に收納することとなつた結果、兩行の保證準備が擴張され(鮮銀は一億圓に、臺銀は五千圓に)ると共に臺銀準備

として日銀兌換銀行券を用ふることが出来ることとなつた。
〔評價替を促した原因〕日本銀行準備の評價替と臺灣銀の改制(準備金の日銀收納と保證準備の擴張)とに現れた幣制改革は、要するに(イ)國際支拂手段の補給に日銀舊保有金を動員せざるを得なくなつたこと。(ロ)日銀舊保有金を現送する場合に起るであらう摩擦心理的影響を緩和する必要に迫られたことにその動因を求めることが出来る。「評價替法の骨子」第七十一議會通過、昭和十二年八月十一日法律第六十號として公布され、同二十五日より施行された金準備評價法の骨子は次の通りである。

- (一)日本銀行兌換銀行券、朝鮮銀行券、臺灣銀行券の引換へ準備に充つる金を當分の間純金の量二百九十ミリグラムを一圓の割合を以て評價す。
- (二)前項の評價替によつて生じたる利益額に相當する金額を日銀、鮮銀、臺銀は政府に納付する。
- (三)(イ)政府は日本銀行に對し保有金の一部を第一項の規定により評價したる價格を以て國庫の勘定に移すべきことを命じ得る。(ロ)鮮臺兩銀行に對し政府はその保有する金を前項と同一價格にて日本銀行に引渡すことを命じ得る。
- (四)兌換銀行券條例第六條、貨幣法第十四條の規定は當分これを適用せず(兌換停止)。
- (五)第一項に規定する評價の割合を後に至り變更することある場合はこれによつて生ずる利益または損失につき利益に相當する金額を政府に納付し損失に相當する金額は政府より補填す。

(六)施行期日は勅令を以て定め(昭和十二年八月二十六日實施)。
〔評價替の方法〕評價替の方法については「金準備評價法に關する件」と稱する昭和十二年八月二十五日實施の大藏省令第三十四號第一條において次の如く規定してゐる。

「金貨については一枚毎に額面價格(貨幣法第十五條の適用を受ける金貨にありては額面價格の二倍の金額)に七百五十を乗じたものを二百九十をもつて除したる金額の餘位未滿の端數を切捨たるものを以て其の價格とす。」

つまり舊一圓の金量七百五十ミリグラムを新一圓の金量二百九十ミリグラムにて除して得たる二倍半強に金準備が評價替される事となつたのである。「公式の兌換停止」更に金準備評價法について注目すべきは、金貨の兌換停止を正式に規定したことである。それ以前に於ては金の輸出禁止といふ形で實際上の兌換停止を行つてゐたのであるが、金準備評價法に於ては兌換銀行券條例第六條及び貨幣法第十四條の規定は當分の内之を適用せずと規定して、兌換停止を法文化したのである。「評價替と其の處分」日銀の金準備及び日銀へ集中した臺、鮮銀の金準備を評價替して得た金額は十二億千四百萬圓となつた。内譯は日銀一、一六四鮮銀一〇臺銀四〇計一、二一四で(單位百萬圓)、この中から日銀の金準備として八億百萬圓を振り當て、殘約四億圓を金

資金特別會計に繰入れた。

金資金特別會計

〔沿革〕金準備評價替に伴つて制定された金資金特別會計法に基き設けられた制度である。同法は金準備評價法と共に第七十特別議會を通過し昭和十二年八月十一日法律第六十一號として公布され同八月二十五日實施された。〔機能〕本會計の資金は同會計法第二條の規定に基いて金準備評價替の結果政府が日銀、豪銀、鮮銀をして納入せしめた評價益約四億圓を以て構成されてゐる。本會計を設けた目的は金の買入れ及び金の現送を従來の如く日銀勘定に於て行はしめて置くときは金の買入、現送のある度毎に日銀の金準備が増減を示して人心に動搖を與へるから日銀の金準備を一定不動のものとして置き、金の買入、現送は本會計の如き特別の機關をして取扱はしめることが効果的であるといふにある。爲替安定のために本會計から金が現送されるところから見ると一種の爲替平衡資金制度の如く見えるが、爲替平衡資金制度は爲替變動が或程度まで自由に放任されてゐる國に於て季節的關係以外の原因に基いて爲替が激動する場合この變動範圍を少なからしめやうとして運用されるものであるが、これに反し日本に於ては爲替相場は一志二片にベツグされてゐるのであり、本會計の運用はこの一志二片を維

持することを使命とするものであるから、所謂爲替平衡資金制度とはその本質を異にする。日本特殊の情勢から生れた獨特の制度である。本會計設置によつて従來日銀勘定に於て行はれてゐた金買上げは本會計の勘定に於て日本銀行本支店に於て行はれることとなつた。なほ本會計は金の買上現送の外に(イ)五千萬圓を限つて産金の増加を圖るため必要な費途に資金を使用することが出来るし(ロ)國債買入れにその資金を使用することも出来る(ハ)また臨時資金調整法第七條の規定に基いて金資金は金資金特別會計第四條の規定によるの外之を興業債券に運用することが出来ることとなつた。因に本會計の内容は一般に公表しない建前となつてゐる。けだし金現送額が判明すると各種の弊害をかもし特別會計を設けた主旨を没却することとなるからである。〔業績〕昭和十二年十二月二十五日發行された興業債券二億五千萬圓、更に同年末に追加發行された興業債券一億圓、計三億五千萬圓を引受けて年末金融對策及び時局産業融資對策の一翼として活躍し、更に日銀から公債を買入れて公債消化に貢献してゐる。

外貨評價委員會

〔沿革〕外國爲替管理法第四條の規定により設けられたるものである。〔官制〕この官制は昭和八年五月十六日の閣議に於いて

次のごとく決定された。

(一)外貨評價委員會は外國爲替管理法第四條の規定により大藏大臣より實却を命ぜられたる金地金、外國通貨、外國爲替または外國通貨をもつて表示する證券若しくは債券の賣却價格を決定す。

(二)外貨評價委員會は會長一人および委員六人以内をもつてこれを組織し、臨時必要あるときは臨時委員を置くことを得。

對米對英爲替協定

〔對米協定成立經過〕民間爲替協定の缺陷に就いては別項で指摘したが其後この缺陷を補正するために對米爲替協定が成立し、更に對英協定の再強化が行はれた。對米協定が成立した事情は、米英クロスの低落につれて對米爲替相場は正金建値と市中相場との間に甚だしい開きを生ずるに至つたので大藏省日銀兩當局ではこれが對策として爲替銀行間に對米爲替協定を實施せしめる必要を認め、當局と民間爲替銀行と協議の結果三月十九日双方の諒解成つて出来上つたのがこの協定である。對英相場の協定は出来てゐたが對米相場については協定がなかつたのである。〔對米協定内容〕主要協定内容は次の如くである。(一)對米爲替は對英一志二片と當日の米英クロスによつて裁定した相場により(イ)賣爲替については現物を規定し(ロ)買爲替についてはL・C九十日物はじめや詳細に規定す。(二)協定相場は米英クロス

〔對米協定成立經過〕民間爲替協定の缺陷に就いては別項で指摘

の動きにつれて毎日これを決定する。三相場決定は十六分の一刻みを最小限とする。(四)手数料割戻しを廢止する。

(五)米英クロスの標準のとり方については在ニューヨーク同業者間で決定する。(六)罰則規定は設定しないが實行上の監督は主として日銀が當る。〔對英細目協定成立〕對英爲替相場は昭和十二年八月銀行間に協定の成立を見たが其内容は電信賣り對英一志二片を下ることを得ず又買爲替は信用狀附九十日拂ひ手形一志二片十六分の一を最低とするといふ極めて基本的協定で各種手形に關する細目に關しては各銀行間の自制に俟つこととなつてゐた。所が已に對米爲替に就き細目協定を實施した以上對英爲替に就いても同様細目協定を結ばしめることが當然であるとの見地から、對英爲替相場にも細目協定成立し、昭和十三年四月五日から實施された。なほ右の對米對英協定の實施に當つては間接的協定破りを嚴重に取締るため『對英、對米以外の各地向け爲替相場に就ても同趣旨に基き合理的相場を建てる事』と特に協定條項を設けたが、これに従つて正金始め市中爲替銀行では各地向け爲替相場は當日の對英一志二片を基準を以て裁定した合理的相場を建て四月七日から實施した。

【物價問題】

物價と物價指數

〔物價の性質〕英語のプライスといふ語は個々の商品の價格にもまた日本語のいはゆる物價の意味にも使用され、甚だ漠然とした言葉である。しかし日本語では價格または値段と物價とは明白に區別されてゐる。價格はいふまでもなく個々の商品の具體的な相場であり、物價はそれ等個々の價格を綜合した一つの概念として考へられてゐる。しからば物價の本質は何かといへば簡単に通貨購買力の表現といつてよいであらう。では通貨は何故購買力を有つてゐるかといふに、古くは通貨自身に價值があるからと考へられてゐた。金本位時代には紙幣と金とは自由に兌換された。従つて金の有つ價值が通貨の購買力の基礎であると主張された。所謂メタリズム説である。だが一方で不換紙幣でも立派に購買力を有つてゐるし、各國が金本位を離脱した今日でも通貨が一定の購買力を有つてゐることは嚴たる事實である。そこでメタリズムに替はり、通貨の價值はその素材にあるのではなくして、通貨としての職能から發生するのだといふ説

が主張される。ノミナリズム(職能學説)説がそれである。〔物價指數〕物價は個々の價格の綜合概念だが、現實にそれは一の數字として表現される。所謂物價指數で、物價が騰つたか下つたかは物價指數を通して見ることが出来るわけである。だから物價指數は、單獨にある時期の個々價格の綜合數字としてポツンと一つ出しただけでは全く意味がない。物價指數なるものは異つた時期間の比較によつて始めて意味が生じるのだ。普通には國際間における物價指數の比較もよく行はれる。しかし物價の横の比較は無意味だといふ學説もある程で、如何なる場合でも國際間の比較が有意味だとはいはれない。嚴格には縦の比較、同一國家に於ける異なる時期間の比較が物價指數の本來の意義である。

通貨・財・物價

〔物價變動の四大要因〕物價變動の原因は無數にある。經濟、政治、軍事上等の大きな事件は直接・間接に悉く物價に何らかの變動を與へるもので、特に現在のやうな國際關係が緊密化した時代では、極端にいへば地球上のどんな事件でも、少くとも間接的には各國の物價に影響するといつてもよいほどである。しかし基本的な物價動因としては、(A)通貨の側に於ける變動原因(B)財貨の側に於ける變動原因及(C)租稅制度(D)獨占の四者に區別することが出来る。

物價は通貨購買力の表現だとすれば、通貨價值の變動が物價變動と表裏の關係にあること自明だ。しかし更に通貨價值を動かす原因となると、主要なものだけでも多數ある。

〔爲替相場〕通貨の對内價值を表現するのが物價であり、對外價值を表示するのが外國爲替相場である。二者は特定の時點に於ては必ずしも一致しない。例へば爲替相場が暴落しても、それと比例的關係で國內物價が騰貴することはない。しかし相互に一致せんとする傾向に絶えず支配されてゐることは事實である。爲替相場が下落すれば、まづ輸入品の價格が騰貴し、次いでそれと競争的關係にある國內商品、その次には輸出商品、最後に一般的國內商品といふ順序で價格騰貴が實現し、結局は通貨の内外價值は一致に近い状態に接近する譯である。普通には爲替相場がまづ動いて物價に影響するのであるが、物價が爲替以外の他の事情によつて動き、それが爲替相場に波導する場合もあり得る。〔通貨數量〕金本位時代には、流通通貨の數量は金の準備量によつて制限されてゐたが、金本位を離脱し管理通貨制となつた現在では、通貨數量を機械的に制限する物的根據は一應は存在しない。理論上、通貨は無制限に増發し得る。若し物資の生産數量が不變とすれば、通貨數量の増加が物價騰貴となるのは明白である。通貨數量説は非難も多

いが細い部分を除き理論の基礎的構造についていへば殆ど自明的なことをいつてゐるに過ぎない。日本の實狀としては、通貨増量は財政膨脹、特に赤字公債、戦費公債等の日本銀行引受發行といふ徑路を通して實現される可能性が多い。その他輸出超過も通貨膨脹の一因となり、部分的な問題としては産金の日銀買上も一原因である。〔信用の膨脹・收縮〕信用の膨脹(收縮)は購買力の増量といふ意味では通貨膨脹と全く同じで、結局通貨價值の變動を通して物價に影響する。更に信用との關聯において金利の騰落も物價變動の有力な基本的原因の一つである。〔物資需要の増減〕通貨の側に於ける物價變動の原因も、究極するところ通貨數量の増減が根本的原因となる譯だが、財貨の側に於ける原因としてもこの點は同じだ物資需要及供給の數量増減が物價を動かす直接原因となる物資需要の増加は、國內的には結局購買力從つて通貨増加によつて惹起される。單に金と物との兩側面から見ると過ぎず、事柄は全く同じである。對外的には勿論輸出の増加だ。商品輸出はいふ迄もなく、資本輸出も通常商品輸出に轉形する意味に於て、やはり物資需要増加の大きな原因となる。〔物資供給の増減〕物資需要の増減と表裏關係をなすのが物資供給の増減である。通貨の増量從つて需要増加が如何に起つても、物の供給がそれに相

應して順澤に行はれるならば、理論上物價變動は無い筈である。日本の準戦經濟體制下に於て、財政膨脹による物價騰貴傾向に對して、所謂生産力擴充政策物資供給力の擴大が基幹的政策として採用されてゐるのは右の理由による。反對に物資の供給過多、過剰生産が物價低落の直接原因となる事實は、世界大戦後十數年間に亘つて日本經濟界が體驗したところである。「物資配給組織」一國全體としての物資の需要・供給は適合してゐても、配給組織の如何によつて現實の物價に大きな差異が生ずる。それは局地的に需給適合が不圓滑となつたり、仲間商人が多く介在して商品原價を高めることなどの理由による。林内閣の設置した物價對策委員會でも、配給組織改善が物價對策の重要項目の一つとして取り上げられた。

租税及獨占と物價

〔直接税・間接税と物價〕財政膨脹に對する原則的批評として、財源を赤字公債の中央銀行引受發行に求めず、増税による場合は物價影響少なしといはれる。だが、一應物價に影響なしと見られるのは直接税（轉嫁不能の税）の増税だけで、間接税の増徴は勿論物價騰貴の直接原因となる。特に最近の日本の物價騰貴には、關稅、消費税などの間接税増徴が大きな原因となつてゐる。もつとも學說としては、間

接税が必ずしも大衆に轉嫁されるとは限らぬといふ主張もある。しかしそれも、間接税がそつくりそのまゝ大衆に轉嫁されるとは限らぬといふだけのことで、間接税が本質上、轉嫁可能税であることは明らかである。「直接税の轉嫁と物價」新しい租稅論では、直接税でさへも少くともその一部分は轉嫁されると主張してゐる。自由競争の時代にはなるほど直接税の大衆（消費者、ある場合には労働者、但しこの場合は物價には直接關係なし）轉嫁は不可能であつた。だが高度獨占資本主義時代には事情は一變し、資本家はその租稅負擔を商品價格を高めることによつて結局大衆に轉嫁するといふのである。「獨占の發展」日本の產業界は、昭和六年の重要産業統制法の成立を機として、從來の自治的統制から國家權力を基礎とする統制強化、高度獨占企業時代に進んだ。産業統制法で直接保護される獨占だけでも二十四事業、その他の獨占事業や工業組合法、輸出組合法、單行統制法に準據する獨占を數へれば、有力産業にして何等かの獨占組織を有たぬものは無いといつてもよい。（詳しくは「産業統制」の項参照）「獨占と物價」普通には物價變動の要因として獨占のことは論じられてゐないが、物價の近年に於ける現實事態としては、獨占は物價變動の獨立した一原因として見なければならぬ重要性を有つてゐる。獨占と物價との關係は、

（イ）不景氣時代にはその獨占力によつて價格低下を極力阻止する、限産、販賣協定、價格協定などが最も普通に採用される手段だ。（ロ）經濟界に價格騰貴の狀態が發生した場合一例へば爲替下落や財政膨脹など一價格の自然推移以上に、人為的に政策的に、狀態が許す最高限度まで價格引上をやる。工業生産品が一般に物價下落率が低く騰貴率が高く速かなのは、この獨占の作用が有力原因の一となつてゐる。（ハ）更に價格騰貴の條件が發生しない場合でさへも獨占はその強大な市場支配力を以てある程度の價格引上をやることも出来る。

物價の種類

〔卸賣物價と小賣物價〕個別的價格を綜合したもののが物價であるが、その綜合の方法により物價には多數の種類があり、それら特有の意味・性質・法則を有つてゐる。次にそれ等のうちで主要なものをも説明する。凡ゆる物價のうちで、卸賣物價は最も基本的なものである。景氣の問題は資本家の立場からいへばその商品の價格が騰貴するか、しないといふ問題に歸着する譯で、卸賣物價の高下が基本的な景氣指數となつてゐる所以である。これに反して小賣物價は民衆の生活に直接關係を有する。卸賣物價が資本家的物價だとすれば小賣物價は民衆的物價だといつてもよい。勿論小賣物價も終局的に

は卸賣物價に支配されるが、兩者の動きはある程度まで獨立してゐる。大體の傾向として、卸賣物價の動き方は激烈だが、小賣物價のそれは著しく緩慢だ。日本銀行の物價指數によつて例示すれば、金再禁止後十二年末までに卸賣物價は五割六分の騰貴、小賣物價は二割九分の騰貴となつてゐる。小賣物價の動きが緩慢なのは（イ）指數調査品目が、工業品

	卸賣物價 (1930年=100)	小賣物價 (1934年=100)
昭和六年	一五三	一三六
昭和三年	一六三	一七四
騰貴率	五六%	一九%

の他に農水産品を多數網羅し、これ等の商品は景氣の波によつて價格の騰落する性質が乏しいこと。（ロ）小賣商品の大部分は完成品であるためその原價の大部分は勞賃から成り、しかも勞賃の動きは商品價格のうちで最も緩慢な動き方をするものである、等が主要理由である。日本の物價指數では、日本銀行、商工省の指數が卸、小賣共に一般に利用されてゐる。「小賣物價と生計費」民衆の經濟生活は小賣物價の動きによつて大體のことは解るが、一層その目的に副ふために作つたのが生計費指數である。これは小賣物價を中心とし、家賃、交通費、光熱費などを加味したもの

である。日本には従来、民間作製の生計費指数が二、三あるだけであつたが、昭和十二年から内閣統計局の新指数が作られることになつた。「工業物價と農産物價」この物價は農業對資本主義産業の關係を見る場合に重要な意味を有つ。農産品の價格騰貴率は工業品のそれに比較して甚だしく低いといふことが資本主義諸國の通例となつてゐるもので、この現象がシエール(銀貨價格差)と稱される。「生産財物價と消費財物價」景氣變動の態様を見る場合に有意義な物價區別である。大體に於て景氣上昇期には生産財物價の騰貴が著しく、景氣下向の場合はその反對である。消費財物價の動きは原則的に緩慢で、卸賣對小賣物價の關係によく似てゐる。「國際商品物價と國內商品物價」現代のやうに爲替の不安定な時代にはこの區別は特に重要な意味がある。輸入商品輸出商品を一括して國際商品と呼ぶが、その價格は爲替變動の影響を受けること國內商品に比較して遙かに敏活且大幅で、特に輸入商品の價格に於て著しい。爲替相場に大きな變動が起つた場合、それが物價變動、輸出入關係等を通して景氣に如何なる影響を與へつゝあるかを見るには、このグループ物價を見なければならぬ。日本では三菱經濟研究所の「本邦經濟狀態」に出てゐる國際商品、國內商品物價指數がよく利用されてゐる。以上の他、外國

物價と國內物價、金物價と紙幣物價の區別なども、しばしば問題とされるグループ物價の主なるものだ。

物價政策

〔意味〕物價の安定は經濟生活の正常な發展の基礎である。物價が激變しては事業經營を眞面目にやることも出来ぬし、輸出入は重大な障害を受け、廣汎な債權債務關係について不當に利得するものと損するものが發生する等々、要するに經濟生活は破壊されてしまふのだ。但し物價安定といつてもその長年に亘る釘づけ状態が理想的といふ譯ではない。またそれは如何なる政策をもつてしても不可能事である。物價の徐々の騰貴ならば重大な弊害はないし、むしろ正常な經濟發展のシンボルとも解される。事實としても日本の長期物價についていへば、約三十年間に十倍になつてゐるが、最近の金再禁止以來の物價急騰を除けば、大局論として物價騰貴が重大な弊害があつたとは認められない。とも角、物價の急激な騰落は極力阻止しなければならぬ。不景氣時代には物價引上政策が考慮され、好景氣時代には物價引下策が執られる。但し最近のやうに金本位が崩壊した貨幣制度の下においては、事實問題として物價引上策は考へる必要がない(農産品物價のやうな特殊物價政策は勿論別だが)物價對策といへば少くとも日本では物價抑制策と同義語に解して宜しい。「物價對策

の諸手段」個々の商品に關する價格對策も、それを綜合すれば一般的な物價對策としての體系が出来るわけだ。しかし個々商品の價格對策はその時々具体的な事情に應じて千差萬別だから、こゝに概論することは不可能だ。基本的な物價對策は、要するに別項で説明した物價變動の主要なまた一般的原因―通貨、爲替、租税、獨占など―についてそれ〴〵必要な手段を考慮することである。そのうちでも特に通貨對策は物價對策の最も基幹的なものだ。最近の日本では、赤字公債・職費公債の發行に伴ふ通貨對策、所謂公債消化策が財政・金融政策の最大問題となつてゐるが、それは物價抑制の立場から見た意義が重要な役割を占めてゐるわけだ。一九三三年金本位停止、三四年弗價切下を斷行した米國は、所謂「サウンド・マネー」(健全通貨)を通貨政策の基本としてゐる。物價状態を見て通貨對策・財政・金融對策等を決定するといふ趣意のものであるが、これは通貨と物價との關係を最も基本的なものとして解してゐる一例である。

物價對策委員會

〔沿革〕物價對策委員會は昭和十二年五月に成立した。短命に終つた林内閣の經濟政策のうちで最も注目すべき業績の一つである。當時物價は財政膨脹や海外物價高その他多數事情の

輻輳で、十一年末から急騰を演じ、物價、生活問題は當時の緊急最大の政治問題となつてゐた。そこで急遽首相が會長、藏相、商相、農相が副會長となり、次の民間委員を任命して設立された。もちろん當面の物價處置ばかりでなく、準戰時體制の擴大・深化に伴ふ將來の物價騰貴に對して憂慮した結果である。そしてこの委員會を作つたことは、間もなく勃發した支那事變による物價問題を處理する上に於て多くの効果のあつたことは事實と認められる。「物價對策委員會委員」委員顔觸れ次の如し。池田成彬(當時日銀總裁)、兒玉謙次(前正金頭取)、南條金雄(三井合名理事)、各務謙吉(郵船會長)、小倉正恒(當時住友合資總理理事)、三宅川百太郎(三菱合資理事)、藤原朝次郎(王子製紙社長)、津田信吾(鐘紡社長)、鮎川義介(當時日産社長)、矢野恒太(第一生命社長)、平生鈺三郎(日鐵社長)、井阪孝(東京ガス社長)、松本鶴次郎(昭和石炭會長)、山崎覺次郎(經濟學博士)、大河内正敏(理化學業社長)、安部磯雄(社會大衆黨首)、大川喜六(政友會)、小川郷太郎(民政黨)、佐藤電次(農學博士)、石黒忠篤(中央金庫理事)

〔委員會の答申〕五月に設立された委員會は、その後數個の分科委員會を作り、十二年十一月はじめに至つて左の如き答申を行つた。

- (イ)生活必需品に關する物價應急對策・答申―物資供給調整、價格、配給統制、公定價格實施、通貨膨脹抑制等。
- (ロ)鐵に關する答申―鐵鋼の供給増加策、消費統制、公正價格の勵行等。
- (ハ)石炭に關する答申―石炭増産五ヶ年計畫の實施、日滿炭統制、配給改

善等。
 (二)動力に関する答申—料金統制の強化、特殊電力の開発その他。
 委員會答申は結局原則案の列擧に止まり、間違つてはゐないといふ程度で、それ以上の名案は無かつたが、とも角一應任務を果たしたので委員會は一旦解散し、十三年四月物價中央委員會が再組織された。

公定價格

〔意味とその必要〕國家がある商品の最高價格または最低價格を指定するのが公定價格である。元來、物價統制策としては別項物價對策のところでも説明したやうに、通貨調節、需給調節その他無数の手段がある。だがこれ等は悉く間接的政策で、従つてその効果も間接的であり、容易に所期の目的を達し難い。然るに公定價格は直接の物價統制策で、國家權力により物價を一定の地位に釘付けさせるものだ。効果の大であるといふ點では、間接的物價統制策に遙かに優る。公定價格は強權的な物價對策だから、如何なる場合でも公定價格で押へつけるのが望ましい、といふ譯には行かない。また商品によつては公定價格適用に適しないものもある。大ざつぱに公定價格適用の條件をいへば、第一には商品の相場が主として素材價值によつて決まるもの(従つて例へば器具、機械類などには不適當だ。第二にはなるべく單純な商品で種類が少いもの。

第三には生産者によつてその原價に大きな差異のないもの等が公定價格制の目的物となる譯だ。つぎに何故強權的な公定價格が必要とされるかといへば、準戦時または戦時において間接的統制策では充分な効果が擧げぬやうな場合、或は米のやうにその騰落が國民の全階層に大きな影響を與へる場合などに公定價格の發動が要望される。然しヨリ一般的な理由としては、獨占價格抑制のための必要である。強大な獨占企業の威力の前には、消費者、需要者は全く無力だ。獨占物價を押へ付けるのは國家權力によるより他に手段がないからである。最近數年間、日本、ドイツ、イタリ、フランス等に公定價格制が急激に發展したのはもちろん準戦時的影響でもあるが、高度獨占資本主義が完成に近づいたといふことが、ヨリ一般的な原因なのだ。(公定價格の實例)日本で公定價格が最も早く實施されたのは米である。しかしこれは前記したやうに、米といふ商品の特殊性に基くもので、公定價格としては例外のものだ。準戦時または獨占對策としての公定價格は昭和九年にはじまつた石油(揮發油)とセメント、昭和十一年の硫安、更に支那事變後には棉花、綿絲、ゴム、重油等にも公定價格が布かれることになつた。

暴利取締令

〔沿革・効果〕日本で暴利取締令が最初に制定されたのは、米騒動を機として出來た大正六年の農商務省令第二十號である。米、澱粉類、鐵類、石炭、綿絲布、染料、藥品、肥料の八品目が指定され、その賣惜しみ、買占めによる不當利得を取締ることにした。そして數回發動されたけれども大した効果は無かつた。第二回は支那事變による物價對策として昭和十二年八月三日公布、即日實施されることになつた。暴利取締令の性質はいふまでもなく非常時物價對策たる點にある。非常時の物價激動期には不當利得を貪る者が發生し勝なので、かやうな非常手段を執ることが必要とされるのである。但しその効果については大なる期待をもつことは出來ない。(イ)取締の對象が卸賣または小賣商の賣惜しみ、買占め等主として商品の賣買過程だけに限られること。(ロ)賣惜しみ、買占めの認定標準、または何を暴利價格と認めるかの標準が甚だ曖昧で、結局は商工大臣、地方長官の名をもつてする戒告、警告、或は更に微温的な取引數量、ストツク、賣買價格などの狀況報告を求める程度に終ること、等の理由により、利に敏い商人を取締るのは容易なことではないからである。要するに精神的影響を與へて、多少の効果があればよしとするといふ程度のものである。〔對象商

品〕現行取締令による指定商品は左の如くだ。(一)金屬およびその原料(二)黒鉛、圓砂、石綿および雲母(三)機械器具およびその部分品(四)自動車、車輛およびその部分品(五)電線および電柱(六)電燈(七)研磨材料(八)耐火煉瓦(九)硝子(十)石油およびその容器(十一)石炭、コークス、木炭(十二)棉花、羊毛、麻、ステープルファイバー(十三)糸(生糸を除く)および織物(十四)被服(十五)紙類(十六)染料、顔料および塗料(十七)工業藥品(十八)醫藥その他衛生材料(十九)油脂類(二十)肥料および飼料(二十一)生ゴムおよびゴム製品(二十二)パルプ(二十四)皮革およびその製品(二十五)麥および小麥粉(二十六)建築材料(その後更に七品目を追加)。

新暴利取締令の特色は品目が著しく擴大し、特に軍需品に中心をおいてゐること、および舊取締令では最も重要視された米が除かれてゐること等である。米を除いたのは米穀統制法で別に對策が執られてゐるからだといふ。同様の理由で重要肥料統制法の對象たる化學肥料も除かれてゐる。

支那事變と物價

〔物價統制策の効果〕本來ならば戦争は物價を暴騰させるものだ。しかし日支戦争發生後、半年の間は物價全體としては殆ど騰貴してゐない。(別表参照)

日支戦争前後の物價(卸賣)

總指數	生産財	消費財
-----	-----	-----

これは一見不思議なやうに思

昭和十年	一四〇	一三三	一七〇
昭和七年	一五〇	一三七	一六三
三年一月	一七三	一七五	一六九
同 三月	一七六	一七七	一七〇
同 五月	一七七	一七五	一七六
同 六月	一七六	一七四	一七〇
同 七月	一七七	一七五	一七〇
同 八月	一七三	一七〇	一七〇
同 十月	一七四	一七二	一七六
同 十二月	一七四	一七三	一七七

(備考) 三菱經濟研究所調査、明治三十六年一

大正三年平均一〇〇。

まで、一舉に四割も暴騰し一應上げ盡したためである。長期戦下に於ていつまでも物價が安定を維持してゐるといふことは、凡ゆる物價對策を實行した場合でもなほ不可能事である。「戦争と小賣物價」小賣物價の特殊性質は別項で説明してあるが、戦時下に於てもやはりその特質を現はしてゐる。小賣物價は昭和六年以來、毎年そして大抵毎月デリ／＼と騰勢を續けてゐるが、戦争後卸賣物價の一應の停頓にも拘はらず、小賣物價だけは依然頑強に騰貴を續けてゐる。特に戦争半年を過ぎて輸入制限の影響がようやく普通

はれるが、戦争發生と同時に實施された暴利取締令や公定價格などの統制策がある程度の効果を現はしたことを、更にヨリ有力な原因としては、戦争の直前たる十一年末から十二年五月頃

化するや、綿製品類その他の生活必需品小賣價格の騰貴が顯著となつて來た。價格統制策はあつても、何より物の供給不足が價格騰貴を不可避としてゐるのだ。參考までに戦争前後の東京小賣物價指數を別表に掲げる。(日銀指數、一九一四年=一〇〇)

戦争前後の小賣物價

	總平均	食糧品	燃料	衣服數
十一年一月	一五九	一九三	二二四	一三一
三年一月	一七〇	一九四	二〇六	一三六
同 三月	一七二	一九〇	二〇三	一三三
同 五月	一七三	一九九	二〇八	一三二
同 六月	一七三	一八九	二〇〇	一三〇
同 七月	一七三	一八八	二〇〇	一三〇
同 八月	一七三	一八七	二〇二	一三二
同 十月	一七九	一九〇	二〇三	一三〇
同 十二月	一八五	一九〇	二〇一	一三一

【貿易及關稅】

貿易の歴史的發展

〔第一期〕我國の近代的貿易は、安政五年の五ヶ國條約、同六年の横濱開港にその端を發してゐる。勿論當時の貿易は甚だ幼稚であつて、通商條約は治外法權、關稅權の拘束を含む不平等條約であり、外國貿易權は外國商館に獨占され、邦人はたゞ外國商人を通じて賣買を營む所謂受動(居留地)貿易であつた。貿易額は明治元年に二千六百萬圓、十年に五千萬圓、二十一年に漸く一億圓に達し、日清戦役直前には一億七千萬圓を算した。〔第二期〕日清戦後我國の産業革命が一應完成し、一切の諸産業が勃興すると共に、朝鮮、臺灣への販路擴張、金本位制の實施(三十年)、條約改正による關稅權回收(三十二年)が成功し、こゝにわが貿易は急速な發展段階に入つた。更に日露戦争によつて我國國際的地位が向上すると共に、貿易の發展も更に拍車を加へられ、四十四年の條約改正によつて關稅自主權が確定され、また高率の差關稅による保護政策が採用されるに至つた。かくてわが貿易の内容も輸入では製造品から生産機械、原料

〔第一期〕我國の近代的貿易は、安政五年の五ヶ國條約、

品へ、輸出では原料品から製造品へと推移する傾向を示すに至つた。〔第三期〕大正三年世界大戰が勃發すると共に、輸入品の供給が杜絶し、交戦國からの需要が増加したため、交戦諸國に代つて東洋市場に進出し得る結果となり、輸出工業と貿易市場は俄に擴大し、わが貿易は實に古今未曾有の好況を呈した。大正三年六億圓に滿たなかつた輸出額は同八年には二十億圓を突破し、四十七年間の出超額は實に十五億圓の巨額に達した。貿易のかゝる發展は海運の盛況を促し、運賃、備船料、保險料等を激増させ、その結果國際收支は未曾有の順調を來し、大正八年の在外正貨は十三億圓に及んだ。休戦後軍需品の需要停頓、歐洲産業の平時状態への復歸、歐洲諸國の購買力激減のために戦時の活況を次第に喪ひつゝあつたが、大正九年の反動恐慌でこの衰退は愈々歴然となつた。進んで大正十二年の大震災後、我國は輸入高が激増して貿易は逆調となり、従つて國際收支も次第に悪化した。貿易總額は爲替暴落による輸出増進も手傳つて再び増大し昭和四年までこの傾向は繼續した。しかしながら大戦後は一般に關稅戰が白熱化して海外市場益々狹隘となり、加ふるに昭和五年勃發した世界恐慌の深刻化と相俟ち、我國貿易も以來衰退の一路を辿つた。〔第四期〕(再禁止後の貿易發展)及び(戦時下における貿易の變遷)の項参照。

再禁後の貿易

〔概要〕昭和六年末の金輸出再禁止以來、我國の外國貿易は飛躍的に發展した。貿易總額は昭和六年には二十三億八千二百萬圓であつたが、七年には二十八億四千四百萬圓、八年には三十七億七千八百萬圓、九年には四十四億五千四百萬圓、十年には四十九億七千一百萬圓と倍増し、十一年には五十四億五千六百萬圓、遂に十二年には六十九億五千八百萬圓と昭和六年の殆ど三倍近くに大膨脹を遂げたのである。〔輸出の激増〕輸出の數量的増大を指數で示せば（昭和六年＝一〇〇）昭和七年は一・八・一、八年は一・三〇・五、九年は一・五・四、十年は一・七五・一、十一年は一・九一・三と殆ど二倍近くに激増してゐる。また輸出金額について見れば、昭和六年が十一億四千六百萬圓、昭和七年が十四億九百萬圓、八年は十八億六千一百萬圓、九年は二十一億七千一百萬圓、十年は二十四億九千九百萬圓で、六年の二倍以上に激増した。また十一年は二十六億九千二百萬圓、十二年は三十一億七千五百萬圓で殆ど六年の三倍近くに激増してゐるのである。〔輸入の増大〕以上の如く輸出の増大につれて當然のこと乍ら、輸入も亦増大した。特に輸入金額が激増したのである。今輸入數量の増大振りを指數（六年＝一〇〇）で示せば、七年は九八・七、八年は一〇二・三、九年は一〇九・一、十年は一

四・三、十一年は一二五・六といふ推移を示してゐる。輸出數量の増大に比較すれば、輸入數量は餘り増大してゐない。また輸入金額は昭和六年が十二億三千五百萬圓、七年が十四億三千百萬圓、八年が十九億一千七百萬圓、九年が二十二億八千二百萬圓、十年は二十四億七千二百萬圓と六年に對して倍増し、十一年には二十七億六千三百萬圓、十二年には金額で三十七億八千三百萬圓と六年度の三倍以上に激増してゐる。殊に十二年度の輸入は、前年度よりも十億二千萬圓（約三割八分）も激増した。かゝる輸入額の激増は世界的物價高、準戰時における生産力擴充などのためであつた。また支那事變費は十二、三年の兩年度で七十八億五千圓に上ることになつた。現在のわが國は生産力の擴充途上にあるので、この老大な事變費を全部國內で消化することは出来ない。そこで事變費の増大につれ軍需品の輸入も亦増加する筋合にある。従つて軍需品を出来るだけ輸入するため、非軍需品の輸入が極度に制限されるやうになつた。

貿易發展の社會的基礎

〔概要〕金再禁止以來、本邦の輸出貿易が驚異的な發展を遂げたこと前項所説の通りである。しかるに世界貿易は本邦貿易の歩調とは正反對に、未だ引續き萎縮過程を

迎つてゐた。従つてわが國の輸出貿易のみが叙上の如く獨り發展したことは、それ相當の社會的經濟的理由がなければならなかつた譯である。諸外國ではこの間のわが國の貿易發展を爲替ダンピングと稱して、いづれも邦品防遏施設を強化するに至つた。〔輸出伸張の基礎〕わが國の輸出貿易が飛躍的に伸張した社會的・經濟的理由を爲替ダンピングと稱しても強ち誤りであるとはいへない。しかし輸出貿易の大躍進の最大原因は邦品の割安にあるが、その原因は次の如き諸理由に基づくのである。即ち圓爲替の下落は、それだけ直ちに輸入原料價格を引上げることになる。しかるに國內物價及び勞賃が爲替下落に反比例して騰貴しないならば、その製品は非常な割安となるのである。この場合圓爲替の低落によつてそれだけ勞賃の實質的引下げが出来る譯である。従つて既にわが國の相對的に低い賃金水準が一層引き下げられ、それが輸出品の割安となつて、外國市場を席卷し得たのであつた。例へば輸出の大宗たる纖維産業に於ては、一九三三年の計算で百鍾當りの賃金額は、米國は百十九金圓、英國は七十二金圓、印度は八十二金圓五十錢、支那は三十二金圓九十錢、日本は三十五金圓五十錢である。これを日本を一〇〇とする指數で示せば、支那は八九、印度は二六〇、英國は二三六、米國は三七六といふ比

率である。これをもつてもわが國の勞賃が如何に相對的に低廉であるかを推察出来る。敘上の如き社會的・經濟的經緯のうちに、昭和十二年現在（昭和六年＝一〇〇）で輸入品約十五割四分も騰貴してゐるのに、輸出品僅か三割六分の騰貴で止まつてゐる理由がある。従つて輸出單價が爲替低落を正直に反映して輸入單價と同率に騰貴した場合には、金再禁止以來の輸出貿易の數量的發展は到底望めなかつたのである。再禁止以來のわが國の輸出貿易は割高な輸入を行ひ乍ら勞賃の自働的な實質的引下げを基調として驚くべき安賣を行ふことにより、はじめて數量的發展を遂げることが出来たのである。〔輸出單價の騰貴〕過去六ヶ年間に亘るわが國の貿易發展を基礎づけて來た「割安」といふ特徴も、昭和十一年以來の準戰時編成下の生産力擴充政策によつて變質して來てゐる。即ち國內物價の昂騰及び勞賃の上昇を通じて、輸出單價が昂騰して來たからである。即ち昭和十一年度の輸出單價は六八・五で前年より〇・一だけ上昇したが、昭和十二年度の輸出單價は七五・〇で、前年度より六・五も昂騰してゐる。なほ戰時體制下に於ては物價の昂騰は目覺しいと共に勞働力の軍需産業への集中で、輸出産業に於ける勞賃も自然上昇せざるを得ないから、今後の輸出單價は一層上昇するに相違ない。

我國の貿易構成の變化

〔概要〕最近年に於けるわが國貿易の構成變化についていへば、輸出ではますます全製品の重要性が増大し、輸入は愈々原料品中心となつて來てゐる。「輸出の構成變化」別表で明らかなき、全製品の輸出は昭和十二年は十八億九千百萬圓に増大し、六年度全製品の輸出額の三倍以上に膨脹してゐる。また全製品の輸出總額中に占める割合も昭和六年の四割八分から十二年度の六割一分に増大してゐる。しかして繊維工業品輸出の輸出總額中に占める割合は、昭和四年が七割二分、六年が六割六分、七年が六割七分、八年が六割三分、九年が六割、十年が五割九分、十一年が五割八分、十二年が五割一分といふやうに低下し、これに代つて重工業製品が六年の八分から十二年の一割二分に増大してゐる。また食料品及び雑品の占める割合も多少増加してゐる。いづれにしても全製品と重工業製品の輸出額の比重が増大してゐることは、わが國の産業構成の高度化を物語るものであらう。

昭和六年	輸 出				
	食料品	原料品	原料用製品	全製品	合計
1011	44	422	422	533	1,132

昭和六年	輸 入				
	食料品	原料品	原料用製品	全製品	合計
七 年	104	51	486	700	1,341
八 年	157	73	538	1,031	1,833
九 年	171	95	498	1,345	2,139
十 年	197	110	473	1,451	2,260
十一年	203	126	726	1,553	2,641
十二年	248	133	824	1,899	3,131

昭和六年	輸 入				
	食料品	原料品	原料用製品	全製品	合計
七 年	158	64	181	197	1,332
八 年	160	88	201	219	1,437
九 年	173	111	238	230	1,922
十 年	174	123	255	263	2,277
十一年	193	157	468	286	2,465
十二年	232	177	476	294	2,753

(備考) 内地分、單位百萬圓。

〔輸入の構成變化〕別表の示す如く、輸入に於ても原料品の比重は昭和六年の五割五分から十二年の七割一分に増大してゐる。殊に準戦時と共に輸入構成は著るしく變化す

るに至つた。即ち輸出原料としての棉花、羊毛の輸入も十二年度までは激増したが、それよりも軍需品需要の激増及び生産力の擴充強化による鐵、石油、ゴム、機械、バルブ等の輸入が激増するに至つた。即ち準戦時から戦時體制へ轉換した昭和十二年度に於て、原料製品の輸入は前年度の二倍半近くも激増してをり、また全製品の輸入も前年度の一倍半近くも増大してゐるが、これは支那事變による軍需品需要の激増と生産力の擴充強化のために外ならない。しかも今後、棉花、羊毛等の輸出産業の原料輸入は益々制限されるのに反し、十三年度の支那事變費は四十八億五千萬圓といふ巨額に上つてゐるから、原料用製品及び全製品の輸入が激増するのは火を賭るより明らかである。

進と共に特に注目し値することは、新市場の開拓である。試みに昭和六年の輸出分布と十二年のそれとを市場別に比較してみよう。

〔概要〕前項で説明した如く輸出では全製品の比重が増大し、繊維品の占める比重が年々低下して重工業製品の比重が急速に増大してゐる。また輸入に於ては原料の占める割合が累増してゐるが、準戦時と共に原料製品並に全製品の比重が急激に増大したのである。かうした輸出入貿易の構成變化とともに市場構成が變化して行くのは當然であらう。〔市場構成の推移〕輸出入貿易が各市場へそれ／＼伸張して行つたことはいふまでもないが、昭和七年からの輸出躍

洲別輸出増加額 (百萬圓)

	昭和六年	昭和十二年	増加額	増加率(%)
アジア	550.0	1,645.9	1,140.9	235.9
歐羅巴	104.1	355.9	251.8	241.8
北 米	438.8	659.6	220.8	50.3
中 米	3.3	54.8	51.5	1530.5
南 米	10.2	109.5	99.3	973.5
アフリカ	58.8	242.7	183.9	312.7
大洋洲	26.5	106.4	79.9	301.5
合計	1,141.9	3,175.4	2,038.5	178.8

別表で見ると、輸出貿易の躍進期に増加率の大きい洲別市場は、中米の五三〇・三%といふ驚異的增加を始め、南米の九三三・五%増、アフリカの三二一・七%増、大洋洲の三〇一・五%増などである。即ち新興市場開拓の跡が最も顯著に窺はれる。その結果中米市場の全輸出總額中に占める比重は、昭和六年の〇・二%から十二年の一・七%へ増大した。南米の比重は、昭和六年の〇・八%から十二年の

進と共に特に注目し値することは、新市場の開拓である。試みに昭和六年の輸出分布と十二年のそれとを市場別に比較してみよう。

三・四％へ増加、同期間にアフリカは五・一％から七・六％へ、大洋洲は二・三％から三・三％へ、それ／＼増大してゐるのである。かくの如くわが輸出貿易は新市場を開拓して破竹の勢で伸張して来たが、しかしこれらの新市場の購買力が案外狭少で、最近飽和状態を呈するやうになつて来たこと、これらの市場はわが國にとつてこそ新興市場であるが結局舊市場諸國の政治的並に經濟的支配下にあること等のため、昭和十年以來邦品防遏方策を強化し、わが輸出伸張力は大體行詰りの状態にある。またアジア洲への輸出貿易は滿洲事變影響で一時激減したが、十一年頃から回復しはじめ十二年には激増しつゝあつたが、支那事變の勃發でまたも停滞するに至つた。しかし今後は滿洲國と産業五ヶ年計畫の進捗、北支開發等による輸出増加が期待出来るので、支那事變による減退を或る程度までカバーし得ることとならう。

輸出入單價問題

〔單價の推移〕昭和六年までの金本位制下では輸出單價も輸入單價も大差なかつた。ところが金輸出再禁と共に輸出單價と輸入單價とのシエールは非常に擴大し、輸入單價は年と共に昂騰して行つた。殊に昭和十一年からの準戦時へかけて、輸入單價の昂騰には非常に目覺ましいものがある。これは

年	輸出	輸入
昭和四年	九・〇	九六・二
五年	七・七	七六・五
六年	五・〇	五五・一
七年	五・二	六四・六

〔準戦時に入つてからの輸入單價の昂騰は實に甚だしい。しかも長期戦體制下では輸出産業の原料輸入が益々制限されるので、輸入單價の騰貴傾向は更に激化するであらう。また輸入

(イ)海外の物價高(ロ)原料分散買付主義(ハ)爲替管理の強化と輸入制限等のためである。そして十二年の輸入單價は七年に比し一一・五％も昂騰してゐる有様であるが、更に戦時體制の下では、海外物價の反落にも拘らず、輸入單價は續騰せざるを得ないであらう。輸出單價も輸入單價の昂騰につれて十一年までは微騰であつたが、十二年度に至つて遂に昂騰するに至つた。かくの如く輸出單價の昂騰することとは輸出貿易の前途にとつて香ばしいことではない。尤も綿布の十二年度に於ける輸出は、數量では二十六億四千四百萬平方碼と前年より一億六千五百萬平方碼減退したが、輸出單價が昂騰してゐるため、金額では前年より九千萬増であつた。従つて昭和十二年度の輸出貿易に於ては輸出單價の昂騰は全面的には悪影響を及ぼしてゐない。今試みに近年における輸出入單價と推移を示しておかう。(今後の見

年	輸出	輸入
八年	六・三	八三・四
九年	六・四	九三・一
十年	六・四	九六・三
十一年	六・五	一〇四・三
十二年	七・〇	一一〇・三

制限に基く原料騰貴、インフレの進展等で、輸出單價も今後騰貴して行き、貿易阻害の最大要因とならう。従つてわが國の輸出貿易にとつて輸出單價の騰貴抑制が切實な問題となつて来るであらう。

生産と貿易の關係

〔概要〕金再禁止以來、わが國産業が飛躍的な發展を遂げて来たこと周知の通りである。しかしこの産業發展を促進した最大原因は、財政インフレであつたと同時に、財政インフレが輸出貿易の發展で支えられて来た事實をも見逃してはならない。しかしわが生産總額の二割乃至三割(十一年の推定)近くは移輸出されるのであつて、わが産業の海外依存性は非常に強い。「生産總額と輸出の比率」わが國の財政インフレが今日まで順調に進展し得た最大の要因は、それが輸出貿易の發展によつて支えられてゐることによるが、然らば最近に於ける全産業の生産總額の幾割が輸出貿易に振り向けられてゐるだらうか。別表によれば、恐慌前に於ては生産總額の二割乃至二割一分見當の商品が輸出されてゐた。しかし恐慌と共に昭和六年には一割八分三厘に低下、

財政インフレの開始と同時に昭和八年には一割九分六厘へ回復、昭和十年には二割一分五厘に上昇して恐慌前の二割一分といふ記録を上廻るに至つた。かくの如く移輸出貿易の占める比率は増大してゐるのであるが、更に移輸出貿易の今後の動向は戰費の調達手段乃至軍需資材の調達手段として、また國內産業を維持する上からいつて、その重要性を益々増加すべき情勢にある。

年	生産總額	移輸出總額	割合(%)
大正十四年	一一、六九三・一	二、六七〇・一	二二・〇
昭和二年	一一、五四〇・五	二、三八二・八	二〇・六
昭和四年	一一、五〇五・〇	二、六〇四・三	二〇・九
昭和六年	八、〇五二・六	一、四七九・五	一八・三
昭和八年	一一、九三七・四	二、三五〇・七	一九・六
昭和十年	一五、一七七・〇	三、二七六・〇	二一・五

(備考) 商工省工場統計表、農林省統計表、大藏省貿易年報による(百萬圓)。

我貿易の國際的地位

〔概要〕周知の如く世界貿易は經濟恐慌以來萎縮過程を辿り、一九三五年に至つて漸く緩慢な回復過程に轉ずることが出来たのである。しかるにわが國の貿易は金再禁止

(一九三一年) 以來驚異的に躍進して、歐米諸國が經濟恐慌と産業不振に喘ぎその貿易が萎縮の一路を辿つてゐるに拘らず、六年の三十億から十二年の六十九億へ大膨脹を遂げた。「わが國の割合は五分」昭和四一六年までは各主要國とも輸出は大體半減近く激減した。殊に米國などは恐慌前の四六%にまで落ち込んだのである。然るにわが國は昭和七年以來物凄しい勢で躍進して、九年には既に恐慌勃發の昭和四年の水準を抜き、十一年には更にそれを二五%方凌駕し、十二年には五九%も凌駕するに至つた。しかし主要國の貿易も九年から多少回復するやうになつた。そして英米兩國は昭和九年から回復過程に移り、英國では十一年に四年の六〇・五%に、米國は十一年に四七・六%まで回復したが、それにしても恐慌前の水準に歸復することはまだ遠い。フランスの貿易は十年に於てもなほ低落し、十一年に至つてやつと僅かに〇・三%方回復したに過ぎなかつた。以上の如く歐米各國の貿易は未だ恐慌前の水準から遙かに低い地位にあるに拘らず、わが國の貿易が恐慌前の水準を五九%も凌駕してゐるのであるから、最近の世界貿易の跋行性が非常に顯著になつてゐるのである。しかし以上の如き各國の貿易總額は經濟恐慌以來減價してゐる各國の貨幣價值をもつて計算したもので、これを舊米金弗に換算

して世界貿易に於ける日本の地位を示せば別表の如くだ。
世界貿易總額と日本の地位 (百萬圓舊米金弗)

年	世界	日本全土	日本全土の割合%	日本内地の割合%
昭和四年	六、六〇六	二、五二一・四	三・七〇	二・八八
五年	五、五五九	一、九六二・七	三・五三	二・六一
六年	三、七〇三	一、五七五・四	三・九七	二・八六
七年	二、八六七	一、〇五一・九	三・九二	二・八二
八年	二、四、三四	九八七・〇	四・〇七	三・〇八
九年	三、三、七五	一、〇三七・七	四・四四	三・三三
十年	三、三、七七	一、一四一・八	四・八〇	三・四九
十一年	二、四、九〇四	一、三六四・五	五・〇七	三・六七

別表の如く、わが國の貿易は金換算で見ても九年以來回復してゐるが、金換算で見ると十一年の貿易額もいまだ四年の約半額に過ぎない。最近に於ける貿易總額の發展も實は大幅に減價してゐる圓貨幣で評價するからであつて、價值といふ點から見れば貿易總額は殆ど發展してゐないことになる。次に世界貿易に於ける我國の地位は昭和四年の三・七〇%から五年には三・五三%に低落し、その後は逐年増大して、昭和十一年には五・〇七%にまで上昇してゐる。

これは貿易總額が増大した結果でもあるが、それよりも世界貿易が萎縮したため相對的にわが國の地位が向上したのである。「數量上の飛躍」以上の如く、價額上に於けるわが國の貿易地位は微弱である。従つて再禁止以來わが國の貿易が喧ましい問題となつたのは不可思議といへる。しかし問題は數量にある。輸出貿易の數量指數は昭和四年を基準として十一年には一八二%となり、約二倍近くに躍進してゐる。それ故最近のわが輸出貿易は恐慌前の二倍の市場に喰ひ込んで行つてゐる譯である。その結果強固なアウタルキー政策をとつて自己支配下の市場を獨占せんとしてゐる歐米の資本主義國との對立は激化せざるを得なかつたのである。

貿易收支の推移

〔過去の實績〕わが對外貿易は明治以來大體輸入超過である。明治元

年から昭和十二年の七十年間の全土貿易に於て輸出超過を示した年は僅か十九回に過ぎない。しかもそれらは明治十五年から二十六年に至る十ヶ年間と、歐洲大戰時の二期に於てであつて、残りは大體偶然的な出超に過ぎなかつた。〔再禁止以來の貿易收支〕金再禁止以來の輸出貿易は廉價良品を武器として世界の各市場を席卷するに至つた。しかし周知の如く輸出總額の約四割五分を占める纖維産業(生糸は

控除)の原料は全部輸入せねばならぬ。そして生産力擴充政策の強行、わが國の爲替低落、海外物價高等のため輸入は益々激増した。そこで再禁止以來の六ヶ年間、あれだけ輸出貿易の飛躍的發展がうたはれたにも拘らず、輸入増加の方が五億一千八百萬圓を超過してゐるのである。今内地貿易收支を見れば、六年は八千八百萬圓、七年は二千一百萬圓、八年は五千六百萬圓、九年は一億一千萬圓の各入超しかして輸出増進の最も旺盛であつた十年にいたつて始めて二千六百萬圓の出超に轉ずることが出来たのである。ところが十一年は又も逆轉して九千八百萬圓の入超、更に昭和十二年は、輸入統制に對する思惑輸入の激増、海外物價高、軍需品の輸入激増、支那事變による輸出貿易の打撃等で上半期の入超が六億一千八百萬圓といふ巨額に上るに至つた。その後支那事變費二十五億圓を樞軸とする軍需品の輸入は激増したが、非軍需産業の原料輸入が極力抑制されたため、十二年中の入超は六億七百萬圓で喰ひ止めることが出来たのである。また全土貿易の收支を見れば、六年は一億四千萬圓、七年は六千七百萬圓、八年は八千五百萬圓、九年は一億四千二百萬圓、同十年は一千四百萬圓、十一年は一億三千萬圓、十二年は六億三千五百萬圓の各入超である。(入超の意義、役割)入超そのものは一概に悲觀視す

る必要はない。問題は入超を齎らす内容である。例へば繊維産業の輸出が發展してそれがために輸入が激増して入超となるのならば必ずしも恐るゝに足りない。また貿易收支の入超は貿易外收支によつてカバーすることも出来るのである。この意味に於て十年頃までの入超は憂ふるに足りなかつた。けれども準戦時計畫の進行並に戦時體制の確立と共に軍需用資材の輸入激増が主因となつて大入超を喫するやうになつたのは、假に貿易外收支によつてカバーされるにしても、純經濟的見地に於ては従前と別個の意義に於てこれを見ねばなるまい。

日英の綿業戰

〔發端〕金再禁以來わが國の輸出貿易が飛躍的に發展した結果、到る處で各國と貿易戰を演ずることになつたが、就中日英兩國の貿易戰は殆んど世界的規模において展開されることになつた。蓋し日英兩國は綿業に於て世界市場で對立する關係にあるからである。〔經過〕我國と英國とは世界綿製品取引總額の約八割、その總價值の約三分の二を掌中に收めて綿製品の世界市場を兩國間に分割してゐる。また日英に次ぐものは米、佛、伊等であるが、しかしこれら三國を併せても世界總取引高の約一割三分見當に過ぎない。周知の如く綿布は植民地的乃至は半植民地的諸國に於ける最も重要な輸

入品である。従つて日英綿業の爭鬪戰も亦植民地的乃至半植民地的諸國において展開されてゐることはいふまでもない。今戰場となつてゐる諸國を洲別に擧げれば、亞細亞、アフリカ、中南米、大洋洲に於ける諸國である。さて英國は去る一九三二年まで殆ど半世紀の久しきに亘つて綿製品輸出に於て世界的覇權を握つて來たのであるが、この一九三二年を轉機に綿製品輸出に於ける世界的覇權を遂にわが國が掌握するに至つた。〔その後の日英兩國の綿布輸出の推移については別表を参照されたい〕英國は一九三二年から三六年の四年間に二億七千二百萬碼を減少してゐるのに反し、わが國は六億七千六百萬碼を増加してゐる。従つてわが國は英國が喪つたものをそつくり奪取した上、更に新らしき市場を獲得したわけである。また昭和十二年度に於てもわが國の綿布輸出二十一億九千二百萬平方碼に達してゐるが、英國は十六億三千七百萬平方碼に過ぎない。従つてわが國の五年連續の世界制覇は確實である。しかし乍らランカシア製品は一般に邦品よりも高級であるため、金額の點では未だ英國側がリードしてゐる。〔邦品制覇の理由〕何故日本の綿業製品が英國側のあらゆる防戦施設を突破して伸張したかといへば、他の一般輸出製品と同様に生産費の低廉が最大武器となつてゐる。しかし綿業に於ける生産費が低廉であ

る理由は、生産設備の優秀、低賃銀、紡織工の熟練化、爲替安等種々ある。

日英輸出綿布比較 (百萬平方碼)

	一九三三年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年
日本	二、〇三三	二、〇九〇	二、五七七	二、七〇八	二、一九三	二、一九三
英國	二、一八九	二、〇三三	一、九九五	一、九四九	一、九二七	一、六三七

準戦時と貿易

〔概要〕二・二六事件以來生産力の擴充を中心とする準戦時編成運動が強力的に押し進められたことは周知の通りである。ところがわが國の經濟構成は海外依存性が大きいため、この準戦計畫の強行は必然に貿易部門へ反映せずにはゐない。今準戦時編成運動が貿易部門へ反映した特徴を擧げれば、(イ)輸出の増加に拘らず輸入が激増したため、入超が記録的に増大した。(ロ)輸入單價昂騰のため輸出入單價のシエールが擴大した。(ハ)輸出入單價の問題(ヘ)輸入部門に於ては原料及び原料用製品、輸出部門にあつては全製品が増加した。(ニ)對滿貿易の躍進。(イ)對滿貿易の項(参照)(ホ)新市場に行詰傾向生じ、新興輸出品の進出率低下した。(イ)貿易の市場構成の項(参照)(ハ)國際收支への不安濃化し

た、こと等である。〔輸入の激増〕準戦體制の進展と共に軍需資材及び重工業用原料の輸入が激増して來た。即ち別掲表の示す如く、十年度邊りから國防資材の輸入は増加して來てゐるが、殊に昭和十二年度に於ける國防資材の輸入は激増し、上期中の輸入だけで既に前年の全額に匹敵してゐる。また關稅改正、爲替管理の強化、海外の物價高等で十二年上期の非軍需原料(棉花、羊毛、パルプ、合成染料、其他)輸入額は前年同期より三億二千八百萬圓も激増するに至つた。〔國際貸借への不安〕上記の如く十二年度上期の入超は六億餘圓の巨額に達した。然るに貿易外收支は海運界の活況、出商業の繁榮等の好事情で一億五千萬圓乃至二億圓見當と見られ、金現送は國內産金の二億圓見當以上を望めないの、貿易外受取超過との合計は三億五千萬圓乃至四億圓見當となる。従つて準戦時體制の進捗は結局國際貸借への不安を強めた譯である。

國防資材の輸入額 (百萬圓)

	九年	十年	十一年	十二年
皮革類	四・八三	四・九三	五・四六	四・一九
石油	二四・〇三	一五・二六	一八・七〇	二〇・三〇
石炭	六五・九	六一・八一	八二・五二	八〇・一六

麻類	二四・三八	二四・六七	三三・六一	三三・八四
鐵鑛石	一九・四二	三四・五四	四〇・〇四	一七・二八
亞鉛鑛	〇・六八	一・五九	三・〇三	一・二一
鉄鑛	二六・五三	四一・一八	四三・〇六	二六・七三
肩鐵	六五・七〇	八四・三三	八〇・八六	八〇・六六
アルミニウム	二二・五七	一八・三六	一三・三三	六・三〇
銅	二八・三六	三七・九五	三六・三三	五・六五
鉛	一七・九〇	二〇・二九	二六・八七	二四・七九
錫	一五・三三	一五・五八	一五・〇八	一五・六〇
亜鉛	七・三三	八・五〇	一〇・九九	二・四六
ニッケル	八・七九	一〇・九七	八・五二	九・五五
眞鍮	二・六五	二・四九	三・〇五	四・七三
金屬製品	八・七〇	一〇・五六	〇・五九	七・三三

戦時下の貿易

〔概要〕昭和十二年七月爲替管理の第三次強化が行はれ、本格的な輸入統制を目指す貿易調整法が成立したが、更に支那事變の進展に對應すべく貿易調整法より一層廣汎な權限の附與された輸出入臨時措置法が實施されるに至つた。かくて準戦時の編成を通じて強化されてゐた貿易統制は、遂に貿易の戦時管理にまで進展するに至つた。従つて戦時經濟體制下の貿易とは、取りも直さず貿易の戦時的管理下の形相である。

いふことが出来る。〔入超六億三千萬圓〕戦時第一年たる昭和十二年の輸出額は三十三億一千八百萬圓、輸入は三十九億五千四百萬圓、従つて入超は六億三千五百萬圓の巨額に達した。これを前年に比較すると、輸出は五億二千一百萬圓（一八・一％）、輸入は十億二千六百萬圓（三五・一％）の各増加である。かくて昭和十年から十一年にかけて危懼されてゐた輸出伸張力の減退は、戦時第一年の貿易に關する限り杞憂に過ぎなかつた。しかし輸出が一八・一％と堅實な歩調で増加したに拘らず、六億三千五百萬圓といふ大入超を喫するに至つたのは、いふまでもなく輸入が激増したからに外ならない。〔輸入激増の内容〕昭和十二年上期に於て棉花、羊毛等の非軍需原料の輸入が激増したが、事變後は非軍需原料の制限で顯著な減少を見るに至つた。その結果輸入に於て原料品の占める割合は昭和十一年の六三％から十二年には五二・二％に低下した。また鐵、銅、鉛、錫、亜鉛、アルミニウム等の軍需用金屬類の輸入激増し、ために原料用製品の比重は昭和十一年の一七・二％から十二年の二九％に増大した。かくてこれまでの貿易上の特質であつた輸出における全製品と輸入に於ける原料の絶對的優位は、事變下の貿易を通じてかなり變化することとなつた。〔軍需用原料の輸入激増〕支那事變以來軍需關係品の輸入

は發表中止となつた。従つて戦時貿易の特色である軍需關係資材の輸入狀況を正確に知ることは出来ない。しかし十一年度の貿易表と比較して見ると、各類別とも「其の他」の項の金額が激増してをり、原重油の輸入二億四千九百萬圓見當、原料用製品たる鐵、銅、鉛、錫、亞鉛、アルミニウム等金屬類の輸入約八億二千七百萬圓、全製品たる精製油等の輸入一億二千五百萬圓見當、合計十二億二百萬圓といふ推計は得られる。無論「其の他」の項には軍需品以外のものを相當含んでゐるので、この十二億二百萬圓が全部軍需品であるとはいへず、大體の目安材料を與へるに過ぎない。とも角も事變下に於ては、棉花、羊毛等輸出産業關係の原料輸入が極度に制限されたに拘らず、入超が六億三千五百萬圓の巨額に上つたことが特徴である。

事變と日支貿易

〔對支貿易減少〕支那事變の勃發に伴ひ昭和十二年は年初以來好調を續けてゐたわが對支輸出が八月に入つて激減した。事變當初にはわが國から積出を急いだものもあつたが、多くは排日貨運動のために積止され、次で戦局の發展につれて排日貨運動は支那全土に蔓延し、邦品關係の荷役が拒否され、引取品の中でも積戻しを受けるものが生じ、或は船腹不足する等、わが對支輸出は七月に入つて一千八百五十萬圓と

なり、前月に比し約五百萬圓（二二％）の減少、八月に入つては對支取引は殆ど杜絶して非常な減少を見るやうになつた。〔對北支輸出の増加〕しかし北支方面では、八月中旬以來治安が回復するにつれて應急用の食料品、日用品雜貨、建築材料等を主として増加し、九月は八月に倍増して從來の約五割内外に回復し、十一年同月に比し僅かに三割七分の減少に過ぎなくなつた。更に對關東州輸出も九月に著増したので、對關東輸出の北支貿易に對する特別地位を考慮に入れるならば、わが對北支貿易は餘程回復したものと認められる。將來北支關係が明朗になるにつれて、綿布、人絹織物、人造絹絲、小麥粉、毛織物、砂糖、自轉車、紙類等を始めとして邦品の販路の回復は樂觀してもよいだらう。また北支經濟建設計畫が樹立實施される曉には、同方面に對する輸出は特に注目される。支那からの輸入は排日運動の展開につれて十二年七月には一千三百萬圓となり、前月に比し三百萬圓（二〇％）の減少、更に八月に入ると船腹不足の關係もあつて著しく減少し、殊に長江筋からの輸入は杜絶した。〔綜合影響〕事變が發展すると共に香港、新嘉坡、暹羅、比律賓、蘭領印度等の各地で華商の邦品排斥運動が起つた。わが銀行側でも對華商輸出手形に對して警戒もしたらしく、これ等の材料が相合して對南洋輸出は八月に

入つて相當の減少を見るやうになり、また新規商談も手控へられ勝ちとなつた。最後に十二年度における對支貿易は、輸出一億七千九百萬圓、輸入額一億四千三百萬圓で、前年に比較すれば輸出に於て二千萬圓増、輸入に於て一千一百万圓減である。事變の打撃があるに拘らず輸出が前年より増加してゐるのは上半期に輸出が激増してゐたのと、九月以降對北支輸出が漸次回復して來たために他ならない。

輸出振興方策

〔沿革〕わが國産業の工業化の進展に伴ひ、貿易品の内容は輸出に於て全製品、輸入に於て原料品又は食料品に屬すべき原始産物が大部を占めるやうになつたが、わが國工業の特質としては纖維工業の重要性を無視する譯に行かない。従つてわが國貿易も纖維工業の隆替と呼應する感があつて、貿易上の諸問題は特に纖維工業との關係で論議される。輸出の伸張は纖維工業品輸出の伸張として現はれ、遂に世界市場における日英綿織物の爭覇となつたのである。しかし、近年わが綿布には漸く伸縮みの傾向が現はれ、今後の市場の維持發展のためには、何と言つても相手國の輸入抑壓措置を緩和乃至撤廢させねばならなくなつた。又そのためには製品の選擇、その他品質の改善等に留意することが緊要となつた。生絲、絹織物、人絹織物等についても相手國の需給状

況、競争産業を考慮しつゝ製品の改善、市場の擴大を圖らなければならぬ。しかし最近に於ては纖維工業品輸出の伸縮みがある反面、化学工業、金屬工業等が發展するやうになり、國內産業と貿易との關係にも新しい問題が發生しつゝある。しかも戰時經濟に於ける輸出の意義が劃期的に重大化したに拘らず、輸入制限と共に輸出不振の傾向が顯著になつて來たので、輸出振興はわが産業界の緊要問題となつて來た。〔内容〕支那事變直前迄の準戰時體制時代に於て、國防關係資材を中心とする輸入増大の情勢に對應すべく、または等必要な資材の輸入を助長するため、民間各方面に於て次の如き輸出振興上の諸方策が取り上げられた。
 (イ) 國內貿易行政機關を統一し、在外經濟行政機關を整備改善すること。
 (ロ) 海外販路の維持開拓、貿易業者の經營改善等を目的とする貿易伸張施設を普及整備すること。
 (ハ) わが輸出品の原料供給資源が地域的に偏し、輸出品が纖維工業品に偏してゐるから、輸出原料については分散買付を行ひ、輸出品については製品全般に亘る輸出に進むやうに國內産業の振興發達に留意して輸出品の普遍化、方面化を圖ること。
 (ニ) 爲替管理の實施に當つては、その目標を單に一時的な國際收支の均衡に置かないで、輸入品が再輸出品又はその原料である場合は國際收支の均衡に資するもの

であるから、かゝる輸入品の許可については積極的であること。(ホ) 輸入の制限されてゐる現在、輸出の増進を圖るためには輸入原料を輸出品原料として振向けるやう工作し、他方國內消費の抑制に努めること。(ヘ) 國防關係産業を同時に輸出産業化させること。(ト) 原料關係に於て海外に依存することの少ない國內産業、工藝品等を輸出産業化すること。(チ) 國內産業の發展確立を目的として關稅制度を擴充すること。(テ) 輸入統制は結局輸出増進を目標とすることに主眼を置くこと。しかしこの見地から考へられる輸入統制としては(a) 邦品輸出に對し壓迫を加へる國からの主要輸入品を統制することにより、邦品に對する制限壓迫を緩和させるに足るもの。(b) わが國が常に入超關係にある國からの輸入品を統制することにより、邦品の輸出を増進させる見込みあるもの。(c) 物價關係でわが國の輸入が不利である國からの輸入の統制を圖ることとすれば、邦品のその國への輸出増大し、それに依つて生じる利益が輸入統制によつて生じる損失を償つて餘りあるものを對象とする。こと。(リ) 求償貿易の立場から市場別、商品別に輸出増進方を考慮し、これを相手方に主張すること。(ヌ) 輸入統制に關する對外交渉については、問題の相手とのみの貿易でわが國側の出超であり交渉が不利であるも、同國の植民地と

一體とすればわが國側の入超なる場合は、わが國はその全體の輸入を對象に交渉すること。(ル) 求償主義に基く輸入統制の促進策として關稅の引下げ、保稅制度の促進、輸出運賃引上げに依る輸入運賃の引下げ、輸入價格の差異から生じる損失補償制度の實施、第三國を介入させる三角貿易制度、爲替清算制度等の實施を考慮すること。(オ) 條約の廢棄防止又はその締結促進の手段として複關稅制度を設けること。(ワ) 必要缺くべからざる物資以外のものの輸入を制限禁止すること。(カ) 貿易部門及び生産部門に亘つて完全な統制を圖り、且つ部門間の利害を調整すること。(コ) 輸出入品に關し貿易業者、生産業者、及び商業者それらの間に大規模取引組織の促進を圖ること。(タ) 日滿北支相互に提携して、兩國以外の市場に對する販路の獲得、新産業政策の確立を圖ること等々。〔効果〕輸出振興上の諸問題は實際のところ結局世界市場の開拓と輸出貿易上の障害を矯正することの二問題に落付くのであつて、これがためには各國との通商交渉をわが國に出来る限り有利に導くやうにすると共に、適切妥當な輸出統制を講じなければならぬ。

貿易振興の諸施設

〔沿革〕諸外國の關稅引上、爲替管理、輸入割當等により、あたかも四面楚歌の中に陥つたわが貿易にとつて、統制の

強化を圖つて、この情勢に對應してゆくことはもとより必要であるが、これと並行して否一段と積極的に有效適切な貿易振興の施設、殊に輸出貿易振興の施設が設けられねばならぬ。最近まで實行された主なるものを次に説明する。

〔輸入補償制度〕政府は相手國物産の輸入補償につき研究してゐるやう傳へられたが未だ實現しない。現在は輸出組合の統制手數料を以てする補償輸入別がある。〔貿易斡旋所の設置〕從來の海外商品陳列館を廢止して、昨年からは輸出組合中央會をして貿易斡旋所を經營させることとなつた。これは貿易の發展上望ましい施設であつて、世界各地に設置する意氣込である。現在の設置箇所は天津、營谷、甲谷陀カラチ、ペールト、アレキサンドリア、カサブランカ、ダーバン、桑港、パナマ、サンチャゴ、ヴェノスアイレス、シンガポール、ハルビンである。〔海外商社の信用調査〕昭和十二年から開始した貿易振興事業の一つで、輸出組合中央會をしてわが主要貿易先の商社の信用状態を調査させ、輸出入業者の取引に便宜を與へやうとするものである。〔海外市場調査團の派遣〕わが商品の積極的海外進出を圖ると共に、海外市場に關する諸事情を實際に知る必要があるの

民間専門家から成る市場調査團を派遣した。十二年度からの新規事業の一つである。〔貿易練習生の育成〕貿易業者志望の青年で海外に於て實習を遂げ貿易實務に精通し邦品販路の開拓並に外國間取引に従事しようとするものを貿易練習生として、濠洲、印度及び緬甸、近東、阿弗利加、中南米の各地方に派して實習させてゐる。〔見本市の助成〕政府は從來日本商工會議所に補助金を交付して、巴里及びライプツヒの歐羅巴二大國際見本市に参加出品させ、また昭和十三年大阪に設立された國際見本市會館に對しても設立補助金を與へ、貿易品の對外宣傳に資した。〔工業品の輸出化〕政府は輸出工藝の振興に着目し、仙臺に國立工藝指導所を設けて金工、木工等の改善について研究指導せしめてゐたが十三年度には更にこの施設を普及擴大する計畫と傳へられる。今日迄は海外工藝品調査員の派遣、海外工藝品の蒐集及び展示、輸出工藝組合展覽會及び海外に於ける本邦工藝品陳列會の開催等に力を入れてゐる。〔輸出品包装の改善〕わが輸出品は氣温、湿度等の異なる土地に輸送されるので、不完全な包装から意想外の損失を受ける處があり、政府は包装技術の改善に努めることとなつた。〔輸出品検査の勵行〕輸出検査の施行は輸出統制の重要事項であると共に、他面邦品の對外信用維持の意味に於て重要な輸出振興の一

策である。(一)貿易行政の改革、(二)輸出組合制度、(三)貿易組合等はそれぞれの別詳見)

我國の關稅制度

〔沿革〕わが國關稅改正の跡を回顧すれば、明治四十三年の改正以後大正十五年迄は一般的な大改正はなかつたこの大正十五年の一般的改正は外國品の競争より國內産業を保護し、重要産業の發展を圖る目的で行はれ、現行關稅制度の基礎をなすものである。なほ部分的改正は大正九年より十一年にわたつて行はれた。また大正十三年輸入防遏と消費節約の目的を以て從價十割の所謂奢侈關稅の設定を見た。大正十五年以後は昭和四年の木材關稅の引上げ等の部分的改正を経て昭和七年には小麥、砂糖等の食料品、綿織絲、毛織等の衣料用品、鐵、機械等の重工業資材二十餘種に亘る關稅引上げと從量賦課品に對する一律三割五分の引上げが行はれた。次で翌八年にも産業保護を目的とする木材外四品目に對する關稅の一部改正が行はれた。右の様に從來のわが關稅政策は國庫增收を目的とする財政關稅乃至國內産業保護のための保護關稅であつて、しかもその保護主義は諸外國にくらべて微温的なものであつた。〔最近の改正〕準戰時體制の進捗と共に軍需資材、重工業原料の輸入が激増したので、關稅制度の改革も必要となつて來た。馬場財政は(イ)

重要産業又は原料に關する國策の樹立に資すること。(ロ)新興産業の保護助長を圖ること。(ハ)各品目間の稅率の權衡を圖ること。(ニ)昭和七年創立の從量稅附加稅を廢し適宜本稅に繰込むこと等の方針の下に、大正十五年以來の關稅定率法の改正を企圖し、遂に第七十議會に際し關稅定率法に於ける總輸入品目の六割、九百六十四品に亘る大改正を立案したが、廣田内閣辭職のために果せず、次で結城藏相を経て賀屋藏相に至り、廣田内閣の方針を縮少して時局柄眞に己むを得ないものの改正に止め、次の如き稅率改正案を第七十一議會に提出して可決された。その内容は(イ)無稅としたもの(政府の輸入にかゝる酒精原料品、政府の認許を受けて輸入する航空機、同發動機、プロペラ、纖維素パルプ(名稱變更)、人造石油、石炭ガス、新聞用紙(ロ)稅率を引上げたもの(燃料用油、自動車、同部分品、同内燃機、針布、軸受及び同部分品)(ハ)稅率を引下げたもの(變性糖蜜)(ニ)輸入稅附加稅(昭和七年設定の從量稅三割五分の附加)を撤廢せるもの(砂糖、苛性鹽、綿織絲、人造絹、パルプ、印刷料紙、包装用紙、鉛及び青銅)(改正の影響)この關稅改正は航空機、人造石油、石炭ガス等の直接軍需資材や纖維素パルプの如き重要産業國策の遂行に必要な原料の輸入を便にし、また國防經濟強化の見地から礦油關稅を引上げて液體燃料の確立を圖り、自動車稅引上げによつて國內軍需工業の基

確立を促すと共に砂糖等の關稅引下げをして物價騰貴を緩和することを目的としたものと見ることが出来る。また政府は鐵(特殊鋼を除く)の生産、輸入、需給等の圓滑を圖るため、昭和十四年六月迄を限度として輸入税を免除することとなり、その法律案を提出可決を見た。更に關東州からの大豆を原料とする大豆油、硫酸マグネシア及び硝酸アンモンを免税するため、大正十四年法律第五十一號の改正法律案を提出可決された。しかし右の如き改正をなしても、未だわが關稅は諸外國に比し甚だ低率であつて、總輸入額に對する關稅額の割合は六・二%となつたに過ぎず、英國は二五・六%、米國は一六・六%の高率を示してゐる。

輸出統制稅

〔沿革〕輸出税は明治三十二年の條約改正迄行はれてゐたが、最近諸外國に於ける輸出防遏が極度に強化せられ、従つて貿易振興を單に民間側の自主的統制に委ねるのみでは不充分なるため、政府が先頭に立ち輸出の統制助長に乗り出すやうになつてから再び復活される機運となつた。〔經過〕政府は第七十議會に

『刻下の國際貿易情勢に鑑み輸出伸張の爲各種の施設を行ふ事が必要となつて居るが、是等の施設を遂行する爲には相當多額の經費を要するので、是等の施設と密接なる關係を有する輸出品の中で最も海外進出力に富んで

居るものであつて或る程度の輕率の租税を賦課してもその負擔は結局外國の消費者に轉嫁し得ると認められるものを選んで、これに對して輸出統制税を賦課する事とし、其の收入を以て先述の施設の整備擴充に充てる事を適當と認む。』

との理由を以て人絹織物、人絹交織物、綿織物、綿交織物、羽二重、絹袖、メリヤス製品、ゴム靴、自轉車及び同部分品に對して從價百分の一、又は千分の五の稅率で課税すべく輸出統制稅法案を提出した。この輸出税はこれによる稅收約四百萬圓を輸入補償、海外販路開拓、輸出補償増額、輸出入工藝の振興、貿易統制等に振り向ける一種の目的稅であつた。然るに次の如き理由によつて、業者方面の反對が強く遂に不成立に終つた。(イ)右の指定品目は業者間の競争激しく、その上諸物價昂騰で生産費が騰貴してゐる折柄、輸出業者及び中小生産者の過量な負擔たるばかりでなく、それを海外に轉嫁することが出来ない。(ロ)財源を一部商品の課税に求めることは不都合である。(ハ)右の課税のため輸出減退の懼れがある。〔貿易統計稅〕なほ貿易統計整備のため、全輸出入品に一律從價千分の一の課税をなさんとする貿易統計稅案も、輸出稅法案と同じく否決された。しかしこれらの企圖そのものは、従來自由通商の原則により極めて微温的であつたわが關稅政策が、近年積極化

して來た傾向を物語るものであり、なほ將來の問題として殘されてゐるといふべきである。

複關稅制度

〔眼目〕複關稅制度といふのは、輸入品目毎に最高、最低の二つの異なる稅率を設けて、通商條約を締結してゐる國には最低稅率を課し、締結しない國に對しては最高稅率を課するのであつて、自國が最惠國待遇を與へられた條約國に對しては最惠國待遇を、自國が最惠國待遇を與へられた無條約國には差別待遇を與へ、これによつて通商條約の廢棄を避け、且つ無條約國をして進んで條約を結ばしめようとするのである。國際通商戰の激化に伴ひ、複關稅制度を採用する國が次第に増加して、現在では約二十三ヶ國ある。〔内容〕わが國でも昭和十一年頃から複關稅制度採用論が擡頭し、大藏、外務、商工等關係各省間に協議された結果、左の如く具體化されるに至つた。(昭和十一年十一月十七日、關稅調查委員會決定)(一)各國通商政策の現情に鑑み複關稅法を制定し通商條約締結國に對しては條約の廢棄を防止すると共に無條約國に對しては通商條約の締結を促し以て本邦對外貿易の進展に資すること。(二)邦品に對し關稅上最惠國待遇を與へる條約のない國の生産品にして複關稅法別表に掲ぐるものには關稅定率法別表による輸入税の他に複關稅法別表による輸入税を

課すること。(三)複關稅法による輸入税は同法別表に掲ぐる各品目につき關稅定率法別表による輸入税の十割程度とする。(四)通商條約によらずして邦品に對し最惠國待遇を與ふる地域及び關東州の生産品に對して必要ある場合は別に勅令を以て最惠國待遇を與ふることとなし得る途を設ける。(五)以上の如き主義に従ひ審議せられるものは七百品目とす。〔効果〕從來特定國に對し特に稅率を引上げる報復關稅としては通商擁護法があつた。しかし、この法律は必要以上に相手國を刺戟し、また發動の手續も煩瑣である。然るに複關稅制度によれば、相手國の出入に應じ、即刻自働的に稅待遇が變化することになるので、これによつて現在條約國が條約廢棄を企てることを防ぎ、無條約國に對して條約の締結を促し、條約國にあつても相手國がわが商品に對して最惠國待遇を與へてゐない場合はこれを與へる様にするが如き効果を期待出来るのである。しかし複關稅制度は理論上甚だ理想的であるが、實際問題としての效果については議論がないでもない。同法案は第七十議會に提出されたが議會解散で不成立となつた。

關稅制度の擴充工作

〔目的〕昔の關稅には市場稅、通過稅、城內稅、入市稅、橋稅などがあつたが、近代國家の成立と共に國內關稅

は廢棄され、關稅線は國境線へ移動した。近代國家の最初には輸出税をも課してゐたが、近代國家の發展と共に主として輸入税のみが課せられるやうになつた。しかし後進國においては輸出税と輸入税とを併用してゐるところもある。かくて關稅障壁によつて各國は相對立し、また關稅制度を通じて國家間の經濟鬭争を展開してゐるのである。殊に獨占資本主義時代になると、國內市場を確保するため高率關稅を設定して外國商品の國內流入を防止すると共に、關稅障壁によつて獲たる國內の獨占利潤をもつて外國市場への進出を企てるやうになる。つまり最近の關稅制度は、各國が外國市場で經濟鬭争を展開するための武器であるといふも過言ではない。殊に一九二九年の恐慌以來は各國とも經濟自給主義の確立に狂奔し、關稅の種類を擴充して關稅制度は一段と補強されるに至つた。次に擴充された主たる關稅を見る。「爲替補償税」恐慌によつて金本位制が崩落し爲替の低落した國の商品はそれだけ割安となるので、爲替平價による換算額との差額を課税して、相手國の爲替低落効果を抹殺せんとする關稅である。「求償主義的復關稅制度」復關稅制度は最高、最低の關稅率を設け、求償協定に應じた相手國には最低率を、然らざる國には最高稅率を賦課して貿易の均衡を圖らんとする關稅制度である。最近キ

ューバ、ドミニカ、ハイチ、サルバドル、グワテマラ、エクアドル、ヴェネズエラ等の中南米諸國、その他濠洲聯邦、南阿聯邦等が本制度を採用してゐる。これらの市場に於てわが國は多く出超になつてゐるので、わが貿易に受ける影響は大きい。「關稅獨裁權」世界恐慌以來、各國の市場戰激化し、しかも關稅制度が大きい武器となつたので、一々議會の承認を得て關稅變更を行つてゐたものでは刻々變化する情勢に對應出來難い所から、限度乃至特定の場合を指定して關稅の變更に關する廣汎な權限を行政に與へる傾向が普及して來た。例へば英國の一九三二年の關稅法、米國の一九三〇年の關稅法中の伸縮條項、互惠通商法、土壤保全及び國內割當法、フランスの一九三四年の關稅獨裁權法、オランダの一九三四年の非常時關稅法、ドイツの一九三四年の關稅獨裁法、印度の一九三三年の産業保護法などそれである。

邦品の輸入防遏

〔概要〕金再禁止以來のわが輸出入貿易は世界市場に驚異的進出を遂げたが、恰かも諸國は恐慌の眞只中にあつたため、邦品輸入への防遏策は想像以上に激烈を極めるに至つた。先づ採用した方策は關稅の引上げであり、更に進んで直接的な輸入制限方策を講ずるに至つた。今それらの状態を示せば次の

如くだ。「關稅障壁の強化」わが商品の輸出攻勢が顯著になるにつれ、各國は從來の最惠國約款や、通商條約を廢棄して、次々に差別的關稅を設定するに至つた。例へば圓爲替の低落を理由とする爲替補償税、またソシアル・ダンピングを口實とするダンピング税の新設などそれである。爲替補償税を實施した主なる國は、イギリス（一九三二年實施、品は約二倍の稅率となつた）、佛領印度支那（一九三二年實施、邦品は絹織物に一割、その他六分）、南阿聯邦（一九三二年實施）、カナダ（一九三二年實施、この苛酷な課稅の結果日加通商戰が惹起した）、フランス（一九三一年十一月實施、最初邦品は從價二割五分であつたが一九三六年の金本位停止以後は一割に低下）、エジプト（一九三四年實施、纖維製品に從價四割）等である。

上記の爲替補償税の外に邦品に對しダンピング税を設置した國もある。例へば南阿聯邦は昭和八年十二月から同九年八月までセメントに對してダンピング税を適用し、また一九三三年九月北米合衆國でもゴム及び電球に對し不當廉賣税を適用してゐる。以上は特殊關稅の防壁であるが、この外關稅障壁の強化策として、各國に於て普遍的に採用されたものに特惠關稅制度の擴大、復稅關稅制度の實施などがある。「直接的制限方策」關稅障壁の強化について邦品と適用したものは輸入割當或ひは輸入許可制であつた。しか

もその範圍は次第に擴大され、遂に食料品、農産物、織物、雜貨等の主要輸出商品全般に亘るに至つた。今その二、三の實例を示せば、昭和八年以來の關稅印度の輸入制限令の類發、昭和十年に成立したイギリス白綿布の輸出數量に關する日米協定、昭和十一年末に成立した濠洲の織物輸入限度に關する取極等がある。この外にも中南米、アフリカ等に於ては、求償主義に基づく輸入制限方策が實施され、また英領植民地では綿布に對し輸入割當制が一齊に適用されるに至つた。

貿易調節及通商擁護法

〔沿革〕昭和九年法律第四十五號（貿易調節及通商擁護ニ關スル法律）は同年五月一日より施行せられ、更に三年間の有効期間を經過して昭和十一年有効期間六年間として改正存続されるに至つた。「内容」同法は第六十議會を通過したもので、第一條は貿易を調整し又は通商を擁護するため關稅定率法の輸入稅表に定むる輸入稅の外、その物品の價格と同額以下の輸入稅を課し、また場合によつては輸入稅の減免を行ひ、または貨物の輸出入を禁止若しくは制限することを行ふ等、頗る重要な事項を規定してゐる。「發動の實例」この所謂通商擁護法の發動せられたのは、昭和十年七月二十日勅令第二百八號並に大藏省告示第六十二

號によつてカナダから輸入せられる小麦、小麦粉、小麦澱粉、製紙用パルプ、製紙用フェルト、木材、鉄素の八品種に對し、一箇年間従價五割の附加税を課したのを最初とする。しかしその後カナダとの間に折合がついたので昭和十一年一月二十四日附で右の勅令は廢止せられた。次には昭和十一年五月に行はれた濠洲政府の邦品抑壓措置に對應して、同年六月二十五日勅令第二百二十四號並に大藏省商工省告示第一號によつて、同日以後一年間濠洲産の羊毛、小麦粉に對して輸入許可制を實施し、牛肉、バター、コンデンスマイルク、皮類牛脂及カゼインの六品目に對して従價五割の關稅増徴をすると共に、羊毛、脣毛及毛襪襪に對し輸出許可制を實施した。濠洲側はこれに對抗して邦品の殆ど全部に輸入許可制を實施し、兩國は對立を續けて來たのであつたが、その後双方間に種々折衝が行はれて昭和十一年十二月二十六日新通商取極が成立、十二月二十六日附を以て前記の勅令が廢止せられた。

輸出入臨時措置法

〔沿革〕第七十一議會を通過した「貿易及關係産業の調整に關する法律」が公布せられ未だ其の實施を見ないうちに、支那事變の勃發進行は一層進んだ物資需給の適合調整と迅速な貿易統制を行ふ必要に迫られた結果、この要求に應ず

るため、所謂輸出入品等臨時措置法が七十二議會を通過し、昭和十二年九月十日公布、即日施行せられた。〔内容〕同法は第一條で輸出入の制限又は禁止(貿易統制)を規定し、第二條では物資需給の調整に關する措置(需費統制)を規定し、この二つが骨子であつて、第三條以下に右の二つの事項を行ふに必要な報告の徵集及び検査の權限と刑罰とを規定してゐる。戰時貿易法としての臨時措置法の特徴は、單純な貿易上の統制を行ふだけでなく、更に進んで(イ)當該輸出入品の國內に於ける配給及び消費までも統制し得る點、(ロ)當該輸出入品を原料とする製品の生産・配給・消費を統制することの出来る點にある。この點に於て本法は劃期的な意義を有し、實に廣大な權限を政府に與へたものである。輸出入と全く關係のない産業は稀有であるから、必要に應じて全産業の生産・配給及び消費を統制出来る譯である。〔輸入禁制品〕法律にいふ輸出又は輸入の制限として同規則別表として甲號、乙號、丙號の三分類として掲げた許可制の要領は次の通りである。(一)甲號品目は(棉花、羊毛、木材等の重要輸入品を掲げ、これ等に對して或る程度輸入制限をなすため)輸入許可制を布く。(二)乙號品目は(所謂不急品と認めらるる二百六十九品目に對し)輸入許可制を布き、原則として輸入を認めない。(三)丙號品目は(國內に供給の不足するものまたは

輸入原料品の代用となるものに對し)輸出許可制を布く。許可を要せざる物品は(イ)郵便物又は原價百圓を超えざる物品にして甲號品目又は丙號品目に該當するもの。(ロ)昭和十一年勅令第四百七十四號第一條(濠洲羊毛の輸入許可)の適用あるもの。(ハ)販賣以外の目的を以て輸入し且つ原價五十圓を超えざる物品にして乙號品目に該當するもの。(ニ)右(イ)(ロ)以外の甲號品目、乙號品目又は丙號品目に該當する物品でも御料品、官用品、及び見本等である。しかして本法による需給調節の方法には(イ)當該物品を原料とする製品の製造に關し命令を以て必要な事項を命じ又は制限すること。(ロ)當該物品又は之を原料とする製品の配給、讓渡、使用又は消費に關し必要な命令をなすこととの二つがある。

貿易組合法

〔沿革〕貿易組合法案は第七十議會に提出されたが、同議會が解散せられ審議未了となつたので、第七十一議會に再提出通過を見て實施された。即ち昭和十二年八月十三日公布、同年九月十日からの施行である。〔内容〕第一の輸出組合法に依る輸出組合は、輸出の振興を圖るために共同施設をなす目的を以て輸出業者の組織するものであるが、同法によつて政府が輸出組合の強制設立を命じ得るものとなつた。第二の輸入組合制度

を新に設けたことについては、輸入統制の重要性が益々増大して來たとともに、輸出振興は輸入組合との連繫で行ふ必要が生じて來たからである。そして貿易組合とは輸出組合及び輸入組合の總稱である。第三の貿易組合聯合會及び貿易組合中央會の創設については、前者は所屬の貿易組合及び貿易組合聯合會の共同の目的を達成するのが目的で、輸出組合聯合會、輸入組合聯合會、輸出入組合聯合會の三種があり、その中で最も期待されるものは輸出入組合聯合會で、求償主義を採る相手國との關係調整に効果があらう。貿易組合中央會は貿易組合及び貿易組合聯合會の普及發達とそれが聯絡とを圖るを目的とし、全國を通じて唯一の法人である。なほ貿易組合法の施行と同時に從來の輸出組合法は廢止されたが、從來の輸出組合等は貿易組合法に依り設立せられたものと看做されることになつてゐる。〔効果〕同法の制定を必要とするに至つた理由は、政府は從來輸出組合制度の運用に依つて外國の情勢に應じ輸出統制を行はしめ、或は海外市場の調査、開拓等の共同事業を行はしめ、以て輸出貿易の伸張を圖つて來たのであるが、輸出組合運用の實績に徴して、この際輸出統制機構を一層整備する必要が認められるに至つたためである。それと同時に輸入業者についても輸入組合制度を設け、輸入貿易に對し一定の組

織と秩序を與へ、これに依つて相手國の輸入制限措置に對應して、國別にわが國貿易を調整するため輸入品の分散買付、當該相手國よりの輸入の制限又は禁止、求償貿易國の自國品買付要求に對する輸出組合との聯絡對策、海外市場の調査、その他の共同施設をなす必要が生じたためである。

戰時貿易政策の特徴

〔貿易政策の戰時的變遷〕戰時經濟の進行につれ、貿易

政策の目標は意識的無意識的に大きな變化を遂げた。一般的に一國貿易政策の眼目が輸出入貿易を共に振興せしめてその國の國際收支を有利ならしめる點にあることは疑ひを容れない。しかし萬年入超國日本にとつては、國際收支を受取超過に轉せしめることは困難だ。せいゝ支拂超過を少なからしめるところに貿易政策の實際の眼目が置かれてゐた。しかし當時は現送に供しうべき金がまだ相當にあり、従つて爲替水準の維持そのものは今日ほど困難ではなかつた。しかるにその後現送すべき金の餘裕が乏しくなるにつれて、貿易政策と爲替政策との目標が主客顛倒し、貿易それ自體の發展および入超の減滅を目的とし、爲替政策、關稅政策、貿易組合政策、補助獎勵策をその目的奉仕のために從屬せしめたわが貿易政策は、逆に爲替水準の維持のため、ひいては悪性インフレ防止のために奉仕せねばならなくなつ

たのである。もう貿易發展のための貿易政策といふことは通用しない。金の現送可能な範圍に國際收支のバランスを合はせるやうに、爲替水準の維持が可能のやうに、ひいては悪性インフレを防止しうるやうに、貿易政策を樹て直さねばならなくなつたのである。かく貿易政策の通貨爲替政策への從屬といふ新態勢を醸成せしめた基礎は、要するに物（金を含む）の不足にある。海外から輸入する物資の多いわが國に於て、物の不足が貿易政策に反映することは當然だ。事實物の不足の程度に應じてわが貿易政策も變化を遂げてをり、準戰時、戰時を通じて物の不足及びこれに對する善處策は大體三つの段階を経て來た。〔再禁止以來の貿易政策〕第一の段階は物の不足を過去の蓄積によつて補つた時代である。即ちこの時代に於ては金の現送、軍需品のストツク、銷却の延期等の形によつて物の不足は補はれた。第二の段階はそれらの過去の蓄積の消化が大體一段落を告げた時代である。この時代に於て不要不急品の輸入及び使用を節制することによつて不足が補はれた。第三の段階は不要不急品の節約程度では間に合はなくなつた時代である。この時代には不要不急品の輸入抑制及びその使用の制限を行ふことによつて不足を補ふこととなつた。即ち當面の戰爭に必要な物資を輸入することが第一義的であつて、その他の

問題は平時として忍び難いことがあつても、堪え忍ばねばならないのである。例へば棉花、羊毛のやうな再輸出の原料品や國民生活の必需品さへ輸入を制限せねばならなくなつたのである。従つてわが國に於ける戰時經濟統制は輸入原料に依存する産業から、先づ強化・進展してゐるといへばならない。

爲替清算協定

〔沿革〕爲替管理の結果輸入商が自由に輸入代金を決済し得なくなれば次第に輸入は減ぜざるを得ないし、それが又輸出を阻害するに至ることも自明の理である。そこで生れて來たのが爲替清算協定採用論である。一國の輸入商が直接外國の債權者に代金を送金しないで、國內の中央銀行の特定の勘定に拂込み、これを相手國の輸入商が同様にその國の中央銀行に拂込んでゐる金額と相殺し、二國間の輸入代金と輸出代金を帳簿の上で決済して行かうといふのが、こゝにいふ爲替清算協定である。〔實例〕この協定が最初に成立したのは一九三一年オーストリア、ドイツ、ハンガリー等の中歐諸國に金融恐慌が勃發した直後である。オーストリアは先づスキスとの間に、次いでハンガリー、イタリア、ユーゴスラヴィア、ドイツといふ風に協定を締結し、中部及び南東部歐洲諸國には忽ち清算協定網が張られるやうになつた。

たのである。もう貿易發展のための貿易政策といふことは通用しない。金の現送可能な範圍に國際收支のバランスを合はせるやうに、爲替水準の維持が可能のやうに、ひいては悪性インフレを防止しうるやうに、貿易政策を樹て直さねばならなくなつたのである。かく貿易政策の通貨爲替政策への從屬といふ新態勢を醸成せしめた基礎は、要するに物（金を含む）の不足にある。海外から輸入する物資の多いわが國に於て、物の不足が貿易政策に反映することは當然だ。事實物の不足の程度に應じてわが貿易政策も變化を遂げてをり、準戰時、戰時を通じて物の不足及びこれに對する善處策は大體三つの段階を経て來た。〔再禁止以來の貿易政策〕第一の段階は物の不足を過去の蓄積によつて補つた時代である。即ちこの時代に於ては金の現送、軍需品のストツク、銷却の延期等の形によつて物の不足は補はれた。第二の段階はそれらの過去の蓄積の消化が大體一段落を告げた時代である。この時代に於て不要不急品の輸入及び使用を節制することによつて不足が補はれた。第三の段階は不要不急品の節約程度では間に合はなくなつた時代である。この時代には不要不急品の輸入抑制及びその使用の制限を行ふことによつて不足を補ふこととなつた。即ち當面の戰爭に必要な物資を輸入することが第一義的であつて、その他の

そしてそれは更に東歐、スカンディナヴィア諸國及び南米方面にまで瀾漫し、最近わが國でも戰時貿易政策としてこの清算制度が問題となつて來てゐる。〔効果〕國際聯盟もこの協定の重要性を認識して、一九三五年清算協定の發生事情、その實際の運用及び國際通商に及ぼす影響等につき詳細なる調査報告を發表した。聯盟は爲替管理と清算協定が廢止されるまでは貿易の常態復歸は考へることさへ困難であるとし、爲替清算協定の弊害を次の如く要約した。(イ)國際貿易の本質は多角的のものでなくてはならないのに清算協定は必然的に双務的である(即ち通貨が動搖してゐる國はいはゞ對して買へる清算協定國からなるべく多く買はうといふ傾向があるため第三國は悪影響を蒙るといふのである)。(ロ)清算協定は關係兩國の輸出入を權衡せしめる傾向があり、その權衡は國際貿易が不斷に萎縮に向ふことに依つてのみ達成せられる(代金が回收出來る範圍で輸出するといふ萎縮的傾向がある)。(ハ)或る爲替状態の下においては清算協定は貿易尻を通貨の薄弱な國の損失に導く。

日印通商問題

〔發端〕歐洲大戰後、印度を繞る日英の貿易戰は歳と共に激しくなつて來てゐたが、昭和七年以來わが國の對印輸出貿易は異常に躍進し、印度において英國よりも優勢の地位を占めるに至つ

た。即ち昭和六年には一億一千万圓であつた對印輸出が、七年は一億九千二百萬圓に、八年は二億五百萬圓に、九年は二億三千八百萬圓と二倍以上に、十年には二億七千五百萬圓、十一年には二億五千九百萬圓、十二年には二億九千九百萬圓と殆ど昭和六年の三倍近くに激増した。これより先昭和五年三月印度政府は邦品の輸入防遏策として英國品従價一割五分、外國品従價二割となし、日英綿製品に差別關稅を設けるに至つた。しかし僅か五分程度の差別では邦品の進出を抑制することは不可能だつた。例へば翌六年度の對印綿布輸出高は日本四億四百萬平方碼、英國三億八千九百萬平方碼で、依然としてわが國が優位に立つてゐるのである。その結果、昭和七年八月に成立したオッタワ協定も手傳つて、印度政府は同年九月一日から特惠差を擴大する大巾の對日關稅引上を斷行するに至つた。この無暴な防遏政策の結果、七年四月—八年三月までの一ケ年に日本五億七千八百萬平方碼、英國五億八千七百平方碼と形勢が逆轉するに至つた。しかも印度政府の對日輸入防遏策は、この成果だけで満足せずして、昭和八年四月英國政府を通じて日印通商條約の廢棄を申込んで來るに至り、さらに同年六月七日印度產業保護法の發動によつて平織生地及びその他の綿布類を一齊に従價五割から一舉七割五分に引上げ

英國品と特惠差を實に五割に擴大するに至つたのである。またひとり綿製品のみではなく、絹布および人絹に對しても苛酷な防遏策が實施されるに至つた。そこでわが綿業關係者も遂に立ち上り、六月十三日印棉不買決議をもつて應戰するに至つた。「第一次協定」かくて昭和八年九月二十五日から印度シムラに於て日印會商が開始され、幾度も危機に逢着しながら遂に九年一月五日日印通商條約が成立した。そして四月十九日デリーで日印兩國代表間で調印され、次いで七月十二日ロンドンで松平大使とサイモン外相及ホーア印度相との間で正式調印を了した。この通商條約の要旨は次の如くだ。(イ)一棉花年度に於て棉花百萬表輸出した時には、一綿布年度に於て日本は綿布三億二千五百萬平方碼輸出し得る。(ロ)印棉百萬表を越ゆる場合は超過量一俵に對し日本綿布百五十萬平方碼を増加し得る。(ハ)最高數量は棉花百萬表に對し日本綿布四億平方碼とす。(ニ)一綿布年度に於ける品種別割當量は生無地四割八分、縁付生地一割三分、晒地八分、色物(捺染、無地染又は絲染)三割四分とす。(ホ)日本綿布に對する關稅は、生地綿布は従價五割又は一封度につき五アンナ四分の一の何れか高き方其他綿布は従價五割に引下ぐ。(ヘ)有効期間は昭和九年七月十二日から昭和十二年三月三十一日まで。「第二次協定」

上記の第一次通商條約は期限満了に先き立ち存續改訂交渉が昭和十一年の夏からシムラ及びデリーに於て開催された。しかしてこの第二次會商の中心問題はビルマ分離問題であつた。即ちビルマは、印度の改正憲法によつて一九三七年四月一日印度政廳から分離して獨立政權となつたのである。そこでわが國はビルマと交渉した結果、昭和十二年三月日印新通商協定を締結するに至つた。なほ第二次會商に於ても品種別割當比率の變更、ビルマ獨立に伴ふ綿布、棉花數量變更その他の問題について相當紛糾したが、遂に昭和十二年三月二十七日米澤、ダウ兩國代表者間に協定が成立した。その大綱を示せば次の如くだ。日緬通商協定—(イ)日本はビルマから棉花年七萬俵を輸入し、綿布年四千二百萬平方碼を輸出す。(ロ)綿布品種別割當比率は生地一割五分、晒一割、捺染四割五分、反染又は絲染三割。(ハ)綿フェンツの輸出は年百五十萬平方碼に制限。第二次日印協定(イ)日本の棉花買付量は第一次同様基準數量百萬俵、最高百五十萬俵。(ロ)印度の綿布購入量は基準數量二億八千三百萬平方碼、最高三億五千八百萬平方碼。(ハ)綿布品種別割當比率は生無地四割、縁付生地一割三分、晒地一割、捺染二割、反染及び絲染一割七分。(ニ)綿布融通量は二千方平碼から二千五百方平碼に増加。(ホ)綿フェンツは年八

五百九十萬平方碼に制限しその輸入稅率は従價三割以下とす。(ヘ)協定期間三ケ年。「協定改訂の效果」第二次條約によれば印・緬を通じて綿布の輸出數量は第一次の四億平方碼に据置きながら、棉花は百五十七萬俵と七萬俵を増大してゐる。この點はわが國の大きな讓歩であつた。また第二次會商に當つて、わが國が主張した綿布輸出數量の増額、關稅引下等も貫徹されなかつた。しかしわが國が最重點をおいてゐた品種別割當比率の變更は大體要求が實現してゐる。従つて今後の對印輸出綿布は一段と高級化して行くことであらう。綿布融通量が二千五百萬平方碼に増額されたことは勿論有利であるが、その代償として綿フェンツが實績の半額以下に制限されたことは大きな讓歩だ。

日加通商問題 [發端]カナダは日英通商條約に加盟してゐる關係上、邦品に對しては最惠國待遇を與へねばならぬ筋合にあつた。然るに一九三〇年保守黨内閣が誕生して以來保護貿易政策強化し、對日關係に於ては基本的には英特惠率を除く最低稅率(中間稅率又は協定稅率)を適用してゐたが、對加輸出の多い邦品に對しては特別不當な高率を課するに至つたのである。殊にわが貨幣價值の下落を理由にして從價稅の課稅標準價格を公定爲替相場に換算するばかりでなく、自國生産品と同級同種

と見做される邦品には爲替ダンピング税を一九三一年から賦課するに至つた。今、對加輸出額の推移を示せば昭和四年二千七百萬圓、五年一千七百萬圓、六年一千三百萬圓、七年八百萬圓、八年六百萬圓、九年八百萬圓、十年七百萬圓、十一年一千四百萬圓、十二年二千萬圓で、邦品防遏策の最強化した六年の輸出は四年の四分の一以下に低落してゐる。かくてわが國の對加輿論は日増しに悪化し、遂に政府は傳家の寶刀たる通商擁護法を發動して貿易調整に乗り出すに至つた。〔通商擁護法の發動〕昭和十年六月二十六日政府は對加通商擁護に關する關稅調査特別委員會を開催して、カナダ脅威の最後方針を協議した結果、昭和九年制定の通商擁護法を最初に發動することに決定した。かくて七月二十日カナダ産八品目（小麦、小麦澱粉、製紙用パルプ、包装用紙、製紙用フェルト、木材、鉄素）に對し向ふ一ヶ年を限り從價五割の特別附加税を賦課することになつた。これに對しカナダ政府は、八月五日以降輸入される邦品すべてに從價三割三分一三分の一の附加税を課して對抗するに至つたので、日加通商關係は遂に破局的状態に陥つた。然るにカナダに於ては同年十月の總選舉で自由黨大捷し、マッケンジー・キングが組閣するに至つた。組閣の翌日キング首相は自から加藤公使を訪問し、日加通商問題解決のための商議を提議して

來た。かくて交渉は進展して同年十二月二十六日協定成立、通商擁護法も輜に收まり、日加通商關係は昭和十一年一月一日から正常に復するに至つた。〔協定の大概と効果〕（イ）新協定によつて課稅標準價格の基礎となつてゐる爲替相場については、カナダで製造されてゐるのと同種同級の商品には現實の爲替相場を適用するが、その他の商品に對しては過去五ヶ年間の平均によつて毎年改訂した公定爲替相場を適用することになつたので、この點では多少わが國に有利となつた。（ロ）從來公定價格を設定されてゐた商品は三十五品あつたが、このうち綿布、人絹布、電燈器具、銕罐詰、鉛筆、メリヤス等二十數品について廢止された。（ハ）爲替ダンピング税は公定相場が低下されたこと及び同級同種品の範圍が局限された結果、その影響が輕減されることになつた。（ニ）産業保護税の影響も大いに輕減されることになつた。（ホ）特別附加率は廢止されることになつた。かくて協定成立第一年の昭和十一年度對加輸出は一千四百萬圓に激増し、十二年度には二千萬圓に増大した。

日蘭通商問題

〔編輯〕蘭領印度は一九三三年九月五日非常時輸入制限令を實施して邦品輸入壓迫に乗り出して來た。こゝに於て日蘭間の抗爭は正

面衝突となり、翌年の六月からバタビヤで日蘭會商が開催されるに至つたのである。しかしこの會商は蘭印側の不誠意によつて同年十二月無收穫のまゝ休會となつた。その後昭和十年三月神戸に日蘭當業者間の海運會商が開催されたが物別れになつた。然るに昭和十一年石澤在バタビヤ總領事とハルト經濟長官との折衝が開始されて局面好轉し、六月に先づ海運協定が成立した。そして同年秋から通商問題に關する本格的交渉が開始され、十二年四月九日日蘭双方の意見が一致假調印を了したのである。〔新協定の經濟的背景〕新協定が成立した要因は彼我貿易關係の變化したことにある。元來兩國間の通商紛争は蘭印側が著るしく入超であるところから、その調整を要求して邦品への輸入制限を強化するに至つたためである。ところがこの蘭印側の片貿易はその後よほど緩和されて來た。即ち紛争發生直前の昭和八年、わが國の輸出一億五千七百萬圓に對し蘭印からの輸入僅か五千五百萬圓に過ぎなかつたが、十一年は輸出一億二千九百萬圓に對し輸入一億一千三百萬圓となり、十二年は輸出二億圓に對し輸入一億五千三百萬圓と變化して蘭印側の不利は相當に是正されて來た。一方わが國側も輸出市場としての蘭印を重視せねばならぬ程度が最近更に加はりつゝある。即ち昨年度の對蘭印重要輸出品を見ると、綿

布、陶磁器などいづれも増加し、特に綿布の如きは第一位の輸出市場となつてゐる。大英ブロック市場への増加が期待されず、事變による支那市場の萎縮が當分回復されないとすると、蘭印市場も相當高く評價せねばならぬ時代になつてゐるわけである。かうした兩國それ〴〵に於ける事態の變化が、新協定成立の基礎的背景をなしたのであつた。新通商協定の結果が彼我の貿易關係にどういふ實際的影響を與へるかは、無論今後の實績に徴する外はない。そして實績の如何によつて新協定がさらに補足され、訂正されねばならぬこと當然であつて、新協定が有効期間を昭和十三年末までと比較的短期間に限定したことは、本協定の暫定的性質を示すものであらう。

日濠通商問題

〔發端〕日濠の貿易關係は大正以來今日に至るまで。〔大正七年以外は〕わが國にとつて著るしい入超關係にある。例へば對濠通商擁護法發動の前年たる昭和十年の數字をとつて見れば、輸入二億三千五百萬圓に對し輸出七千五百萬圓に過ぎなかつた。輸入を一〇〇とすれば輸出三一・八だ。またわが國の貿易全體から見ても、濠洲よりの輸入は九・六一の比重であるのに對し、對濠輸出は僅か二・九％に過ぎない。わが國の非常な片貿易である。世界的に求償貿易政策が風靡し、そ

のためにわが國が痛手を蒙つてゐる以上、濠洲に對してわが國が適切な貿易調整を要求したのは當然のことである。
 【經過】一九三四年五月濠洲の親善使節レーサムの訪日を機會にわが國は日濠通商條約締結の交渉開始を提議した。かくて翌年二月濠洲首都カンベラで日本代表村井總領事と濠洲代表ガレット通商條約相との間に正式交渉が開始されるに至つた。ところが同年秋ガレット條約相が渡英したため交渉は一時中止され、一九三六年一月から再開されたが、英國の對日ブロックに緊縛された濠洲は俄然強硬な態度に出て來た。そして同年五月二十二日突如綿布、人絹に關する關稅改正を議會に提出し、翌二十三日からこれを實施するに至つた。この關稅改正は從來の從價稅を從量稅に改變し、英國品に對する特惠を益々強める反面邦品に對しては殆ど禁止的壓迫を意味するものであつた。そこでわが國も遂に一九三六年六月二十五日通商擁護を發動して、濠洲産小麦、小麦粉、羊毛、屑又は古羊毛に輸入許可制を實施し、濠洲産牛肉、バター、煉乳、皮類、牛脂、カゼインには割關稅從價五割を賦課するに至つた。また滿洲國政府も六月二日濠洲小麦に輸入許可制を實施した。しかしてわが政府は輸入許可制實施品目に對し全然許可を發せず、また濠洲政府も輸入許可を與へないので、こゝに年三億圓に達する日

濠通商關係は事實上杜絶するに至つたのである。【日濠協定の成立】上述の如き日濠通商關係の杜絶で濠洲の羊毛價格は低落しストックが累増するに至り、先づ濠洲側の牧羊業者の間に不安動搖の色が濃厚となつて來た。またわが國に於ても原毛分散買付の結果、豫定數量の獲得難と原價高とで羊毛工業者の態度が軟化するに至つた。かくの如く日濠双方に妥協氣運が濃厚となつて來たので、村井在シドニー總領事とガレット條約相間に現状打破の交渉が開始され、同年十二月末バーター制による通商協定が成立、わが國でも通商擁護法の發動を停止し、昭和十二年一月一日から通商關係は常態に復した。新協定の要綱は次の如くである。
 (イ)日本は昭和十三年六月一日迄に濠洲産羊毛八十萬俵を輸入す。(ロ)濠洲は同期間内に日本綿布及び人絹布を夫々七千六百八十七萬五千碼を輸入す。(ハ)濠洲政府は日本綿布及び人絹布に對し中間稅率を適用す。(ニ)濠洲政府は日本綿布及び人絹布に對し從價五分のプライメーヂ稅(一種の附加稅)を免除す。【日濠協定の影響】上述の協定によつて一時杜絶してゐた日濠貿易は再び回復することが出來た。本協定の結果、從來の日濠貿易の不均衡は或る程度まで調整され、羊毛の分散買付主義が確立した。即ち協定によれば羊毛の輸入量は年四十萬俵見當(從來は七十萬俵見當だつた)に制限さ

れ、その結果七、八千萬圓見當の輸入減少を見ることとなる。また本の綿布及び人絹布の輸出量も一億二百五十萬碼に制限されたが、この輸出の減少は案外少額で約七百萬圓前後に過ぎない。従つて本協定の結果日濠貿易は六、七千萬圓方日本に有利なやう調整されることになつた。また日濠通商紛糾の經驗によつて羊毛の輸入を特定國に集中することの危險が分明したので、分散買付主義が確立した。それと同時に羊毛代用として人造纖維工業の確立を刺戟した。

日埃會商

【日埃貿易】日埃の貿易關係は大正二年には僅か八百萬圓、昭和四年に於てもなほ五千七百萬圓程度に過ぎなかつた。しかし金再禁止以來わが國の對埃輸出躍進して、昭和九年には一億圓を突破するに至つた。しかし昭和十年からは對日壓迫が表面化して來た。め、十一年には八千七百萬圓に減退したが、十二年には再び一億圓を越へるに至つた。しかしてエヂプトからの輸入は棉花及び燐礦石が大部分であり、輸出に於ては綿織物、人絹織物、絹織物、毛織物等の纖維産業製品が全體の八割以上を占めてゐる。殊にわが綿製品は輸出は英印、蘭印、滿洲國に次いで第四位である。昭和五年三月日埃間に通商暫定的取極が成立してからわが國綿製品輸出は目覺し

い躍進を遂げ、英伊の地盤を覆すに至つた。即ち昭和五年に於けるエヂプトの綿布輸入總額中、わが綿布の占める割合は一七・九%であつたが、昭和十一年には六三%に躍進するに至つた。この間英國は四五・七%から一八・三%に激落してゐる。しかもエヂプトは英國の直接の植民地ではないが、英帝國の一メンバーであり、英國の政治的・經濟的勢力の圈内にある國である。そこで敗退しつつあるランカシア綿業資本が、エヂプト政府を壓迫して邦品を追ひ出し、天地回復を企てるに至つたのである。【會商の經過】かくて英國の好餌と壓迫とによつて、エヂプト政府は一九三五年七月十八日に日埃暫定通商取極の廢棄を通告し、それと同時に國內の産業保護を基調とした新通商條約につき交渉を提議して來た。ところがわが國の代表團がエヂプトに到着するに先立ち、エヂプトは同年九月十九日より日本綿布に對し從價四割の爲替補償稅を賦課して挑戰的態度を採るに至つた。しかして會商は同年十月二十二日から開催された。日本側は先づ爲替補償稅の撤廢を要求した。然るにエヂプト側は頭からこれを拒否したので、會商は僅か三回で暗礁に乗り上げて仕舞つた。その後爲替補償稅の撤廢繞つて双方種々協議したが、遂に一致することが出來ず、昭和十一年六月日本側代表は會商前途に見切りをつけてカ

イロに引揚げるに至つた。日本代表がカイロに引揚げた翌日、エジプト政府は一般輸入商品に對して従價税一%を二%に引上げ、さらに別個に茶、葉煙草、煙草製品等につき一割乃至二割の關稅引上げを斷行するに至つた。かくて昭和十年以來益々露骨になつたエジプト政府の對日防遏策は、表面的には國內産業の保護を名にして行はれてゐるが、實は英國資本の魔手に踊らされてゐるものである。しかして叙上の如く日埃會商が決裂したまゝで今日に至つてゐるので、日埃漸定通商取極めも、爲替補償税の適用と關係なきことを條件に依然として延期されて今日に至つてゐる。

【統制經濟】

生産力擴充問題

〔生産力擴充第一期〕國策としての「生産力擴充」は、林内閣の結城蔵相によつて取上げられたものだ。但しその意味・目的は現在のそれとは大分に異つてゐる。當時は膨脹豫算に伴ふ物價騰貴をどうするか、といふことが政府に課せられた最大題目だつた。結城蔵相はその解答として生産力擴充を出したのである。二・二六事件以後の準戰時經濟體制強化の進行しつゝあつた當時に於て、國防産業の充實といふことは勿論生産力擴充に含まれた當然の目的であつた。だがこの時代には何よりもまづ物資の供給を豊富にして、豫算膨脹による國家購買力の急増に對應せしめること、輸入の増加を抑壓して圓爲替の軟化を防止すること、要するに物價騰貴抑制策が、生産力擴充の第一的だつた。そして擴充の方向を何れに定めるかについて、『準戰時的な狀況に應じ國防産業擴張に主力をおく』といふのが、結城版擴充政策の大體の方針であつたのだ。「生産力擴充と賀屋三原則」近衛内閣の賀屋蔵相時代にも、擴充政策は勿論引繼が

れた。だが標語の形式と意味とは少しく變り、生産力擴充を中心として、いはゆる賀屋三原則（國際收支の均衡維持、生産力擴充、物資供給適合）に擴充された。この賀屋原則に至つて、「金」の經濟から「物」の經濟への重心移動が一層明白となつた。賀屋蔵相が豫算金額と同時に所要物資の數量豫算の提出を各省に要求したことは、日本の財政史上に於ける畫期的試みとして注意を惹いた。この意味は、金額豫算を製作することは、赤字公債發行といふ方策を執る限り大して困難なことではない。だがその膨脹豫算の金額が國內の物資供給力以上のものであれば、輸入を増加し物價を暴騰させ、圓爲替の基礎を動搖させ、あらゆる經濟政策の根柢を不安ならしめるといふ重大危機を招くに至る。この危険に備へ、物の豫算の側から豫算膨脹にある程度のブレイキをかけるのが、新しい意圖であつたと解されてゐる。「生産力擴充の第三期」支那事變の勃發は生産力擴充に更に三度の變質を齎らした。即ち純然たる軍需産業擴充策となつたのである。結城時代の第一目標たる物價對策としての意味は勿論廢棄された譯ではないが、ずつと後方に押し込められてしまつた。そして軍需産業擴充中心主義を法律上に明示したのが臨時資金調整である。平和産業、準平和産業の能力擴張を原則的に一切禁止し、資金、勞力、物資の全力

を擧げて戦争産業の擴充に集中させようといふのである。
〔資金調整法〕の項参照

物の經濟

〔物の經濟の意味〕いふ迄もなく資金と物
資（廣義に解すれば努力も含まれるが現在の物の經

濟に於ては狭義の物資だけが問題とされてゐる）とは桶の半面である。常態下の經濟に於ては、國家財政、民間企業財政の何れでも、その財政計畫は資金の側の計畫さへ出来れば、物の側について特別困難な問題の無いのを通例とする。だが準戰時經濟特に戰時經濟に於ては、金の經濟と同時に物の經濟が同じ重要さをもつやうになつた。金は出来ても物足らずの状態が出現するに至つたのだ。それは圓爲替維持の絶對的必要の建前から物の輸入を極力制限しなければならぬ、といふことが基礎條件となつて發現した新現象である。
〔生産力擴充〕の項参照。要するに「物の經濟」の意味は、主として國家財政の大膨脹に對應して、國內の物資供給力を如何に増大させるかの經濟政策と解釋される。それは豫算の圓滑消化、國防安全、物價騰貴抑制、圓爲替維持等の基本國策を順調に遂行するための根本要件なのである。「物の經濟の具體的方向」そこで物の經濟の具體的方向も自ら決定される。勿論國家權力の強力統制下に行はれるものだ。（イ）生産力の一般的擴充、但し戰時經濟の必要に對處して軍需產

業擴充に主力を傾注すること。（ロ）輸入阻止の必要からは輸入品競争産業の發展、輸入品代用品生産工業の發達を助成することこれである。「物の經濟と新興産業」物の經濟の二つの方向に關聯して特に注意を要するのは、最近に於ける新興産業の顯著な發達である。就中國防産業に於て注目すべきものが多い。詳細はそれらの項に譲り、近年發達した主要な新興産業、代用品工業の種類だけを左に掲げる。
（イ）飛行機工業—主として昭和六、七年頃より發展、特に十二年以後急速に擴張。（ロ）アルミニウム工業—昭和十年以後に大發展。（ハ）マグネシウム工業—昭和七年理研マダネシウム創立より發展。（ニ）ニッケル工業—昭和十一年日本ニッケルの創業により工業化（ホ）自動車工業—昭和十年自動車事業法の制定より急速に發展。（ヘ）石炭液化工業—昭和十二年帝國燃料興業會社の創立により半官半民事業として經營に着手。（ト）ステープル・ファイバ事業—昭和十年より本格的發展。（チ）人絹パルプ工業—昭和九年頃より主として滿洲に勃興、但し操業は十三年より。（リ）セロファン工業。（ヌ）フィルム工業。（ル）精密機械工業等。
〔劃期的立法〕昭和六年四月一日
法律第四十號として公布、有效
期間五ヶ年、昭和十一年五月二十七日法律第二十五號とし

重要産業統制法

〔劃期的立法〕昭和六年四月一日
法律第四十號として公布、有效
期間五ヶ年、昭和十一年五月二十七日法律第二十五號とし

て改正法を公布、有効期間十ヶ年である。重要産業統制法の出現は日本の經濟政策史上劃時代的意義をもつ、一言していへば、自由主義經濟政策から國家統制經濟主義への轉機を劃するのがこの統制法なのだ。それまでの日本の經濟政策の基調は、國家は原則として消極的な監督行政者の立場を守ることになつた。だが一九二九年以來の世界恐慌は自由主義經濟政策の無力・破綻を終局的に決定し、世界的に流行した産業合理化運動の清算所得として、統制經濟主義の必要を確認させることになつた。これと同時に、獨占資本主義の發展完成は最早過去に於て試みたやうな反獨占政策を無意味・無效果のものならしめた。國家の經濟政策の基調は、むしろ一面に於て獨占を助成することによつて不景氣抵抗力を強め、他面に獨占取締策をもつてその横暴を抑制しなければならぬといふことを明らかにしたのである。恐慌の最も深刻であつたドイツ、イタリ、フランス、

日本等の諸國で國權的産業統制が最も強度に發展してゐるのは、この間の事情を側面から物語つてゐるものだ。昭和六年産業統制法がはじめて出現した時、世界の諸國は最も徹底した國家統制法だと驚いたほどで、米國のニラ綱要は日本の統制法から示唆を受けること多大であつたといはれる。「統制法の主要内容」改正統制法は十條から成るが、そ

の主要内容は第二條（獨占助成法）と第三條（獨占取締法）である。しかしして舊法では獨占助成法に中心が置かれたが、改正法では獨占抑制の規定を詳密にしてゐる點が注意を惹く。勿論基調は依然として獨占保護にある。

第二條（改正法）政府統制協定の加盟者三分の二以上にして、その生産高または販賣高が、加盟者の生産高または販賣高の三分の二以上を占める者の申請ありたる場合に於て、國民經濟の健全なる發達をはかるため特に必要なりと認むる時は、統制委員會の議を経て當該統制協定の加盟者またはその協定に加盟せざる同業者に對して、その協定の全部または一部に従ふべきことを命ずることを得

第二條ノ二 政府生産制限または操業短縮に關する協定につき、前條の命令を發したる場合に於て特に必要ありと認むる時は、統制委員會の議を経てその命令の効力を有する期間を限り、當該産業における企業の新設または生産設備の擴張につき、命令をもつて許可を受けしむることを得

第三條 政府第一條の統制協定（同一者のカルテル協定の意味）または前二條の規定に該當するもの生産または販賣の數量、販賣價格若しくはこれに影響を及ぼすべき取引條件が、商品の圓滑なる供給を妨げ又は不當に價格を騰貴せしめ、若しくは價格の低落を阻止し、その他當該産業もしくはこれと密接なる關係を有する産業、又は一般消費者の公正なる利益を害すると認むるときは、統制委員會の議を経てその變更または取消し、その他公益上必要なる事項を命ずることを得

〔統制委員會〕重要産業統制法運用の最高支配權を握る機關である。普通の委員會はその職能が單なる政府の諮問機

關に過ぎないのが大多数であるが、この委員会だけは「統制法の發動は統制委員會の議を経て」と明記され、法律運用の實力的機關となつてゐる。この點は統制委員會の最大特色として注意を要する。委員會の會長は商工大臣、委員は官民の學識經驗者中から選任される。法律改正と同時に舊委員會の人選を改め次の諸氏が任命された。(十三年三月現在) 高田保馬(京大教授)、本位田祥男(東大教授)、堀切善兵衛(政友代議士)、松村光三(民政黨代議士)、勝正憲(同前)、緒方竹虎(朝日新聞重役)、串田萬藏(三菱會社理事)、坂田幹太(大阪經濟會常務)、鑄谷正輔(川崎造船社長)、奥村鹿太郎(橫濱生糸商)、青木謙太郎(愛知時計社長)、石橋湛山(東洋經濟新聞主幹)、長岡徳治(三菱經濟研究所長)、岡實(大阪毎日新聞社長)、俵孫一(民政黨代議士)、松岡均平(三菱會社顧問)、磯村豊太郎(北海道炭礦社長)、青木信光(貴族院議員)、郷誠之助(經濟聯盟會長)、岡部長景(貴族院議員)、稻畑勝太郎(前大阪商工會議所會頭)、結城豊太郎(日銀總裁)。「發動の實例」統制法が發動されたのは、今日までたゞ一回あるのみである(昭和十二年末まで)。即ち昭和九年十一月、セメント事業に對する發動がそれだ。當時洋灰事業界は外野田プロックと稱され小野田、大分、電氣化學セメント會社などが増産問題に絡んで聯合會を脱退し、事業界は極度の混亂に陥つた。その結果遂に聯合會の要請によつて統制法第二條を發

動することに決し、増産中止に關する聯合會の協定をアウト・サイダア各社にも遵守させることになつた。これは一種の法律による獨占保護策なので、統制法は同時に第三條の公益規定も併せ發動し、洋灰の最高價格を指定した。統制法發動の場合に於ける第二條と第三條との關聯性を示唆するものとして之は多大の注意を惹いた。「統制法指定産業」二十四種あり次の如し。(一)綿糸紡績業(二)絹糸紡績業(三)人絹製造業(四)洋紙但し印刷用紙筆記用紙圖書用紙模造紙新聞用紙に限る(五)板紙(六)カーバイト(七)晒粉(八)硫酸(九)燻化油(十)セメント(十一)製粉但し日産五百バレル以上のもの(十三)鉄鋼但し常時月額三千万トン以上生産のもの(十四)合金鋼(十五)棒鋼(十六)山形鋼但し常時月額百トン以上生産のもの(十七)鋼板但し常時月額百トン以上生産のもの(十八)線材(十九)銅又は真鍮板但し「セバ」及び「ノベ」を除く(二十)二硫化炭素(二十一)精糖(二十二)揮發油製造及び販賣業但し常時月額十萬噸以上を製造又は販賣するもの(二十三)麥酒(二十四)石炭礦業および石炭販賣業但し常時年額十五萬トン以上を採掘または販賣するもの。

工業組合法 「沿革・性質」重要産業統制法が主要産業に對する憲法的統制法であるのに對して、重要産業以外の主として中小工業に對する國家統制を規定したのが工業組合法である。「主として」といふのは工業組合法の指定産業中には例へば過燐酸工業、綿織物、

毛織物等の有力産業のカルテルも含まれてゐるからだ。この統制分野の混亂は重要産業統制法との關聯に於て現に問題となりつゝある。工業組合法のそもそもの濫觴は明治三十年の「重要輸出品同業組合法」に溯る。これは輸出品と同時に内地品にも統制を及ぼす必要から三十三年「重要物産同業組合法」に改められた。但しこの時代の統制思想は幼稚なものであつたから、「組合法」による仕事は主として商品の共同検査に限られてゐた。これにやゝ近代的統制思想を加味し、中小工業カルテルの機能擴充の目的で三度改正されたのが大正十四年の「重要輸出品工業組合法」だ。但し事實上は輸出品に限らず、商工大臣の指定によつて内地向商品製造業にも法律の適用を受けさせることにした。ところで、その後にはける世界貿易戰の激化は、輸出品と内地品とは統制の方法目的等を別個に取扱はねばならぬやうな状態になつた。そこで昭和六年「輸出品工業組合法」を分割して、「工業組合法」と「輸出組合法」の二法律とし、製造同業者の自治的協定を強化すると共に國家統制の色彩を多く盛り込むことにしたものだ。「工業組合法」は更に昭和八年三月、法律第二十號によつて改正された。「法の重要内容」組合法は五十五條から成つてゐるが、そのうち最も重要なのは第三條の組合事業に關する規定(イ)

組合加盟者の製品、原料、生産設備等に對する共同検査。(ロ)事業經營に關する制限規定。(ハ)組合員事業經營に必要な共同設備。共同施設。(ニ)共同研究、指導。(ホ)組合金融等。と第八條の統制命令との二ヶ條である。之は對象を中小工業者とするだけで、實質は重要産業統制法第二條のカルテル保護規定と殆ど同じものだ。第八條 營業上の弊害を豫防し又は矯正するため特に必要ありと認むる時は、行政官廳は工業組合の組合員、またはその組合の組合員に非ずして其の組合の地域内における組合員たる資格を有するものに對し、その組合の有する取締りまたは制限協定に従ふべきことを命ずることを得

「工業組合聯合會および中央會」工業組合は業種別、地域別によつて全國に多數設立されてゐる。同種組合はその上位統制機關として工業組合聯合會を作り、更にそれ等聯合會の統制のために工業組合中央會が設立されてゐる。「工業組合の實績」全國の工業組合及び聯合會は逐年増加し十二年末の實績は別表の如し。「指定産業」同法の指定せる産業次の如し。綿織物、絹織物、毛織物、麻織物、人絹織物、布帛製品、メリヤス、金屬製品、自轉車、時計、電球、陶磁器、マツチ、ゴム製品、セルロイド製品、紙及び同製品、燐酸肥料、インキ、磁器鐵器、ガラス、漆器、磁田、玩具、鈕釦、プラスチック、帽子、鉛筆、人造眞珠、傘、水晶製品、製麵、罐ピ、木竹製品、水筒およびグロコ、印刷、製氷、除虫菊製品、燻灰、石灰、皮革および製品、木屐、撚糸、内燃機關、瓦、煉瓦、華品、味噌、醬油計量器、清涼飲料、石鹼、馬糞製品、フェルト、線香、煉炭、澱粉、綿、凍豆腐、植物油および同粕、蠶。

	組合数	内聯 合會	組 員數(人)	出資總 額(千人)	組合員生 産額(千圓)
十一年末	八五〇	四六	六八、五九九	二、一〇五	二、五七、一八二
十二年末	一、一三二	五八	八五、三三三	二、九、一〇三	二、九〇、八五五
増 加	二八二	一二	一六、四九七	三、九五三	三七四、六七三

輸出組合法

〔沿革・性質〕輸出組合法の沿革は「工業組合法」の項で述べた。工業組合法は輸出向、内地向を問はず指定産業の製造業者を對象とするの對し、輸出組合法は同一種類の重要輸出品の輸出を業とするもの、または同一市場を目的として商品の輸出を業とする者が、輸出振興のための共同施設、協定を結ぶ目的で組合を作り得ることを規定した統制法である(第一條)。その事業内容、統制命令等に關する規定は工業組合法のそれと殆ど同じものである。〔指定商品〕同法の指定する商品は次の如し。綿布、綿糸、絹、人絹糸および同織物、毛織物、メリヤス、綿織糸およびレース系、時計、陶磁器、磁器、ガラス製品、セルロイド製品、マツチ、ゴム製品、紙類、染料及び塗料、化粧品、塗料、漆器、眞田、玩具、紐釦、扇子、洋傘、帽子、革製品、木竹製品、扇ウチハ、文房具、花菱および敷物、水産物、乾物、ビンおよびカン、果實、百合根、除虫菊および製品、自轉車、蔬菜、豆類、人造眞珠、茶、ポロ、鶏肉および鶏卵、ビール、セメント、電球、蓄音機および部分品、石炭、電信電話機、電池および電氣機械類。

事業別單行統制法

〔單行統制法の意義〕重要産業統制法及び工業組合法の二大基本統制法により、主要産業、中小工業の殆ど全領域に國家統制権は行き亘つてゐる。だが特別な性質をもつ産業、殊に國防産業や國民生活安定に重大關係を有つ産業については、更に詳密且徹底したに國家統制を必要とする。その目的のために制定されたのが事業別單行統制法だ。これも昭和六、七年以後に於て特に多數の法律が新に制定され、または改善公布されてゐる。〔主要な單行統制法〕それら(一)米穀統制法(昭和八年制定、十一年五月法律第二十三號により改正)。(二)米穀自治管理法(昭和十一年五月公布法律第二十二號)。(三)蠶絲業統制に關するもの。(イ)蠶糸業法(明治四十四年制定、昭和十一年改正)。(ロ)製絲業法(昭和七年制定)。(ハ)原蠶種管理法(昭和九年制定)。(ニ)輸出生絲取引法(昭和九年制定)。(ホ)産繭處理統制法(昭和十一年制定)。(四)重要肥料統制法(昭和十一年五月公布)。(五)自動車製造事業法(昭和十一年五月公布)。(六)石油事業法(昭和九年三月公布)。(七)日本製鐵株式會社法(昭和八年制定)。(八)ガス事業法(大正十二年制定)。(九)電氣事業

法(昭和六年制定、但し料金統制に關する事項だけは昭和十二年末より實施)。

軍需工業の統制問題

〔現況〕軍需工業に對する統制策は現在でもある程度までは實行されてゐる。最も一般的な統制法としては古く大正七年に制定された軍需工業動員法がある。なほこの外、産業部門別に見れば、若干の統制の事實は存在してゐる。石油事業法、自動車事業法などは、その代表的なものである。石油工業の保護を根本方針とするものであるし、自動車事業法は國産自動車工業の發展を眼目として成立したもので、何れも事業を許可制とし、また事業計畫に對する政府の強力な干渉権能をもつて統制の實を擧げやうとしてゐる。これらの統制法は、もとより普通の經濟的意味での統制でもあるが、何より主眼とするところは、直接の軍需品工業としての統制強化である。電力統制なども、軍部の熱心な支持があることによつて分る如く、間接的には軍需工業統制の意味と使命を有つものである。また海軍豫算の大膨脹に對應して、逕信省は造船業に對して積極的な統制を實現すべく、單行統制法として造船事業法を立案中である。〔平時の軍需工業統制〕工業動員を戰時に効果あらしむるために

は、平時よりこれが萬端の準備を遂げておかねばならぬ。この意味でわが軍需工業動員法には戰時に働かざる規定が半分平戰兩時を通じて活動する規定が半分盛られてゐる。また軍需工業の演習動員も過去屢々行はれたし、國家總動員の一翼としての工業動員も年々更新されつゝある。更に陸海軍直轄工廠以外に、陸海軍には民間に指定工場があり、平素より電話一本で連絡がつく。指定工場以外にも「購買名簿登録工場」があり、軍民の聯携は常に密接である。これら軍需工場に對する指導・援助も極めて効果的に行はれてゐる。例へばその主なるものを擧げてみれば左の通り。(一)試験註文—いざといふ時、即刻間に合ふ様に平時より或る物品の註文を發して生産技術の経験を積ましめる。しかしこれらの被註文工場は一定の資力、技術力をもつたもので、陸海軍當局より特に指定された工場でなくてはならぬ。(二)長期發註—大きい計畫に基く註文は、或るべく繼續註文を出す。かくすれば民間會社もそれに應じた生産計畫をたて得るわけで、原料の如きも随時安價な時に買ひ込み得る便宜を得ると共に、設備等にも急激な變化を豫想する必要なく、安心して軍需品の製作をなし得る。(三)技術指導官の派遣—とくに海軍に於て積極的である。從來特殊な工場である航空機、艦船、特定の兵器工場等に關係ある

民間工場には海軍より専門技術家を送り、その製作工程の監督技術指導を行ひつゝあつたが、一般民間工場に對しては海軍監督官の製品検査と納入工廠における規格検査だけであつた。然るにこゝ一、二年來は、地方の各所轄工廠より海軍技師或は武官（機關或は造船中佐級）を銓衡し地方廳囑託として要望民間工場に派遣しもつて民間技術の指導に當つてゐる。（四）下請工業の助成—地方中小工業の助成は軍需生産力の増大と疲弊せる地方遊休生産力の利用といふ一石二鳥の効果がある。海軍の地方統制工業は、商工省地方工業化委員會と密接なる連絡の下に、各海軍工廠及び鎮守府に於て實施し、着々功績を擧げてゐる。（五）軍事費の前拂ひ—會計法並に購買規則の許す特例を極力活用し品種によつては總額の五割方を前拂ひしてゐるものもある。（六）原材料の官給—海軍では從來早くより民間の造船所に對し造船材料、鋼板、鋼材、補助機關類の官給制度を實施してゐたが、昨年四月の新年度よりこれを一般造船兵器工場にも擴大し、當該工場からの願出によつて、日鐵その他の材料工場から海軍の指定價格で購入せしめることになつた。（七）註文書の見返り金融—陸海軍よりの註文書を見返りとして興銀その他より極力融資をなすべく勸奨し實行されてゐる。特に中小軍需下請工場に對しては、軍部が積極的に

援助してをり、効果も見るべきものが多い。（我國營軍需工業）に現存する國營軍需工業—海軍工廠及び陸軍造兵廠は既に巨大な規模となつてゐる。最近の陸軍造兵廠の普通工及び臨時工は約二萬二千人、海軍工廠は同じく七萬九千人陸海軍合計して十萬人を超えてゐるが、これは國營事業として鐵道に次ぐ大世帯である。しかも軍費膨脹に對應して急速度に擴張されて來てゐる。海軍工廠の勞働者數は昭和七年に三萬八千人、陸軍造兵廠は一萬三千人であつたから、四年間にほとぼり倍加してゐるのである。この大擴張によりさし當り民間發註を不適當とする特に機密を要する兵器、精巧な機材等、資材整備に必要とされる直接軍需品の主要部分は國營工場の生産によつてどうにか間に合ふことになつてゐるが、前記の如く軍需品需要は今後さらに大増加する状態にあるから、結局官民工場を通じて生産能力不足の傾向が發生することが豫想されるわけである。一部では軍需品の自給主義を放棄して、あるものは輸入に仰がなければ今後の膨脹軍費は消化し切れぬであらう、と推測を下してゐるほどである。「軍需工業國營論」軍需工業國營論は色々の人によつて主張されてゐる。最近では例へば、ロイドジョージが最も熱心に國營論を唱へてゐる。『戦争または軍備擴張によつて大いに儲ける資本團が存在するといふことは

國家のためによくない……今日、兵器事業は株式會社組織になつてゐるが、株主の多くは政界、財界などの有力者である。軍備擴張となれば、これ等株主の財産は忽ち倍となり軍縮に遭へば財産が半減する……。かように有力な國民層が戦争や戦争煽動に多くの金銭的利害を有つ社會は決して健全なものとは認められない。』といふのである。さらに、フランスで第一次ブルーム内閣が、軍需工業の利潤抑制の徹底をはかる目的で主要軍需工業を國營化した。日本でも多分近い將來に軍需工業國營化問題が擡頭するものと豫想する。「國營論の是非」しかし軍需工業の國營を原則とする政策は大して有利なものとは認められない。なるほど生産能力の急速擴張といふ點からいへば國營に越したことはないが、軍需産業にあまり巨大な資本を固定することは、他面に一般經濟に重壓を加へる結果となる。國防が經濟的打算の問題を超越したものであることはいふまでもないが、しかしそれは無制限なものではなく、ある程度までは經濟的打算に拘束されなければならぬ。簡單にいへば、軍需工業といへども、國營は最小限度に止め、出來るだけ民間工業の生産力の擴張を指導し、特に平時に於ける普通品生産設備の戦時に於ける軍需品工場への轉換を迅速かつ圓滑に實行出來るやうに準備しておくことが、軍需工業統

制策として最も策を得たるものと考へる。實際問題としても、機械製作業、化學工業等の民間工場の大部分のものは、敢へて國營とする必要はなく、戦時に於ては大した故障がなく、軍需品専門の軍用工場に轉換し得る。

軍需工業動員法 「初めて發動される」軍需工業動員法を支那事變にも適用すべき旨の法律は、第七十二臨時議會の議を経て昭和十二年九月九日法律第八十八號として公布された。尙同法第二條の規定に基づく工場管理の規定は、同九月二十四日勅令第五百二十八號として工場事業場管理令が公布され、昭和十三年一月十七日より其の一部が實施された。なほ軍需工業動員法は支那事變に當り朝鮮、臺灣及び樺太（昭和十二年九月十八日勅令第五百五號）ならびに關東州及び滿鐵附屬地（昭和十二年十月二十三日勅令第六百四號）にも適用され得ることになつてゐる。「内容」軍需工業動員法は歐洲大戰の經驗に基き、大正七年四月十七日法律第三十八號として公布された。自來「發動されざる立法」として漸く世人の記憶から遠ざかつてゐたが、今事變にはからずも發動されることになつた。全文は二十二條より成るが、その要領は次の六つに大別出來る。第一は、軍需生産の設備を政府に於て管理、使用、收用すること。第二は、生産されたる軍需品を統制し、收用使用するといふ

やうな軍需品の管制に關するもの。第三は、産業に對する勢力を動員してそれに向ける規定。第四は軍需に關する調査、軍需工場、事業場或は輸送機關、倉庫などの軍需調査の規定。しかして第五は、軍需に關する事業の助成であり最後は罰則である。右の構成を見て明かな通り、戦時に際して政府が本法に基いてなしうる範圍は非常に廣いのである。即ちわが國の軍需工業動員法は單に狭い意味の工業のみならず、運輸施設の動員とか、鑛業の動員の如きものまで含んでゐる。さらにまた動員下に入れられる軍需品の範圍も、普通考へる兵器、艦艇、航空機、彈藥ならびに軍用の器具機械及び物品等ばかりでなく「軍用に供し得べき」左の物件に及ぶのである。(一)船舶、海陸聯絡輸送設備、鐵道軌道及びその附屬設備その他の輸送用物件(二)燃料、被服及び糧秣(三)衛生材料及獸醫材料(四)通信用物件等。要するにこゝにいふ軍需品とは普通一般に考へられてゐる軍の専用品といふよりも非常に廣いが、更にこれに加へて「前各號に掲ぐるものの生産または修理に要する材料、原料、器具機械設備及び建築材料」といふ規定並に「前各號に掲ぐるものを除くのほか勅令をもつて指定する軍用に供し得べき物件」なる規定あり。以上から考へると軍事用に關する限り、殆んどあらゆるものが動員下に統制されるといつて

も過言ないであらう。しかし、動員がかくの如く規定してゐるといつてもその全部が今直ちに實行されるといふのではない。この點に就ては、十二年九月九日陸海軍當局共同發表のなかで「適用の範圍も差當りの所は一部工場の管理と一、二軍需品の移動の規定等について考慮してをるに過ぎない」と述べてゐる。「二部工場の管理實施」動員法の具體的適用は、その後時局の推移とにらみ合せて慎重考慮中であつたが、昭和十三年一月十七日を期して愈々一部工場の管理が斷行されることになつた。こゝにいふ管理とは、軍需工業動員法第二條の規定に基き公布された工場事業場管理令によるものである。軍當局の説明によれば、管理とは主務大臣が當該工場または事業場に於ける軍需品の生産修理に關し、または軍需品の生産修理に必要な原料、材料、燃料、電力、動力の生産發生に關し其事業主を指揮監督することだ。之が具體的内容としては、技術の向上、勞務の充實、原材料の調達等に關し軍より適切な援助を與へ、また同業者間の相尅を緩和し、工場の特性に應じて生産の分野を按配する等の方策がとられるであらう。また民間工場の管理により、從來の民需品生産を直ちに強制的に軍需品に振り向けることは極力避けるはずである。また全國一齊にすべての工場を管理するのではなく、そこは自ら

緩急輕重の度を計つて必要なるものから漸次實施される。これを要するに、工場 國家管理といつても、平時に於ける注文監督制度に換ふるに生産命令を爲し、その實行を軍が監督することを規定したに止まるのである。

産業統制機關

〔國家統制機關と民間自治機關〕重要産業統制法以下多數の統制法律を基礎として、産業統制の實際事務を運営するのが統制機關である。統制法律と統制機關と二者相俟つて完全なる統制機構となる。統制機關は大まかに二分して國家統制機關と民間自治統制機關との二群がある。(イ)民間自治統制機關―聯合會、協議會、懇話會 同業會等の名によつて知られてゐるカルテル機關が、何らかの統制協定をもつてゐる事業には必ず存在する。また全國産業團體聯合會(略稱全産聯)、工業クラブ、日本經濟聯盟なども、巨頭資本家の社交クラブであると同時に、自治統制機關としても強力な機能を有してゐる。全國主要都市にある商工會議所、その聯合機關たる日本商工會議所も民間自治統制機關の重要なものだ。(ロ)國家統制機關―最大の綜合的統制機關たる企畫院以下、産業合理局、各種の官設委員會、調査會、經濟會議等を總稱して國家統制機關といふことが出來やう。これ等の國家統制機關は産業統制諸法律が昭和六、七年以來日本經濟

の準戦時體制への轉入と共に續出するに對應して、急激に増加して來てゐる一の統制法律には、それに附屬して委員會官制が規定され、統制法運用の實行機關たらしめることが原則となつてゐるのである。〔主要なる國家統制機關〕企畫院、對滿事務局、産業合理局、物價對策委員會(十二年未廢止)、重要産業統制委員會、電力調査會、電氣委員會、(電氣事業法に基くもの)、資金調査局及び資金調整委員會(臨時資金調整法に基くもの)、貿易委員會(貿易および關係産業統制法に基くもの)、輸出生絲販賣統制委員會(賣糸法に基くもの)、米穀統制委員會、米穀處理委員會、米穀生産費委員會、米穀對策調査會(米穀統制法に基くもの)、石油委員會(石油事業法に基くもの)、ガス事業委員會(ガス事業法に基くもの)等(これ等委員會の詳細は別項參照)。「國家統制と民間參制」諸多の國家統制機關には、その殆んど全部に對して民間の學識經驗者が委員、顧問、參與等の名稱で選任され、官僚と共同して統制具體策を決定することになつてゐる。外國ではかういふ組織は早くから發達してゐて珍らしいことでは無いが、日本では國家統制主義へ轉入と共に特に強くなつた一の注目すべき現象である。民間參制の意味は、彼等の實際的智識、經驗を參酌し官僚の獨善的統制の弊害を制限すると共に、他面では國家統制に對して資本家の利益擁護に當るといふ意味も含まれ

てゐる。また従来の消極的な監督行政時代には、役人の乏しい産業智識でも大した不都合は無かつたが、官僚が積極的な産業統制の指導者となつた現在では、甚だしく不満足なものとなつた。そこで彼等の乏しい智見を補足する意味でも、民間の協力、參與が原則的に必要とされるに至つたものと考へられる。

産業合理局

〔沿革〕一九二九年以來の世界恐慌克服政策として産業合理化が燎原の火のやうに各國に流行した。日本も勿論これを採用し、昭和五年一月商工省に「臨時産業調査會」を設置し、主として合理化實行方法について諮問した。その答申を參考として出來たのが昭和五年六月新設の商工省外局たる「臨時産業合理局」である。六年四月公布の重要産業統制法と相應じ、産業に對する國家統制主義への轉換を表示してゐるものだ。昭和十一年やはり産業統制法の改正と呼應し、合理局も機構の一部を改組し、「臨時」を削つて永久的な「産業合理局」となつて現在に及んでゐる。〔機構・目的〕産業合理局は國家權力を背景として、産業合理化を指導、促進、斡旋することを主要目的とする。詳しくいへば企業合同の斡旋、カルテルその他一般事業協定の促進、主として各企業内の技術的な能率増進策の指導、研究、政府許可事業の統

制、試験、研究機關の連絡等が主要な仕事だ。その組織は第一部(一)企業統制に關する事項(二)科學的管理の實行に關する事項(三)産業金融改善に關する事項(四)その他産業の合理化に關する事項。第二部(一)工業品規格統一に關する事項(二)製品の單純化に關する事項(三)國産品使用奨励に關する事項(四)試験研究機關の連絡整備に關する事項に分つて、それらの擔任者をして事務を執らせ、更に各部門の指導機關としては(一)生産管理委員會(二)財務管理委員會(三)國産愛用委員會(四)販賣管理委員會(五)消費經濟委員會を常置してゐる。〔合理局臨時附屬委員會〕常設委員會の他に次の如き臨時委員會もある。

- (一)輸出綿織布工業改善委員會(二)輸出綿織工業委員會(三)過磷酸工業改善委員會(四)輸出綿織工業改善委員會(五)硝子工業改善委員會(六)陶磁器工業改善委員會(七)羊毛工業委員會(八)造船業改善委員會(九)輸出ゴム靴工業改善委員會(十)自轉車工業改善委員會(十一)タオル工業改善委員會(十二)セルロイド刷子工業改善委員會(十三)陶器工業改善委員會(十四)マツチ工業改善委員會(十五)柑橘北米輸出改善委員會(十六)輸出綿織物染色工業改善委員會(十七)セメント工業改善委員會(十八)小賣業改善調查委員會。以上臨時委員會の法律的バックとなつてゐるのは昭和六年大改正の工業組合法である。〔産業合理局顧問〕産業合理局の組織で最も特色的なのは合理局顧問を置いてゐることであらう。これは民間の有力資本家を選任し

て合理局全機能に關する最高指導者たらしめ偏狹、非實際的な官僚統制の弊を救はうといふのである。現在顧問は左の如し。

松岡均平(三菱會社顧問)、井阪孝(東京ガス社長)、大河内正敏(理化學興業社長)、牧田葵(三井礦山會社長)。

〔合理局の實績〕合理局の目的そのものからいへば、全産業に亘る統制強化にして技術的な合理化策にしる、相當派手に仕事をやれる筈である。また昭和五年以來の日本産業界の實績は、到るところでさういふ合理化策の實行を必要としてゐた。だが實際の合理局の今日までの業績は、一向に華々しくない。僅かに綿三綾、瑛那織器など二、三種の事業に對して、合理局が指導者となり統制強化を實現させただけである。もつとも製鐵大合同は主たる斡旋者が時の商相中島久萬吉氏であり、氏はその前合理局顧問として最も熱心に企業合同論を主張してゐたのだから、間接的意味では製鐵合同は合理局と關聯があつたと認めることが出来る。

中央經濟會議

〔沿革・目的〕昭和十二年六月成立。綜合國策の確立機關として近衛内閣成立早々に組織された最も大規模な國家統制機關の一である。その初總會に於ける内閣諮問は「日滿の綜合經濟政策並に實施方策如何」といふ規模雄大なものであつた。會議

は其の後數回開かれたが、答申案決定に至らぬうちに、その審議を企畫院に移すのが適當とすといふ理由により、大多數の委員と共に企畫院に接收、經濟會議としては解消した。〔企畫會議〕中央經濟會議は企畫院に一旦接收後、十二年二月企畫會議として再生した。官制は次の如し。

- 第一條 企畫會議は内閣總理大臣の監督に屬しその諮問に應じて平戰時における綜合國力の擴充運用に關する重要事項を調査審議す
- 企畫會議は前項の事項につき内閣總理大臣に建議することを得
- 第二條 企畫會議は總裁一人、副總裁一人及委員若干人を以て之を組織す特別の事項を審議するため臨時委員を置くことを得
- 第三條 總裁は内閣總理大臣を以て之に充つ
- 副總裁は企畫院總裁を以て之に充つ委員及臨時委員は内閣總理大臣の請に依り内閣においてこれを命ず
- 第四條 總裁は會務を總理す
- 副總裁は總裁を輔佐し總裁事故ある時はその職務を代理す
- 第五條 企畫會議に幹事長及幹事を置く
- 幹事長は企畫院長をもつて之に充つ、總裁及副總裁の指揮を受け庶務を掌理す
- 幹事は内閣總理大臣の奏請により内閣に於て之を命ず上司の指揮を受け庶務を整理す
- 第六條 企畫會議に書記を置く内閣に於て之を命ず
- 書記は上司の指揮を受け庶務に従事す
- 附則 本令は公布の日より之を施行す
- 資源審議會官制及中央經濟會議官制は之を廢止す

〔企業審議會委員〕(内閣書記官長) 風見章(法制局長官) 船田中(金
 庫院長) 青木一男(對滿事務局次長) 原邦道(外務次官) 堀内謙介(内
 務次官) 羽生雅則(大藏次官) 石渡莊太郎(陸軍次官) 梅津美治郎(海
 軍次官) 山本五十六(司法次官) 岩村通世(文部次官) 伊東延吉(農林次
 官) 井野碩哉(商工次官) 村瀬直義(逓信次官) 小野猛(鑛道次官) 喜安
 健次郎(拓務次官) 秋原彦三(厚生次官) 廣瀬久忠(貴族院議員) 山川
 端夫、坂本俊篤、大久保立、倉知鐵吉、橋本圭三郎(衆議院
 議員) 東武、末松借一郎、大口喜六、小川郷太郎、麻生久、
 (民間) 八田嘉明、大河内正敏、有賀光豊、醫井忠正、南條
 金雄、津田信吉、大久保利賢、門野重九郎、津島壽一、平
 生鈺三郎、石黒忠篤、藤原銀次郎、大藏公望、小倉正恒、
 松本健次郎、池尾芳藏、安川雄之助、松江春次、三好重道
 寶來市松、加藤恭平、村田省藏。

朝鮮經濟會議

〔沿革・目的〕昭和十一年十月設置、
 名稱は朝鮮經濟會議だが、眞實の目
 的は朝鮮を主軸として日・鮮・滿三地の經濟發展に對する綜
 合國策を樹立しようとするものだ。従つて後に出來た中央
 經濟會議との關聯に於ては、これは朝鮮を中心とする一分
 科會議と見てよいものである。〔朝鮮經濟の最近發展〕朝鮮
 が何故日滿經濟ブロックに連る一環として重大な意義を有
 つに至つたか。地理的、軍事策戰の意味も勿論ある。だが

ヨリ以上に重要なことは、朝鮮の最近に於ける急速な經濟
 發展が朝鮮を中心とする三地綜合經濟國策の確立を緊要事
 と認めしめるに至つたのである。朝鮮の産業界は日本内地
 の準戰時景氣の影響を受けて、昭和八、九年頃か、俄然活
 況を呈することになつた。鑛業、化學工業、一般輕工業が
 特に産業躍進の主軸的役割を果してゐる。近年までの朝鮮
 には、近代的な大工場組織による工業は極めて僅かで、前
 期資本主義的な小規模生産の段階に止まり、農業本位の經
 濟狀態のまゝで永く停滞してゐた。然るに今や全然その面
 目を改め、産業革命を一舉に實現しようとしてゐるのであ
 る。朝鮮の經濟主といはれる野口遼の野口コンツェルン以
 下、鮎川、森などの新興コンツェルンが、特に朝鮮の産業
 革命に重要な關係を有つてゐる。南朝鮮總督の經濟會議に
 對する挨拶のうちに次のやうな文句がある。『最近内地狀
 勢の變遷に促され、朝鮮産業界もまた局面轉回の機運に際
 會し、饒多な資源と豊富、低廉な動力及び勞力と相俟つて
 工業企業地としての好望性を確證するに至つた。まさに原
 始産業中心時代より多種多様な新興産業の全面的展開期に
 推移し、農鑛工併進の時代に當面し來つたと認められる。
 〔朝鮮經濟會議委員〕朝鮮産業界に最も多くのインタレスト
 を有つ巨頭資本家を中心とし、内地資本家、民間學識經驗

者、企畫院 總督府、滿洲國代表等總勢七十餘名が委員に
 選任されてゐる。その主なるもの——大橋新太郎(工業クラ
 ブ理事長)、加藤敬三郎(當時鮮銀總裁)、河手捨三(三菱鑛業會長、津
 田信吾、根津嘉一郎、野口遼、森蔵親、鮎川義介、村田省
 藏、有賀光豊(朝鮮殖産銀行頭取)、郡山智(滿鐵理事)等。〔分科會
 の決議〕なほこの會議の各分科會は朝鮮經濟の開發に關し
 大要次の如き決議をなしてゐる。(一)第一分科會答申(農
 林、水産)——農林業農業移民の助成、畑作適地高地帯の開
 墾獎勵、自作農創設維持の助成、肥料の配給並びに施用の
 改善、農具の普及、食料畑作の増産、畜産獎勵、工業原料
 たる農林産物の増産、特に羊毛、棉花、木材パルプ原料林
 等の増産及び改善、軍需工業用材の増殖等。水産業振興策
 としては遠洋漁場の開拓優良漁船の普及、漁港及び一般漁
 業施設の擴充、海賊の防止ならびに海難救濟施設の整備、
 工業用鹽の増産等。(二)第二分科會答申(資源、工業)——鑛
 業資源の調査、採鑛設備の改善、鑛業經營の統制、生産
 費の低減等。電力開發の統制的遂行、國境河川の發電力調
 査、水力資源の保護、發電用炭田の保全等。工業國策上重
 要なる工業については、特別の振興策を講ずる必要あり。
 (三)第三分科會答申(商業貿易、交通、金融)——(イ)貿易、
 海外直通航路の設定、輸出港集荷施設及び輸出補償制度の

改善または新設、なほ海外輸出については内地と十分なる
 協調をなすの要あり。(ロ)商業、中小商工業の保護策擴
 充、商業及び工業組合制度の設置、低資融通、損失補償制
 度の設定等。(ハ)交通、鐵道網の普及、自動車運輸業に對
 し補助金制度を設けること、沿岸幹線航路の就航船の優秀
 化、上海、北支、南洋等に對する航路開發等。(ニ)金融、
 企業金融の改善、農漁村金融の普潤、中小商工業金融の改
 善等。(四)第四分科會答申(實業教育)略。

消費統制の問題

〔戰時經濟と消費統制〕戰時經濟の
 原則は、國家の全經濟力を擧げて
 軍用物資の供給増加に集中することである。その反面では
 必然的に軍用物資以外のものは消費を節約しなければなら
 ぬ。少くとも戰爭で消耗されるだけの分量に相當するもの
 が、他の方面で節約されなければならぬ。さうしなければ
 國富の喰ひ潰しとなり、長期戰の終局には經濟破綻を免れ
 ない。普通消費節約の対象としては、例へば鐵鋼、石油の
 如き直接軍需品及び輸人品が眞先に取上げられる。しかし
 「物」から見た戰時經濟の原則論としては、軍用品、輸入品、
 一般生活品の如何を問はず、富の喰ひ潰しを防止するため
 に、消費節約は絶對的必要事なのだ。支那事變下の消費統
 制策としては戰時的統制法令で束縛してゐるものは少い。

しかし輸入制限法で強壓を加へてゐる以上、制限された物資の消費、配給について何らかの統制手段が採られなければならぬのは當然事である。現在では法令による統制は僅少で、多くは行政上の手加減または民間の自治統制に委せてあるが、長期戦となれば法令による統制の範囲内に入るものが漸次に増加するのであらう。「法令による主なる消費統制」(一)鐵—鐵鋼消費節約として官廳建築の繰延は眞先に實行されたが、遂に「鐵鋼工作物築造許可規則」(商工省令)の制定となり、民間の鐵鋼消費全部に亘り許可制によつて消費制限を行ふことになつた。軍需工場の擴張の如きを除くほか、普通の民間鐵鋼建築は原則として禁止されてゐる。

(二)銅—鐵鋼の消費統制に次いで十二年十月十日「銅使用制限規則」(商工省令)が實施され、建築物の屋根、樋、化粧張、煙突、排氣筒等への銅使用は百キログラム以上のものは禁止的制限を受けることになつた。日本の銅需要は當時年額十五、六萬トン、うち半額が國內供給となつてゐるが、使用制限の結果は建築用使用一萬三千トンのうち約五千トンの節約となる豫想である。(三)揮發油—揮發油の消費節約については事變前から石油聯合會が中心となつて自治的統制を考慮してゐたが、戦争後は警視廳令で夜間流し圓タクの禁止駐車制度の擴大、鐵道省經營下のガソリン・

カアの廢止または減車等をやつてゐる。なほ經濟聯盟では、消費統制の徹底を期するため、揮發油使用者全部に對して切符制販賣を商工省に建議してゐる。(四)白金—十三年一月一日、「白金使用制限規則」を公布、主として裝飾用ブラチナの使用が禁止された。白金の年需要高は千四キログラムだが、この制限令で二百キログラムにして年額二百萬圓が節約される。(五)鉛—ガス及び水道鉛管は工用上鉛管を絶對的に必要とする場合を除き、鐵管を代用することとし、かつ鉛管を使用する場合は純鉛管を廢し合金鉛管を使用すること、排水鉛管は出來得る限り鐵管またはコンクリート管をもつて代用し、これまた鉛管を絶對に必要とする場所に限り合金鉛管を使用することになつた。これによつて節約し得る鉛の見込數量一萬トン以上である。また電線電纜に使用すべき被鉛の規格を改正し、その厚さを減少し、約五千トンを節約する。錫鉛箔は出來得る限りアルミニウム箔に代へ四、五千トンを節約する。(六)亞鉛—亞鉛引鐵板は屋根用は出來得る限りスレートまたは瓦に、垣根用は竹、材木、コンクリートなどの非金屬性のものを使用する。(七)錫—錫力板は用途上差支へなき限りアルミ板を代用し、特に鋳力罐はアルミニウム罐をもつて代用する。チユーブ類はアルミニウムまたは紙類を使用、錫箔はアルミ

箱を代用する。以上による節約見込量約千トンである。(八)その他金屬—ニッケル鍍は出來得る限りクローム鍍に代へ、裝身具、建築金具、家具什器、裝飾品などに使用する、白銅はクロームまたはクローム鍍をもつてこれに代用する。アンチモニー製裝飾品、玩具などは出來得る限りその製造を制限する。アンチモニー製實牌は非金屬に改める。

配給統制

〔戰時經濟と配給統制〕支那事變發生と同時に纖維原料の棉花及び羊毛、軍需品原料として最も重要な鐵鋼、硝酸、ゴム、染料等の諸商品に對する消費及び配給統制の問題が取上げられた。そのうち棉花羊毛、その代用品たるステープル・ファイバ、鐵鋼、ゴム等は眞先に配給統制が實施された。從來からある民間當業者の自治統制では戰時對策として不十分なりとされ、國家統制が實現したのである。まづ注意すべきは日本の原料配給統制は日本經濟の特殊性に制約されて、獨特な意味をもつてゐることである。一と口に戰時經濟動員といつても例へば米國、英國のやうな軍用品原料の大部分を自國の勢力範圍内で自給し得る國家では大した困難はない。原料の供給そのものについては心配はなく、たゞ經濟界の磨擦をなるべく少くして所要原料を軍需工場に分配するだけの問題に過ぎぬからである。これに反し日本、伊太利、ドイツ

等の如き不足國では、問題は複雑困難だ。原料の配給、管理政策の前に、まづその供給確保策を確立しなければならぬ。それは結局國產軍用原料についてはその民間用消費を節約させ、貿易關係に於ては非軍用物資の輸入を制限して、軍需品輸入力を増加させるより他に方法は無い。ところで輸入力と輸出力とは相關的なものだ。特に輸入の八割まで原料品である日本としては、非軍用物資の輸入制限と雖も、その結果の少なからぬ部分は輸出減退、従つて輸入力の削減となつて現はれる。これが日本經濟の特殊事情の根本的な一點である。要するに日本のやうな不足國では、軍需工業への單純な配給統制策だけでは濟まない。問題は第一に貿易統制と關聯し、更に平和産業部門に於ける原料統制に密接に交渉し、價格、消費統制の問題とも深い繋りを有つてゐる。これが根本目的は軍需産業への原料供給確保にありながら、棉花、羊毛のやうな平和産業原料または準軍需工業原料に對する配給統制がその輸入制限と共に第一に問題とされ、國家權力による強制統制を實現するに至つた理由である。「法令による主なる配給統制」(一)ゴム—ゴムは「臨時措置法」により甲の輸入許可品となつてゐる。そこで供給不足に對して必然的に配給統制が考慮されなければならぬが、商工省は最近「生ゴム配給統制規則」を制定、

法的統制を實施することになった。配給統制の實行機關は日本ゴム工業組合聯合會及び日本被覆電線工業組合聯合會の二者で、聯合會より生ゴム加工業者に配給切符を交付し、需要者は右の切符に許されたる以内の生ゴムを購入することは出来ない。切符交付の標準は軍需品製造には原則として無制限、輸出入需要には前年度実績を考慮して許可、前二者を差引いて残るものを内地向普通需要に割當てる。従つて普通需要はかなりの消費節減を強制されることになる。(一)人織の強制混用—棉花、羊毛の輸入制限対策として實行されてゐるのがステール・ファイバーの強制混用である。綿絲に對する混用は十三年度から實行され、毛織品に對する混用は已に十二年十一月一日より實施されてゐる。最初商工省では羊毛一年の輸入量八十萬俵を五十萬俵以下に制限し、四割以上を人織で代位させる方針であつた。しかし一擧に四割の人織混用は實行し難い事情もあるもので、大體毛絲には一割以上、毛織物には二割乃至三割の範圍内で製品の種類に應じそれ／＼規定の割合による人織の強制混用をさせることとなつた。但し輸出品、特殊品、軍需註文品等は除外されてゐる。綿製品に對しては、國內用品は原則として三割以上のスフ混用が命令されてゐる。(三)棉花及び綿絲—棉花の輸入制限はやるが綿製

品の輸出力は維持しなければならぬ。國內用品には人織を混用させることになつた結果、棉花の各紡績會社への配給状態に大異變が起つた。政府は棉花、綿絲配給を調整する目的で十三年二月「綿業調整協議會」を設立せしめ、棉花輸入業、紡績業、綿製品製造業者の代表者を委員に選定し、輸出入、内地向に區別して棉花、綿絲の配給統制機關とすることになつた。別に棉花のみの配給統制機關としては、「棉花輸入統制協會」がある。(四)羊毛—羊毛の輸入制限に對應し、「羊毛工業會」が配給及び消費統制の指導機關となつてゐる。

【取引市場】

取引所制度

〔沿革〕今の取引所に類似した機關は随分古い歴史をもつてゐる。舊幕時代、大阪では町人徒屋の倉庫に於て毎日澤山の米商人が集つて米の取引をやつた。これが發達して後の堂島米商會所いまの堂島米穀取引所となつたのである。なほ昔は帳合米と稱する一種の先物空取引があり、享保年間に幕府から正式の許可を得た。これが後の定期取引、即ち今の清算取引の濫觴だ。然し有價證券取引所が發達したのは明治以後である。株式組織が輸入され、政府の手で公債が發行されるに至りこゝに始めて有價證券取引所が出來、明治十一年には取引所條例が公布された。二十年には歐米風の會員組織を獎勵、二、三の取引所が出來たが何れも大成しない。そこで二十六年の大改正で株式組織取引所に發達の道を拓いた。その後大正三年、七年に部分的訂正を行ひ、更に十一年の大改正を経て現在に至る。〔監督と保護〕取引所行政には自由主義と監督主義とがあるが、前者は英米二國だけで、我國は大陸諸國と共に監督主義だ。取引所法の他同施行細則、取引

所税法、取引所税法施行細則をはじめ臨機の通牒や命令が網の目のやうに張り廻らされ、これに基いて商工大臣が監督、保護の責に任じてゐる。即ち(一)取引所の設立、解散定款、營業細則、役員、商議員は政府の認可を要す。(二)取引員も政府の免許を要す。(三)取引所役員及び事務に従事するものは自ら賣買してはならぬ。(四)取引所財産、付帯業務についても制限をうける。(五)損益計算や利益處分にも内申認可を要す。(六)政府は取引所の財産や營業状態を檢分できる。かうした監督事項の他に(一)取引所法に基くもの以外取引所業務を行へない。(二)政府の定むる一地區内に於ける獨占を許す等の保護事項もある。(強制擔保・任意擔保・共同擔保)取引所賣買は原則として競賣買だ。所謂ザラバ取引もあるが、之は補足的なものである。競賣買なるが故に特定の相手がハッキリしない。そこで取引不履行の場合の責任保護が必要となる。取引所がその衝に當る譯だ。銀行取引所法では賠償の責任は絶対でないが「賠償責任に任ずることを得」と規定してゐる。これが任意擔保だ。しかし大正十一年以後は「賠償の責に任ずべし」となつてゐた。即ち強制擔保だ。もつとも實際問題としてはどの取引所もみな擔保制をとつてゐる。その限りに於て舊法時代と變らぬ。この制度をとることによつて取引所は取引員から身元保證

金をとり且つ賣買高に應じて證據金を提供させ、更に相場
の荒れた時は追敷又は追證と云つて不足分の證據金をとる
但し完全賠償制を敷いてゐるのは長期清算取引だけだ。改
正取引所法で生れた短期清算取引は共同擔保制をとつてゐ
る。これは取引所が直接擔保の責に任ぜず、取引員個人が
基金を積んで共同の補償に充てやうとするもの。會員組織
の理想に一步近づいた譯だ。「株式組織と會員組織」株式組
織取引所はいふ迄もないが、會員組織とは取引員に相當す
るものが互に協力して取引所を設立したもの。現在では名
古屋綿絲布、大阪砂糖、東京砂糖、神戸穀肥、福井人絹の六
取引所が會員組織である。取引所そのものが本来公共機關
であるから非營利法人たる會員組織が理想に適ふ。加ふる
に自治の上に立ち自制を重んずるから取引員の質はよくな
り、營利を目的としないから委託手数料は安く上る。これ
等は理論的に見た會員組織の長所だが、實際は既往に築き
上げた株式組織取引所の力は牢固として抜きがたい。

取引所制度改正問題

〔商工省案〕政府は取引所制
度改善委員會を設け、官僚
のほか學識經驗の士を網羅して改制策を練つてゐる。しか
し肝腎の商工省は漸進主義だ。その志してゐる點も(イ)會
員組織への漸進。(ロ)現物商認可制の採用。(ハ)取引員組合

に法人格を與へること。(ニ)委託者保護のため取引員組合
に積立制を設ける。(ホ)調停委員會の設置。(ヘ)國債市場
の改善位である。「改革所要點」その他の當所株市場禁止問
題、共同擔保制の實施、過當投機抑制問題、短期の繰延制
を改革し實物市場的特色を加へ、投機的色彩を除くことな
どには冷淡である。

共管問題

〔意義〕これは取引所の監督權を商工省の
みとせず、大藏、商工の共同監督に移さう
とする案だ。「賛否對立」取引所制度改善委員會には豫てか
らこの主張があり、最近政府内にも有力に唱へられる。
準戦時より戦時に入つて國債消化政策、金融政策等の關聯
から、理想論としての共管論には賛成者が多い。しかし商
工省方面は傳統的に反對の模様。

長期清算取引

〔語義〕株式商品とも長期は限月取引
である。(限月については「限月短期取引」
月復舊問題」の項参照)この期間内に仕掛けた玉を清算すればよ
いのだ。但し「早受渡制」といふ便法のあることは「マラソ
ン金融」のところでも述べた通り。取引單位十株、建値單位
は十錢である。「立會方法」各市場で區々だ。東株では二百
何十種の上場銘柄を三部(繁忙期は四部)に別ち、各部同時に
蓋を明け、最初の銘柄の當限寄付より中限先限の寄付に及

び、然る後當限の大引に戻つて中先に至る。かうして一銘
柄を終つたのち次の銘柄に移る。但し繁忙期には寄付を統
合して各限一本立會としたこともあつた。大株はすこし行
き方が違ふ。各銘柄各限の寄付立會を行ひ、その一巡後當初
の銘柄に戻つて大引立會に移る。東京流を「小廻り」大阪
流を「大廻り」といふ。(手数料や證據金についてはそれらの項で述
べた通り)

短期清算取引

〔直取引の後身〕短期清算取引が始め
て認可されたのは大正十一年の改正
取引法だ。しかしその實態は昔から存在してゐる。日露戰
後に認可された直取引がそれだ。これは當事者の合意をも
つて賣買契約成立の日より二日以内に受渡しを行ふことを
原則としながら、事實は日歩を拂つて受渡しを繰延べ得る
機構となつてゐる。そして東京や大阪には専門の仲買人が
設けられたが、法令の不備、弱體仲買の存在、放漫な商慣習
等のため百弊續出した。この缺陷を矯め短期決済主義の特
色を發揮させやうとするのが改正法の規ひどころである。
長期同様取引單位は十株、建値は十錢きざみ。「特色」短期
取引の受渡期間は法律上七日以内と限定されてゐるが、事
實各市場で採用してゐるのは翌日受渡制だ。前日の後場と
當日の前場とを一區劃とし、その間の受渡を當日午後二時

迄に行ふのが原則である。しかし實際は繰延制度といふ便
利なものがあつて、三十日を限り受渡しを繰延べ得る。満期
後も手数料を拂へばさらに乗替へが可能だ。(なほ短期取引の
諸機構に就いては「ザラバ取引」「受渡標準値段」「代行會社」の項参照)

實物取引

〔特色〕實物市場は清算市場でない。差金
決済は認めぬ。又清算市場と違つて建株
といふものがない。何を持ち込んで構はぬ。取引方法は相
對賣買が原則で、實際上の要求から糶取引となる時もある。
取引單位は十株以下でもよく、建値も十錢でなくても
よい。「取引所との關係」取引所は實物取引に對し擔保制度
をとつて保證の責に任じない。只一定料金をとつて立會場
を貸すのみ。この取引は市場で口頭又は手振で相手を求め
銘柄、株數、値段を示して取引し、約定が出来た時は連署
で取引所に申告する。取引所はこれを帳場に登錄して取引
の事實を確認するのみ。但しこの登録は何株でもやつてく
れるのではない。朦朧株を持ち込み賣買双方がグルになり
いはゆる「盪廻し」で値を煽ることもあらう。こんなも
のを一々登録して公正な相場のやうに思はせるも面白くな
い。そこで取引所は出來値を登録する株と、しない株とを
區別してゐる。「實物清算」しかしモノには裏がある。實物
取引と雖も融通無碍の清算制度に變化しないとはいへぬ。

手品の種は受渡の履行に猶豫期日のあること。東京十五日大阪七日といふ規定で賣方に與へられた特權だ。本來の趣旨は正株が遠隔地にあつたり、又は急に取寄せがたい場合を豫想した制度だが、この期間中に充分實質上の轉賣買戻しがやれる。「スグ正」さればこそ「スグ正」などと云つて正株を直ぐ提供する場合にプレミアムのつくこともあり得るのだ。しかし實物市場全體からみればこの清算類取引數はさう大きい率を占めてゐまい。

國債取引

〔語義〕證券市場で國債を上場してゐるのは東西二大取引所だけだ。内國債外貨債にも上場される。しかし最近では日銀が國債オペレーションをやつてゐるので、市場の取引は大勢を制する程の方がない。〔長期清算取引〕國債は長期と實物とがある。前者は二ヶ月限月、二十日宛に區切つて當中先と分けてゐる。偶数月は五日と二十五日、奇数月は十五日が受渡期日だ。もちろん期限内の轉賣買戻しは自由である。〔實物取引〕これは株の實物市場と同様の機構だ。建値も長期は十錢刻みだがこの方は五錢刻みであつて、取引單位も長期は内債一萬圓だが、この方はいくらでも構はぬ。

公定相場

〔意味〕取引所の取引値段を特に公定相場といふ。そしてわが取引所法は取引に對

し、命令の定むるところにより、公定相場を決定しこれを公示すべしと規定してゐる。〔内容〕しかし取引所の相場が全部公定相場かといふとさうではない。短期取引の接續商内即ち所謂ザラバや實物取引の出來値は公定相場ぢやない。其他の取引が公定相場である。

取引員

〔語義〕一口にいへば各株式組織取引所の營業部類に屬する物件の賣買を行ふ商人のこと。この取引員以外のものは、取引所で賣買を行へないのである。〔資格〕さて取引員になるには商工大臣の免許を要するのであるが、政府の方では取引所法の規定によつて一定の資格をもつものでなければ免許を與へない。即ち(一)帝國臣民又は帝國法令によつて設立した法人であること。(二)無能力者、家資分散者、除名後五年以内のもの。懲役又は重禁錮一年以上の刑に處せられたもの。其他刑の執行を終り又は執行免除を得て五年を経過しないものは取引員となれない。(三)法人取引員は株式會社にあつては資本の半額以上及び議決權の過半が帝國臣民又は法人であつて、重役の全員を帝國臣民とするものであること、株式會社以外の法人は無責任社員の一部が帝國臣民であることを要件とす。〔免許〕大體上述のこまかい規定になつてゐるが、實際は取引が右の範圍内に於て人選し、取引員組合に諮問して、本

省に内申し、その免許を轉旋するのである。〔種類〕商品取引所は各商品毎に、例へば東京米商ならば米穀部、綿絲部、人絹部等に專屬又は兼營の取引員があり、有價證券取引所には一般取引員、短期取引員、實物取引員、國債取引員がある。一般取引員は他種取引員に比し一番多くの身元保證金を要し、長期清算取引以下短期取引、實物取引、國債取引等の取引員をも兼ねてゐる。

取引員組合

〔語義〕株式組織取引所の取引員は取引所を兼ねてゐるから同時に他組合の組合員でもある。〔役員〕取引員組合は組合員のうちから若干名の委員を選び、更に委員の互選で正副委員長を選ぶ。〔任務〕取引員組合は取引所の諮問機關であると共に取引員の自治機關である。取引員と客筋との間の委託證據金や委託手数料等はこの組合で定める。取引員組合規約の改廢變更、規約違反の處分、委託證據金、代用證券の種類や評價等についても權限をもつてゐるが、これは獨斷專行を許されぬ。必ず取引所理事者の認可を要する。

身元保證金

〔語義〕取引員一身上の變化から生じ得べき取引所の損害填補にあてるため、豫じめ先方に預託しておく資金を身元保證金といふ。これは取引所法第十四條に規定する義務である。〔金額〕その金額は取引所資本金の萬分の五十以下であつて、商工大臣の指定する金額を下り得ない。但し萬分の五十が一萬圓以下の場合は一萬圓の保證金を入れることになつてゐる。〔差等〕これは取引所や上場物件の相違で差等があり、又時代の變化で増減する。〔會員組織取引所の場合〕この場合も本質的には變らないが、取引所との法律的關係が株式組織取引所對取引員と違つてゐるからズツト安い。

長短合併問題

〔意味〕長期取引員と短期取引員の資格を統一しようとする問題。〔長所〕大株取引所は率先して昭和十一年にこれを決行した。大阪は東京と違つて短期取引の多いところ、この長短合併は同市場としても特殊の重大性をもつてゐる。取引員の身元保證金は各地で違ふが、長期は短期より高い(東京は一般取引員十五萬圓短期取引員十萬圓)が、長短合併の結果は長期並みとなり、自ら短期取引員の格を上げるといふのである。

賣買證據金

〔本證據金〕取引員は身元保證金の外に取引の保證として賣買證據金を取引所

におさめる。本證據金とは規定率により現存建玉に應じ賣買双方から徴収するもの。本證又は本敷ともいふ。「追證據金」損勘定が一定額以上になつた時徴収するもの。追證又は追敷とよぶ。相場が元値近くに戻つた時は追證の性質として當然返さねばならぬ。但し短期は日受渡標準値段の差額を決済する所謂爲替勘定だから追證は無用。「定時増證據金」増證又は増敷ともいふ。受渡の履行を確保する目的で受渡玉と建玉とにつき賣買双方から定時に差入れさせる。商品取引所、特に米市場では受渡手續がうるさく往々紛争を生ずるのでよく増證をとる。「臨時増證據金」相場の波が荒い時にとる。受渡の支障を豫防すると共に市場を穩やかにするに役立つ。「豫納證據金」すでに手一杯に相場を張つたものがこれ以上の新規賣買をやるのは危険だと認められる時、その新規賣買分の本證を事前にとる。「割増本證據金」取引員の建玉が一度限度を超えた時、その超過部分又は建玉の全部に對して本證の定率を引上げる。買占めなどによく行はる。

委託證據金

〔語義〕取引員は賣買履行の擔保として客から委託證據金なるものをとる。委託本證據金、委託追證據金、委託増證據金、委託豫納證據金の別があるが、その性質は先述した賣買證據金の場合と同

様だ。「標準」委託證據金は取引員組合で決めるが、その標準は大體賣買證據金の二倍乃至二倍半見當だ。しかしこれはホンの目安に過ぎない。實際は各取引員の自由裁量でさまる。信用のある人からは無敷で註文をとるし、相場師肌の荒つぽい客から規定以上の證據金をとる。「處分玉」相場の変動で委託證據金が不足した時、即ち「敷ぎれ」となつた時は客の建玉を勝手に處分してしまふ。これが所謂處分玉であり、處分することを「首切り」又は「殺す」といふ。

賣買手数料・検査手数料

〔賣買手数料〕取引員は新規賣買に對し、帳入値段に應じて取引所に賣買手数料を拂ふ。委託手数料と區別して場口錢ともいふ。株式取引所では長期、短期、實物、國債で、それ／＼手数料の標準が違ふ。このうち長期清算取引が一番割高だ。とにかく期限が長く、危険率は高いのだから無理もない。「検査手数料」商品取引所では受渡の現品を検査するから、それに要する實費を取引員より徴収せねばならぬ。この料金も矢張り手数料と呼ばれてゐるが、正しくいへば、検査手数料であつて、賣買手数料や委託手数料と性質が違ふ。

委託手数料

〔語義〕お客は委託證據金のほかに賣買毎に委託手数料を拂ふ。これは元來賣

買手数料に仲買口錢を加へたものだから可なり高い。東株取引員組合では百圓につき短期十八錢半、國債十錢だ。しかしどちらも片道率、即ち賣付乃至買付の料金で、轉賣又は買戻しの場合はこの二倍となる。株式長期は往復率で百圓につき四十五錢だ。片道の時は、即ち受渡し分に對しては四十錢八厘である。「玉割り」しかしこれはホンの規則だけだ。一流店は看板通り實行してゐるが、二三流どころは割戻しをやる。これを「玉割り」又は「戻し口錢」といふ。この連中は吞行爲をやるから玉割りでも充分ソロボンが合ふ。「本建手数料」また本建と現落を區別して後者の場合にのみ割引することもある。本建とは正々堂々と取引所につけ出した時のことで、この場合の手数料を「右建手数料」又は「本口錢」とよぶ。「現落手数料」現落とは現場で落すといふ意味であつて、取引所で同一取引員の計算區域の賣と買とを相殺して帳簿から除くといふ意味。この場合の手数料を「現落手数料」又は「現落口錢」といふ。

二重上場禁止問題

〔語義〕短期清算取引の建株は最初はデキ取引時代そのままであつたが、時勢の變化につれてだん／＼變化し、今では長期清算取引の上場株とみなダブつてゐる。つまり同一銘柄の長短二重上場だ。「禁止問題」そこで一とところ短期上場

株は長期市場より撤回せよとよくいはれたが、そのまゝ頼冠りで通してしまつた。

代行會社

〔業務〕短期清算取引の開始された當時は取引員組合が株の受渡しに當つてゐた。しかし今では代行會社がこの事務をとつてゐる。アメリカの取引清算會社と一寸似てゐるわけ。「代行尻」即ち受株より渡株の多い時は買方に代つて株を受け、逆の場合は賣方に代つて株を渡す。そして賣方に渡株代金を支拂つて受株することを「代引」又は「代受」といひ、買方へ渡すべき株を賣方に代つて立替へることを「代渡」といふ。「繰延料」はこの時に生ずる。即ち「順日歩」は株過剰で買方が代行會社に支拂ふ場合の金利であり、「逆日歩」は株不足の時賣方が代行會社に支拂ふ借株料だ。かうして受渡を代行して合せた帳尻を代行尻といふ。代引代渡の差によつて「代引尻」「代渡尻」の語が出る。代引尻の多い時、即ち買方に受株上の故障があると見られるのは相場の悪材料となり、これに反し代渡尻のかさんである時は空賣の多い證據として相場の強材料と見られ易い。

ザラバ取引

〔語義〕短期取引の特徴は「ザラバ取引」又の名「歩み取引」である。寄付と大引との間に間斷なく行はれる一種の接續賣買だ。「取引方